

アジア地域

ASEAN 共同体における
フードバリューチェーン強化の
取り組みに係る
情報収集・確認調査
ファイナルレポート

2023 年 3 月

独立行政法人 国際協力機構（JICA）

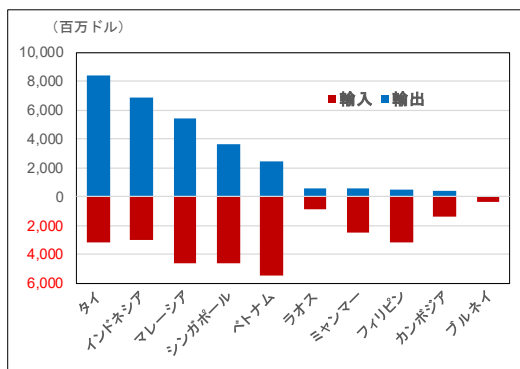
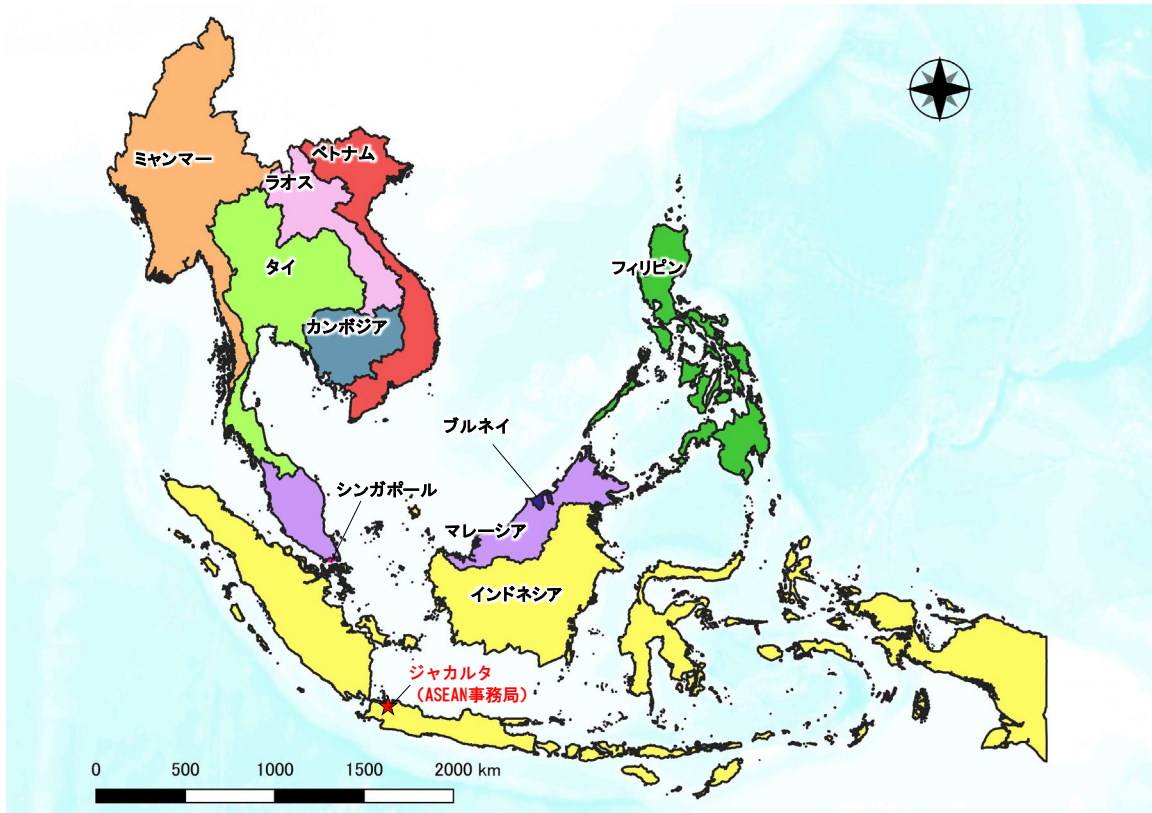
株式会社 三祐コンサルタンツ

日本工営 株式会社

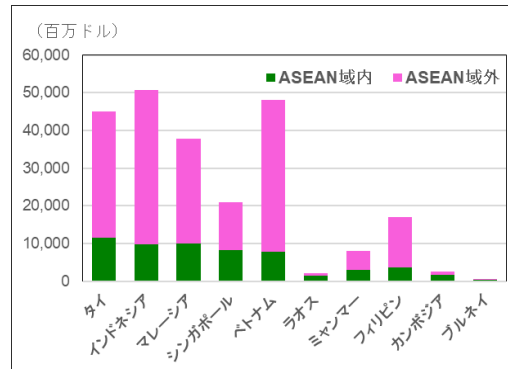
経開
JR
23-076

アジア地域 ASEAN 共同体におけるフードバリューチェーン強化の取り組みに係る 情報収集・確認調査【対象地域位置図】

調査対象地域（ASEAN加盟国）



ASEAN加盟国の農産物・食品の貿易金額（輸出入）



ASEAN加盟国の農産物・食品の輸出・輸入金額

ASEAN加盟国の主な輸入／輸出農産物・食品

国	主な輸入農産物・食品	主な輸出農産物・食品
ブルネイ	米、全粉乳、牛肉	-
カンボジア	巻きたばこ、精糖、麦芽、トウモロコシ、大麦、大豆かす	米、ゴム、バナナ、精糖、キャッサバ澱粉、パーム油、巻きたばこ、粗糖
インドネシア	小麦、大豆かす、精糖、粗糖、綿、大豆、牛肉、たばこ、ココア	パーム油、ゴム、脂肪酸、カーネル油、コーヒー、巻きたばこ、ココア
ラオス	牛、精糖、水牛、米、巻きたばこ、たばこ、コーヒー	ゴム、牛、精糖、乾燥キャッサバ、巻きたばこ、コーヒー、トウモロコシ
マレーシア	ココア、トウモロコシ、ゴム、粗糖、パーム油、大豆かす、米	パーム油、脂肪酸、ゴム、ベストリー、ココア、カーネル油、コーヒー
ミャンマー	パーム油、小麦、大麦、大豆かす、たばこ、精糖	米、乾燥豆、バナナ、ゴマ、トウモロコシ、牛、ゴム、ピンロウジ
フィリピン	小麦、大豆かす、米、コーヒー、油脂類、牛肉、牛乳、鶏肉	バナナ、ココナッツオイル、パイナップル、巻きたばこ、ココナッツ、葉たばこ
シンガポール	巻きたばこ、ワイン、油脂類、ベストリー、チョコレート	巻きたばこ、ココアバター、チョコレート製品
タイ	大豆、大豆かす、小麦、綿、巻きたばこ、乾燥キャッサバ	米、ゴム、鶏肉、粗糖、果実類、精糖
ベトナム	綿、トウモロコシ、大豆、大豆かす、カシューナッツ、小麦、牛、パーム油	カシューナッツ、米、コーヒー、果実類、キャッサバ澱粉、ゴム、コショウ、コーヒー

出典 FAOSTAT (2019)

目 次

位置図

目 次

略語表

図表リスト

第 1 章	業務の概要	1-1
1.1	業務の背景	1-1
1.2	業務の目的	1-1
1.3	調査対象地域	1-2
1.4	調査の方法	1-3
第 2 章	ASEAN の組織・運営	2-1
2.1	ASEAN の組織	2-1
2.1.1	ASEAN 事務局（ASEAN 経済共同体関係）	2-2
2.1.2	部門別開発局 食料・農林業課	2-3
2.1.3	部門別開発局 ASEAN 統合イニシアティブ（IAI）格差是正課	2-4
2.1.4	AMAF	2-4
2.1.5	SOM-AMAF	2-5
2.1.6	本調査の対象とした SOM-AMAF 傘下の組織（作業部会、委員会等）	2-6
2.2	ASEAN の運営	2-13
2.2.1	会議の議決方法とモニタリングシステム	2-13
2.2.2	プロジェクトの形成・実施・評価・完了の流れ	2-13
第 3 章	FVC 強化に関連する ASEAN の重要な政策文書・施策 / ガイドラインについての情報収集と分析	3-1
3.1	ASEAN の FVC 強化に関連する重要な政策文書	3-1
3.1.1	重要な政策文書の要約	3-1
3.1.2	重要な政策文書の相互の関係性	3-15
3.2	FVC 強化の観点から重要な施策及びガイドライン	3-18
3.2.1	ASWGC が主導する諸施策・ガイドライン	3-18
3.2.2	ASWGF _i が主導する諸施策・ガイドライン	3-21
3.2.3	ASCP が主導する諸施策・ガイドライン	3-24
3.2.4	ASWGAC が主導する諸施策・ガイドライン	3-25
第 4 章	FVC 強化に関連する政策・施策の各国での適用状況	4-1
4.1	重要政策の加盟各国における展開状況	4-1
4.1.1	重要政策の選定とその理由	4-1
4.1.2	加盟国での適用状況	4-2
4.2	各 WG における重要施策及び加盟国での適用の度合い	4-4
4.2.1	重要施策の選定とその理由、およびオンライン調査の実施	4-4
4.2.2	重要施策の適用に関する現地調査対象国の選定	4-4

4.3	ASWGC が推進する重要施策の適用状況の分析	4-5
4.3.1	ASWGC が推進する重要施策	4-5
4.3.2	ASWGC の推進する重要施策の適用（取り組み）の度合い	4-6
4.3.3	ASWGC が推進する重要施策の適用に関する現地調査対象国の選定	4-8
4.3.4	適用が効果的に行われている国の状況（タイ）	4-10
4.3.5	適用に課題がある国の状況（ラオス）	4-12
4.3.6	差異が生じた要因の分析	4-15
4.4	ASWGF _i が推進する重要施策の適用状況の分析	4-16
4.4.1	ASWGF _i が推進する重要施策	4-16
4.4.2	ASWGF _i の推進する重要施策の適用（取り組み）の度合い	4-18
4.4.3	ASWGF _i が推進する重要施策の適用に関する現地調査対象国の選定	4-20
4.4.4	適用が効果的に行われている国の状況（インドネシア）	4-21
4.4.5	適用に課題がある国の状況（カンボジア）	4-24
4.4.6	差異が生じた要因の分析	4-26
4.5	ASCP が推進する重要施策の適用状況の分析	4-28
4.5.1	ASCP が推進する重要施策	4-28
4.5.2	ASCP の推進する重要施策の適用（取り組み）の度合い	4-29
4.5.3	ASCP が推進する重要施策の適用に関する現地調査対象国の選定	4-29
4.5.4	適用が効果的に行われている国の状況（インドネシア）	4-30
4.5.5	適用に課題がある国の状況（カンボジア）	4-34
4.5.6	差異が生じた要因の分析	4-36
4.6	ASWGAC が推進する重要施策の適用状況の分析	4-36
4.6.1	ASWGAC が推進する重要施策	4-36
4.6.2	ASWGAC の推進する重要施策の適用（取り組み）の度合い	4-37
4.6.3	ASWGAC が推進する重要施策の適用に関する現地調査対象国の選定	4-38
4.6.4	適用が効果的に行われている国の状況（タイ）	4-49
4.6.5	適用に課題がある国の状況（カンボジア）	4-51
4.6.6	差異が生じた要因の分析	4-52
4.7	適用促進のため ASEAN が提供する支援活動	4-54
4.8	ASEAN 支援に対する期待	4-55
第 5 章	FVC 強化に関する他の開発パートナーとの協力関係に係る分析	5-1
5.1	FVC 強化に関する他の開発パートナーの取組状況	5-1
5.1.1	オーストラリア政府による ASEAN 支援	5-1
5.1.2	FAO による ASEAN 支援	5-2
5.1.3	GIZ による ASEAN 支援	5-3
5.1.4	ASEAN の枠組みで実施されている日本の農林水産省による支援	5-4
5.1.5	SEAFDEC (Southeast Asian Fisheries Development Center) による支援	5-7
5.1.6	日・ASEAN 統合基金 (JAIF : The Japan-ASEAN Integration Fund) による支援	5-7

5.2	他の開発パートナーによる取組みの事例	5-8
5.3	開発パートナーとの協力関係から得られる教訓	5-9
第6章	FVC強化の歴史的要因にかかわる比較考察	6-1
6.1	日本における FVC 強化の歴史的要因	6-1
6.1.1	FVC 強化に係る歴史的区分	6-1
6.1.2	復興期（戦後～1954 年）	6-2
6.1.3	成長期（1955 年～1990 年）	6-4
6.1.4	安定成長期（1991 年～現在）	6-7
6.2	タイにおける FVC 強化の歴史的要因	6-14
6.2.1	FVC 強化に係る歴史的区分	6-14
6.2.2	拡大期（戦後～1979 年）	6-15
6.2.3	集約化期（1980 年～1999 年）	6-17
6.2.4	省力化期（2000 年～現在）	6-20
6.3	FVC 強化の歴史的要因にかかわる比較考察	6-22
第7章	プロジェクトの実施にあたっての留意事項	7-1
7.1	実施体制	7-1
7.1.1	ASEAN 事務局の体制に係る留意事項	7-1
7.1.2	ASEAN 事務局を通じた情報収集に係る留意事項	7-1
7.1.3	SWG の活動の進捗状況の確認について	7-2
7.2	プロジェクト活動上の留意事項	7-2
7.2.1	重要施策に対する各国からの要望	7-2
7.2.2	AMS 間の格差是正に係る取り組み	7-4
7.2.3	ASEAN の事業予算	7-5
7.3	日本 ASEAN 友好協力 50 周年の年に	7-5
資料編		
	プレゼンテーション資料「日本の FVC 強化の歴史的要因」	App-1-1
	プレゼンテーション資料「タイの FVC 強化の歴史的要因」	App-2-1
	日本の戦後 FVC 強化に関連する施策及び出来事一覧	App-3-1
	Summary of Policy Documents.....	App-4-1

略語表

AADCP II	ASEAN-Australia Development Cooperation Program(オーストラリア政府「アセアン-オーストラリア開発協カプログラム」第2期事業)
AARNET	ASEAN Asian Vegetable Research and Development Center Regional Network(野菜研究開発のためのASEAN地域ネットワーク)
ACBF	ASEAN Cooperative Business Forum(アセアン農協ビジネスフォーラム)
ACCAHZ	ASEAN Coordinating Centre for Animal Health and Zoonoses(家畜衛生及び人畜共通疾病の調整センター)
ACCSQ	ASEAN Consultative Committee for Standards and Quality(規格と品質に関するアセアン諮問委員会)
ACEDAC	ASEAN Centre for the Development of Agricultural Cooperatives(アセアン農業協同組合開発センター)
ACFS	National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards, Thailand(タイ国家農産品食品規格基準局)
AC-SPS	ASEAN Committee on Sanitary and Phytosanitary Measures(衛生植物検疫措置にかかるアセアン委員会)
AEC	ASEAN Economic Community(アセアン経済共同体)
AECD	ASEAN Economic Community Department(アセアン経済共同体局)
AEGFS	ASEAN Expert Group on Food Safety(アセアン食品安全専門作業部会)
AEM	ASEAN Economic Ministers(アセアン経済大臣)
AFA	Asian Farmers' Association for Sustainable Rural Development(持続可能な農村開発のためのアジア農家協会)
AFAS	ASEAN Framework Agreement on Services(サービスに関するアセアン枠組協定)
AFCF	ASEAN Fisheries Consultative Forum(アセアン水産業協議フォーラム)
AFOSP	ASEAN Farmer's Organization Support Program(アセアン農家組織支援プログラム)
AFSP	ASEAN Food Safety Policy(アセアン食品安全政策)
AFSRF	ASEAN Food Safety Regulatory Framework(アセアン食品安全規制フレームワーク)
AFTA	ASEAN Free Trade Area(アセアン自由貿易圏)
AGOC	ASEAN Guidelines for Organic Certification(有機認証のASEANガイドライン)
AHC4	ASEAN Health Cluster 4(アセアン第4次健康クラスター)
AHM	ASEAN Health Ministers(アセアン保健大臣)
AIFF	ASEAN Investment Facilitation Framework(アセアン投資促進フレームワーク)
AIFS	ASEAN Integrated Food Security(アセアン統合食の安全保障)
ALRO	The Agricultural Land Reform Office, Thailand(農業協同組合省農地改革局)
AMAF	ASEAN Ministers on Agriculture and Forestry(アセアン農林大臣)
AMR	Antimicrobial Resistance(薬物耐性)
AMS	ASEAN Member States(アセアン加盟国)
ANGKASA	Malaysia National Cooperative Movement(マレーシア、国家協同組合運動)
APSC	ASEAN Political Security Community Council(アセアン安全保障共同体)
ARDB	Agricultural and Rural Development Bank, Cambodia(カンボジア、農業農村開発銀行)
ASA	ASEAN Shrimp Alliance(アセアンエビ連盟)
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations(東南アジア諸国連合)
ASCC	ASEAN Socio-Cultural Community Council(アセアン社会・文化共同体)

ASCP	ASEAN Sanitary and Phyto-sanitary Contact Points(アセアンSPSコンタクトポイント)
ASEC	ASEAN Secretariat(アセアン事務局)
ASEC-DO	ASEAN Secretariat Desk Officer(アセアン事務局事務員)
ASOA	ASEAN Standard for Organic Agriculture(有機農業のアセアン標準)
ASSP	ASEAN-SEAFDEC Strategic Partnership(アセアン-シーフデック連携)
ASWG	ASEAN Sectoral Working Group(アセアン分野別作業部会)
ASWGAC	ASEAN Sectoral Working Group on Crops(アセアン農協作業部会)
ASWGC	ASEAN Sectoral Working Group on Crops(アセアン作物分野作業部会)
ASWGF	ASEAN Sectoral Working Group on Fishery(アセアン水産分野作業部会)
ATIGA	ASEAN Trade in Goods Agreement(アセアン物品貿易協定)
BAAC	Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives, Thailand(タイ、農業・農業協同組合銀行)
BSE	Bovine Spongiform Encephalopathy(牛海綿状脳症)
BRC	British Retail Consortium(英国小売業協会)
CACA	The Cambodia Agricultural Cooperative Alliance(カンボジア、農業協同組合連合)
CDA	Cooperative Development Authority, Philippines(フィリピン、農協開発機構)
CDC	Cooperative Distribution Center, Thailand(タイ、協同組合集配センター)
CDF	Cooperative Development Fund(協同組合開発基金)
CLCO	Central Land Consolidation Office, Thailand(タイ、圃場整備中央局)
CLMV	Cambodia, Laos, Myanmar, and Vietnam(アセアン後発加盟国、左記4か国の総称)
COSTI	ASEAN Committee on Science, Technology and Innovation(科学技術とイノベーション委員会)
CPD	Cooperative Promotion Department, Thailand(タイ、農業協同組合振興局)
CPR	Committee of Permanent Representative of ASEAN(アセアン常任代表委員会)
CSA	Climate Smart Agriculture(気候変動スマート農業)
CSAP	AEC Consolidated Strategic Action Plan(アセアン経済共同体統合戦略的活動計画)
DACP	Department of Agricultural Cooperative Promotion, Cambodia(カンボジア、農業協同組合推進局)
DAD	Department of Aquaculture Development, Cambodia(カンボジア、水産開発局)
DEKOPIN	Dewan Koperasi INDONESIA(インドネシア、協同組合協会)
DFPTQ	Department of Post-Harvest Technology and Quality Control, Cambodia(カンボジア、収穫後処理技術・品質管理局)
DOAE	Department of Agricultural Extension, Thailand(タイ、農業普及局)
DX	Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)
EEZ	Exclusive Economic Zone(排他的経済水域)
EMP	Eleventh Malaysia Plan(第11次マレーシア国家計画)
ERIA	Economic Research Institute for ASEAN and East Asia(東アジア・アセアン経済研究センター)
EWG	Expert Working Group(専門家作業部会)
EWG-GAP	EWG on ASEAN GAP(ASEAN GAP専門家作業部会)
EWG-OA	EWG on Organic Agriculture(有機農業の専門家作業部会)
EWG-PS	EWG on Harmonization of Phytosanitary Measures(植物検疫措置の調和についての専門家作業部会)
FAF	Food, Agriculture, and Forestry(食料・農林業)

FAMA	Federal Agriculture Marketing Authority, Malaysia(マレーシア、中央農業マーケティング公社)
FAO	Food and Agriculture Organization(食料農業機関)
FAORAP	FAO Regional Office for Asia and the Pacific(FAOアジア太平洋地域事務所)
FCG	Fisheries Consultative Group (漁業諮問委員会)
FDA	Food and Drug Authority(インドネシア食品医薬品監督庁)
FGD	Focus Group Discussion(フォーカスグループディスカッション)
FiA	Fisheries Administration, Cambodia(カンボジア、水産庁)
FLEGT	Forest Law Enforcement Governance and Trade(森林法執行行政と貿易)
FOIP	Free and Open Indo-Pacific(自由で開かれたインド太平洋)
FP	Focal Person (フォーカルパーソン)
FSSC	Food Safety System Certification(食品安全システム認証)
FTA	Free Trade Agreement(自由貿易協定)
FVC	Food Value Chain(フードバリューチェーン)
FQIA	Fish Quarantine Inspection Agency, Indonesia(インドネシア、水産物検疫・品質・安全性管理庁)
GAHP	Good Animal Husbandry Practices(畜産生産工程管理)
GAP	Good Agriculture Practice(農業生産工程管理)
GAqP	Good Aquaculture Practice(養殖生産工程管理)
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade(関税及び貿易に関する一般協定)
GDP	Gross Domestic Products(国内総生産)
GESI	Gender Equality and Social Inclusion(ジェンダー平等と社会的包摂)
GFSI	Global Food Safety Initiative(国際食品安全イニシアチブ)
GHQ	General Head Quarter(連合国軍最高司令官総司令部)
GIZ	Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit(ドイツ国際協力公社)
GMO	Genetically Modified Organism(遺伝子組み換え作物)
GQP	Good Quarantine Practice(検疫工程管理)
GRP	Gross Regional Products(域内総生産)
GSB	Government Saving Bank(タイ政府貯蓄銀行)
HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Point
IAI	Initiative for ASEAN Integration(アセアン統合イニシアティブ)
IAQA	Indonesia Agricultural Quarantine Agency(インドネシア農業検疫庁)
ICA	International Cooperatives Alliance(国際協同組合同盟)
ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)
IISD	International Institute for Sustainable Development(国際持続的発展研究所)
IPM	Integrated Pest Management(総合的有害生物管理)
ISO	International Organization for Standardization (国際標準化機構)
IUU	Illegal, Unreported and Unregulated(違法・無報告・無規制)
JA	Japan Agricultural Cooperatives(農業協同組合)
JAIF	Japan-ASEAN Integration Fund(日本・ASEAN統合ファンド)
KPI	Key Performance Indicator(主要評価指標)
MAMRASCA	Mutual Recognition of Agri-food Standards and Conformity Assessment (農業食品標準と適格性評価に関する相互認証)
MARD	Ministry of Agriculture and Rural Development, Vietnam(ベトナム、農業農村開発省)
MCS	Monitoring, Control and Surveillance(モニタリング・統制・監視)
MCSC	Malaysia Cooperative Societies Commission(マレーシア、協働組合委員会)
MDGs	Millennium Development Goals(ミレニアム開発目標)

MOAC	Ministry of Agriculture and Cooperatives, Thailand(タイ、農業協同組合省)
MPI	Ministry of Planning and Investment, Vietnam(ベトナム、計画投資省)
MRA	Mutual Recognition Agreement(相互認証協定)
MRL	Maximum Residue Levels(農薬・動物用医薬品の最大残留基準)
MSME	Micro, Small, and Medium Enterprises(マイクロ・中小企業)
NTM	Non-Tariff Measures(非関税障壁)
OIE	International Epizootic Office(国際獣疫事務局)
OTOP	One Tambon One Product(タイ、一村一品運動)
OVOP	One Village One Product(一村一品運動)
PAM	Project Appraisal Meeting(プロジェクト審査会議)
PFPWG	Prepared Foodstuff Product Working Group(調整済み食品の作業部会)
POA	Plan of Action(活動計画)
POS	Point of Sale System(販売時点情報管理)
PPP	Public Private Partnership(官民連携)
QASAFV	Quality Assurance Systems for ASEAN Fruit and Vegetables(オーストラリア政府「アセアン果樹・野菜のための品質保証システム」事業)
QR	Quick Response(キューアール)
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries (途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強)
REMO	Regional Fisheries Management Organization(地域漁業管理機関)
SAPSMED	Strategic Action Plan for SME Development (中小企業開発に向けた戦略的行動計画)
SCB	Siam Commercial Bank, Thailand(タイ、サイアム商業銀行)
SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)
SDVI	Supply Demand Virtual Information(需要供給バーチャル情報)
SEAFDEC	Southeast Asian Fisheries Development Center(東南アジア水産開発センター)
SFM	Sustainable Forestry Management(持続可能な森林管理)
SME	Small, and Medium Enterprises(中小企業)
SOM	Senior Officials Meeting of ASEAN Ministers(アセアン高級事務レベル会合)
SOM-AMAF	Senior Officials Meeting of ASEAN Ministers on Agriculture and Forestry (アセアン農林水産担当高級事務レベル会合)
SP	Strategic Plan(戦略的計画)
SPA	Strategic Plan of Action(戦略的行動計画)
SPA-AC	Strategic Plan of Action for ASEAN Cooperation in Agriculture Cooperative(農協の戦略的行動計画)
SPA-Crops	Strategic Plan of Action for ASEAN Cooperation on Crops(作物分野の戦略的行動計画)
SPA-Fisheries	Strategic Plan of Action for ASEAN Cooperation on Fisheries(水産分野の戦略的行動計画)
SPA-FS	Strategic Plan of Action on Food Security on ASEAN Region(食料安全保障の戦略的行動計画)
SPS	Sanitary and phytosanitary(衛生植物検疫)
ST	Strategic Thrust(戦略的重点課題)
SWG	Sectoral Working Group(分野別作業部会)
TF	Task Force(タスクフォース)

TFR	Total Fertility Rate(合計特殊出生率)
TOR	Terms of References(委任事項)
UN	United Nations(国際連合)
UNCLOS	United Nations Convention on the Law of the Sea(国連海洋法条約)
UNFSA	United Nations Fish Stock Agreement(国連公海漁業協定)
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization(国際連合工業開発機関)
USAID	United States Agency for International Development(米国国際開発庁)
VCA	Vietnam Cooperative Alliance(ベトナム協同組合同盟)
VSP-FAF	Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry(ASEAN食料・農林業分野のビジョンおよび戦略的計画)
WOAH	World Organization for Animal Health(国際獣疫事務局)
WTO	World Trade Organization(世界貿易機関)

表リスト :

表 1.3.1	ASEAN 加盟国の主要統計指標 (2020)	1-2
表 1.4.1	調査対象のワーキンググループ/委員会	1-3
表 1.4.2	現地調査・国内作業のスケジュール	1-3
表 2.1.1	ASEAN の組織・運営に関する質問票調査概要	2-1
表 3.1.1	FVC 強化に関する主な政策文書.....	3-1
表 3.1.2	CSAP に記載のアクションライン	3-3
表 3.1.3	IAI Work Plan, ASEAN Community Vision 2025 および分野別ワークプランの対応関係..	3-6
表 3.1.4	SPA-Crops の戦略的重点課題とアクションプログラム.....	3-8
表 3.1.5	SPA-Fisheries の戦略的重点課題とアクションプログラム.....	3-10
表 3.1.6	SPA-ASCP の戦略的重点課題とアクションプログラム	3-11
表 3.1.7	SPA-AC の戦略的重点課題とアクションプログラム.....	3-12
表 3.2.1	ASEAN GAP の構成.....	3-18
表 3.2.2	その他の ASWGC が主導するガイドライン・マニュアル	3-20
表 3.2.3	ASEAN-SEAFDEC 連携において 2012 年以降に策定された地域ガイドライン等.....	3-22
表 3.2.4	策定の検討が行われているガイドラインの概要.....	3-23
表 3.2.5	各 SWG の SPS・食品安全分野の戦略的重点課題とアクションプログラム	3-24
表 3.2.6	SPA- AC (2021-2025)における民間投資促進及び金融アクセス改善に関連するアクション プログラム.....	3-25
表 4.1.1	ASEAN 加盟国における国家開発計画	4-2
表 4.1.2	VSP-FAF 2016-2025 と AMS の国家開発計画との整合	4-3
表 4.1.3	AIFS Framework and SPA-FS と AMS の国家開発計画との整合	4-3
表 4.2.1	各 WG における重要施策の選定.....	4-4
表 4.2.2	現地調査 3 の対象国	4-5
表 4.3.1	SPA-Crops (2016-2020) の優先活動の進捗および課題	4-5
表 4.3.2	選定した SPA-Crops (2016-2020) の重要施策の加盟国での取り組み状況.....	4-6
表 4.3.3	ASWGAC が推進する重要施策の各国での適用状況	4-7
表 4.3.4	国内 GAP の普及状況	4-9
表 4.3.5	作物 WG の重要施策に関する現地調査対象国の候補	4-9
表 4.3.6	FGD によって特定された課題 (作物 WG、タイ)	4-11
表 4.3.7	Lao-GAP の行政に関わる農業局の主な下部組織.....	4-12
表 4.3.8	FGD によって特定された課題 (作物 WG、ラオス)	4-14
表 4.3.9	地域認証システムの推進に係る国内の適応状況の比較 (タイ・ラオス)	4-15
表 4.4.1	第 24 回 FCG/ASSP 会議における ASEAN-JICA FVC プロジェクトに関する言及.....	4-16
表 4.4.2	SPA-Fisheries (2016-2020) の Activity 2.3.3 の内容	4-17
表 4.4.3	SPA-Fisheries (2021-2025) の Activity 2.3.1 の内容	4-18
表 4.4.4	選定した SPA-Fisheries (2016-2020) の重要施策の加盟国での取り組み状況.....	4-19
表 4.4.5	主な地域漁業管理機関への ASEAN 諸国の加盟状況	4-20
表 4.4.6	水産 WG の重要施策に関する現地調査対象国の候補	4-21
表 4.4.7	水産物検疫に関する各種法令等	4-21
表 4.4.8	FGD において特定された課題 (政府)	4-23
表 4.4.9	FGD において特定された課題 (民間)	4-24
表 4.4.10	FGD において特定された課題 (政府)	4-26

表 4.4.11	FGD において特定された課題（民間）	4-26
表 4.4.12	2 カ国の水産行政の比較	4-27
表 4.5.1	SPA-Crops の SPS 分野に関する優先活動の進捗および課題	4-28
表 4.5.2	ASCP が推進する重要施策の各国での適用状況	4-29
表 4.5.3	SPS コンタクトポイントの重要施策に関する現地調査対象国の候補	4-30
表 4.5.4	SPS コンタクトポイントの重要施策に関する現地調査対象国	4-30
表 4.5.5	SPS（動植物検疫、食品安全）に関連する政府機関	4-31
表 4.5.6	植物検疫に関する主要法令	4-31
表 4.5.7	動物検疫に関する主要法令	4-32
表 4.5.8	FGD にて特定された課題	4-33
表 4.5.9	植物検疫に関する主要法令	4-34
表 4.5.10	SPS（動植物検疫、食品安全）に関連する政府機関	4-35
表 4.5.11	FGD にて特定された課題	4-35
表 4.6.1	ASWGAC が推進する重要施策の各国での適用状況	4-37
表 5.1.1	近年の FAO による ASEAN 協力の取り組みと概要	5-3
表 6.2.1	タイの農業発展のステージ	6-14
表 6.2.2	FVC に影響を与えた主要な出来事	6-15
表 6.2.3	タイにおける主要なスーパーマーケット	6-19
表 6.2.4	タイにおける主要なフードデリバリーサービス	6-22
表 6.3.1	日本とタイの FVC 強化の歴史的変遷の比較	6-26

図リスト：

図 1.3.1	ASEAN 諸国の 1 人当たり GDP	1-2
図 2.1.1	ASEAN の調整メカニズム	2-2
図 2.1.2	AEC に連なる ASEAN 事務局機構図	2-2
図 2.1.3	AMAF の組織図（2020 年 3 月現在）	2-5
図 2.1.4	ASCP の調整メカニズム	2-9
図 2.2.1	ASEAN 協力プロジェクトの基本的な流れ	2-14
図 3.1.1	IAI ワークプランの構成	3-7
図 3.1.2	ASEAN Framework の概要	3-13
図 3.1.3	主たる実施主体の区分に基づく政策文書の相互の関係性	3-17
図 3.2.1	ASEAN GAP Official Control Manual の目次構成	3-20
図 3.2.2	ASEAN GAP Certification Manual の目次構成	3-20
図 4.4.1	Good Quarantine Practices（GQP）	4-22
図 4.4.2	GQP に基づいた水産物輸出手順	4-22
図 4.4.3	高リスク水産物の輸入手順	4-23
図 4.4.4	中リスク水産物の輸入手順	4-23
図 4.4.5	低リスク水産物の輸入手順	4-23
図 4.4.6	水産物検査ガイドライン	4-25
図 4.5.1	インドネシアにおける食品の流通と関連行政機関の管轄	4-31
図 5.3.1	CB プロジェクトにおける評価	5-10
図 6.1.1	戦後日本の人口、産業別就業者、1 人当たり国民所得の推移	6-1
図 6.1.2	復興期前後の米収穫量と人口の推移	6-2

図 6.1.3	農地改革による農地保有区分別農家数（全国）の変化.....	6-3
図 6.1.4	1人当たり国民所得（名目）と国内農業生産額、輸入農産物の推移.....	6-5
図 6.1.5	飲食費の産業別支出金額構成の推移.....	6-8
図 6.1.6	モーダルシフトについて.....	6-9
図 6.1.7	日本における GAP 認証経営体の推移.....	6-12
図 6.1.8	1人1か月当たりの食料消費支出額の推移.....	6-13
図 6.2.1	タイの農業発展のステージ.....	6-14
図 6.2.2	タイにおける収穫面積と人口の推移.....	6-14
図 6.2.3	タイにおける主な食品関連認証.....	6-21

Box リスト :

Box 3.2.1	RES&POA と SPA-Fisheries の関係性.....	3-21
Box 4.4.1	地域漁業管理機関.....	4-20

第1章 業務の概要

1.1 業務の背景

多くの途上国では小規模農家が食料生産を支えているが、都市化や工業化により農業人口の割合は近年減少傾向にある。食料の安定的な供給には、小規模農家が農業で持続的に生計を立てられるようにすることが不可欠であるが、市場ニーズに基づく営農が出来ていないことから、農業生産の拡大が必ずしも農業所得の向上に繋がっていないケースが多い。この背景には、小規模農家がこれまで続けてきたプロダクトアウト型の生産があると分析されており、「農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を繋ぐことで、食を基軸とする付加価値の連鎖を繋ぐこと」、すなわちフードバリューチェーン（以下、FVC）の構築が重要であるとの認識が世界的に広まっている。

東南アジア地域に目を転じると、経済成長に伴う中間層の拡大につれて、食に対する消費者ニーズが多様化・増大している。世銀のデータによれば、2016年から2021年にかけて、シンガポールを除く9か国の名目GDPは約23,257億米ドルから29,505億米ドルへと増加傾向を示しており、マーケットインに基づくFVCが徐々に構築されつつある。この傾向をさらに加速化させるには、生産・加工・流通・販売までの、上流から下流に至る経済の流れにおける情報の非対称性を緩和し、FVC関係者のネットワークを形成し、関係者間に一定の信頼関係を醸成することが重要である。

東南アジア域内各国はかかる現状下、FVC強化・構築のために様々な取り組みを行っているが、それに加え、域内10か国からなる東南アジア諸国連合（以下、ASEAN）もFVCに着目し、加盟国に共通あるいは横断的な課題に対して共同体として政策的な方向性を示し、ガイドラインを作成するなどして、域内の調和のとれた農業・農村開発を目指している。

この流れに沿ってASEANから日本政府に対し、FVC強化を目的とした技術協力プロジェクト（「ASEAN・JICAフードバリューチェーン開発支援プロジェクト」、以下「ASEAN FVCプロジェクト」と表記する）が要請され、採択された。本調査は、FVC構築・強化に向けたASEAN共同体の取り組みの全体像を明らかにしていくことで、ASEANの中心性や一体性を重視したASEAN共同体との協力案件実現に結び付けるべく、また、2019年1月から2020年5月にかけて実施された、「ASEAN-JICAフードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査」の結果を踏まえ、それ以降の情報をアップデートするべく、実施されることとなった。

1.2 業務の目的

東南アジア地域において包括的かつ持続的なFVCを構築し、もって農村部住民の生計向上及び食料安定供給に貢献することを企図して、国際協力機構（JICA）が予定しているASEAN共同体に対する技術協力プロジェクトの円滑な実施に必要な・有用な情報を収集・分析することを目的とする。また併せて、FVCの発展には社会的・経済的環境が強い影響を及ぼすと考えられることから、日本とタイの歴史的変遷をたどることにより、ASEAN全体のFVC強化の方向性を見定める参考資料を得る。その上で、本件業務のアウトプットとして、ASEAN共同体をカウンターパートとして技術協力を実施する場合の留意点について取りまとめる。

1.3 調査対象地域

調査の対象はASEAN共同体、ASEAN加盟諸国、ASEAN事務局が主であるが、わが国におけるFVC構築・強化の歴史的経緯を比較対象とするために、日本も調査対象とする。

ASEANは、東南アジア地域の10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）から成る地域協力機構である。加盟10か国は国土の広さ、人口規模、政治体制、経済体制、宗教、言語など、いずれも大きく異なっており、多様性に特徴づけられる。また、日本政府が主導する「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）構想では、ASEANは地政学的に極めて重要な位置に存在しており、ASEANとの協力はFOIP成功のカギとされている。

ASEAN10か国で国土面積は約449万平方キロメートル（日本の約12倍）、人口は約6億6千万人（日本の約5倍）、名目国内総生産は約2兆9,978億ドル（日本の約半分）である。近年の実質GDP成長率は平均5%弱という高い成長率を見せ、「開かれた成長センター」となる潜在力が注目されている。ただし、コロナ禍の影響により2020年の実質GDP成長率はブルネイ、ラオス、ミャンマー、ベトナムを除いて軒並みマイナス成長となっており、早期の回復が各国共通の重要課題となっている。

表 1.3.1 ASEAN 加盟国の主要統計指標（2020）

指標	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
面積 (km ²)	5,765	181,035	1,916,862	236,800	329,131	676,577	300,000	728	513,139	331,236
人口 (千)	453.6	16,338	270,203	7,231	32,584	54,817	108,772	5,685	68,127	97,582
人口密度 (人/km ²)	78.7	90.2	141.0	30.5	99.0	81.0	362.6	7,810.2	132.8	294.6
名目GDP (百万US\$)	12,000	25,377	1,059,146	19,062	337,287	70,177	361,519	339,925	501,543	271,799
人口一人当たり名目GDP	25,885	1,528	3,928	2,636	10,328	1,285	3,323	59,784	7,361	2,785
実質GDP成長率 (%)	1.2	-3.1	-2.1	3.3	-5.6	3.2	-9.5	-5.4	-6.1	2.9
都市人口比率 (%)	78.3	35.7	56.7	36.3	76.7	29.9	47.4	100.0	51.4	36.8
直接投資流入額 (百万US\$)	577	3,625	18,581	968	3,512	1,907	6,542	90,598	-4,768	15,800

出典：ASEAN Statistical Leaflet (2021)およびASEANstatsから調査団が整理

後発ASEAN加盟国のCLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの4か国）と他の6か国の間には大きな経済格差があり、例えば一人当たりGDP（購買力評価）ではシンガポールとミャンマーの間には27倍もの差がある。

ASEAN憲章の第1条に「ASEAN域内での貧困を削減し、発展の格差を縮小する」と記載されているとおり、地域内格差の是正や貧困削減、規格・基準づくりやガイドラインの作成、各国・地域の有効政策やベストプラクティスの集積、国境をまたぐ地域的なアプローチが必要な課題（例：病虫害、気候変動解析）への対応などを通じて、地域全体と

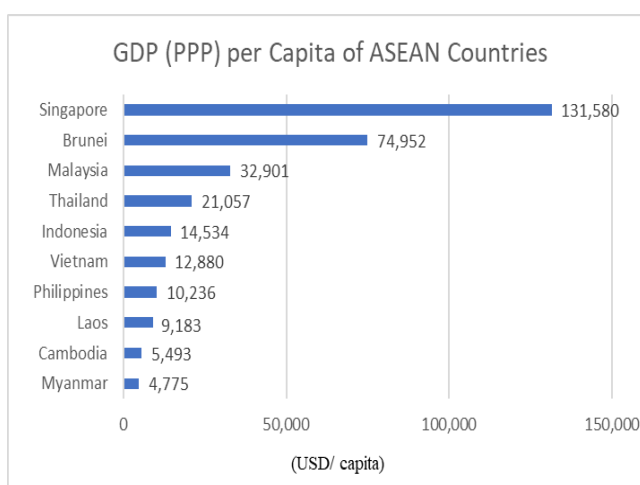


図 1.3.1 ASEAN 諸国の 1 人当たり GDP (購買力平価換算)

出典：World Bank Open Data

しての底上げを図ることがASEAN共同体の重要な役割である。

1.4 調査の方法

本調査は、「ASEAN FVCプロジェクト」実施にあたって理解しておくべきASEANの組織としての実態、具体的にはASEAN共同体、特に農林水産担当高級事務レベル会合（SOM-AMAF: Senior Officials Meeting of ASEAN Ministers on Agriculture and Forestry）、分野別作業部会（SWGs: Sectoral Working Groups）、ASEAN事務局（ASEC: ASEAN Secretariat）の組織、機能、運営体制、意思決定メカニズム等を明らかにすることに主眼を置いている。

SOM-AMAFの下には各種作業部会・委員会があり、とりわけ実施予定の技術協力プロジェクトと関連が深い①作物作業部会（ASWGC: ASEAN Sectorial Working Group on Crops）、②水産物作業部会（ASWGF: ASEAN Sectorial Working Group on Fisheries）、③SPS（Sanitary & Phytosanitary）委員会およびSPSフォーカルポイント（AC-SPS: ASEAN Committee on Sanitary & Phytosanitary MeasuresおよびContact Points）、④農協作業部会（ASWGAC: ASEAN Sectorial Working Group on Agricultural Cooperatives）の4つのSWG/委員会とその関係者を本件業務の主たる調査対象とした。加えて、FVC構築の観点から重要と思われる組織については、下部組織である専門作業部会等の活動内容についても確認を行った。

表 1.4.1 調査対象のワーキンググループ/委員会

ワーキンググループ名	設立年	機能
作物作業部会 ASEAN Sectorial Working Group on Crops (ASWGC)	1997	貿易強化を含む、地域における農作物分野の促進を目的とした支援政策の開発および提供を行う。
水産物作業部会 ASEAN Sectorial Working Group on Fisheries (ASWGF)	1997	ASEAN 地域の水産にかかる定期的なレビュー、効果的な情報交換手段の開発、ASEAN 漁業政策の協調と調和の促進、水産業の健全な発展促進のための関係国・グループ・国際機関との協力分野の特定を担う。
SPS 委員会および SPS フォーカルポイント ASEAN Committee on Sanitary & Phytosanitary Measures (AC-SPS) 並びに ASEAN Sanitary and Phytosanitary Contact Points (ASCP)	2011 2012	AMAF 下にあるすべての関連 WG による SPS 措置に関する調和努力の調整を担っており、分野横断的役割を持つ。AC-SPS は ASEAN における SPS 措置に関する重要な制度的取り決めを行う委員会であり、ASCP を通じて ASEAN 域内の SPS に関する問題の情報交換と協力に関する責任を担う。
農協作業部会 ASEAN Sectorial Working Group on Agricultural Cooperatives (ASWGAC)	2000	ASEAN 地域の農業協同組合の状況について定期的なレビュー、政策・制度の変更、ベストプラクティスや経験の交換、能力開発を通じて、農業協同組合の発展を促進する。

出典：ASEAN事務局

調査は、以下のスケジュールにて実施した。

表 1.4.2 現地調査・国内作業のスケジュール

調査	時期	対象	箇所数	内容
現地調査 1	2022 年 8-9 月	ASEAN 事務局	1 か国（インドネシア）	説明協議、協力依頼、情報収集、4SWG 議長国との調整
国内作業 1	2022 年 8-9 月	ASEAN 事務局、AEC の関連組織、4SWG 議長国	9 件の質問票の送付	ASEAN 事務局、部門別開発局（食料・農林業課、IAI 格差是正課）、市場統合局、SOM-AMAF、4 つの WG に対しての質問票の送付と回答の確認・整理
現地調査 2	2022 年 9-10 月	4SWG 議長国	3 か国（インドネシア、フィリピン、ベトナム）	説明協議、協力依頼、主たる施策調査、4SWG メンバー国との調整
国内作業 2	2022 年 10-12 月	4SWG メンバー	10 か国（加盟国全て）×4 分野および日本	4 分野での質問票・オンライン調査、現地調査対象国選定、日本の歴史的変遷に関するレビュー
現地調査 3	2022 年 12 月	4 分野の詳細調査対象国	4 か国（タイ、インドネシア、ラオス、	各分野に関する各国での指針適用状況調査（それぞれの分野で、施策の適用によって

調査	時期	対象	箇所数	内容
			カンボジア)	高い効果が認められる国と適用が滞っている国を抽出)
現地調査 4	2022 年 11-12 月	レビュー対象国	1 か国 (タイ)	FVC 強化の歴史的変遷のレビュー

出典：JICA調査団

第2章 ASEAN の組織・運営

ASEAN農林水産担当高級事務レベル会合（SOM-AMAF）と傘下の作業部会について、それぞれの役割、機能、メンバー、主要な活動等の基礎情報を収集した。主要なASEAN事務局（ASEC）の関連組織とASEAN農林大臣会合（AMAF）の関連作業部会に対する質問票の送付を2022年8月に実施し（表2.1.1）、それを踏まえて9月から10月にかけて日本人調査団員が加盟国を訪問し、ASEAN事務局や各国フォーカルポイントに対して聞き取りを実施した（訪問国：インドネシア、フィリピン、ベトナム）。その結果を取りまとめた内容を中心に報告する。

表 2.1.1 ASEAN の組織・運営に関する質問票調査概要

番号	質問票送付先	質問項目
Q-1	ASEAN事務局（ASEC）	機能、任務、組織、関連する政策文書
Q-2	ASEAN農林水産担当高級事務レベル会合（SOM-AMAF）	機能、任務、組織、意思決定の方法、モニタリング方法、課題、加盟国のコンタクト情報
Q-3-1	作物作業部会（ASWGC）	機能、任務、組織、活動、意思決定の方法、その他のワーキンググループとの関係性、モニタリング方法、課題、加盟国のコンタクト情報
Q-3-2	水産作業部会（ASWGF）	
Q-3-3	SPSコンタクトポイント（ASCP）	
Q-3-4	農協作業部会（ASWGAC）	
Q-4-1	部門別開発局 食料・農林業課	機能、任務、組織、他ドナーとの連携、モニタリング方法、議長国の役割、その他ワークプランとの関係性
Q-4-2	部門別開発局 ASEAN統合イニシアティブ・開発格差是正課	役割、任務、組織、モニタリング方法、課題
Q-4-3	市場統合局 基準・適合課	

出典：JICA調査団

2.1 ASEAN の組織

ASEANは、1967年に設立された東南アジア地域の国々が加盟する地域協力機構である。当初はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国が加盟し、1984年にブルネイが加盟、その後1999年までに後発加盟国4か国（CLMV: Cambodia, Laos, Myanmar, Vietnam）が加盟し、現在のASEAN10か国を構成している。

2008年に発効したASEAN憲章の第3条により、ASEANは地域機構としての法人格を有したことで、国際約束の相手方となることが可能となった。また、2015年末にはASEAN共同体の設立を宣言し、ASEAN憲章第4章によると、ASEANは 1) ASEAN共同体、2) ASEAN加盟国、3) ASEAN事務局により運営されることとなった。ASEAN共同体は、ASEAN安全保障共同体（APSC: ASEAN Political Security Community Council）、ASEAN経済共同体（AEC: ASEAN Economic Community）、ASEAN社会・文化共同体（ASCC: ASEAN Socio-Cultural Community Council）の3つの柱から構成されている。

この各柱に係る課題は、異なるレベルの組織・委員会で取り扱われる。これら組織・委員会がASEAN調整評議会（ASEAN Coordinating Council）、ASEAN事務局と連携して以下のような調整メカニズムに基づき課題に対処している（図2.1.1）。ASEAN憲章によると、その調整メカニズムは以下の組織により運営される。

- 1) ASEAN外部委員会（第3国にある委員会、国際機関）
- 2) ASEAN各国事務局
- 3) ASEAN常任代表（CPR: Committee of Permanent Representative of ASEAN）
- 4) ASEAN事務局長及び事務局

- 5) ASEANセクター別大臣会合（AMAFなど）
- 6) ASEANコミュニティー評議会（3分野）
- 7) ASEAN調整評議会
- 8) ASEANサミット

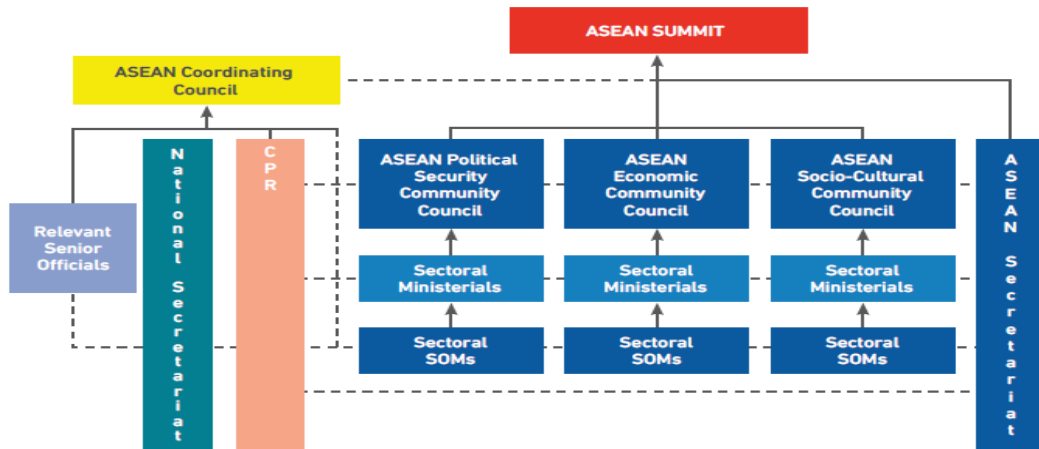


図 2.1.1 ASEAN の調整メカニズム

出典: ASEAN Foundation(ASEAN憲章第15条機関)のMODEL ASEAN MEETING:A GUIDEBOOK (2020) 12頁

2.1.1 ASEAN 事務局（ASEAN 経済共同体関係）

ASEAN事務局は、1976年に当時のASEAN外務大臣により設立され、その設立協定によると、その任務は、「ASEAN内の機関の調整が効率的に行われるようにするとともに、ASEANプロジェクトの効果的な実施及び活動が行われるようにすること」とされている。ASEAN事務局の、ASEAN経済共同体傘下の機関は、図2.1.2のような内部組織により運営されている。

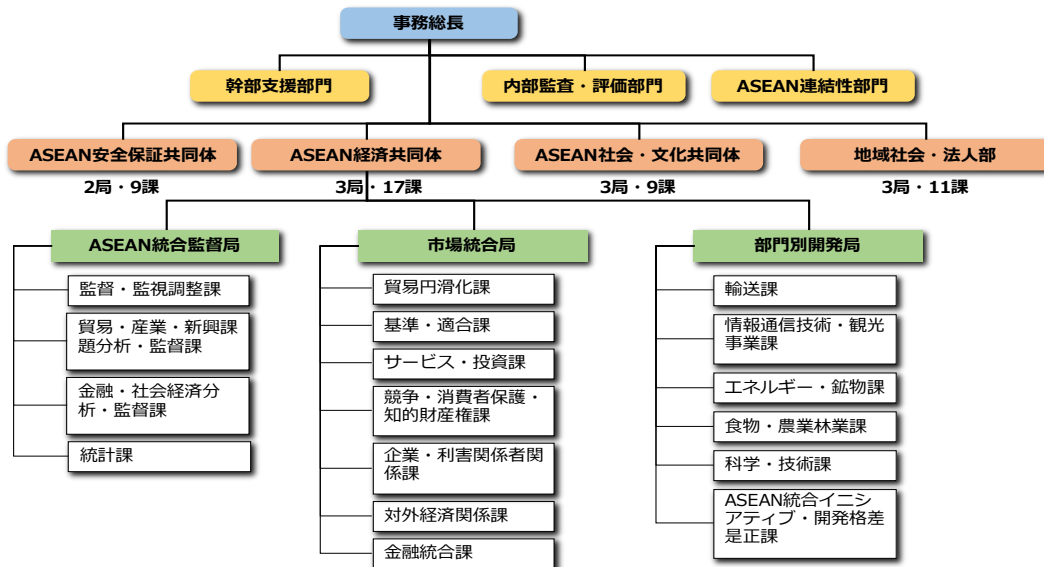


図 2.1.2 AEC に連なる ASEAN 事務局機構図

出典: ASEAN事務局

具体的には、ASEAN事務局は以下の事務を行うこととされている。

- 1) 政府会合の長、ASEAN 大臣会合議長、常任委員会議長に対し、責任を持ってその会合が行

われるようにする。

- 2) 締約国に対する直接の連絡を取る権限を有する。
- 3) ASEAN の協力計画 (3 年) を作成しモニタリングを通じ ASEAN の活動を推進、調整する。
- 4) 技術協力活動の計画、調整、管理を行う。
- 5) ASEAN 委員会、その関連組織、国際組織との正式な連絡チャンネルとしての機能を果たす。
- 6) ASEAN 協力の枠組みで設立された基金を管理する。
- 7) 年次報告を作成し、ASEAN 大臣会合に提出する。

事務局職員の専門性を確保する観点から、オープンな採用を原則とすることが、1992年のシンガポールサミットにおいて合意されている。現在2名の事務局次長が置かれており、うち1名は内部組織管理、1名は運営・政策を受け持っている。内部組織管理には、総務、財務、人事、広報、ITなどの業務を行う課が、運営・政策には財政協力とマクロ経済監視のタスクフォース、経済・機能協力、貿易、投資・サービス、プログラム調整、対外関係などの業務を行う課がそれぞれ置かれている¹。

2.1.2 部門別開発局 食料・農林業課

食料・農林業課は、ASEANにおける食料、農業及び林業セクターの発展、同セクターのプログラム・プロジェクトの実施を監督するとされている。具体的には、SOM-AMAF (後述) とその下部組織 (作業部会等) の会議の開催支援 (例: 議題の用意、議事録作成など)、ASEANにおける食料、農業及び林業セクターの発展に係るプログラム等の実施について、進行管理、評価、報告書作成などの管理業務を関係国・資金提供機関と共に行うこととされている。

特に、SWG、EWG (Expert Working Group) などの下部組織はそれぞれの事務局を有しているわけではなく、リード国が事務局業務を請け負う一部の場合を除いて、多くは同課が議事録や各活動のモニタリング・評価報告を用意する。農業・林業関係のStrategic Plan of Action (SPA)のモニタリング・評価のための報告は、同課が毎年用意する。毎年の報告の他、節目の年 (例えば5か年計画の最終年) には外部コンサルタントを雇用し、各付属組織からの毎年の評価報告を基に、同コンサルタントが関係加盟国を訪問し、関係者への面談を通じて独立して作成する。これらの報告は第三者には開示されない。それら報告は、SOM-AMAFさらにAMAFにより承認される。

2022年8月時点での食料・農林業課の組織は、課長 (課長業務の他、畜産担当) 1名の下、3名のシニアオフィサー (作物・SPS担当1名、林業・農協担当1名、水産・ハラール・遺伝子組換え作物 (GMO) 担当1名)、3名のオフィサー (畜産担当1名、林業・農協担当1名、作物・水産担当1名) 及び秘書1名となっている。なお、事務局内では、このような特定の所掌範囲を持つオフィサーをASEC Desk Officer (ASEC-DO) と称している。

同課は、各SPAにある各活動の実施の管理を行っているが、その一つの事例として、SPA on Agricultural Cooperativeにおいて、日本の農林水産省の拠出金を得て現在実施が継続されている能力構築プロジェクトを例示する。本プロジェクトでは、各種トレーニングコース、セミナー、日本人専門家の派遣を通じて、メンバー国の政府職員、農協職員などの能力構築に寄与してきた。テーマは農協活動の強化に関するものが中心であるが、FVCの定義、各国FVCの事例研究などその活動は多岐にわたる。全国農業協同組合中央会の協力を得て、日本全国の農協の中からテーマ

¹ <https://asean.org/the-asean-secretariat-basic-mandate-functions-and-composition/>

に沿った営農指導が可能な専門家を1～3週間程度招請している。農協以外からも関係の専門団体、機関から専門家が派遣されている。同課が担うのは、実施においては、参加国との連絡調整、課題設定などであり、そのモニタリング・評価について、実施機関と共同で報告書を作成している。さらに同課が、各トレーニング前後に参加者に対し評価試験を行い、能力が向上したかどうかを確認している。

他の活動実施管理の事例としては、SPA on Cropsの活動項目の中には、ASEAN GAP (Good Agricultural Practice) の推進があるが、その関連で、食料・農林業課のシニアオフィサーが活動対象国のGAPの担当官に直接指導を行うこともありASEAN GAPの理解を深めるのに努力していることも確認された。

2.1.3 部門別開発局 ASEAN 統合イニシアティブ (IAI) ・開発格差是正課

ASEAN統合イニシアティブ (IAI: Initiative for ASEAN Integration) ・開発格差是正課の役割は、IAIタスクフォースの事務局としてIAIワークプランに記載のプロジェクトの形成、活動実施の監視・調整、および大メコン地域のようなサブリジョンとの協力強化などである。IAI ワークプラン (2021-2025) には5つの戦略分野 (食料・農業、貿易円滑化、中小企業、教育、健康・福祉) が示され、食料・農業分野は筆頭である。同課では、これら5つの戦略分野に係るプロジェクトの実施などを通じて、CLMVの要求やニーズに込えている。2022年6月時点で、4.87百万米ドルの予算により46のプロジェクトが実施されており、5つの戦略領域の活動24のうち12の活動に、また4つの促進活動のうち3つに対応している。第3次IAIワークプランにおいては、2016年9月から2021年7月の間に12のプロジェクトが実施され、これらは現在もASEAN事務局によりモニタリング中である。

同課のプロジェクトのモニタリング・評価は、ASEAN事務局によるWork Planのモニタリング・評価とプロジェクト提案者・実施者等によるモニタリング報告に基づき、IAIタスクフォースが行う。

IAI ・開発格差是正課は、ASEANパートナーとIAIタスクフォースの検討会議の開催を支援しつつ、上記のようなプロジェクトのモニタリング・評価に関わることを通じて、各ドナーの関心や必要なプロジェクトの手續きに関する知見を蓄積することにより、ドナーからの支援の確保に貢献している。また、加盟国は、IAIプロジェクトのクライテリア (CLMVのうち2ヵ国以上が受益等) に沿って、プロジェクトを提案することにより、IAIプロジェクトとして認知される。

5つの戦略領域は、AEC及びASCCの両方に跨る領域である一方、同課は技術的にはAECの柱に属している。そのため、ASCCの柱に属する課との連携が希薄になり、ASCCの課題について、十分把握していないことがある。

2.1.4 AMAF

ASEANにはAECの柱の下に、ASEANセクター別大臣会合の一つとして食料・農林業協力推進に資する活動を実施するための組織であるASEAN農林大臣会合 (AMAF: the ASEAN Ministers on Agriculture and Forestry) があり、その会合を、ASEAN農林水産担当高級事務レベル会合 (SOM-AMAF: Senior Officials Meeting of the ASEAN Ministers on Agriculture and Forestry) が直接支援を行い、さらにその下に49のサブセクター別作業部会 (ASWG: ASEAN Sectoral Working Group)、専門家作業部会 (EWG: Experts Working Group) およびタスクフォース (TF: Task Force) 等が設置され

ている (図2.1.3)。

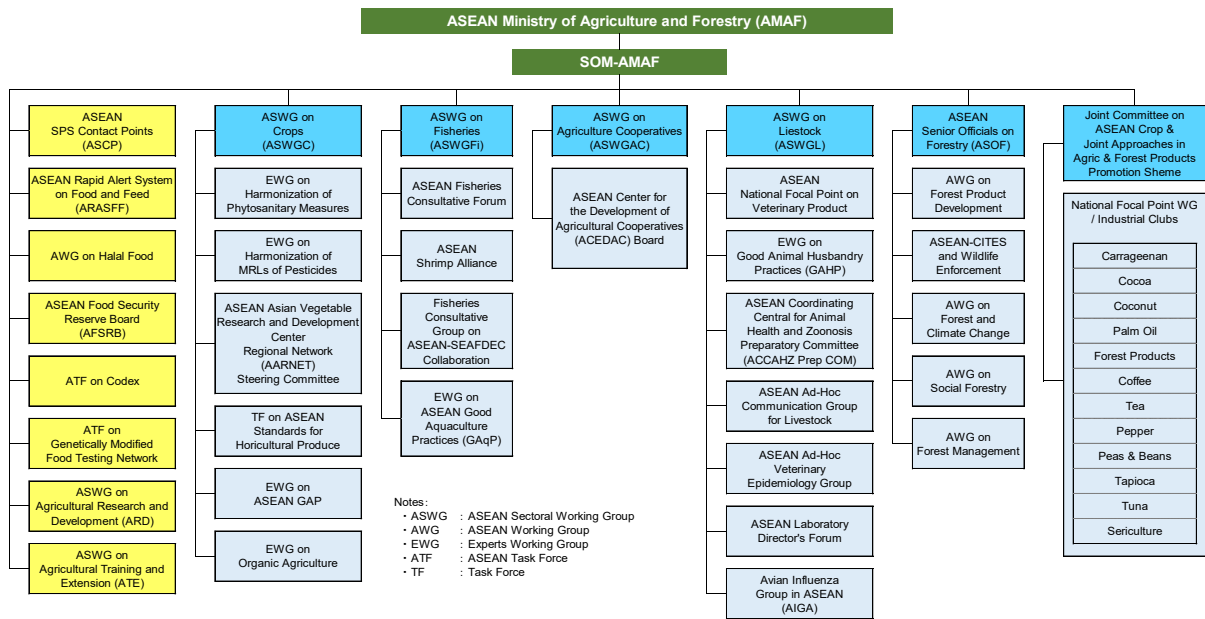


図 2.1.3 AMAF の組織図 (2020 年 3 月現在)

出典: ASEAN事務局

2.1.5 SOM-AMAF

その任務は、AMAF傘下の組織に対し、政策上の指導や指示を行うことにより、食料・農林業セクターに関係する課題に対策を講じること、並びに、ASEANにおいて同セクターが競争力を有し、統合され、強靱で、持続性を有することにより、ミレニアム開発目標 (MDGs: Millennium Development Goals) とその後継の持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)、国連のゼロ飢餓の目標を達成することに貢献することである。

具体的な業務は以下のとおり。

- 1) 「ASEAN食料・農林業分野のビジョンおよび戦略的計画」(VSP-FAF) や「AECブループリント」に沿って、域内の食料・農林業セクターの状況をモニター、定期的レビューを行う。
- 2) 域内及びグローバルなレベルにおける食料・農林業の短期的・長期的見通しに基づく協力に対する政策的ガイドラインを提供する。
- 3) 食料・農林業セクターにおける加盟国間の情報交換を強化する。
- 4) 加盟国間、対話パートナー、地域・国際機関との協力を強化する。
- 5) 食料・農林業に関する地域的課題、国際的課題に対するSOM-AMAFの立場を他セクターの高級事務レベル会合 (SOM) に理解してもらうように説明する。
- 6) 持続的農業の発展・革新、経済統合と市場アクセスを促進するような政策や、食料・栄養の確保、小規模生産者や中小企業 (SME) の支援、食料・農林業セクターに影響する国際的・地域的課題に対するASEANの共同アプローチの強化を進めるような政策を提案する。
- 7) 承認されたプロジェクトや活動の実施における進捗をモニター・評価する。
- 8) リソースの動員や食料・農林業における戦略的活動計画の効果的実施を確保することの一環として、民間セクター、市民社会組織、その他関係者とのパートナーシップを促進する。

SOM-AMAFは議長・副議長・事務局 (議長国の事務担当者)・SWGなどの付属組織により構成

されており、それぞれの役割は下記のとおり。

- 1) 議長；
 - a. SOM-AMAF会議の運営；会議の招集、会議の構成・アレンジの監督、会議の進行。同会議の議題は、ASEAN事務局の食料・農林業課が各国からの提案事項を入れて、会議の2か月前に用意する。会議議事録も同食料・農林業課が作成する。
 - b. 前回のSOM-AMAFの会合以降に発生した事案の対応について各加盟国との相談
 - c. AMAF会合の構成や開催の調整
 - d. SOM-AMAF及びAMAFから与えられた上述以外の義務や責任事項の実施
 - e. SOM-AMAFの代表として、要請に応じた経済閣僚への情報提供、あるいは同閣僚による検討及び承認のため、農林業におけるASEANの協力の進捗についての報告
 - f. 議長はASEANの国の中でアルファベット順に選出され、交替する。
- 2) 副議長；会議時に際し、議長不在時の議事進行。次期議長になる国から選出される。
- 3) 事務局；SOM-AMAF議長国に設置される事務組織であり、ASEAN事務局を補佐して以下の事務を行う。i) SOM-AMAFの会議の開催、ii) SOM-AMAFの活動のモニター、iii) 食料・農林業セクターのデータや情報を収集と加盟国への提供、iv) SOM-AMAFから与えられた上記以外の業務の実施
- 4) 付属組織（SWG, EWGなど）；TOR（Term of Reference）、構成、活動期間、などは加盟国により定められる。

2.1.6 本調査の対象とした SOM-AMAF 傘下の組織（作業部会、委員会等）

(1) 作物作業部会（ASWGC: Sectoral Working Group on Crops）

ASWGCの業務は次の通りである。

- 1) ASEANにおける作物セクターを振興する政策を形成・提供する。その政策は、促進メカニズムを通じた貿易の強化に資することを含む。
- 2) 作物分野の戦略的活動計画（SPA-Crops; Strategic Plan of Action on Crops）の実施を、国レベル・地域レベルにおいて促進・モニタリングする。
- 3) 相互学習・能力構築・情報交換、農業生産技術の普及および移転、作物セクターにおける投資における協力を強化する。この協力には、各種基準の設定能力の向上とその基準に合致しているかの評価を行う組織の育成を含む。
- 4) 承認されたプロジェクトや活動の実施に係る進捗のモニタリング・評価を行う。年1回の会合に報告する。
- 5) 取組みの重複を避けるために、関係するASEAN組織の所掌と責任に関する調整を行う。特に農林水産物振興スキームのASEANメンバー国農業大臣間のMOU (Memorandum of Understanding on ASEAN Cooperation in Agriculture and Forest Products Promotion Scheme 2019-2024)²により設定が合意されている12作物（主に食糧作物、工芸作物）関係の基準については、ASEAN農林水産振興協力共同委員会（Joint Committee on ASEAN Cooperation on Joint

² THE FORTY FIRST MEETING OF THE ASEAN MINISTERS ON AGRICULTURE AND FORESTRY (The 41st AMAF) Joint Press Statement, 15 October 2019, Bandar Seri Begawan, Brunei Darussalam

Approach in Agriculture and Forestry Products Promotion Scheme) と調整を行った上で進める。

(12作物；海藻及び海藻産物、ココア、ココナッツ、コーヒー、林産物、非木材産物、パームオイル、豆類、胡椒、タピオカ、茶、マグロ)

- 6) 重複していると思われる作業・取組みについて、他のASEAN組織と調整を行う。(傘下の植物防疫措置EWGからSPS委員会への関係情報への提供など)
- 7) 第3国や国際・地域機関と作物関係の協力を進める。
- 8) 上部の組織から上記以外に指示された作物関係のASEANの協力に関する業務を行う。

現在のASWGCの組織は以下のとおりである。2022年8月現在の議長国はベトナムで、専属の事務局はない。構成メンバーは加盟国から農業局次長レベルのフォーカルポイントが選出されている。議長は、アルファベット順で交替するが、次期議長は副議長として、今期のASWGCのメンバーとして参加している。議長は、以下の業務を行う。

- 1) 加盟国と相談して、作業部会を開催する。
- 2) ホスト国とASEAN事務局の支援を得て、会議の組織運営やアレンジを監督する。
- 3) 作業部会の議事進行を行う。なお、議決は全会一致が原則である。
- 4) 会合間に生じた緊急事項について、加盟国と相談する。
- 5) SPA-Crops及び実施プロジェクトのモニタリング、評価を行う。(同モニタリング・評価報告は、特定のリード国がない場合、ASEAN事務局が用意する)
- 6) 上記以外に、ASWGC又はSOM-AMAFから指定された業務を実施する。

ASWGC傘下には、作物の分野において直面するASEAN共通の課題について、以下のようなEWG等が設置されており、各EWG等はそれぞれ一般的業務(会合の開催、計画活動の実施、モニタリング・評価、ASWGCへの定期報告、他組織の活動との重複回避、上部組織から指示された業務等)を実施しているが、その他に、以下の業務を行う。

(1-1) 植物防疫措置の調和に関する専門家作業グループ (EWG on Harmonization of Phytosanitary Measures)

- 1) 作物の輸入検疫措置のASEAN域内における調和を促進する(優先作物についてのまん延病害虫リスト、重要品目についてのASEAN域内の輸入ガイドラインの作成など)。
- 2) 植物防疫の分野における開発パートナーや国際機関との協力を推進する。
- 3) 植物防疫に係る技術基準をASCPへ提供する。

(1-2) 農薬の最大残留基準 (MRL: Maximum Residue Level) の調和に関する専門家作業グループ (EWG on Harmonization of MRLs of Pesticides)

- 1) ASEANとして調和された作物のMRLの設定や採択を行う。
- 2) MRLの評価とそれに基づく調和を行うための作物と農薬の優先組合せリストを作成する。
- 3) Codex等の国際手続きに沿ってASEANの中で調和したMRLの設定プロセスにおける科学的なプロトコール、手順を遵守する。

(1-3) 野菜研究開発のためのASEAN地域ネットワーク (AARNET: ASEAN Asian Vegetable Research and Development Center Regional Network)

- 1) 野菜関係知識共有のためのコミュニティーを運営する。
- 2) 加盟国と世界の野菜研究者の間のプロジェクトを形成する。

3) プロジェクト結果の加盟国間における比較を可能とする共通手法を開発する。

(1-4) 園芸作物等のASEAN基準設定タスクフォース (TF on ASEAN Standards for Horticultural Produce)

- 1) 園芸作物等のASEAN基準の設定と評価、関係者への周知、利用のモニタリングを行う。
- 2) ASEAN基準の国際基準への調和を図る。
- 3) 園芸作物の活動計画実施のための加盟国、開発パートナー、国際機関との協力を促す。
- 4) 加盟国の基準をASEAN基準への準拠させるための支援を行う。

(1-5) ASEAN GAP専門家作業グループ (EWG on ASEAN GAP)

- 1) ASEAN GAPの推進と関係者への周知、民間のASEAN GAPへの参加を促進する。
- 2) 現状の各国のGAPの実施、及び、ASEAN GAPへ準拠させるための支援を行う。
- 3) ASEAN GAPの国際的認知を推進する。

(1-6) 有機農業専門家作業グループ (EWG on Organic Agriculture)

- 1) ASEAN有機農業基準の実施、関係者(特に貿易業者)への周知、民間の参画を促進する。
- 2) 各国の有機農業の内容をASEAN基準に準拠させるための支援を行う。

(2) SPSコンタクトポイント (ASCP: ASEAN SPS Contact Points)

AMAF傘下のSPS関連作業部会や他セクターのSPS関連組織の間の調整役としての任務を果たしており、具体的には以下の業務を行っている。

- 1) AMAF傘下の関連する作業部会によるSPS措置に関する調和を推進する。
- 2) AMAF傘下の関連する作業部会により策定された政策や合意の整合性を確保する。(SPS委員会自らが、SPSに関する個々の専門分野の基準を作成するわけではない)
- 3) SPSの政策や合意の実施のモニタリング、AMAF傘下の作業部会間のSPS措置の協力や調和を図るために、適宜、勧告する。
- 4) SOM-AMAFやAMAFに対し、SPSに関する助言や政策支援を行う。
- 5) SPSに関する能力構築に係る協力や相互支援を行う。
- 6) SPS関連措置に関する情報交換を行う場を提供するとともに、技術的助言を行う。
- 7) 科学的根拠、危険分析の原則、国際基準に基づくSPS措置の適用を促進する。
- 8) SPS委員会の目的を達成するために、財政的人的資源の調達を支援する。

各国課長レベルがメンバーであり、2022年8月時点の議長国はインドネシアであるが、議長国はアルファベット順の持ち回りで設置され、毎回、会議(議決は全会一致)を開催したのち、SOM-AMAFに直接報告している。また、SPS委員会を代表して、他のASEANのSPS関係組織との調整を行っている。SPS委員会とASEAN Trade in Goods Agreement (ATIGA) 傘下のASEAN Committee on SPS (AC-SPS) 間のSPS活動の調整は、ASEAN事務局Desk Officer (ASEC-DO) を通じて行われる。

ASCPの他の組織との関係は図2.1.4の通り。他セクターの関連組織には、前述のATIGA傘下のAC-SPS、ASEAN保健相会議傘下のASEAN食品安全専門家作業グループ（AEGFS、現在はAHC4）、ASEAN基準品質協議委員会傘下の加工食品作業グループ（PFPWG: Prepared Foodstuff Product Working Group）、科学技術政府高官会議傘下の科学技術とイノベーション委員会（COSTI: ASEAN Committee on Science, Technology and Innovation）、各種自由貿易協議会（FTAs: Free Trade Agreements）傘下のSPS委員会があり、これら組織は、AMAFの下にASCPによる中央調整メカニズムを設定して、ASEC-DOを通じて、その組織間の調整や補完関係の構築を行っている。

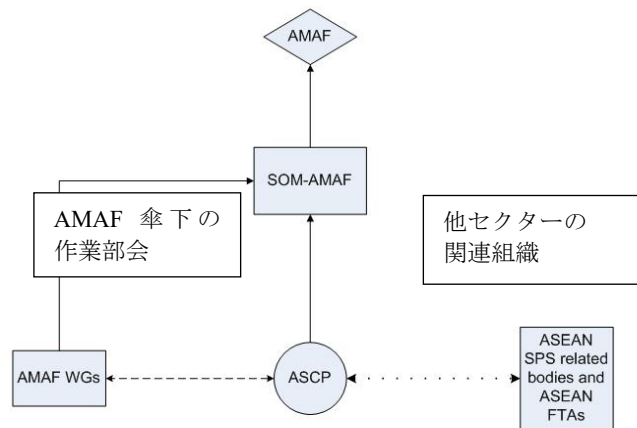


図 2.1.4 ASCP の調整メカニズム

出典：JICA 調査団

(3) 水産作業部会（ASWGF: ASEAN Sectoral Working Groups on Fisheries）

ASWGFは、ASEAN協力における唯一の公式な水産分野の作業グループである。SOM-AMAFの下、水産セクターにおけるASEAN加盟国間の協調関係を維持・強化するとともに、各種プロジェクトや活動の実施・モニタリング・評価を行う機能を有する。ASWGFは基本的には非公開にて実施され、ダイアログパートナーとの協力セッション等の限られた議題のみ公開されている。水産セクターの協力のプログラムの形成と実施を任務とし、以下の業務を行っている。

- 1) ASEAN域内の水産事情の定期的レビューを行う。
- 2) 水産業に関する加盟国間の効果的な情報交換の手法を開発する。
- 3) 加盟国間や第3国・関・国際機関との水産セクター発展のための協力分野を特定する。
- 4) SOM-AMAF、AMAFの承認を得るプロジェクトを形成する。
- 5) 承認されたプロジェクトの実施に関する進捗のモニタリング・評価を行う。
- 6) 計画活動、その進捗に関する定期報告（年1回）のSOM-AMAFへの提出。同SWG及び傘下EWG等の加盟国は、関係活動の毎年の進捗をASWGFに提出し、評価を受ける。
- 7) 他のASEAN組織やASEANの国・地域の組織との緊密な協力関係を維持する。

ASWGF議長は、他のSWG同様に毎年メンバー国が持ち回りで担当しており、2022年の議長国はインドネシアである。インドネシアでは国際会議や地域会議の議長は外務省が担うことが通例であるが、状況に応じ、外務省の局長クラスもしくは水産省の局長クラスの人材が議長の職務を担っている。議長は、国際協力及び水産業に精通し、語学力を含めコミュニケーション力を有した人材が採用されている。また、水産省からは、Bureau of Public Relations and International Cooperationを中心に各部局（DG: Directorate General）のメンバーにより構成される派遣団を提供し、技術的な観点からの支援を行っている。同作業部会の議長は、会議のホスト国から任命され、以下の業務を行っている。

- 1) 加盟国と相談し、作業部会の会議を開催する。
- 2) 会議の構成、アレンジを監督する。

- 3) 作業部会会議の進行を行う。議決は全会一致（決定まで多大の時間を要する）。
- 4) 会合間に発生した緊急事項について、加盟国と協議する。
- 5) プロジェクトの実施のモニタリング・評価を行う。
- 6) 作業部会や、SOM-AMAFから指示された上記以外の業務を行う。

ASWGFの傘下には、以下の専門家グループが設置され、その業務を行っている。

(3-1) ASEAN水産業協議フォーラム（AFCF: ASEAN Fisheries Consultative Forum）

- 1) 地域、サブ地域の漁業管理措置の設定のための政策の策定及び勧告を行う。
- 2) 地域の科学的組織、国際機関等との協力のための手段の提供、資金を確保する。
- 3) 加盟国に対する漁業資源状況の評価を督促する。
- 4) 地域の漁業問題に関する協議、解決の場を提供する。
- 5) 地域及び国際的漁業管理措置、漁業の競争力維持の措置の調和を促進する。
- 6) 統計的、生態的、環境、社会経済データの分析、調査にかかる情報収集、交換を行う。

(3-2) ASEANエビ連盟（ASEAN Shrimp Alliance）

- 1) 加盟国のエビ生産、貿易に関する情報の共有、交換を行う。
- 2) ASEANエビ基準の設定を促進する。
- 3) 非関税障壁の防止のための協議を行う統合体、協力を強化する。
- 4) メンバーによる共通の課題に対応する活動の提案と助言を行う。

(3-3) ASEAN-SEAFDEC戦略パートナーシップの協議グループ（Fisheries Consultative Group on ASEAN-SEAFDEC Collaboration）

- 1) SEAFDEC（The Southeast Asian Fisheries Development Center）は、国際的な漁業課題についてのASEANの立場を明確にするためのASEANへの支援を行う。
- 2) SEAFDECは、国際会議に際し、ASEAN加盟国に対し、その共通の立場の支援において、技術的なインプットを提供する。
- 3) SEAFDECは、その能力の限りにおいて、ASEANとSEAFDECが相互に合意したプログラムや活動を実施し、技術面における責任を負う。

(3-4) GAqP（Good Aquaculture Practice）専門家作業グループ（EWG on ASEAN GAqP）

- 1) ASEAN GAqPの認証システム、優良漁業ガイドライン、水産品目の基準の設定・評価を行う。
- 2) ASEAN GAqPの関係者への周知、国際的な認知への働きかけを行う。
- 3) 加盟国、地域機関、国際機関との協力分野を特定する。
- 4) 各国のGAqPの実施支援及びASEAN GAqPへの準拠を進める支援を行う。
- 5) 民間のASEAN GAqPへの参画を促進する。
- 6) 関係プロジェクトの形成、その後のSOM-AMAF等上部機関による承認を行う。
- 7) 承認されたプロジェクトの実施進捗のモニタリング・評価を行う。
- 8) ASEAN GAqPの実施状況の定期的評価・報告を行う。

(3-5) 違法漁業（IUU）対策のためのASEANネットワーク（ASEAN Network for Combatting IUU Fishing）

- 1) 監視・制御・サーベイランス（MCS: Monitoring, Control and Surveillance）の情報の共有、MCSの能力構築を行う。
- 2) 海洋サーベイランスや調査活動の優良手法の普及を行う。

(4) 農協作業部会（ASWGAC: ASEAN Sectoral Working Groups on Agricultural Cooperatives）

ASWGACは、SOM-AMAFの下部組織として2000年に設置された、農協強化促進を目的とした分科委員会である。ASEAN加盟国の農協と農協活動の発展を総監し、以下の機能を果たすことがその任務である。

- 1) ASEAN加盟国の農協の状況についての定期的なレビューを行う。
- 2) 農協促進およびASEAN農協政策への協調を念頭においた、加盟各国の農協にかかる情報共有及び有効な方策を策定する。
- 3) ASEAN地域の発展促進のためのASEAN加盟国、第3国、もしくは国際機関との協力可能性の検討を行う。
- 4) プロジェクトプロポーザルの作成とSOM-AMAF、AMAFへの提出を行う。
- 5) ASWGAC 傘下のACEDAC（the ASEAN Centre for the Development of Agricultural Cooperatives Board）理事会で提議された議題の検討および決議を行う。
- 6) 承認されたプロジェクトおよび活動のモニタリング評価を行う。
- 7) 担当業務および活動進捗のSOM-AMAFへの定期報告を行う。
- 8) 他のASEAN組織、加盟国および国際機関との協力関係を維持する。

ASWGACは上記の機能を持ち、年に1度の年次会合で意思決定を図りながら、近年では以下の活動に焦点を当てて運営されている。

- 1) 優良事例の共有や農協間のネットワーク構築、一村一品運動などを通じた農協のビジネスリンクを強化する。
- 2) 技術改良による生産性向上、国際基準を満たすための品質向上、Eコマース促進や青年層の農業への参画を達成するための能力強化を支援する。
- 3) 販売促進や資金源確保支援、PPP促進のための民間企業と農協の協力関係強化などにかかる政策対話を行う。

ASWGACはASEAN地域レベルでの農協関連の活動の方向性及び計画を策定し、計画に基づきモニタリングを行う。モニタリングは年次会合において各国およびACEDACからの活動報告を通じて行われる。ASWGAC年次総会発表資料によれば、近年の年次会合で発表された各国のモニタリングレポートの内容は以下の通り。

- 1) 農協強化促進にかかる政策および法制度整備状況
- 2) 政府の農協支援体制
- 3) 農協の現況
- 4) 農協強化支援活動およびプログラム
- 5) 新型コロナウイルスの農協活動への影響
- 6) 農協促進における困難
- 7) 地域協力における提言

また、各 5 か年計画の最終年次には、外部コンサルタントによる外部評価を行っている。

ASWGACは、各加盟国の代表者からなり、年に一度会合が行われる。年次会合以外にも臨時会合を招集することもできるが、特定のプロジェクトが主催するもの以外にはほぼ実施されていないとのことである。加盟国の代表者については、例えばフィリピンでは、AMAF会合にはAssistant Secretaryレベルの官僚が出席するのに対して、SWGには、各関連部局のDirectorレベルの行政官が出席している。

ASWGAC議長はアルファベット順に隔年で交代となっており、年次会合において現議長国から次議長国に引き継がれる。2022年 8 月時点の議長国はタイであるが、議長国は、年次会合の主催とロジスティクス、会議の議長役、会議開催における加盟国との調整、臨時協議事案が発生した場合の加盟国間との調整、SOM-AMAFへの報告等を担うことになっている。

(4-1) ACEDAC

ASWGACの傘下に位置し、コーディネート機関でもあるACEDACは、ASEAN各国の農協のASEANネットワークの窓口としての役割を担っている。ACEDACは、ASWGAC年次会合との同時開催で年次理事会を行い、活動の進捗モニタリング及び加盟国から挙げられる議事についての議論及び意思決定を行っている。ACEDAC理事会での決議結果は、続けて実施されるASWGAC年次会合に挙げられ、ASEANとしての決定事項として決議される。SWGがASEAN加盟国政府による意思決定であるのに対し、ACEDAC会議は、政府代表者に加え、加盟国の農協代表者や開発パートナー機関などの関係者も参加する。

ACEDACは、2000年に設置されたASWGACよりも先に機能していた。ACEDACは1994年にインドネシアの農協関係者により、農協組織を通じた農業の強化を目的とした任意団体として設立された。1997年にASEAN全体の農協を対象として支援するため、シンガポールを除くASEAN9か国の農協が参加し、ACEDACはASEANの任意団体となった。ASWGACの設置を機に、ACEDACは理事会（Board of Directors）の承認を経て、ASEAN9か国の農協に加え、ASEAN加盟国政府もメンバーとなり、任意団体から法人に転換してASWGAC傘下の組織となった。現在ACEDACは事務局をインドネシアに置き、インドネシア政府の関連省庁（Ministry of Cooperatives and SME）の職員が事務局職員となっており、事務局予算はインドネシア政府から出されている。

ACEDACは域内農協のネットワーク構築や経験共有などの機会を提供する活動を主導している。主な活動は以下の通り。

- 1) 農協の機能強化・発展のための支援（農協に対する訓練、指導、Exchange Visitの実施）を行う。
- 2) AMS（ASEAN Member States）各国農協間のパートナーシップの構築、農協発展支援にかかる加盟国政府、加盟国の農協およびパートナーをつなげるプラットフォームを提供する。
- 3) ASEAN Community Business Forum（ACBF）の開催、農産物のアセアン内外への販売支援（例えばコーヒーのブランド化など）を行う。
- 4) ACEDACウェブサイトにおける加盟国の農協状況、経験を共有する。

経験共有のための交換訪問やプラットフォームとしてのACBFの実施は、加盟国が持ち回りで担当になり、コロナ禍で延期等はあったものの、担当国主導で毎年実施されてきている。ACEDACウェブサイトはタイによって運営されており、ウェブサイトにおける各国農協の状況や優良事例の共有については、各国からの情報提供の方法や連載方法などを協議、検討している段階である。本年度の理事会にて各国農協状況のフォーマット作成等が検討され、随時加盟各国から情報が収

集、アップロードされていくことで合意されている。

(5) ASEAN Task Force on Codex

同タスクフォースは、SOM-AMAF 直属の組織であり、コーデックス委員会、コーデックス食品規格委員会において検討される議題について、ASEAN の立場を調整する任務を行っている。

具体的には、ASEAN 事務局によれば、以下の業務を行っている。

- 1) ASEAN にとって重要なコーデックスの課題を検討する場を提供し、情報の共有を促進するとともに意思決定の透明性を向上する。
- 2) ASEAN にとって重要なコーデックスの課題に対する ASEAN の立場を形成する。コーデックス手順の STEP 8 に持ち込まれた課題について、特別な決定がなされるようにする。
- 3) コーデックス委員会において、コーデックスの課題に対する確立された ASEAN 共通の立場を有効化するとともに、助長する。(なお、コーデックス委員会には ASEAN 代表として ATF on Codex の議長が参加しているわけではなく、コーデックス委員会には、各 ASEAN メンバール国からコーデックス委員会に参加している代表が ASEAN の立場を説明している。)
- 4) メンバール国の基準をコーデックス基準や関連する条文と整合させるための調整を行う。

2.2 ASEAN の運営

2.2.1 会議の議決方法とモニタリングシステム

SOM-AMAF 及びその下部組織の議決は、すべての事項について、ASEAN 憲章第 20 条に基づき、全会一致により行われる。従って、この議決のプロセスには多大の時間を要する。SOM-AMAF の決議は、以下のような調整により SOM-AMAF 会議の報告書に記録される。

- 1) ASEAN 事務局が、議長国事務局の協力を得て、本会合の報告案を作成する。
- 2) 副議長、又は指定された代表が議長となる起草委員会により、この報告案を検討する。
- 3) 2) の検討により改訂された報告案を SOM-AMAF に提出し、承認、採択される。
- 4) ASEAN 事務局は、会合の最終報告を作成し、SOM-AMAF 議長は、同報告を AMAF 議長、加盟国関係者、ASEAN 事務局長に提出する。同報告は、必要に応じて ASEAN 各国事務局 (ASEAN 常任委員会)、政府高官経済会議に提出される。
- 5) 各下部組織は、SOM-AMAF に報告を行う。その報告書は、調整や他の ASEAN 組織への情報提供のため、ASEAN 事務局に回覧される。

議長、副議長、もしくは指定された代表は年 1 回、AMAF による検討・承認のため SOM-AMAF 各国高官に報告を説明することを通じてモニタリングが行われる。各 SPA のモニタリング・評価のための SPA の各活動の報告は、ASEAN 事務局が毎年用意する。毎年の報告の他、節目の年 (例えば 5 年計画の最終年) には、外部コンサルタントを雇用し、各付属組織からの毎年の評価報告を基に、同コンサルタントが関係加盟国を訪問し、関係者への面談を通じて独立して作成する。なお、これらの評価報告は第三者には公表されない。

2.2.2 プロジェクトの形成・実施・評価・完了の流れ

ASEAN 協力プロジェクトの形成から実施、評価、完了の流れをまとめると、以下の通りである。

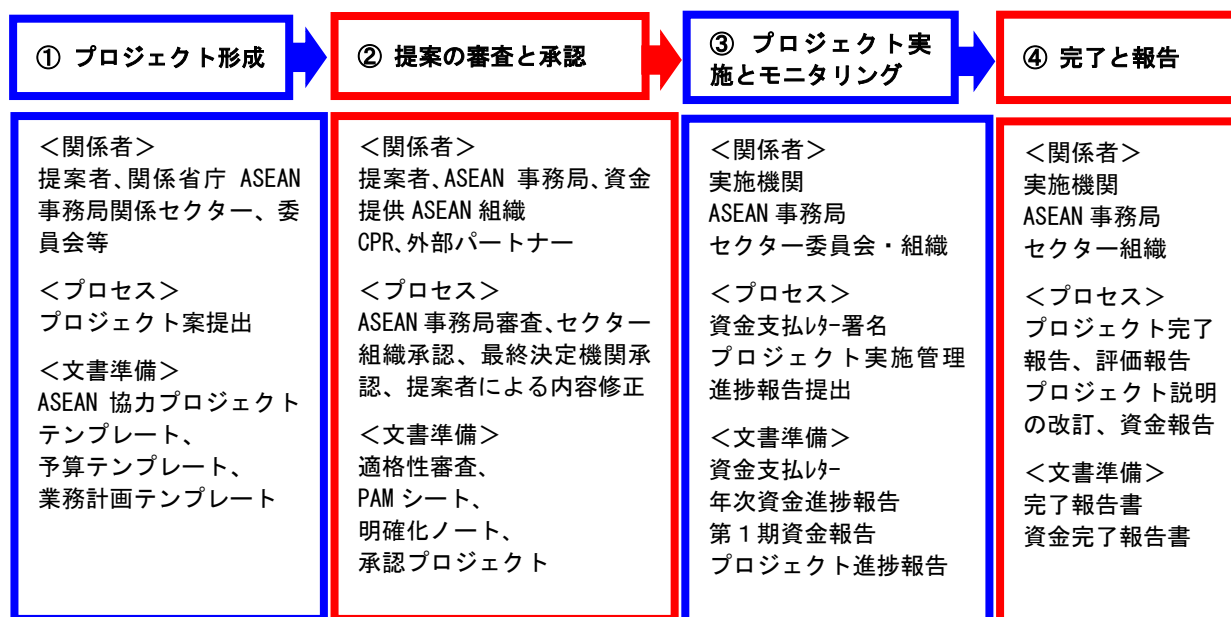


図 2.2.1 ASEAN 協力プロジェクトの基本的な流れ

出典：Handbook on Proposal Development for ASEAN Cooperation Projects.

提案されたプロジェクトは、予定された実施開始日の83営業日以前にASEAN事務局に提出される必要がある。同事務局が最初に内容を審査し、次に資金提供組織に提出され、最後にAMAFなどの決定機関、CPR等承認委員会に提出され承認を得る。

形成中のプロジェクトがASEANプロジェクトとして採択されるためには、次の要件を満たす必要がある。なお、IAIワークプランの対象となる格差是正の関係プロジェクトは、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムが受益対象になるが、やはり同様に関係組織の承認を事前に得ておく必要がある。また、同時に二次的な承認プロセスを経ることも必要である。

<ASEANプロジェクトの要件>

- ① ASEAN地域レベルの課題に対処するもの
- ② すべての加盟国が受益し、同国が等しく参画するもの
- ③ ASEAN Community Blueprintや他のASEAN文書に準拠しているもの
- ④ 関係セクターの委員会、ASEAN組織、ASEAN常任代表（CPR）に承認されているもの

SPAの各活動は、加盟国（1か国または複数国）が、その進行のイニシアティブを取るリード国の役割を負う。リード国は、最初に活動のコンセプトノートを作成し、又は、プロジェクト案を作成する。これらの必要な文書を用意するため、ASEAN事務局がリード国を支援する。次に、資金ソースを確定する。そのためリード国は、ASEC-DOと連携して、その実施に必要な資金を供与してくれる開発パートナーを探す。ASEC-DOは事務局内関係課（External Relation Division、Program Management Team、Program Cooperation and Project Management Division）と相談する。リード国は、ASEAN信託基金を活用するか、あるいは関係のネットワークを活用してその予算を確保するか、又は、その国自身の予算で実施する。特に加盟国自身がガイドライン作成などの技術的能力を有している場合は、開発パートナーに資金支援を求めないこともある。

(1) プロジェクト提案者

プロジェクトの提案者は、ASEAN加盟国、外部パートナー、ASEAN事務局である。同提案者は、

政府や関係機関を通じた提案を行う必要があり、その際、プロジェクトの優先事項を特定し、プロジェクトがASEAN共同体ブループリント又はそのセクターの活動計画に沿ったものになるように調整する。

(2) プロジェクト実施者

プロジェクトの実施者は、通常ASEAN事務局経由でプロジェクト資金を受ける。プロジェクト実施者は通常、プロジェクト提案者であるが、別の機関・法人である場合もある。法人の場合は、指名された法人でなければならない。同実施者はプロジェクトの目的の達成、成果、モニタリング、評価、必要な報告書のASEANに対する提出に責任を持つ。

(3) 活動、プロジェクトの実施とモニタリング

上述のように、各活動、プロジェクトは、その実施者（通常提案者又は加盟国機関）が実施する。その進捗をモニタリングし、毎年更新された活動内容を関係組織（SWG、SOM-AMAFなど）に報告する。

(4) SPAにおける活動、プロジェクトの評価

評価は、SPAに設定されたKey Performance Indicator (KPI) に基づき行われるが、個々の活動内容は毎年報告・更新され、SPAのKPIの変化を示す表に集約される。さらにSPA全体の節目の年には、外部の独立したコンサルタントが雇用され、SPA全体の評価が行われる。

第3章 FVC 強化に関連する ASEAN の重要な政策文書・施策 / ガイドラインについての情報収集と分析

3.1 ASEAN の FVC 強化に関連する重要な政策文書

ASEANの政策文書は、2008年に発効された「ASEAN憲章」がベースとなっており、ASEAN共同体の法的根拠や制度的な枠組みが定められている。ASEAN憲章に基づきASEANは、2015年に「政治・経済安全保障共同体」、「経済共同体」、「社会・文化共同体」から成る「ASEAN共同体」の構築を宣言し、さらなるASEANの統合を深めるべく「ASEAN共同体ビジョン2025」及び3つの共同体それぞれのブループリント（2016-2025）を採択した。なお、2016年に採択された連結性を目指す「ASEAN連結性マスタープラン2025」、後発ASEAN諸国（CLMV）を支援し開発格差縮小を目指す「ASEAN統合イニシアティブワークプラン IV（IAIワークプランIV）」は、ASEANブループリントの一環として位置づけられている。

3.1.1 重要な政策文書の要約

表3.1.1には、ASEANが発行する様々な政策文書のうち、FVC強化の観点から重要なもの、もしくはブループリントなど、より上位にあたる包括的な政策文書の最新版を抽出している。以下、それぞれの政策文書の概要について要約する。

表 3.1.1 FVC 強化に関する主な政策文書

番号	調整/実施の責任主体	政策文書	発行年/承認年	現行のタイムフレーム
1	AEC	ASEAN Economic Community Blueprint (AEC Blueprint) 2025	2015	2016 - 2025
2	AEC	AEC 2025 Consolidated Strategic Action Plan (CSAP)	2017 2018 更新	2016 - 2025
3	IAI Task Force	Initiative For ASEAN Integration Work Plan IV (IAI Work Plan IV)	2020	2021 - 2025
4	AMAF の下部組織	Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture, and Forestry (2016-2025) (VSP-FAF)	2015	2016 - 2025
5	ASWGC	Strategic Plan of Action for ASEAN Cooperation on Crops 2021-2025	2020	2021 - 2025
6	ASWGF	Strategic Plan of Action on ASEAN Cooperation on Fisheries 2021-2025	2020	2021 - 2025
7	ASWGAC	Strategic Plan of Action on ASEAN Cooperation in Agricultural Cooperative 2021-2025	2021	2021 - 2025
8	ASCP	Strategic Plan of Action on ASEAN Cooperation on SPS Contact Points 2021-2025	2021	2021 - 2025
9	加盟国が進捗状況を ASWGAC の年次総会で報告する	ASEAN Framework - Support Food, Agriculture and Forestry Small Producers, Cooperatives and Micro, Small, and Medium-Sized Enterprises (MSMEs) to Improve Product Quality to Meet Regional/International Standards and Ensure Competitiveness	2021	記載なし
10	SOM-AMAF	ASEAN Integrated Food Security (AIFS) Framework and Strategic Plan of Action on Food Security on ASEAN Region	2020	2021 - 2025
11	ASWGAC	The Roadmap for Enhancing the Role of ASEAN Agricultural Cooperatives in Agricultural Global Value Chains 2018-2025	2018	2018 - 2025
12	ASEAN 事務局	Food Safety Policy	2015	記載なし
13	PFPWG (AEM の下部組織)	The ASEAN Food Safety Regulatory Framework (AFSRF)	2016	記載なし
14	AMAF の下部組織	ASEAN Multi-Sectoral Framework for Climate Change: Agriculture and Forestry toward Food and Nutrition Security and Achievement of SDGs	2018	記載なし

番号	調整/実施の責任主体	政策文書	発行年/承認年	現行のタイムフレーム
15	EWG-ASEAN GAqP	Plan of Action (POA) of the ASEAN Cooperation on Good Aquaculture Practices	2021	2021 - 2025
16	ASA	Plan of Action of the ASEAN Shrimp Alliance 2021-2025	2020 更新	2021 - 2025
17	ASWGF	Plan of Action (POA) for the ASEAN Cooperation in Combatting AMR in the Aquaculture Sector	2021	2021-2025
18	ASWGF	Roadmap on Combating IUU Fishing in the ASEAN	2020	2021-2025

出典：JICA調査団

(1) ASEAN Economic Community (AEC) Blueprint 2025 (文書 1)

3つの共同体のブループリントのうち、FVC強化の観点から重要なものはASEAN経済共同体が発行するAECブループリントである。域内経済の統合、貿易と投資の促進を目的として、ASEAN共同体ビジョン2025とともに2015年11月の第27回首脳会議で採択された。

5つの「主な特徴」(Main Characteristics)と30の関連する「主要な要素」(Key Element)で構成されており、それを実現するための戦略的施策(Strategic Measures)が示されている。本調査に最も関連するのは、「C. 連結性強化と分野別協力」に含まれる「C.5. 食料、農業、林業」であるが、「B. 競争力のある革新的でダイナミックなASEAN」に含まれる「B.8. 持続可能な経済開発」の一部もFVC強化と関連性がある。

(1-1) AECブループリントの5つの「主な特徴」

特徴 A. 高度に統合された経済

含まれる要素は、1) 物品貿易、2) サービス貿易、3) 投資環境、4) 金融統合、金融包摂、金融安定化、5) 熟練労働者・ビジネス訪問者の移動円滑化、5) グローバル・バリュー・チェーンへの参画強化

特徴 B. 競争力のある革新的でダイナミックなASEAN

含まれる要素は、1) 効果的な競争政策、2) 消費者保護、3) 知的所有権協力の強化、4) 生産性向上による成長、技術革新、研究開発等、5) 租税協力、6) ガバナンス、7) 効率的・効果的規制、8) 持続可能な経済開発、9) グローバルメガトレンド・通商に関する新たな課題

特徴 C. 連結性強化と分野別協力

含まれる要素は、1) 交通運輸、2) 情報通信技術 (ICT)、3) 電子商取引、4) エネルギー、5) 食料、農業、林業、6) 観光、7) 保健医療、8) 鉱物資源、9) 科学技術

特徴 D. 強靱かつ包摂的、人間志向、人間中心のASEAN

含まれる要素は、1) 中小企業強化、2) 民間セクターの役割の強化、3) 官民連携 (PPP)、4) 格差是正、5) 地域統合に向けた努力への利害関係者による貢献

特徴 E. グローバルなASEAN

主要な要素による類型はなく、域外諸国との経済連携協定の改善、協定未締結の対話国との経済連携の強化、国際機関及び特定地域に特化した機関との関係強化の継続等が記載されている。

(1-2) 食料・農業・林業分野の「ビジョン」

「世界経済に統合され、競争力があり、包摂的で、強靱で持続可能な食料・農業・林業セクター。単一市場と生産基盤に基づき、ASEAN共同体の食料と栄養安全保障と繁栄に貢献し、世界市場へのアクセスを活用し気候変動への強靱さを強化することにより、食料安全保障、食品安全、より

よい栄養を確保することを目標とする」

(1-3) 食料・農業・林業分野の「主な介入」

①貿易円滑化と経済統合の強化、②持続可能な生産のための協力と能力の強化、③農業生産性の向上、④農業科学技術への投資の増加、⑤農業生産者のグローバル化プロセスへの参画の確保

(1-4) 食料・農業・林業分野の「戦略的施策」

- 1) 農作物、畜産物、漁業・養殖業の生産量の増加
- 2) 貿易円滑化を強化し、競争力と経済統合を促進するために貿易障壁の撤廃
- 3) 持続可能な生産と衡平な分配
- 4) 気候変動、自然災害、その他のショックに対するレジリエンスの向上
- 5) 製品の安全性、品質、世界市場基準への準拠を確保するため、生産性、技術、製品の品質を向上
- 6) 持続可能な森林管理の推進
- 7) ハラル食品及び製品の生産と促進における協力の強化
- 8) ASEANを有機食品生産基地として発展・促進（国際基準の達成に努めることを含む）。

(2) AEC 2025 Consolidated Strategic Action Plan (CSAP) （文書2）

AECブループリント2025をスケジュールや実施担当機関、評価の実施の方法などの点から補完する文書として位置づけられているのが、このCSAPである。ブループリントの「戦略的施策」ごとに、関係者間で進捗について報告・評価を行うための「アクションライン」、「タイムライン」、対象となる「分野別ワークプラン」、及び「責任主体」が記載されている。言い換えると、ブループリントに記載の戦略的施策がどの組織によって実施されるのか、また関連する活動計画はどれなのかが明記されている。

(2-1) 食料・農業・林業分野の「アクションライン」

食料・農業・林業分野に関連するアクションラインは、表3.1.2に記載の通りである。一部の戦略的施策は、「B.8. 持続可能な経済開発」に含まれるアクションラインの活動を通じて達成が追求されることとされている。

表 3.1.2 CSAP に記載のアクションライン

目的：ASEAN共同体の食料・栄養安全保障と繁栄に貢献にする、グローバル経済に統合された単一の市場と生産基盤に基づいた競争力があり、包括的でレジリエントかつ持続可能なFAF分野に向けた協働	
戦略的施策	アクションライン
農作物、畜産物、漁業・養殖業の生産量の増加	環境影響アセスメントと持続可能な資源管理のためのガイドラインの策定と、加盟国による策定および採択。
	食料・農林業分野における技術開発のためのASEAN官民連携地域フレームワークの策定。
貿易円滑化を強化し、競争力と経済統合を促進するために貿易障壁の撤廃	科学的・経済的合理性のない非関税措置・非関税障壁の特定と除去、貿易促進措置の採択。
	SPS措置の改善のためのASEANガイドラインの策定及び採択。
	ASEAN Food Safety Regulatory Frameworkの策定・最終化と、ASEANの関連組織の協力の下での適切な法的文書の策定・最終化を通じたASEAN Food

	<p>Safety Policyの実施。</p> <p>ASEAN標準とASEANの模範的な農業工程管理（GAP、GAqP、GAHP (Good Animal Husbandry Practice)、ASOA(ASEAN Standard for Organic Agriculture))に基づいた、食品・農林水産物の調和、認定、認証のためのシステムの開発</p> <p>加工食品の食品衛生に係る検査・認証システムについての分野別相互認証協定（MRA）の最終化と実施。（注：「B8持続可能な経済開発」のアクションラインによっても追及される。（重複している））</p>
持続可能な生産と衡平な分配	<p>ASEAN統合食料安全保障フレームワーク及びASEAN地域の食料安全保障についての戦略的活動計画（AIFS and SPA-FS）の合意されたスケジュールに沿った実施。</p> <p>ASEAN広域の食品安全規制フレームワークに沿った食品安全に関連する国家政策の一致と実施。</p> <p>食料安全保障と栄養政策に関するASEANガイドラインの策定と実施。</p> <p>食料・栄養に基づいた健康的な食事に関する標準の作成と、女性の役割に特別に配慮した、栄養価の高い食事に移行するための栄養に関する情報提供</p>
気候変動、自然災害、その他のショックに対するレジリエンスの向上	<p>自然災害や気候変動に対する脆弱性を緩和させるため、ジェンダー及び社会的に疎外された人々への配慮を取り入れた統合ガイドラインの作成と採択、および加盟国での作成と採択</p> <p>“the ASEAN Guidelines on Promotion of Climate Smart Agriculture Practices”に沿った、Climate Smart Agriculture (CSA) プラクティスの実施。（注：「B8持続可能な経済開発」のアクションラインによっても追及される。（重複している））</p> <p>気候変動の資金メカニズムによる支援を受け、CSAの地域イニシアティブの支持（注：「B8持続可能な経済開発」のアクションラインによっても追及される。（重複している））</p>
製品の安全性、品質、世界市場基準への準拠を確保するため、生産性、技術、製品の品質を向上	<p>適切な支援策と支援メカニズム（例：競争政策、信用や技術の提供）を含む、食料・農林業分野の小規模生産者と中小企業を支援するためのASEANフレームワークの策定</p> <p>小規模生産者と中小企業が国内・海外市場において、食品安全と品質の標準を遵守することを可能にするための、信用、保険、市場情報、品質管理と認証のための施設の提供（注：「B8持続可能な経済開発」のアクションラインによっても追及される。（重複している））</p> <p>ASEAN関連組織と協力し、ASEAN Food Safety Policy (AFSP) の最終化（注：「B8持続可能な経済開発」のアクションラインによっても追及される。（重複している））</p> <p>食品安全の基準の確立を加速化し、ASEAN加盟国での効果的な採択のためのリソースの動員（注：「B8持続可能な経済開発」のアクションラインによっても追及される。（重複している））</p>
持続可能な森林管理の推進	<p>森林破壊と森林劣化を防ぐための発展途上国における排出量削減に関するASEANの共通の立場など、食料・農林業分野に影響を及ぼす重要課題について、ASEANの共通の立場を提示する。</p> <p>国際フォーラムや利害関係者との幅広いコミュニケーションにおいて、ASEANの共通の立場を提示する。</p> <p>Forest Law Enforcement Governance and Trade (FLEGT) の地域・各国レベルでの実施に向けた、ASEAN政策/ガイドラインの作成。</p> <p>持続的な森林管理についてのガイドラインの採択と実施</p> <p>森林分野とそれ以外の分野の部門間連携を促進するための政策の形成と実施（ソーシャルフォレストリー、コミュニティフォレストリーやその他のイニシアティブなど）（注：「B8持続可能な経済開発」のアクションラインに</p>

	よっても追及される。(重複している)
ハラール食品及び製品の生産と促進における協力の強化	ハラール食品に関するASEANの一般的ガイドラインなど、ASEANガイドラインの策定
ASEANを有機食品生産基地として発展・促進(国際基準の達成に努めることを含む)	有機農業のASEAN標準(ASOA)など、ASEANガイドラインの策定

出典：AEC 2025 Consolidated Strategic Action Plan (CSAP) (2018)

(2-2) 食料・農業・林業分野の「関連する活動計画」

CSAPによれば、ブループリントにおける食料・農業・林業分野の「関連する活動計画」とは、基本的には同分野の包括的な活動計画であるVSP-FAF(文書4)を指すが、特定のアクションラインに関連する活動計画としては以下も含まれる。

- IAIワークプランIV(文書5)：CLMV各国のGAP、GAqP、GAHP、ポストハーベストロス、食料安全保障などに関連するアクションラインについての活動計画が示されている。実施主体はIAIタスクフォースで、現行はIAIワークプランIV。
- ASEAN Standards and Conformance Strategic Plan 2016-2025：加工食品に関する分野別検査・認証システムのMRAや、ASEAN Food Safety Policyの実施に係るアクションラインについての活動計画が示されている。実施主体はACCSQ(ASEAN Consultative Committee for Standards and Quality)。

(3) Initiative For ASEAN Integration Work Plan (IAI Work Plan) (文書3)

域内の統合と、ASEAN経済共同体の後発加盟国に対する開発格差是正を達成するための目標や行動計画について示した文書である。同ワークプランの進捗状況に関する調整とモニタリングは、ASEAN統合イニシアティブ(IAI)タスクフォースがASEAN調整委員会を通じて実施し、ASEANサミットで毎年報告を行うこととされている。また、ASEAN事務局の部門別開発局 IAI・開発格差是正課が、IAIの事務局としてIAIワークプランに記載のプロジェクトや活動の実施を監視・調整する役割を担っている(第2章を参照)。

2021年から2025年の活動計画について記載した最新のIAIワークプランIVは、2020年11月に開催されたASEANサミットで採択された。コロナ禍からの包括的な回復、より強固でレジリエンスの高いASEANに向けた経済的・社会的な変革などが新たに盛り込まれている他、Industry4.0、ジェンダー・社会的包摂性(GESI)、環境の持続性といった分野横断的なテーマが取り上げられている。(図3.1.1)

IAIワークプランには5つの重点分野があり、その第1に「食と農業」が掲げられている。その下には6つの目標(Objective)と5つの行動(Action)が記載されている。なお、IAIワークプランと、ASEAN Community Vision 2025、分野別ワークプランとの対応関係が、IAIワークプランの別添資料に整理されている(表3.1.3)。

**表 3.1.3. IAI Work Plan, ASEAN Community Vision 2025,
および分野別ワークプランの対応関係**

IAI Workplanの活動	ASEAN Community Blueprint との対応	分野別ワークプランとの対応	分野別主体
食料と農業			
農業における水管理および水利用効率の改善に関するベストプラクティスの共有と能力開発。	土壌、森林、水などの天然資源への悪影響を最小限に抑えるために、適正な農業を推進。	VSP-FAF 2016-2025: 土壌、森林、水などの天然資源への悪影響を最小限に抑え、温室効果ガスの排出を削減するために、GAPを促進。 特に急成長している水産養殖、畜産、園芸のサブセクターにおいて、食品の安全性を確保し、健康・疾病・環境問題に対処するための新しく適切な技術、ベストプラクティス、管理システムの開発。	ASWG Crops
食品加工を含む作物生産におけるポストハーベスト・ロス削減のための技術の普及。	生産後のロスを減らし、将来予測される需要に対応し、食料安全保障を確保。	同上	ASWG Crops
意識向上と農民へのトレーニングにより、GAP、GAqP、GAHPを含む持続可能な農業アプローチの開発を完了。	生産性、技術、製品品質を向上させ、製品の安全性、品質、国際市場基準への準拠を確保。 農村経済、特に新興のASEAN加盟国の生産性と競争力を向上。	同上	ASWG Crops (GAP) ASWG Fisheries (GAqP) ASG Livestock (GAHP)
零細農家の生産性の向上と市場参入の支援。	生産性、技術、品質を向上させ、製品の安全性と品質を確保。 安全性、品質、グローバルな市場基準への適合性を確保。 農村経済、特にASEANの新しい加盟国の生産性と競争力を強化。 都市部、都市周辺部、農村部間の経済、社会、環境のポジティブなつながりを強化。	VSP-FAF 2016-2025: 食料・農業・林業セクターの小規模生産者と中小企業が、より良い技術や投入資材、金融、改良普及サービスを提供することにより、生存可能で競争力のある企業になるよう支援。 より良い技術、投入資材、資金、改良普及サービスの提供、より価値の高い市場へのアクセス、近代的なバリューチェーンへの統合を促進することによって近代的なバリューチェーンへの統合を促進。	SOM-AMAF
気候変動による潜在的なマイナス影響から農業セクターを守るための農業技術やテクノロジーの導入。	気候変動への適応策を実施するための人的・制度的能力を強化。 気候変動への適応と緩和を実施するための 特に社会的弱者や疎外されたコミュニティに対する適応策を実施するための人的・制度的能力の強化。 気候変動、自然災害、その他のショックに対する回復力の強化。	VSP-FAF 2016-2025: 小規模生産者に焦点を当て、能力開発、情報、技術、支援パッケージの共有化。 気候変動に対応した農業、土地利用、漁業を促進するため、レジリエンスに重点を置いた技術や管理システムの研究開発への投資を増加。	SOM-AMAF

出典：IAIワークプランIV (2020)

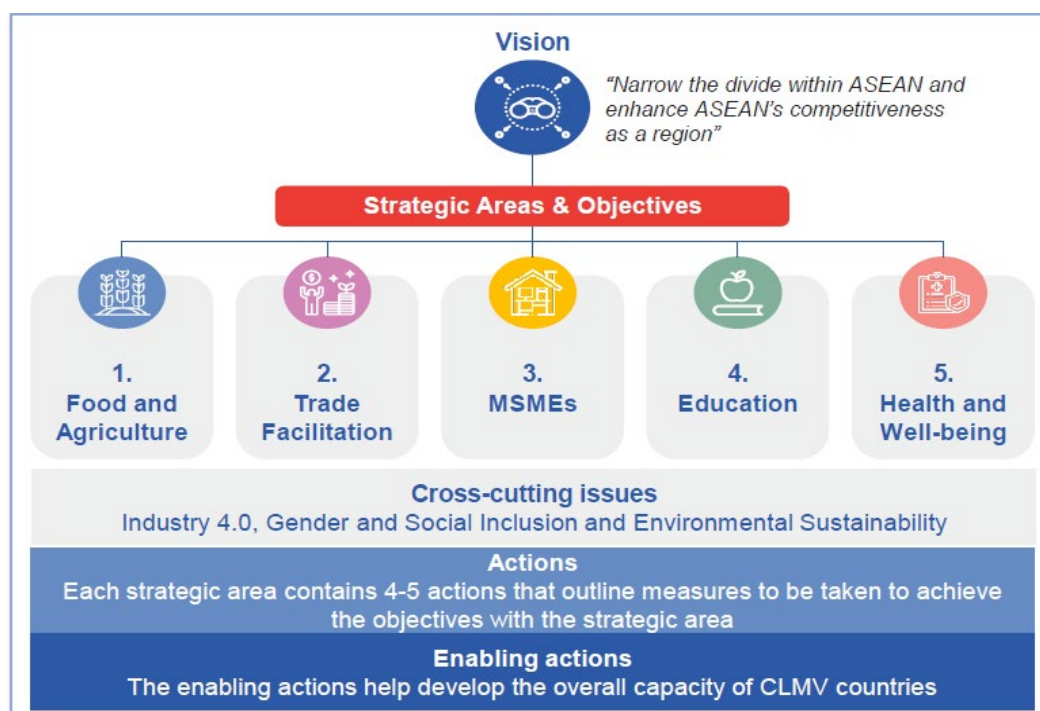


図3.1.1 IAIワークプランの構成

出典：IAIワークプランIV (2020)

(4) Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture, and Forestry (VSP-FAF) 2016-2025 (文書4)

AECブループリントのうち、AMAFとその下部組織が調整と実施を担う、食料・農林水産分野での協力における包括的指針を提示した政策文書である。急速な経済成長と域内統合、グローバル化、気候変動を含む自然資源に対する圧力などによる、社会経済・人口動態の急激な変化に対処すべく、ASEANがミレニアム開発目標 (MDGs) とその後継である持続可能な発展目標 (SDGs)、UNゼロ・ハンガー目標といった国際的な開発目標を達成するための指針として作成された。

同文章は2013年8月の第34回SOM-AMAFにおいて採択され、2014年8月の第35回会合においてタイムライン (2016-2025) が定められた。農業分野における7つの戦略的重点課題 (ST: Strategic Thrust) とそれを達成するためのアクションプログラムが記載されている。

VSP-FAF (2016-2025)のビジョン・ゴールは次の通り。

ビジョン：ASEAN共同体の食料・栄養安全保障と繁栄に貢献にする、グローバル経済に統合された単一の市場と生産基盤に基づいた競争力があり、包括的でレジリエントかつ持続可能なFAF分野。

ゴール：

- 1) 公平で持続可能かつ包括的な成長の確保
- 2) 貧困と飢餓の撲滅
- 3) 食料の安全保障、食の安全性、よりよい栄養の確保
- 4) 域内統合の深化
- 5) グローバル市場へのアクセスの強化
- 6) 気候変動や自然災害その他のショックに対するレジリエンスの強化、影響の緩和と適応

への貢献

7) 持続可能な森林管理 (SFM) の達成

また、7つの戦略的重点課題 (ST) は次の通りである。

- ST1. 持続可能なグリーンテクノロジー、資源管理、収穫前ロスと収穫後ロスの最小化による、品質と量の両面での生産の向上システム
- ST2. 貿易円滑化、経済統合、市場アクセスの向上
- ST3. 食料安全保障、食品安全、よりよい栄養と公平な分配の確保
- ST4. 気候変動、自然災害、その他のショックに対するレジリエンスの向上
- ST5. 資源に制約のある小規模生産者と中小企業に対し、生産性・技術・製品品質を高め、グローバル市場の標準と競争性を満たすための支援の、中小企業の発展に関する ASEAN Community Blueprint の記載に沿った実施
- ST6. 食料・農林水産分野に影響する、国際的・地域的な課題に対して、ASEAN加盟国が共同して取り組むアプローチの強化
- ST7. 持続可能な森林管理の促進

(5) 食料・農林水産分野のサブセクター別戦略的活動計画 (文書5、文書6、文書7、文書8)

食料・農林水産分野の下各サブセクターに関して、AMAFの下部組織として作業部会、コンタクトポイント等が組織されており、それぞれが活動の実施を担う戦略的活動計画 (SPA) が作成されている。各SPAには、各サブセクターの戦略的重点課題 (ST) と、それを達成するためのアクションプログラム、活動とサブ活動が記されている他、活動/サブ活動のレベルでのタイムライン、アウトプット指標、責任主体、パートナー機関 (プロジェクトの名称を含む) などが記載されている。

① Strategic Plan of Action for ASEAN Cooperation on Crops (SPA-Crops) (文書5)

作物サブセクターに関して、5年間のタイムフレームでVSP-FAFに記載の戦略的重点課題に取り組むための活動とサブ活動を記載した戦略文書である。戦略的重点課題、アクションプログラム、活動とサブ活動、責任主体、タイムラインから構成されている。現行のタイムフレームは2021-2025の5年間である。SPA-Cropsの戦略的重点課題はVSP-FAFのSTのうち、森林管理に関するST7を除いたST1～ST6と同一である。(表3.1.4)

表 3.1.4 SPA-Crops の戦略的重点課題とアクションプログラム

ST1. 持続可能なグリーンテクノロジー、資源管理システム、収穫前ロスと収穫後ロスの最小化による、品質と量の両面での生産の向上	1-1: 生産量を増やし、生産後のロスを減らすためのインフラ投資の必要性を明らかにし、投資ニーズへ対応。
	1-2: FAFの文脈における「民間セクター」とは、大規模な営利企業だけでなく、小規模農家、漁師、中小企業も含まれることを認識し、政策議論、プログラム・プロジェクト策定、研究開発 (R&D) への民間セクターの参加を拡大し、生産性と品質の向上に向けた官民パートナーシップ (PPP) のインセンティブと実現環境を醸成。
	1-3: 土地に恵まれたAMSでも耕作地の拡大は急速に限界に達することを念頭に置き、持続可能な方法で土地利用の強化を伴う収量・生産性向上技術およびベストプラクティスの開発。
	1-4: 生態系の持続可能性、食料安全保障、生産者の収益性と雇用を確保するために、土地利用計画を通じて食用作物、工業作物、その他の目的での天然資源の利用に対する競合する需要のバランスをとる。
	1-5: 特に成長の早い作物サブセクターにおいて、食品の安全性を確保し、健

	<p>康/疾病および環境問題に対処するための新しく適切な技術、ベストプラクティスおよび管理システムの開発。</p> <p>1-6：研究開発と技術普及におけるPPPのための制度的メカニズムと適切なインセンティブを提供し、民間部門と協働して優先順位が高くペイオフの高い研究課題を特定し、技術創出と普及の両方のためのチャンネルとして活用。</p> <p>1-7：技術や成功事例を特定・記録し、成功した技術や管理システムをAMS全体に普及させるための情報通信技術（ICT）やその他の通信設備の利用強化を含む、新たな普及方法を模索。</p>
ST2. 貿易円滑化、経済統合、市場アクセスの向上	<p>2-1：経済的・科学的合理性のない非関税障壁を特定・撤廃し、貿易円滑化措置を実施。</p> <p>2-2：認定、検査、認証の調和を図り、ASEAN 全体で統一された要件を適用し、同等性の認定の実現。</p> <p>2-3：検疫システムおよび手続きの合理化・改善、基準・規制の調和。</p> <p>2-4：希少な科学技術資源を高収益製品に集中させるため、規格・規則の調和を図るために、優先製品の特定への民間部門の関与。</p>
ST3. 食料安全保障、食品安全、よりよい栄養と公平な分配の確保	<p>3-1：ASEAN統合食料安全保障（AIFS）フレームワークとASEAN地域の食料安全保障に関する戦略的行動計画（SPA-FS）2015-2020を効果的に実施。</p> <p>3-2：ASEAN食品安全政策（AFSP）の確定と実施において、ASEANの関連団体と協力。</p> <p>3-3：食品安全基準の策定を加速し、ASEAN 全体の効果的な導入のために資源を動員。優先事項として、食品の品質と安全性の向上、およびラベリングと情報の改善に対する消費者の要求の高まりに迅速かつ積極的に対応。</p> <p>3-4：食料供給源の多様化、食料生産の質と多様性の強化、食料バリューチェーンの改善を通じて、食料安全保障と栄養を向上。</p>
ST4. 気候変動、自然災害、その他のショックに対するレジリエンスの向上	<p>4-1：土壌や水などの天然資源への悪影響を最小限に抑え、温室効果ガスの排出を削減するために、気候や自然災害に強い技術を取り入れた優れた農業の実践を促進。</p>
ST5. 資源に制約のある小規模生産者と中小企業に対し、生産性・技術・製品品質を高め、グローバル市場の標準と競争性を満たすための支援の、中小企業の発展に関するASEAN Community Blueprintの記載に沿った実施	<p>5-1：FAFセクターの小規模生産者と中小企業が、より良い技術、投入資材、資金、改良普及サービスの提供、より価値の高い市場へのアクセス、近代的バリューチェーンへの統合を促進することにより、実行可能で競争力のある企業になるよう支援。</p> <p>5-2：大規模企業には、契約栽培などのメカニズムを通じて小規模生産者や中小企業と連携し、技術革新の導入や高価値市場への参加を促進することで、指導的な役割を果たすよう奨励。</p>
ST6. 食料・農林水産分野に影響する、国際的・地域的な課題に対して、ASEAN加盟国が共同して取り組むアプローチの強化	<p>6-1：農作物関連のサプライチェーン協力の枠組みを統合することにより、農作物アプローチにおけるASEAN協力の相乗効果を図る。</p> <p>6-2：農作物部門に影響を与える諸問題について、地域および国際的なフォーラムでASEAN共通の立場を提示。</p>

出典：SPA-Crops (2016-2020; 2021-2025)を基にJICA調査団作成

② Strategic Plan of Action for ASEAN Cooperation on Fisheries (SPA-Fisheries) (文書6)

水産サブセクターに関して、5年間のタイムフレームでVSP-FAFに記載の戦略的重点課題に取り組むための活動とサブ活動を記載した戦略文書である。戦略的重点課題、アクションプログラム、活動・サブ活動、活動の責任主体、タイムライン、アウトプット指標等が記載されている。現行のタイムフレームは2021-2025の5年間である。SPA-Fisheriesの戦略的重点課題はVSP-FAFのST1～ST6に準じたものになっている。

なお、ASECからの質問票調査回答によると、59件の活動・サブ活動のうち、13件が完了、15件が実施中、5件が保留・評価・承認プロセスにあり、26件がASWGFによる対応待ちである。また、本戦略計画の実施における課題として、プロジェクトの実施支援における適切なドナーとの連携が困難であること、ドナーと加盟国の関心の適合が困難であること、キャパシティ不足によりロードマップにおいて特定された一部の活動への関与が難しい国がある、などが挙げられる。

表3.1.5にSPA-Fisheriesの戦略的重点課題とアクションプログラムを示す。

表 3.1.5 SPA-Fisheries の戦略的重点課題とアクションプログラム

ST1. 持続可能なグリーンテクノロジー、資源管理システム、収穫前ロスと収穫後ロスの最小化による、水産分野の品質と量の両面での生産の向上	1-1: 生産量を増やすためのインフラ投資と技術要件を特定し、生産後の損失を減らすための技術導入と能力開発プログラムを推進し、投資ニーズを明確化。
	1-2: 急成長している水産養殖分野において、食品の安全性を確保し、健康・疾病・環境問題に対処するための、新しく適切な技術、ベストプラクティス、管理システムの開発。
	1-3: より持続可能な漁業を支援するための具体的な措置の実施におけるAMSの適切な能力の開発。
	1-4: 環境資産の価値と資源枯渇のコストを十分に織り込みながら、生産量増加や新技術採用のインセンティブを歪めないよう、必要に応じて政策設定を検討・改善。
ST2. 貿易円滑化、経済統合、市場アクセスの向上	2-1: 経済的・科学的根拠のない非関税措置 (NTM) を特定・撤廃し、貿易円滑化のための努力を強化するとともに、悪影響を最小限に抑えるため、貿易を阻害する規制障壁を適宜見直し。
	2-2: 認証、検査、認定、トレーサビリティ。
	2-3: 検査システムおよび手続きの合理化・改善、貿易を促進するための基準・規制の調和。
	2-4: ASEANの主要な食料市場がすべて統合され、食料取引システムが強化・活用され、安定した食料供給ができるよう、地域・国際協力を強化。
ST3. 食料安全保障、食品安全、よりよい栄養と公平な分配の確保	3-2: 食の安全と健康。
ST4. 気候変動、自然災害、その他のショックに対する漁業・水産業のレジリエンスの向上	4-1: ベストプラクティスに基づき、研究プログラムやネットワークと協力して、Climate Smart/Friendlyな農業、土地利用、漁業を促進するため、レジリエンスに焦点を当てた技術や管理システムの研究開発への投資の増加。
ST5. 資源に制約のある小規模生産者と中小企業に対し、生産性・技術・製品品質を高め、グローバル市場の標準と競争性を満たすための支援の、中小企業の発展に関するASEAN Community Blueprintの記載に沿った実施	5-1: FAF分野の小規模生産者と中小企業が、より良い技術、投入資材、資金、改良普及サービスの提供、より価値の高い市場へのアクセス、近代的バリューチェーンへの統合を促進することによって、実行可能で競争力のある企業になることを支援。
ST6 国際問題・地域問題に対するASEAN共同アプローチの強化	6-1: FAF分野に影響を与える交渉や合意において、AMSの意見や提案がより良く聞き入れられ、より有利な結果を得るために、地域や国際的な場でのAMSやASEAN関連機関の間で協議の活性化、共同アプローチの強化。

出典：SPA-Fisheries (2021-2025)を基にJICA調査団作成

③ Strategic Plan of Action of the ASEAN SPS Contact Points (SPA-ASCP) (文書7)

ASEAN SPSコンタクトポイント (ASCP: ASEAN Sanitary and Phyto-Sanitary Contact Points) が調整を担う、SPSに関連するASEAN協力に関して、ASCPとそのパートナー機関が連携して取り組むための5年間のタイムフレームでの活動が記載されている。現行のタイムフレームは2021-2025の5年間である。SPA-ASCPの戦略的重点分野は次の通りで、VSP-FAFのSTとの明確な対応関係はない。

表 3.1.6 SPA-ASCP の戦略的重点課題とアクションプログラム

ST1 SPSに関する域内での調整体制の強化	1-1 : AMAFの下で、ASCPのSPS関連の課題について調整する能力を向上。
	1-2 : SPS関連の他のASEAN関連組織との緊密な連携と調整を促進。
	1-3 : ASEANシングルウィンドウの下、AMS間での電子証明書のやり取りを実施。
ST2 ASEANのSPS関連組織との連携と調整の促進	2-1 : AMAF傘下の関連作業部会とその他のSPS関連のASEAN組織との間で、SPSに関する情報交換を実施。
ST3 域内でのSPS関連施策の調和の促進	3-1 : SPS関連の政策及び施策が統一性・一貫性を持つことを確実化。
	3-2 : SMEの関与も含めた、SPSの能力強化の活動に関して協力と相互支援を促進。
ST4 AMAF傘下のSPSイニシアティブについてモニタリングを行う	4-1 : SPS関連政策と施策の実施をモニタリング。

出典 : SPA-ASCP (2021-2025)を基にJICA調査団作成

④ Strategic Plan of Action for ASEAN Cooperation in Agriculture Cooperative (SPA-AC) (文書8)

農協組織に関連するASEAN協力について、ASWGACにおける合意の下、実施調整機関であるACEDAC及び加盟国が、ASEAN Foundationなどのパートナー機関と連携して取り組むための活動とサブ活動を記載した戦略文書である。5年間のタイムフレームで作成されており、ASWGACおよび加盟国の農協強化に関する活動計画として、ASWGACで承認され、各加盟国が署名を通じてコミットメント示している。現行のタイムフレームは2021-2025の5年間である。SPA-ACのSTは、VSP-FAFのST2、ST5と同一である。

計画された各活動において実施主体が定められており、それぞれの実施主体が計画に基づき実施することになっている。実施済の2016-2020年計画においてあげられている主な実施主体は、ASWGAC/ACEDAC、加盟各国、およびパートナーとしてASEAN Foundation、Asian Farmers' Association for Sustainable Rural Development (AFA)、Capacity Building Project (日本農林水産省が支援) 等となっており、活動は、各実施主体の予算で実施される。活動状況のモニタリングは、ACEDAC理事会で議論され、同時開催されるASWGACの年次総会で各国および活動主体からの進捗報告を通じて行われる。

SPA-ACの実施は以下のパターンがある。

- 1) ASWGACの監督のもとACEDAC事務局が実施する活動
- 2) ACEDACによる調整・モニタリングのもと加盟各国が実施する活動
- 3) ASWGAC/ACEDACの指示・承認のもと特定の加盟国が主導して、他の加盟国が参加する形で実施する活動
- 4) ASWGAC/ACEDACの承認のもとパートナー機関・プロジェクトが実施する活動

表 3.1.7 SPA-AC の戦略的重点課題とアクションプログラム

ST2 貿易円滑化、経済統合、市場アクセスの強化	2-1：潜在的な農業協同組合と農民組織間のビジネス・リンケージの確立。
	2-2：ASEAN農業協同組合や農民組織、生産者、消費者、取引業者との直接投資や戦略的パートナーシップの推進（ST2、AP2.6）。
	2-3：一村一品（OVOP）開発に携わる人材とステークホルダーのエンパワメント。
	2-4：ASEANにおける食料安全保障強化のための農業協同組合の食品マーケティングシステム強化。
ST5 資源に制約のある小規模生産者や中小企業が、生産性、技術、製品品質を向上させ、世界市場の基準を満たし、競争力を高めることができるよう支援。	5-1：FAF分野の小規模生産者が、より良い技術、投入資材、資金、改良普及サービスを提供し、より価値の高い市場にアクセスし、近代的バリューチェーンへの統合を促進することで、実行可能で競争力のある企業になるように支援。
	5-2：小規模生産者をバリューチェーンによりよく統合し、生産と市場のリスクに対処するための集团的プラットフォームを提供するために、協同組合と農民組織を促進・強化。
	5-3：農業協同組合の職員とリーダーのエンパワメント。
	5-4：ASEANにおける農業協同組合間の戦略的提携の構築。

出典：SPA-AC（2021-2025）を基にJICA調査団作成

(6) その他の重要な戦略文書(統合フレームワーク、マルチセクターフレームワーク、ロードマップ等)

その他の重要な戦略文書として、特定の重要課題や横断的課題に対処するための統合フレームワーク、マルチセクターフレームワーク、ロードマップ等といった戦略文書が数多く存在する³。FVC強化の観点からとりわけ重要なものについて、下記に要約を示す。

ASEAN Framework - Support Food, Agriculture and Forestry Small Producers, Cooperatives and Micro, Small, and Medium-Sized Enterprises (MSMEs) to Improve Product Quality to Meet Regional/International Standards and Ensure Competitiveness（文書9）（以下ASEAN Framework）は、VSP-FAF(2016-2025)において7つのSTの一つとされたST5の実施を促進するために、2020年に開かれた第42回AMAF会議において策定が提案され、2021年にASWGACおよびSOM-AMAFによって承認された。ASEAN FrameworkはVSP-FAF 2016-2025の優先課題のひとつであるST5を達成するための実施ガイドラインとして、加盟各国の政策策定や法制度整備における提言や、零細農家、農協、中小零細企業の能力、競争力強化のための加盟各国および世界各国からの事例をもとにした助言を示したものである。

ASEAN Frameworkでは、1) 農水食料生産者、協同組合、中小零細企業の資金アクセスの改善と資金源確保のための革新的な改善策の模索、2) 技術投資促進を目指した零細農家、協同組合、中小零細企業のデジタル経済の担い手としての強化、3) 農林食料製品の競争力強化と市場アクセスの改善、4) 能力向上と組織強化、5) 気候変動や経済危機、政治不安、自然災害などの外的要因に帰するショックに対するレジリエンスの強化を、5つの重要課題として掲げており、それぞれの課題について基本方針や活動案を提示している。一方、同フレームワークには拘束力はなく、これにより権利も義務も発生するものではないとしていることから、加盟各国の状況に合わ

³ ASEC-DOへの聞き取りによると、フレームワークとは特定の課題や分野についての基本方針を示した包括的な政策文書であるのに対して、戦略的活動計画はASEANの関連組織の活動の実施計画について示したものである。一方、ロードマップについてはあまり使われる表現ではなく、また使われるケースも曖昧とのことだった。

せて自発的にかつ自己資金により実施されるものとされている。さらに、加盟各国の主権や国家安全保障、一般市民の安全に関わる事項については適用されないと明記されている。

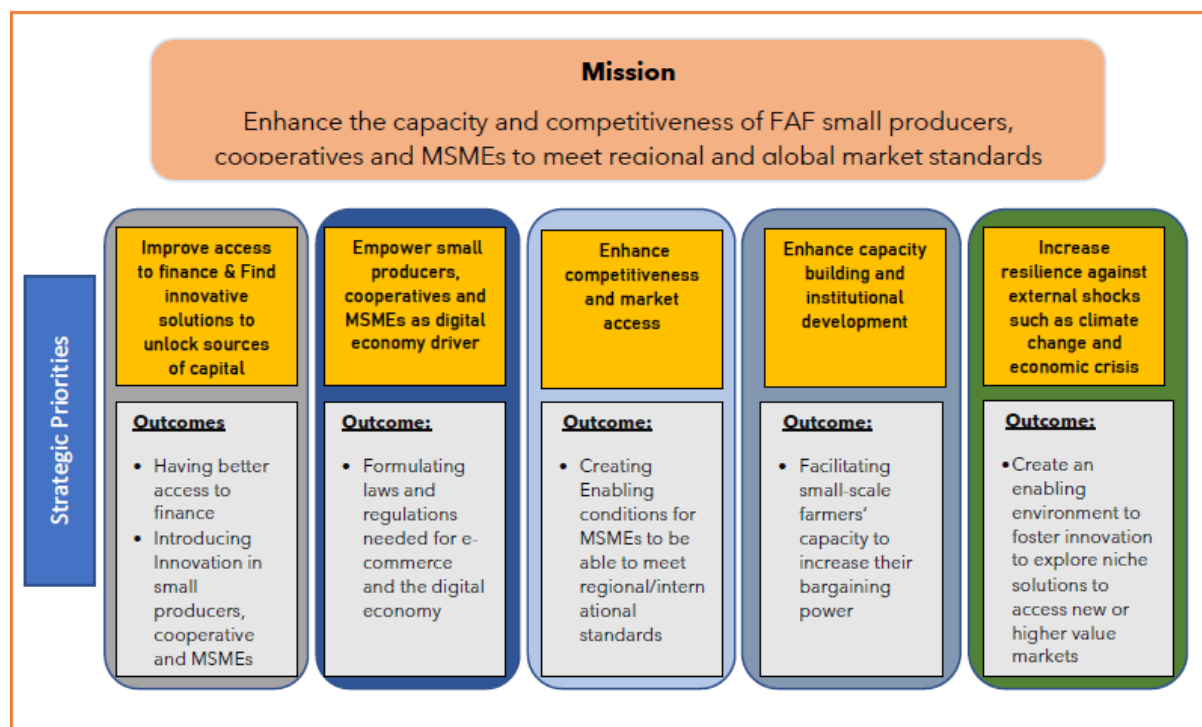


図 3.1.2 ASEAN Framework の概要

出典：ASEAN framework 2021

同ASEAN Frameworkは、SPAとは異なり、関連活動についてより詳細な方向性が書かれているものの、加盟各国が参考資料として、自国での政策や活動計画を策定する際に参照するものである。従い、ASEANとして適用状況を確認したり、モニタリングしたりするものではない。加盟国によると、実質的には自国の政策に照らし合わせて取り入れられるものを取り入れるといった位置づけにあるという。

ASEAN Integrated Food Security Framework and Strategic Plan of Action on Food Security on ASEAN Region (AIFS Framework and SPA-FS) (文書10) は、VSP-FAFのST6に取り組むために作成され、持続的な食料安全保障の実現に向けて加盟国が連携しうるアプローチや、連携の範囲について示した政策文書である。現行のタイムラインは2021-2025の5年間である。ASEANでの食料安全保障に資する取り組みを開発パートナーや関係者がどのように効果的に促進していくべきかというガイダンスを提供している。目的、コンポーネント、戦略分野、行動プログラム（成果）、活動などが記載されている。

なお、AIFS Framework and SPA-FSおよび活動計画の実施は、ASECの支援を受けたSOM-AMAFが責任主体となることが記載されており、AECおよびASCC傘下の関連下部組織との調整もSOM-AMAFが担う。実施に必要なリソースについては、加盟国間の折半およびパートナー機関による追加的な資金支援によるとされている。

ASEAN Roadmap for Enhancing the Role of ASEAN Agricultural Cooperatives in Agricultural Global Value Chains 2018-2025 (文書11) は、加盟各国において、農協がグローバル・バリュー・チェーンのなかで裨益できるよう支援するために、より詳細なガイドラインとして提示されており、

1) ASEAN加盟国内の農協のグローバル農業バリューチェーンへの参加を促進するためのガイダンスの提供、2) VSP-FAFのST2および5の実施促進、3) 加盟国の農協の法的位置づけとASEAN内での制度の調和および成功事例の共有を図るためのフレームワークとされている。

同文書においては、農協強化活動として1) 組織および能力強化、2) 競争力強化、3) 資金アクセスの改善、4) 市場アクセスの向上の4課題を柱として、各国内での活動実施方法を提示している。

同ロードマップは、ASWGAC会議においてその必要性が合意されたことから、ASEAN Farmer's Organization Support Program (AFOSP) の活動の一環として作成され、ASWGACおよびAMAFの承認を得て、ASEAN政策文書として制定されたものである。一方、作成支援を行ったAFOSPの実施機関であるAFAからの聞き取りによれば、策定後にプロジェクトが終了したため、その実施が促せておらず、加盟各国の裁量に任されている状態である。

ASEAN Frameworkと同様、加盟各国が関連活動計画および実施の際に参考資料として参照するものとして捉えられており、ASEANとして適用状況を確認、モニタリングするという事はされていない。一方で、各関連活動においてより詳細な実施方法などが記載されていることから、各国が新たに取り組むあるいは困難に直面しているときなどに参照されるものとなり得る。例えばカンボジアでは、現在策定中の協同組合にかかる国家政策の作成において、同ロードマップが参照されている。

Food Security Policy (文書12) は、食品安全に関する施策の策定、加盟国間での食品安全施策と管理手続きの調和の促進、加盟国の食品管理システムの強化に関する取り組みの支援などを含む、消費者保護および安全な食品の自由な移動と取引のための指針を示したものである。同政策文書に対しては、農業、保健、産業、貿易などを含む関連する全ての分野が取り組むこととされており、10の中核的原則 (Core Principle) から構成されている。

The ASEAN Food Safety Regulatory Framework (AFSRF) (文書13) は、ASEAN各国がFood Safety Policyを実施するためのガイダンスとして作成され、消費者の健康の保護、SPSの施策や標準についての調和、ASEAN域内での貿易に関する技術的な障壁の最小化、加盟各国の食品管理システムにおける格差是正などを目的とした政策文書である。同資料によれば、実施機関としてAEM (ASEAN Economic Ministers)、AHMM (ASEAN Health Ministers Meeting)、AMAFの関連作業部会によって構成されるAFSRFタスクフォースが新たに結成され、そのタスクフォースがその役割を担うとされている。また、AFSRFの実施及び関連するプロトコル (特定の食品安全に関する施策についての法的拘束力のある制度) を監督する主体として、ASEAN食品安全調整委員会が設立され、AFSRFの進捗状況の報告を行うとされている。

ASEAN Multi-Sectoral Framework for Climate Change: Agriculture and Forestry toward Food and Nutrition Security and Achievement of SDGs (文書14) は、AIFS Framework and SPA-FS (文書10) のST6への貢献、および食料・栄養の安全保障およびSDGsの達成のために作成された。同フレームワークはASEAN共同体を構成する3つの組織 (AEC、APSC、ASCC) 全てと関連性を持つため、気候変動と食料安全保障についての課題に対して3つの組織が包括的に対処にあたるべきことが記載されている。同フレームワークの実施にあたっては、AMAFの傘下の作業部会が、環境、農村開発、貧困削減、災害管理、保健、エネルギーの各部門を担う組織と協調・協力して行うこととされている。

Plan of Action (POA) for the ASEAN Cooperation on Good Aquaculture Practices (2021-2025) (文

書15) は、ASEAN GAqPの早期及び長期的な開発と実装を維持するための政策文書であると同時に、VSP-FAF (2016-2025) 及びSPA-Fisheries (2021-2025) の優先活動の達成にも貢献する内容になっている。POAにおいて設定される活動はEWG-ASEAN GAqPが実施することが想定されており、活動進捗及び優先成果品はEWG-ASEAN GAqP、ASWGF、SOM-AMAFの年次会合において報告され、最終評価が2025年に実施されることになっている。

2022年5月に実施された第2回のEWG-ASEAN GAqPにおいて、当POAが第43回AMAF会議 (2021年10月) にて承認されたことが報告されている。POA ASEAN GAqP (2021-2025)の目的は次の通り。

- ASEAN GAqPガイドラインに記載のある合意された慣行の中核に基づき、GAqP基準の確立及び調和を支援する。
- 関連するISO基準に沿い、加盟国の養殖場認証及び認定システムの改善を支援する。
- ASEAN GAqPの促進において、加盟国間、ダイアログパートナー及び地域・国際機関との協力のための優先行動を提供する。

Plan of Action of the ASEAN Shrimp Alliance 2021-2025 (文書16) には、1) 成長改善に係る長期的な遺伝的改善やエビ早期死亡症候群に対する耐性に関する地域協力、2) トレーサビリティシステム及び養殖認証に係る地域啓発活動、3) 共通課題及び協働に係る提言、4) 国際フォーラムに向けた調和と対話、が方針として定められている。本POAはSPA-Fisheries 2021-2025の達成を下支えする位置づけで策定されている。

Plan of Action for the ASEAN Cooperation in Combatting AMR in the Aquaculture Sector (2021-2025) (文書17) は、残留動物用医薬品及びAMR (薬剤耐性) リスク分析におけるASEAN加盟国の能力強化、ASEAN基準の強化とその実施、および技術支援を通じた動物用医薬品とAMRに関する知識促進を目的とした政策文書である。同文書の現状の進捗状況は、30件の活動のうち、5件が完了、1件が保留もしくは評価中、24件がASWGFによる対応待ちである。POAの推進に係る課題として、プロジェクト実施に係る適切なドナーが見つからない、ドナーと加盟国の関心の適合のミスマッチ、キャパシティ不足による一部の国での特定の活動への関与の困難さ等が挙げられる。

Roadmap on Combating IUU Fishing in the ASEAN (2021-2025) (文書18) は、地域の対IUU漁業に向けた共同の取り組み強化を通じ、漁業管理の改善、漁業資源の維持、責任ある水産慣行の採用による利点を最適化することを包括的な目的としたロードマップである。現状の進捗状況は、24件の活動のうち、1件が完了、7件が進行中、4件が保留もしくは評価中、12件がASWGFによる対応待ちである。ロードマップの推進に係る課題として、プロジェクト実施に係る適切なドナーが見つからない、ドナーと加盟国の関心の適合のミスマッチ、キャパシティ不足により一部の国は活動の一部への関与が困難、等が挙げられる。

3.1.2 重要な政策文書の相互の関係性

以上を踏まえ、重要な政策文書の相互の関係性を、調整/モニタリングを担う責任主体に注目して整理を行ったものが図3.1.3である。

「ASEAN共同体ビジョン2025」及び3つの共同体それぞれのブループリント (2016-2025) のうち、食料・農林業分野に関連するのがAECブループリントである。それを達成するための枠組みについて記載したものがCSAPであり、重要施策 (Strategic Measures) 毎に関連するワークプランや関連組織の記載がある。食品農業部門の取り組み全般についてはVSP-FAFとSOM-AMAFが、後

発ASEANに関する取り組みについてはIAIワークプランとIAIタスクフォースが、加工食品に関する分野別検査・認証システムについてはASEAN Standards and Conformance Strategic PlanとACCSQが、それぞれ関連ワークプランと関連組織としてCSAPに記載されている。

VSP-FAFは食品・農業分野の包括的な戦略的活動計画という位置づけであり、実施の責任主体はSOM-AMAFおよびその下部組織となっている。各下部組織の活動計画としては、対応するSPA（例：作物作業部会のSPA-Crops）が存在する。一部の例外はあるものの、下部組織のSPAのSTは、基本的にはVSP-FAFのSTに沿ったものとなっている。また、Plan of Action (POA) of the ASEAN Cooperation on Good Aquaculture Practicesのように、SPAの下位に位置づけられ、分野別作業部会や専門作業部会の活動の一部を補完・下支えするための戦略文書も作成されている場合がある。ASEAN協力として実施されるプロジェクトは基本的に、関連するSPAの活動の一つとして位置づけられる。

SPS、食料安全保障、気候変動といった重要課題、とりわけAMAF内の複数の作業部会を跨ぐ、あるいはAEM、AHMといった他のAECの部門別組織との調整が必要な横断的課題については、フレームワーク、ロードマップといった政策文書にてASEAN全体としての目指す方向性や調整メカニズムなどが示されている。

ASEANにおいて策定される地域ガイドラインの多くは強制力のない参考資料という扱いであるが、各国の制度の調和と自由な取引の促進のため、各加盟国がこれらに準じた自国の制度・基準・規制等を備えることが推奨されている。ガイドラインは、ASEANと加盟国が、パートナー機関の支援を得ながら各作業部会で推進している施策の実施を通じて作成や見直しを行なうと同時に、フレームワーク、ロードマップなどの横断的な政策文書にてその作成が指標の一つとして位置づけられる。（例：3.2.2節のBox 1. RES&POAとSPA-Fisheriesの関係性）

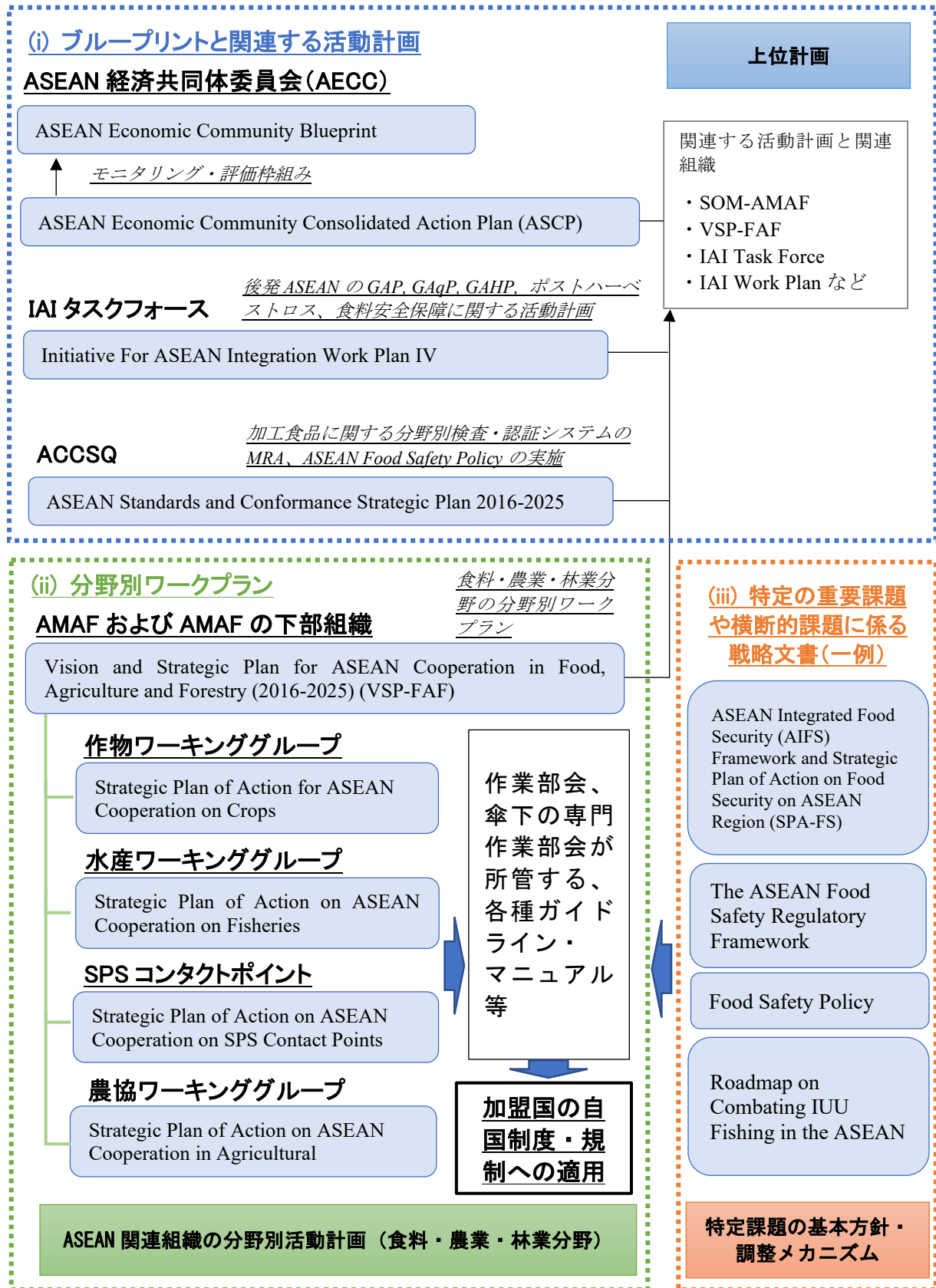


図 3.1.3 主たる実施主体の区分に基づく政策文書の相互の関係性

出典：JICA調査団

3.2 FVC 強化の観点から重要な施策及びガイドライン

ASEC-DOに対して質問票を送付し、重要な文書を挙げてもらうことで4つの作業部会が主導する諸施策や主要なガイドラインのリストアップと概要の整理を行った。

3.2.1 ASWGC が主導する諸施策・ガイドライン

ASWGCが主導する研修教材・ガイドライン・マニュアル等の作成・改定は、オーストラリア政府を含むパートナー機関の支援を受けて、ASWGC傘下の関連する専門作業部会において検討・実施されている。これらのガイドラインには原則として強制力はなく、各加盟国が行う自国の法制度・組織体制の構築において参考資料として利用される。ASWGCの管轄する活動は多岐に渡るものの、近年の重要なガイドライン・マニュアルとしてはASEAN GAP/GAqP/GAHPやASOAに関するものがASEC-DOからは挙げられており、これらの活動についての優先度が高いことが示唆される。

(1) Good agricultural practices for production of fresh fruit and vegetables in the ASEAN region (ASEAN GAP)

農産物生産の各工程において生じる様々なリスクを管理するための地域的な標準ガイドラインとして、オーストラリア政府の事業であるQuality Assurance Systems for ASEAN Fruit and Vegetables (QASAFV) の第一期の活動の一つとして2006年に作成された。加盟国の国内GAPを調和させることにより、貿易の促進や農家の活性化、ひいては環境保全や安全な作物の供給に資することを目的としている。

ASEAN GAPガイドラインは、4つのモジュール（①食品安全、②環境保全、③労働衛生・安全性・福利厚生、④生産品質）から構成されており、それぞれのモジュールはセクションに分けられる。セクションは全部で17あり、それぞれのモジュールには17のセクションの一部が含まれている。また、1つのセクションに対して1つもしくは複数のモジュールが対応している（表3.2.1参照）。

表 3.2.1 ASEAN GAP の構成

項目	食品安全	環境管理	労働衛生	生産品質
Site History and Management	✓	✓		
Planting Material	✓	✓		✓
Soil and Substrates		✓		
Fertilizers and soil additives	✓	✓		✓
Water	✓	✓		✓
Chemicals	✓	✓		✓
Harvesting and Handling Produce	✓	✓		✓
Waste and Energy Efficiency		✓		
Biodiversity		✓		
Air		✓		
Working Conditions			✓	
Produce Quality Plan				✓
Working Welfare			✓	
Traceability and Recall	✓			✓
Training	✓	✓	✓	✓
Documents and Records	✓	✓	✓	✓
Reviewing Practices	✓	✓	✓	✓

出典：ASEAN GAP ガイドラインの別添資料から引用

(2) Guidance Manual for Using the Alignment Assessment Tools for ASEAN GAP

加盟国が自国GAPとASEAN GAPとの一致について評価を行うためのツールであるAlignment Assessment Matrixの記入方法について記したガイドラインである。ツールは「有機農業システムの調和と同等性に関する国際タスクフォース」(International Task Force on Harmonization and Equivalence for Organic Agriculture Systems) および「有機農業のASEAN規格に関するタスクフォース」(Task Force on ASEAN Standard for Organic Agriculture; TF-ASOA) によって作成された。

自己評価、加盟国同士のピアレビュー、ASEAN GAPとの一致の程度の現状判断に用いられる。評価の方法は、ベースとなる基準(ASEAN GAP)と参照する基準(加盟国の自国GAP)それぞれについて対応する要求基準を記載し、一致の程度をE、A、Nのいずれかによって評価する。

E: (完全な) 一致。国内基準とASEAN GAPの基準は完全に同質である。

A: 参照する基準はベースとなる基準よりもより高い要求基準を有する、もしくは追加的な基準が設定されている。

N: 一致していない。

同マニュアルの説明によれば、次のような手順を経て評価が行われる。まず自己評価を評価の対象となる国内GAPを持つ国が行い、次にアセスメントを行った経験のあるLead ReviewerとSecond Reviewerの2名によってピアレビューが行われる。自己評価とピアレビューの結果に相違点がある場合には、レビューヤーは補足欄にコメントを残す。この作業によって特定された課題については、ワークショップやASEAN GAP専門作業部会の中で協議が行われる。

複数の加盟国において同マニュアルを用いたアセスメントと、結果を加味した自国ガイドラインの見直しが行われており、例えばタイでは、EWG-GAPの取り組みを経て2022年に自国のナショナルGAPであるQ-GAPの食品安全に関するモジュールを改訂し、同モジュールについては、ASEAN-GAPとの同質性が認められた。

(3) ASEAN GAP Official Control Manual - Quality Assurance Systems for ASEAN Fruits and Vegetables

ASEAN GAPの認証制度の実施を希望する加盟国に対して、一般的な規制の枠組みについて示したマニュアルである。また、加盟国間で均質な規制と組織体制が構築されるための提言についても含まれている。オーストラリア政府によるASEAN-Australia Development Cooperation Program Phase II (AADCP II) プロジェクトの活動の一つとして、2019年に作成された。管轄・監督当局、認定機関、認証機関がそれぞれ担うべき職務や役割などが具体的に示されている。

目 次

1. 前文
2. 管轄・監督当局の任命
3. 管轄・監督当局に関する一般的な責務
4. 管轄・監督当局の監査
5. 不服申し立ての権利
6. 苦情処理の手順
7. 管轄・監督当局の秘密保持義務
8. 政府による監督の透明性

9. 管轄当局による所定の監督業務の外部機関への委任
10. 認証機関の任命
11. 認証制度に関する取り決め

図 3.2.1 ASEAN GAP Official Control Manual の目次構成

出典: JICA 調査団

(4) ASEAN GAP Certification Manual – Quality Assurance Systems for ASEAN Fruits and Vegetables

加盟国の国内GAPの認証を行う監督当局と、監督当局がその権限の一部（もしくは全部）を委任した監督主体が認証事業を実施する上での参考マニュアルとして、同じくオーストラリア政府によるAADCP IIプロジェクトの活動の一つとして2019年に作成された。監督当局・主体が担うべき職務と機能、申請者が認証機関によって認証を受けるまでの一般的な手順や留意事項などが記載されている。

目次

1. 序文・略語表
 2. 監督当局・監督主体の一般的要件
 3. サンプルング、検査機関、窓口業務
 4. 認証を受けた農家(グループ)の登録
 5. 農家(グループ)の評価手順
 6. 認証手続き
 7. 認証主体の間での職務の移行
- 別添1 査察官の資格要件
別添2 審査員の資格要件

図 3.2.2 ASEAN GAP Certification Manual の目次構成

出典: JICA調査団

(5) その他ASWGCが主導するガイドライン・マニュアル

その他、調査団がWebベースの情報収集等を通じて確認した、ASWGCとその傘下にあるEWG・TF等が主導する主なガイドライン・マニュアルとしては以下が挙げられる。

表 3.2.2 その他の ASWGC が主導するガイドライン・マニュアル

番号	ガイドライン	EWG/TF/CP	発行年	概要
1	Procedure for the amendment or Revision of the Good Agricultural Practice (ASEAN GAP) for Production of Fresh Fruit and Vegetables in the ASEAN Region and its Interpretative Guides (Modules)	EWG-GAP	記載なし	ASEAN GAP 及びその解説資料の改定を EWG-GAP が行うにあたっての方針を示した文書。
2	Guidelines for the Conduct Pest Risk Analysis for ASEAN	EWG-PS	2013 年の専門家会合で合意	農業のリスク分析を加盟国が、一貫性を有しかつ調和されたアプローチに基づいて実施するためのガイドライン。
3	ASEAN Phytosanitary (PS) Guidelines for Importation priorities commodities	EWG-PS	品目毎に異なる	優先度の高い重要な農産物の輸入に関して、懸念の大きい病害虫の名称や要求事項、検疫に関する証明書等について記した ASEAN 域内の輸入に関するガイドライン。

番号	ガイドライン	EWG/TF/CP	発行年	概要
4	ASEAN Standard for Organic Agriculture (ASOA)	EWG-OA	2014 年	有機農産物（菌糸類を含む作物）とその加工食品について標準的な要求基準について示した文書。
5	ASEAN Guidelines for Organic Certification (AGOC)	EWG-OA	2018 年	有機農産物（菌糸類を含む作物）とその加工食品について加盟国の認証主体が認証業務を行う上での参考ガイドライン。
6	ASEAN Harmonized Standards for Horticultural Produce	TF-HP	品目毎に異なる	主要な園芸作物の生産に関して、加盟国で標準的な要求基準や分類等について品目毎に示した文書。

出典: JICA調査団 (2022)

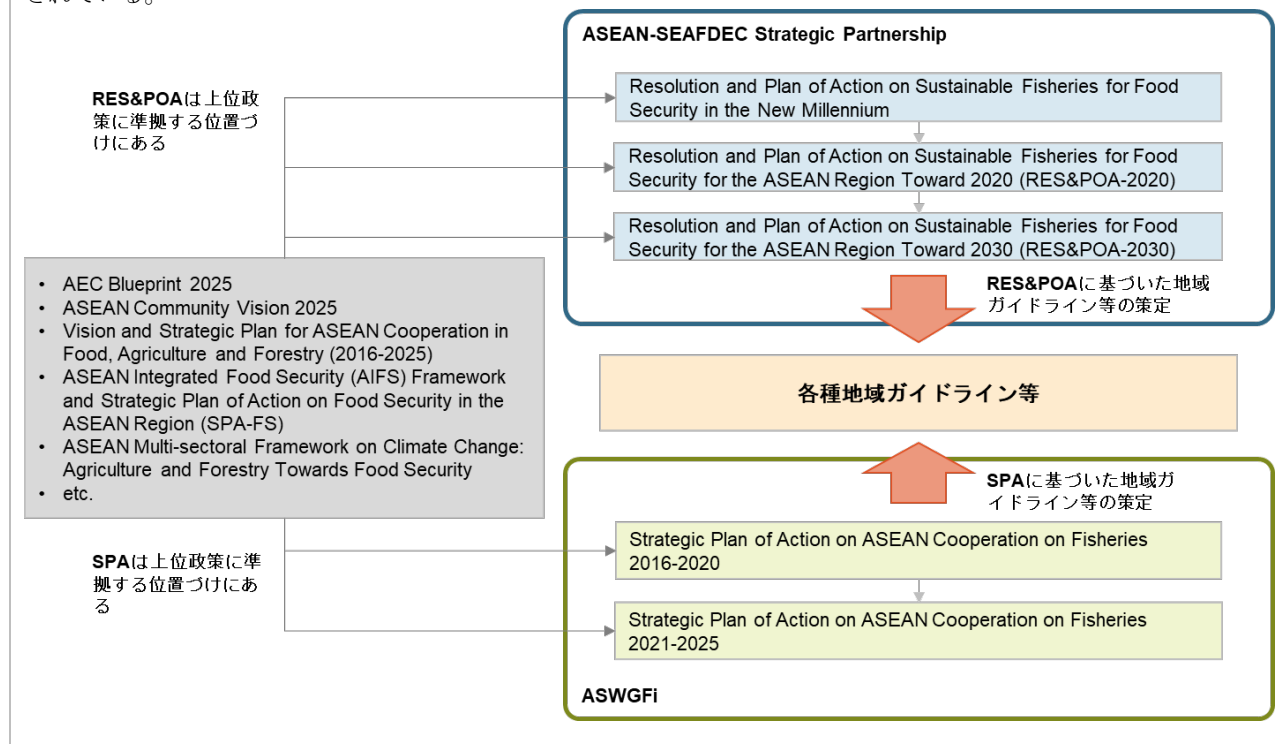
3.2.2 ASWGFi が主導する諸施策・ガイドライン

(1) ASEAN-SEAFDEC 連携

ASEAN-SEAFDEC Strategic Partnershipでは、東南アジア地域における持続可能な水産業の促進を目的とした国家政策及び行動の策定のための枠組みとして、2001年に「Resolution and Plan of Action on Sustainable Fisheries for Food Security in the New Millennium」が策定され、後継文書として2011年「Resolution and Plan of Action on Sustainable Fisheries for Food Security for the ASEAN Region Toward 2020 (RES&POA-2020)」が策定された。さらに、2020年には「Resolution and Plan of Action on Sustainable Fisheries for Food Security for the ASEAN Region Toward 2030 (RES&POA-2030)」が策定されている。(Box 3.2.1)

Box 3.2.1. RES&POA と SPA-Fisheries の関係性

RES&POA は ASSP における行動計画であり、SPA-Fisheries は ASWGFi における行動計画である。各文書は独立した政策文書であるが、大きな視点では AEC Blueprint 等の上位政策に準拠した位置づけにある。ASEAN において策定される各地域ガイドラインは RES&POA を指標として作成されると同時に SPA-Fisheries における活動の一つとして作成されている。



この政策枠組みにおいて、過去20年以上にわたり様々な政策文書や地域ガイドラインが策定されている。直近10年間の間に、この枠組みにおいて策定された地域ガイドライン等をRES&POAの行動計画ごとに示す。

表 3.2.3 ASEAN-SEAFDEC 連携において 2012 年以降に策定された地域ガイドライン等

活動計画	政策文書および地域ガイドライン
B. Fisheries Management	<ul style="list-style-type: none"> Regional Plan of Action on ASEAN Guidelines for Preventing the Entry of Fish and Fishery Products from IUU Fishing Activities into the Supply Chain (2013) Regional Plan of Action on Sustainable Utilization of Neritic Tunas in the ASEAN Region (2013) Regional Action Plan for Managing Foraging Habitats of Sea Turtles (2014) Essential Ecosystem Approach to Fisheries Management Training Materials (2014) Regional Policy Recommendations on Conservation and Management of Eel Resources and Promotion of Sustainable Aquaculture (2015) Policy Brief: Applying Human Rights-Based and Gender Equality Approaches to Small-Scale Fisheries in Southeast Asia (2018) Regional Action Plan for Management of Transboundary Species: Indo-Pacific Mackerel in the Gulf of Thailand Sub-Region (2020)
B1. Marine Fisheries	<ul style="list-style-type: none"> Regional Fishing Vessels Records (RFVR) for 24 meters in length and over (2013) Joint ASEAN-SEAFDEC Declaration on Regional Cooperation for Combating IUU Fishing and Enhancing the Competitiveness of ASEAN Fish and Fishery Products (2016) ASEAN Regional Plan of Action for the Management of Fishing Capacity (2016) Strategic Plans of Action for Fishery Resources Enhancement in the Southeast Asian Countries (2016) ASEAN Catch Documentation Scheme (ACDS) for Marine Capture Fisheries (2018)
B2. Inland Fisheries	<ul style="list-style-type: none"> Strategic Plans of Action for Fishery Resources Enhancement in the Southeast Asian Countries (2016)
C. Aquaculture	<ul style="list-style-type: none"> Regional Guidelines on Traceability System for Aquaculture Products in the ASEAN Region (2016) Regional Policy Recommendations on Early Mortality Syndrome (Acute Hepatopancreatic Necrosis Disease) and Other Transboundary Aquatic Animal Health Diseases (2016) Regional Database of Alternative Feed Ingredients in Aquaculture (2018) Regional Technical Guidelines on Early Warning System for Aquatic Animal Health Emergencies (2019)
D. Optimal Utilization of Fish and Fishery Products	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN Guidelines for the Use of Chemicals in Aquaculture and Measures to Eliminate the Use of Harmful Chemicals (2013) Regional Guidelines on Cold Chain Management of Fish and Fishery Products in ASEAN Region (2019)

出典：SEAFDEC (FISH for the PEOPLE Volume 18 Number 3: 2020)を基に調査団作成

上記に加え、FCG/ASSP (the Fisheries Consultative Group of the ASEAN-SEAFDEC Strategic Partnership) の枠組みにおいて、次の2つの活動が実施されている。

- Developing regional guidelines on Good Manufacturing and Handling Practices (GMP & GHP) for sushi and sashimi
- Introducing High Pressure Processing Protocols for Seafood

(2) ASEAN-Australia連携

① Guidelines on ASEAN Good Aquaculture Practices (ASEAN GAqP) for Food Fish

オーストラリア政府の支援により実施されたAADCP IIにおいて2015年に策定された地域ガイドラインである。各加盟国は自国のNational GAqPを本ASEAN GAqPに調和させることが推奨されており、EWG-ASEAN GAqPの会合において各国のNational GAqPの実装状況が報告されている。

なお、調和 (Harmonize) という文言に対するEWG-ASEAN GAqPの共通見解として、ASEAN GAqPの一部項目についてNational GAqPが準拠している状態を「調和している」と認識されている。

なお、地域認証制度の構築に係る議論が進められていたものの、認証付与権限は各加盟各国が持つことから（即ち、ASEANにはこの権限がない）、2021年6月の第1回EWG-ASEAN GAqPにおいて、ASEAN GAqPはガイドラインとしての位置づけとして整理されることが確認されている。また、ASEAN Shrimp GAPをASEAN GAqP for Food Fishの一部に内包する方向性でサブワーキンググループにおいて議論が進められている。

② ASEAN Good Aquaculture Practices for Food Fish: Trainers' Guide

上記ASEAN GAqPの活用に関するトレーナー向けガイドラインとして策定されたものである。各加盟国が効果的なトレーナー向けのトレーニング (TOT: Training of Trainers) を養殖普及員等に対して提供することを目的として策定されており、ASEAN GAqPの理解及び活用にも貢献することを目的にしている。

(3) その他策定の検討が行われているガイドライン

ASEAN Guidelines on Inspection and Quarantine for Imported Aquaculture Fish and Fisheries Products⁴にかかるコンセプトノートの準備が進められており、2021年のFCG/ASSP会議においてSPA-Fisheriesにおける活動として実施されることが確認されている。このガイドラインの作成は、ASEAN-JICA FVCプロジェクトの活動の一環として実施されることが期待されている。

表 3.2.4 策定の検討が行われているガイドラインの概要

<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> - 養殖魚及び水産物に関する検査・検疫の ASEAN ガイドラインを策定し促進する。 - 加盟国に対して自国の検査・検疫システムの改善を奨励する。 <p><スコープ></p> <ul style="list-style-type: none"> - ガイドラインの適用範囲は、藻類等の水生植物を含む食用養殖水産物である（活魚等は含まない）。 - 製品の種類及び対応する適合性評価手順により検査要件は異なるが、検査・検疫の段階として、一般的には次のステップがあるものとする：Accept application, Review, Inspection, Quarantine, Quarantine treatment, Overall assessment, Goods release, Archive。 - 地域に輸入される水産物の検査・検疫に係る推奨事項を簡潔かつ実用的なフォーマットに整理する。 <p><期待される成果></p> <ul style="list-style-type: none"> - ASEAN 地域向け輸入養殖水産物に係る検査・検疫メカニズムに関する地域ガイドライン - 効果的なトレーサビリティへの貢献を含む、水産物の検査・検疫に係る加盟国の能力強化 - ASEAN におけるフードセーフティとフードセキュリティの改善・向上 - 地域における養殖水産物の貿易促進

出典：Concept Note: Development of ASEAN Guidelines on Inspection and Quarantine for Imported Aquaculture Fish and Fisheries Productsを基に調査団作成

⁴ SPA や SEAFDEC 会議資料では、ASEAN Guidelines on Inspection Mechanism for Aquaculture Fish and Fisheries Products という表記が用いられている。ASEC からの質問票回答等から総合的に判断すると、これらは同一のガイドラインを指していると示唆される。

3.2.3 ASCP が主導する諸施策・ガイドライン

ASCPはSPSに関するASEAN内の調整機関であり、ASEAN各国のSPS関連対策の政策やガイドライン策定を促進・支援する機能を有していない。このためASCPは原則としてガイドラインや諸政策を主導して策定する立場にはなく、基準策定といった技術的な取り組みについては、ASWGC、ASWGF、ASWGL（ASEAN Sectoral Working Group on Livestock）など各SWGで実施されている。

ASEC-DOへの聞き取りをもとに、ASCPに関連する政策文書、ガイドラインをリストアップした。

- Strategic Plan of Action for the ASEAN SPS Contact point
- ASEAN Regional Guidelines for the Implementation of International Standards Related to SPS Measures
- Intra-ASEAN Phytosanitary Guidelines for the Importation of priority commodities

SPA-ASCPに記載されている戦略的重点課題とアクションプログラムは、表3.1.5に概要が記載されている通り、ASEAN各国との調整と連携の促進、モニタリングが主要な活動となっている。このため、下表の通りSPS及び食品安全分野に関する活動は各SWGのSPAに盛り込まれており、各SWGと協調して実施されている。

表 3.2.5 各 SWG の SPS・食品安全分野の戦略的重点課題とアクションプログラム

SPA-Crops	ST1. 持続可能なグリーンテクノロジー、資源管理システム、収穫前ロスと収穫後ロスの最小化による、品質と量の両面での生産の向上	1-5：特に成長の早い作物サブセクターにおいて、食品の安全性を確保し、健康/疾病および環境問題に対処するための新しく適切な技術、ベストプラクティスおよび管理システムの開発。
	ST2. 貿易円滑化、経済統合、市場アクセスの向上	2-1：経済的・科学的合理性のない非関税障壁を特定・撤廃し、貿易円滑化措置を実施。
		2-2：認定、検査、認証の調和を図り、ASEAN 全体で統一された要件を適用し、同等性の認定を可能化。
ST3. 食料安全保障、食品安全、よりよい栄養と公平な分配の確保		2-3：検疫システムおよび手続きの合理化・改善、基準・規制の調和。
		3-2：ASEAN食品安全政策（AFSP）の確定と実施において、ASEANの関連団体と協力。
SPA-Fisheries	ST1. 持続可能なグリーンテクノロジー、資源管理システム、収穫前ロスと収穫後ロスの最小化による、水産分野の品質と量の両面での生産の向上	3-3：食品安全基準の策定を加速化し、ASEAN 全体の効果的な導入のために資源を動員する。優先事項の1つは、食品の品質と安全性の向上、およびラベリングと情報の改善に対する消費者の要求の高まりに迅速かつ積極的に対応。
		1-2：急成長している水産養殖分野において、食品の安全性を確保し、健康・疾病・環境問題に対処するための新しく適切な技術、ベストプラクティス、管理システムを開発。
	ST2. 貿易円滑化、経済統合、市場アクセスの向上	2-1：経済的・科学的根拠のない非関税措置（NTM）を特定・撤廃し、貿易円滑化のための努力を強化するとともに、悪影響を最小限に抑えるため、貿易を阻害する規制障壁を適宜見直し。
		2-2：認証、検査、認定、トレーサビリティ。
		2-3：検疫システムおよび手続きの合理化・改善、貿易

		を促進するための基準・規制の調和。
	ST3. 食料安全保障、食品安全、よりよい栄養と公平な分配の確保	3-2：食の安全と健康。
SPA-Livestock	ST1. ASEAN 域内域外での畜産物貿易の促進	1.1: 貿易促進のための政策・規制環境の改善。
		1.2: 貿易促進のための生産・加工基準の調和。
	ST2. 健康危害防止と貿易拡大のための疾病管理と食品安全	2.1: 統一された包括的 disease 管理対策。
		2.2: 健康危害防止と貿易拡大のための統一された畜産物の食品安全基準。
		2.3: 研究所間での連携促進および畜産物貿易促進のための獣医研究所と畜産物に関する品質基準の調和。
		2.4: 迅速な計画と意思決定のための多様なステークホルダーによる容易にアクセス可能な動物の健康に関する基本情報。
2.5: 適切な抗菌剤の使用監視の促進と抗菌薬耐性感染症の検出ならびに同感染症の家畜への被害拡大防止。		

出典：ASEAN事務局提出資料をもとに調査団作成

3.2.4 ASWGAC が主導する諸施策・ガイドライン

ASWGACは金融や投資に特化したSPA等の施策・ガイドライン等は策定していないものの、ASWGACが主導するSPA、フレームワーク、ロードマップにおいて、農協と民間企業との連携強化や農協の金融アクセス改善は重要なテーマの一つとなっている。具体的には、農協や農家組織間のビジネス・リンケージの構築、ASEAN内の農協や農家組織、生産者、消費者・貿易業者の間の直接投資の促進、農協による食品マーケティングシステムの強化、農協と投資機会とのマッチメイキング、農協の組織力強化等が主要な活動として挙げられている。上述の通り、ASECのASWGAC担当官によれば、なかでもASEAN農協ビジネスフォーラム（ACBF）を通じたマーケティング強化や民間企業とのプラットフォームの構築は重視される活動となっている。

表 3.2.6 SPA- AC (2021-2025)における民間投資促進及び金融アクセス改善に関連するアクションプログラム

アクションプログラム	活動	サブ活動
農業協同組合や農民組織間の潜在的なビジネス・リンケージを確立。	ASEAN における農業協同組合発展の知識とベストプラクティスを共有。	ASEAN の農業協同組合開発に関するウェビナーの開催、ASEAN における「農業協同組合の現状」の作成。
ASEAN の農業協同組合や農民組織、生産者、消費者、貿易業者との直接投資や戦略的パートナーシップを促進。	AMS 間の直接投資を促進。	AMS のインセンティブと投資機会の特定。
ASEAN における食料安全保障強化のための農業協同組合の食品マーケティングシステム強化。	フード・マーケティング・チェーンにおける農業協同組合の役割の強化、ASEAN 協同組合ビジネスフォーラム(ACBF)。	農業協同組合のマッチングと特定された協同組合への投資、農協のリブランディングと電子商取引、ACBF シリーズの開催。
食品・農業・林業 (FAF) 分野の小規模生産者に対し、より良い技術、投入資材、資金、普及サービス、より価値の高い市場へのアクセス等を提供し、近代的バリューチェーンへの統	FAF セクターの小規模生産者を支援するための能力開発。	能力開発プロジェクト 3 を通じた短期日本人専門家派遣を含む研修の実施、農業協同組合の発展を支援するための地域政策開発。

合を促進することにより、競争力のある企業になれるよう支援。		
-------------------------------	--	--

出典：農協強化SPA (2020-2025)より調査団作成

一方、AECの発展において、民間セクターの関与は不可欠であるとの認識の下、民間セクターとの関係を深め、金融統合を深化させ、投資を促進していくための様々な政策、施策、ガイドライン等が策定されている。以下に主要なものを挙げる。

(1) ASEAN Public-Private Partnership Regional Framework for Technology Development in the Food, Agriculture and Forestry (FAF) Sectors (TDFAF)

ASEAN の食料・農業・林業分野のバリューチェーンにおける、持続可能な技術開発や普及への投資や民間部門の活用を促進するため、AMS にガイダンスを提供し、AMS における PPP 政策、法的枠組み、制度的枠組みの調整を図ることを目的に策定された。2017 年の AMAF 会合において承認された。"Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry, 2016-2025" の 7 つの ST に対応する ST1 「ア）持続可能な「グリーン」技術、イ）資源管理システム、ウ）プレハーベスト・ポストハーベストの損失と廃棄物を最小限に抑えることを通じた生産量と質の向上と強化」に資する技術開発と普及のため、民間企業とのパートナーシップを促進することを目指している。ASEAN のメカニズムの中では、ATWGARD (ASEAN Technical Working Group on Agricultural R&D) が中心となり、ASWGC、ASWGF、ASWGL (ASEAN Sectoral Working Group on Livestock) 等の関係するワーキンググループが実施を担う。

同フレームワークは、研究開発 (R&D) と技術普及のための PPP や投資促進に焦点を当てており、AMS 各国の農林省、国立の農業研究機関、R&D や投資促進に係る省庁が中心となって制度的枠組みを構築することとされている。例えば、ベトナムでは農業農村開発省のうち、計画部 (Department of Planning) が担当するなど、ASWGAC のフォーカルポイントとは異なる部署が管轄している。

(2) The ASEAN Strategic Action Plan for SME Development 2016 -2025 (SAP SMED 2025)

グローバル経済における ASEAN 地域の零細中小企業 (MSME) の競争力とレジリエンスを強化することを目的として、日・ASEAN 統合基金 (JAIF; Japan-ASEAN Integration Fund) の支援の下、The ASEAN SME Agencies Working Group (SMEWG) によって 2015 年に策定された。グローバルに競争力のある革新的な MSME をビジョンとし、2025 年までに ASEAN コミュニティと地域の包括的發展にシームレスに統合された、世界的に競争力のある、強靱で革新的な MSME を創出することを目標として掲げている。以下の 5 つを戦略目標として、それぞれの戦略の下で期待される成果が明示されている。

- 1) 生産性、技術及びイノベーションの推進
- 2) 金融サービスへのアクセス向上
- 3) 市場アクセスの強化と国際化
- 4) 政策・規制環境の強化
- 5) 起業家精神と人材育成の推進

ASWGAC は、横断的な性質を持つ活動の実施において他の分野別 WG と調整を行うが、特に中小企業振興に関連する事項については The ASEAN SME Agencies Working Group (SMEWG) とコーディネーションを図っており、双方の要請に応じ、オフィサーレベルで相互に情報等のインプットを提供している。

(3) ASEAN Guidelines on Promoting Responsible Investment in the Food, Agriculture and Forestry

域内の経済発展、食料安全保障、食品安全、天然資源の持続可能な利用等に貢献する、食品・農業・林業への投資促進のためのガイドラインで、ASEAN事務局の他、Grow Asia、国際持続的発展研究所（IISD；International Institute for Sustainable Development）、スイス開発協力局（SDC）及び世界銀行のマルチステークホルダー・プラットフォームによって2015年に策定された。各AMSでの明確な政策と規制の枠組み整備とASEAN全体での統一されたアプローチを通じて、食品・農業・林業への責任ある投資を促すことを目指すもので、以下の10項目のガイドラインから成る。

- 1) 食料安全保障、食品安全、栄養改善への貢献
- 2) 持続可能で公平かつ包括的な経済開発及び貧困撲滅への貢献
- 3) 女性、若者、先住民、周縁化されたグループに対する平等性の確保、これらグループの関与とエンパワーメントへの貢献
- 4) 土地、漁業、森林の保有権および水へのアクセスの尊重
- 5) 天然資源（特に森林）の保全と持続可能な経営への貢献
- 6) 資源効率、生産性、安全性の高い食品・農業・林業システムのための持続可能で適切な技術や実践の支援
- 7) 気候変動、自然災害、その他のショックに対する回復力を高めるとともに、気候変動の緩和と適応に貢献する
- 8) 法の支配を尊重し、包括的で透明性のある統治構造、プロセス、および苦情処理メカニズムを取り入れる
- 9) 責任ある食品・農業・林業投資の影響を評価し、対処し、説明責任を促進する
- 10) ASEANにおける食品・農業・林業の責任投資に関する地域的アプローチの強化

同ガイドラインについては、AMS各国の政府関係者が、それぞれの国の政策・規制との整合性を評価するためのツールとして、“Alignment Assessment Tool for the ASEAN Guidelines on Promoting Responsible Investment in Food, Agriculture and Forestry”が策定され、2021年1月にSOM-AMAFによって承認されている。例えば、上記ガイドライン「2) 持続可能で公平かつ包括的な経済開発及び貧困撲滅への貢献」の適用評価基準の一つとして、契約栽培を取り上げ、民間企業による大規模な土地所有に代わる方法として、コミュニティ全体が裨益するような公平で包括的な契約栽培制度を模索することを投資家に推奨しており、この具体的な評価基準として契約栽培に係る法制度の整備などが挙げられている。AMS各国は、これらガイドライン及びツールを参照し、食品・農業・林業分野への投資促進のための法規制を整備することが期待されている。

(4) Public-Private Sector Engagement (PPE)

“ASEAN Economic Blueprint 2025”に基づき、民間セクターがより容易にAECに関する公式情報にアクセスし、ASEANが策定する政策に対するフィードバックを提供することで、官民の関与を高めるための取り組みで、以下の活動が含まれる。

- ASEAN事務局による、民間セクター向けの隔月の報告書の発行
- 民間セクター関与の透明性を高めるための規則（“Rules of Procedure for Private Sector Engagement under the ASEAN Economic Community”(RoP)）の策定
- ASEANビジネス諮問評議会（ASEAN-BAC）やその他の地域のビジネス評議会や協会がASEAN事務局と集中的に議論するためのASEAN共同体対話の実施（年2回）
官民連携プロジェクトの実施（例：ASEAN Mentorship for Entrepreneurs Network (AMEN)）

第4章 FVC 強化に関連する政策・施策の各国での適用状況

4.1 重要政策の加盟各国における展開状況

FVC強化に関連するASEAN共同体の取組みが加盟国において如何に展開されているかを確認するため、ASEANにおける取組みをブループリントや戦略レベル文書などの上位政策と、分野別活動計画（SPA: Strategic Plan of Action）に示される活動（施策）の両面から適用状況の分析を行った。

政策レベルに関しては、第3章において示したFVC強化の観点から重要となるASEANの政策文書と、加盟国における関連政策との整合性を確認した。加盟国の関連政策は、FVC強化や農業開発に係る政策を含む国家開発計画を把握し、内容の整合性を確認した。一方、施策レベルに関しては、4つのSWGそれぞれに対応するSPAの中から、特に重要と思われる施策（Activity）をヒアリングや質問票調査を通じて把握し、その上で各国のSWG関係者よりオンラインによるヒアリング調査を行い、詳細の把握を行った。

4.1.1 重要政策の選定とその理由

FVC強化に関連する政策の各国での適用状況を確認するため、第3章において示したFVC強化の観点から重要となるASEANの政策文書の中から、特に重要と思われる政策を2件選定した。選定した政策は以下の2点である。

- 1) Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture, and Forestry (VSP-FAF) 2016-2025
- 2) ASEAN Integrated Food Security Framework and Strategic Plan of Action on Food Security on ASEAN Region (AIFS Framework and SPA-FS)

(1) Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture, and Forestry (VSP-FAF) 2016-2025

前者は、AECブループリントのうち、食料・農林水産分野での協力における包括的指針を提示した政策文書であり、ASEANがMDGsとその後継であるSDGs、国際連合（UN）ゼロ・ハンガー目標といった国際的な開発目標を達成するための指針として作成されたものである。AECブループリントは農業以外の分野も含まれているのに対して、VSP-FAFは食料・農林水産分野に特化した最も上位に位置する政策文書といえることが、選定の根拠である。

同文書には、2016-2025年のタイムラインの下、農業分野における以下に示す7つの戦略的重点課題（ST: Strategic Thrust）とそれを達成するためのアクションプログラムが記載されている。

- ST1. 持続可能なグリーンテクノロジー、資源管理、収穫前ロスと収穫後ロスの最小化による、品質と量の両面での生産の向上システム
- ST2. 貿易円滑化、経済統合、市場アクセスの向上
- ST3. 食料安全保障、食品安全、よりよい栄養と公平な分配の確保
- ST4. 気候変動、自然災害、その他のショックに対するレジリエンスの向上
- ST5. 資源に制約のある小規模生産者と中小企業に対し、生産性・技術・製品品質を高め、グローバル市場の標準と競争性を満たすための支援の、中小企業の発展に関するASEAN Community Blueprintの記載に沿った実施

ST6. 食料・農林水産分野に影響する、国際的・地域的な課題に対して、ASEAN加盟国が共同して取り組むアプローチの強化

ST7. 持続可能な森林管理の促進

ASEANメンバー国の政策との整合性を検討する際には、この7つのSTが、各国の国家開発計画に反映されているかどうかを、判断の目安とした。

(2) ASEAN Integrated Food Security Framework and Strategic Plan of Action on Food Security on ASEAN Region (AIFS Framework and SPA-FS)

AIFS Framework and SPA-FSは、VSP-FAFのST6に取り組むために作成されたもので、FVC強化が明記されている。持続的な食料安全保障の実現に向けて加盟国が連携しうるアプローチや、連携の範囲について示した政策文書であり、バリューチェーン全体としての取り組みが明記されている。また、ASEANでの食料安全保障に資する取り組みを開発パートナーや関係者がどのように効果的に促進していくべきかというガイダンスを提供している。同文書に示される7つの目標は以下のとおりである。

- 1) 食料生産を維持し、増加させる
- 2) 収穫後の損失を削減する
- 3) 農産物及び農業投入物のための市場及び貿易を促進する
- 4) 食料の安定供給と適正価格を確保する
- 5) 食料の安全性、品質、栄養を確保する
- 6) 農業投入物の入手可能性と利用しやすさを促進する
- 7) 地域的な食料緊急援助体制を運用する

同政策文書には、食料・農林水産分野においてASEAN加盟国（ASEAN Membership States; AMS）が共同して取り組むべき国際的・地域的な課題に対する取り組み（SPA）が明示されており、FVC強化を目指すことが明確に示されていることから、FVC強化に関連する重要政策として選定した。ASEANメンバー国の政策との整合性を検討する際には、上記の7つの目標と各国の農業政策・開発計画との整合を確認した。

4.1.2 加盟国での適用状況

上記に示すASEANの2つの重要な政策文書と、AMSにおける国家開発計画との整合を確認するにあたり、確認した資料は以下のとおりである。これらの資料は、各国のウェブサイトより入手した。

表 4.1.1 ASEAN 加盟国における国家開発計画

加盟国	国家開発計画	計画年
ブルネイ	Eleventh National Development Plan (RKN11)	2018-2023
カンボジア	National Strategic Development Plan	2019-2023
インドネシア	Strategic Plan of the Ministry of Agriculture	2020-2024
ラオス	9th Five-Year National Socioeconomic Development Plan	2021-2025
マレーシア	Twelfth Malaysia Plan	2021-2025
ミャンマー	Myanmar Sustainable Development Plan	2018-2030
フィリピン	Updated Philippine Development Plan	2017-2022
シンガポール	The Enabling Masterplans 2030	2022-2030
タイ	The Twelfth National Economic and Social Development Plan	2017-2021
ベトナム	National Action Plan on Sustainable Consumption and Production	2021-2030

出典：JICA調査団

上記に示すASEANのFVC強化に係る重要な政策文書「VSP-FAF (2016-2025)」及び「AIFS-Framework and SPA-FS」において示されている政策目標に対する各国の国家開発計画の整合状況は以下の各表のとおりである。シンガポールを例外として、各加盟国の家会開発計画は概ね整合している。ASEANの政策は法的な強制力を有しないものの、FVC強化の観点で重要な政策について各国の上位政策と乖離が無いことが確認された。特筆すべきは、「地域統合の深化」と「食料の安全性・品質・栄養の確保」が全加盟国の各国家開発計画において掲げられていることである。

表 4.1.2 VSP-FAF 2016-2025 と AMS の国家開発計画との整合

VSP-FAF 2016-2025 の Goal	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
ST1. 公平で持続可能かつ包括的な成長の確保	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ST2. 貧困の緩和と飢餓の撲滅	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	-	✓	✓
ST3. 食料安全保障、食料安全保障、栄養改善の確保	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ST4. 地域統合の深化	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ST5. グローバル市場へのアクセス強化	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	-	✓	✓
ST6. 気候変動、自然災害等へのレジリエンス強化とその緩和と適応に貢献	✓	✓	-	✓	✓	✓	✓	-	✓	✓

出典：各国の国家開発計画よりJICA調査団作成

表 4.1.3 AIFS Framework and SPA-FS と AMS の国家開発計画との整合

AIFS Framework and SPA-FS の目標	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
1) 食料生産を維持し、増加させる	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
2) 収穫後の損失を削減する	-	✓	✓	✓	-	-	✓	-	✓	✓
3) 農産物及び農業投入物の市場及び貿易を促進する	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	-	✓	✓
4) 食料の安定供給と適正価格を確保する	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	-	✓	-
5) 食料の安全性、品質、栄養を確保する	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
6) 農業投入物の入手可能性と利用しやすさを促進する	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	-	✓	-
7) 地域的な食料緊急援助体制を運用する	✓	✓	-	-	✓	✓	✓	✓	✓	-

出典：各国の国家開発計画よりJICA調査団作成

4.2 各 WG における重要施策及び加盟国での適用の度合い

4.2.1 重要施策の選定とその理由、およびオンライン調査の実施

4つのSWG/委員会ごとに特に重要な施策を選定し、加盟国での適用度合いとインパクト（ポジティブ/ネガティブ）の発現状況およびその要因を確認し、適用促進のためのASEAN共同体の支援活動と施策に対する加盟国の要望を調査した。SWG/委員会が主導しているASEANの施策に関する最も重要な文書はSPAであるため、ここでの重要施策とは、SWG/委員会が取り組んでいるSPAに記載の活動・サブ活動を指す。

加盟国の重要な施策の選定にあたっては、まず、ASEC-DOに各WGで取り組んでいるSPAの活動・サブ活動の優先順位をつけてもらい、上位5件程度を選出してもらった。それらのうち、ASEANが実施する加盟国のFVC強化という観点からの重要性、とりわけ予定している協力案件のアウトプットと関連性が高いと考えられる活動1件を選出し、重要な施策とした。なお、これまで各加盟国が実施した実績についての聞き取りを行うため、現行のSPA（2021-2025）ではなく、実施済みのSPA（2016-2020）の活動・サブ活動を参照している。前身のSPA（2016-2020）から活動を選定した理由は、現行のSPA（2021-2025）は運用開始からの期間が短く、またコロナ禍の影響により地域間活動の実施が限定的であると想定されたためである。これらの活動の一部は既に実施済みのために現行SPA（2021-2025）からは削除されている場合がある、サブ活動のレベルでの記載内容に追加・修正が加えられている場合がある、といった相違点がある。最終的に選定されたWGごとの重要施策を下表に示す。

表 4.2.1 各 WG における重要施策の選定

SWGs	活動	サブ活動
ASWGC	1.5.1 Promote and facilitate adoption and transfer of technologies, best practices, and management systems to ensure sustainable productivity, efficient use of resources including land, and enhance quality and nutritive products.	1.5.1.2 Align national standards with ASEAN agricultural best practices: ASEAN GAP (for environment, workers health, safety and welfare, and produce quality modules) . 1.5.1.3 Promote the usage of regional agricultural standards and best practices at the national levels: ASEAN-GAP.
ASWGF	2.3.3 Harmonize the quarantine and inspection/ sampling procedure and Sanitary and Phytosanitary (SPS), bio-security measures for aquaculture products to secure food safety; and develop one-stop inspection system.	2.3.3.1 Sharing information and best practices on quarantine, inspection procedures and SPS. 2.3.3.2 Develop regional guidelines and principles on inspection mechanism. 2.3.3.3 Harmonizing SPS measures related to aquatic animal quarantine and health certification for exportation and importation among AMS.
ASCP	1.2. Compilation of national law regulation related to SPS	1.2.1 Transparency of national legislation which includes laws, regulations and standards related to SPS within AMS
ASWGAC	Strengthen the role of agricultural cooperatives in food marketing chain	Matchmaking of agricultural cooperatives and investments for the identified cooperatives

出典：JICA調査団

4.2.2 重要施策の適用に関する現地調査対象国の選定

加盟国のフォーカルポイントを対象としたオンライン会議を2022年12月から2023年1月にかけて実施した。各国各分野のフォーカルポイントとの協議結果や現地調査2における成果などを踏まえ、4.2.1に示した重要施策（SPAの活動）の適用により効果が認められる国と、適用が滞っている、あるいは効果が発現していない国を各分野1か国ずつ抽出した。選定にあたっては、オンラインインタビューで確認した重要施策の適用・実施状況と、重要施策を適用・実施するための各国の制度や能力といった客観的要素、国内経済における農業・漁業等の位置づけ等を考慮した。

選定を行った結果、表4.2.2の国が対象国として選出された。選出した背景は以降の節にて示す。

表 4.2.2 現地調査 3 の対象国

SWG	施策の適用が進んでいる国	施策の適用が滞っている国
ASWGC	タイ	ラオス
ASWGFi	インドネシア	カンボジア
ASCP	インドネシア	カンボジア
ASWGAC	タイ	カンボジア

出典：JICA調査団

4.3 ASWGC が推進する重要施策の適用状況の分析

4.3.1 ASWGC が推進する重要施策

ASWGCの推進する活動の中での優先順位を確認するため、実施済みのSPA-Crops（2016-2020）に記載の活動のうち、これまで優先的に取り組みが行われてきた活動をASEC-DOへのヒアリングを通じて抽出した。その結果、表4.3.1に示された4つの活動が優先活動として選定された。

優先活動1.5は加盟国の国内標準と地域標準・ベストプラクティスの一致および地域標準とベストプラクティスの利用促進について、優先活動2.2は、ASEANの標準・ベストプラクティスへの各国の認証・認定システムの調和について、優先活動2.3は植物検疫における輸入要件の調和と専門知識の強化について、優先活動2.4は民間部門の関与促進についてそれぞれ目的としている。

表 4.3.1 SPA-Crops（2016-2020）の優先活動の進捗および課題

優先活動	目的	進捗と課題
1.5 Develop new and appropriate technologies, best practices, and management systems to ensure food safety and address health/disease and environmental issues, particularly in the fast-growing crops sub-sectors. ¹⁾	加盟国の国内標準と地域標準・ベストプラクティスを一致させることによる、地域標準とベストプラクティスの促進	進捗；多くの加盟国でASEAN標準・ベストプラクティスが採用されている。（ASEAN GAP/GaqP/GAHP、ASOA） 課題；一致性のアセスメント結果に基づいた、国内標準の見直し
2.2 Harmonize accreditation, inspection and certification so that uniform requirements will prevail ASEAN-wide, enabling the recognition of equivalence	ASEANの標準・ベストプラクティスへの各国の認証・認定システムの調和	進捗；域内の農産物の貿易促進を目的とした、ASEAN GAP/GaqP/GAHPについての相互認証協定（MRA）と適格性評価体制に関する加盟国間の交渉が進められている。
2.3 Streamline and improve quarantine systems and procedures, and harmonize standards and regulations.	植物検疫における輸入要件の調和、監視における国際標準の実施促進、病害虫のリスク分析と侵入警戒のための対策と管理における、加盟国とASEANの専門知識の強化	進捗；マレーシアの主導による、病害虫のリスク分析と侵入警戒のための対策と管理における、加盟国とASEANの専門知識の強化に関する活動が進められている。本活動によって、検疫体制と手続きの強化、加盟国での標準と規制の調和が進むことが期待される。 課題；加盟国が国際標準に沿って病害虫のリスク分析と監視を行うための専門知識の不足
2.4 Involve the private sector in identifying priority products for harmonization of standards and regulations to focus scarce scientific and technical resources on high products.	承認されたASEANの農業標準とベストプラクティスについて、民間部門の関与の促進	進捗；民間企業や中小企業のASEAN GAP及びASOAの関与促進については、ASEAN・独協力プロジェクト（AgriTradeプロジェクト）によって進められている。

出典：ASEC-DDへの質問票送付、聞き取りをもとにJICA調査団作成。

これまでの取り組みとしては、各国の国内標準とASEAN標準との調和が進められており、GAPに関してはMAMRASCAの枠組みを通じてGood Agriculture Practice (GAP)、Good Animal

Husbandry Practice (GHP)、Good Aquaculture Practice (GqHP) に関する相互認証が進められている。聞き取りを行った各国フォーカルポイント (Focal Point/Focal Person: FP) の 1 人によれば、これを推進するために 1) 加盟国の標準と ASEAN の標準の一致、2) 適格性評価 (Conformity Assessment)、3) 分析能力の強化 (Laboratory) の 3 つのマイルストーンに沿って加盟国が開発・促進を行っている。

優先活動 1.5 は最も基本的な基準の調和に関する活動であり、他のマイルストーンの達成への影響も大きい活動であると考えられることから、同活動の加盟国での適応の状況を中心にオンラインインタビューを実施することとした。

4.3.2 ASWGC の推進する重要施策の適用 (取り組み) の度合い

① 加盟国の適用状況

ヒアリング等を通じて実施状況を確認できた加盟国の取り組み状況は表 4.3.2 の通りである。サブ活動 1.5.1.2 では地域標準である ASEAN-GAP と ASOA に各国の国内標準を準拠させるための取り組みが行われている。活動 1.5.1.3 については、地域標準の利用を促進するための取り組みを加盟国が実施し、ASEAN GAP の専門作業部会で進捗をアップデートすることになっており、具体的には自国の国家 GAP 推進のための啓発活動やセミナー、各種トレーニングなどが実施されている。

なお、インタビューに応じた複数の加盟国の回答によれば、地域標準である ASEAN-GAP は独自の認証システムを持つわけではなく、あくまで任意参加のガイドラインであることから、地域標準そのものについての普及促進のための活動を行っているという認識はなく、あくまで各国の認証制度である国内 GAP の普及促進についての取り組みを行っているという認識を有していた。

表 4.3.2 選定した SPA-Crops (2016-2020) の重要施策の加盟国での取り組み状況

活動	サブ活動	加盟国での取り組み状況									
		ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
1.5.1 Promote and facilitate adoption and transfer of technologies, best practices and management system to ensure sustainable productivity, efficient use of resources including land, and enhance quality and nutritive products.	1.5.1.2 Align national standards with ASEAN agricultural best practices:	実現せず	○	実現せず	○	○	実現せず	実現せず	○	○	実現せず
	1.5.1.3 Promote the usage of regional agricultural standards and best practices at the national levels:		○		○	○			△		

出典：JICA 調査団

備考：○は実施済みもしくは実施中。タイのサブ活動 1.5.1.3 の実施状況は、面談したフォーカルポイントとは管轄省庁が異なるため、把握していないという回答だった。

各国のフォーカルポイントに対して行った聞き取りから確認できた、国家 GAP と ASEAN GAP

との一致状況については表4.3.3の通りである。ASEC-DOへの聞き取りによると、ASEAN-GAPに準拠しているとASECが認識している国内GAPを有する国は、マレーシア、カンボジア、タイの3カ国である。

ASEAN GAPを構成する4つのモジュールのうち、多くの加盟国にとって重要な食品安全のモジュールについては優先して改訂が進められている。その他の3つのモジュールについては順次、改訂が予定されている。回答が得られなかった国の状況は不明であるが、専門作業部会での加盟国の報告によれば多くは改訂中もしくは一部改訂済みであると推察される。

表 4.3.3 ASWGC が推進する重要施策の各国での適用状況

作業部会：農産物作業部会（ASWGAC）			
重要施策：1.5.1 Promote and facilitate adoption and transfer of technologies, best practices and management system to ensure sustainable productivity, efficient use of resources including land, and enhance quality and nutritive products.			
加盟国	適応状況	国家GAP	概要
ブルネイ	-	Brunei GAP	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
カンボジア	◎	CamGAP	ASEAN-GAPに準拠しているとASECにより確認されている。
インドネシア	-	PRIMA	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
ラオス	○	LaoGAP	食品安全のモジュールについてはASEAN-GAPに準拠している。
マレーシア	◎	MyGAP	ASEAN-GAPに準拠しているとASECにより確認されている。
ミャンマー	-	Myanmar GAP	オンライン調査の対象外。
フィリピン	-	PhilGAP	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
シンガポール	○	GAP-VF	ASEAN-GAPに準拠した国内GAPとなるように改訂が既になされているが、ASEAN-GAPの専門作業部会での承認が完了していない。
タイ	◎	QGAP	ASEAN-GAPに準拠しているとASECにより確認されている ⁴ 。
ベトナム	○	VietGAP	ASEAN-GAPの4つのモジュールに沿うための自国GAPの見直し作業が進められている ⁵ 。

注1：◎ 施策が適用済、もしくは予定通り施策の適用がなされている。○ 施策の一部適用済み、もしくは概ね予定通り適用がなされている。- 情報を収集出来なかったため記載不能。

注2：選定した活動に対する進捗状況について示したものであり、定められた認証制度の各国の実施能力についてはここでは考慮していない。

出典：ASEC-DOおよびASWGCのフォーカルポイントへの聞き取り結果に基づき、JICA調査団が作成。

② 適用の度合いの違いが生じた要因

SPA-Cropsで選定した優先施策の適用の度合いを、「国内標準の地域標準との調和の度合い」と定義する場合、第1に、各国の国家認証を加盟国がどのように位置づけているかによって、地域標準の枠組みに参加するインセンティブが異なってくると考えられる。国家認証が国際取引において活用されることを必ずしも想定しておらず、国内向けの農産物が取得する認証として普及させることのみを想定している場合、ASEANの標準に従うことは必ずしも優先されず、国内市場が求める要求に従って運用することが望ましいと考えられる。反対に、国家認証を輸出向け農産物の品質を保証するものとして普及させたい場合には、相手国の取引先が自国の認証を受け入れることが重要であるため、相手国の基準や国際標準に適合させようとする結果、施策の適用を

⁴ASEC-DOへの聞き取りに基づく。タイのフォーカルポイントに聞き取りを行った際には、「食品安全のモジュールについてはASEAN-GAPと一致したものとなっており、その他のモジュールについては、国内の状況に応じて必要なもののみを準拠させている」、という説明だった。

⁵2022年10月に実施した、現地調査でのASEAN-GAP専門作業部会のFPに対する聞き取りに基づく。

促進することに高いインセンティブを持つと考えられる。

第2に、認証・基準を書類上は国際標準と同等のものとするは容易であるものの、国内の実施体制が十分でない場合は実態の伴わないものとなるため、国内の状況を加味した基準の設定が行われる結果、各国の個別の事情が地域標準への順守の度合いに影響すると考えられる。例えば、残留農薬の分析について、国内にISO分析機関がない国では、関連する項目について地域認証に沿った記載とすることが出来ない場合がある。

なお、ある加盟国では輸出の観点からは輸入国の求める基準に沿うことが重要であることから、輸出促進のために地域ガイドラインのASEAN GAPと同じ基準を採用したものの、定められた基準が正しく守られるための適格性評価に関する体制（スタッフ、実施能力、法規制、分析機関）が十分ではないために普及が進んでいないという課題を挙げていた。このように国内の体制が追い付いていない国においては、ASEANプロジェクトを含むパートナー機関からの支援が必要とされるが、規模が小さい、特定の品目に偏っているなど、さらなる支援を必要としていた。

③ 施策の適用による加盟国へのインパクトおよび課題・要望

当面の専門作業部会の目指す方向性としては、MAMRASCA の枠組みを通じた加盟国の国家認証の相互認証であり、SPAに記載の活動はそのための準備作業として位置づけられる。そうであるならば、これらの活動が本格的に実を結ぶのはMRAが発効されて以降と想定されるが、締結に向けた協議が行われている段階であり、発効の時期は未定である。

加盟国で一般的に挙げられた課題としては、関係者がGAPの正しい認識を持つための意識啓発が挙げられる。例えば生産者については、一般的に販売先の要件として求められているから認証を取得していると認識する生産者が多く、GAPの本来の目的の一つであるリスクマネジメントや自主的な評価を行うことで継続的に改善していくために活用するツールとして認識している生産者は少数である。こうした関係者間での認知の向上は、国家認証が国内である程度普及している国においても依然として課題として挙げられていた。

合意された地域標準・規格を実効性のあるものにするためには、食品安全法などの国内の法制度との整合性に加えて、現場レベルでの教材、ガイドラインとの整合も重要である。ASEANで作成される政策文書・ガイドラインの多くは参考資料という扱いであり、これらを各国の政策担当者が自国の法制度の立案や現場レベルでの普及活動を行う上で活用することが想定されているが、ドナー機関の支援を受けて作成されるこれらの資料の多くは英語で作成されており、英語に堪能ではない現場レベルの担当者にとって活用しづらいという課題が、ある加盟国のフォーカルポイントから挙げられていた。現場レベルでの教材・ガイドラインへの活用を促進するためには、中央省庁やドナー機関による利用促進のための支援活動が必要であると考えられる。

4.3.3 ASWGC が推進する重要施策の適用に関する現地調査対象国の選定

選定された重要施策の適用状況；表4.3.4に示した通りASECがASEAN GAPに国内GAPが準拠していると認めているタイ、マレーシア、カンボジアの3か国を「適用の進んでいる国」（○）の候補とした。一部のモジュールについてASEAN GAPに国内GAPが準拠していると報告されている国、もしくは準拠に向けて適応が進められている国を「適用に課題がある国」（△）の候補とした。

GAPの普及状況；上記はあくまでASEAN-GAPに準拠した国内標準を有するかどうかの類型であ

り、国内の普及状況や認証・検査システムの整備状況については考慮していない。そのため、ASEAN-JICAフードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査（2020）の結果を引用しGAPの普及状況からも判断することとした。

表 4.3.4 国内 GAP の普及状況

認証・検査システムの整備状況	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
審査員の資格の有無	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○
指導員の資格の有無	-	-	-	-	○	-	○	○	○	-
指導員に対する研修システムの有無	-	-	○	-	○	-	○	○	○	-
認証機関の認定する機関の有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
検査機関が認定機関である必要の有無	(n.a)	-	○	-	○	-	○	○	○	○
ISO/IEC 17025 認定を受けた検査機関の有無	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○

出典：JICA（2020）“ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査”

インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムは国内にISO17025認定を受けた検査機関を有し、適正な残留農薬検査を自国で行うことができることに加えて、審査員の実習制度、指導員の研修制度が充実している、審査員・指導員の資格制度が整備されている、第三者認証制度を有するなどの理由により、国内のGAP規制がGAP認証制度を振興することの出来るレベルにあるとされている。

一方、ミャンマー、ラオス、カンボジアなどは、国内にISOに沿った検査を行うことの出来る分析機関が存在しない、規制に関する制度が整備されていない、指導員の数の不足などにより、GAPを実施するための制度及びインフラが未熟とされている。これらの理由から、上記6か国にGAPの普及状況から見た「適用の進んでいる国」（○）、それ以外の国を「適用が滞っている国」（△）の候補とした。

国内の農業の位置づけ；生産者の数が極端に少なく、GAPの普及に力を注ぐ必要性の低い国においては、ASEANが実施する施策の適応についても積極的に推進していない可能性がある。本件の分析では、施策を推進している国であることを前提に、適用が進んでいる国と滞っている国の違いを生じた要因を明らかにすることを目的としているため、国内産業において農業の位置づけが低い国（シンガポール、ブルネイ）の現地対象国候補としての優先度を下げることとした。

上記を踏まえて、ASEAN-GAPに準拠した国内標準を有するとされており、国内のGAPの普及を推進することが可能なレベルにあるタイ・マレーシアを「適用の進んでいる国」の候補とし、ASEAN-GAPに準拠した国内標準を有しておらず、国内のGAPの普及の推進についても課題を有するラオス、ミャンマーを「適用に課題がある国」の候補とした。他の分野との調整も踏まえて、最終的にタイとラオスをそれぞれ選定した。

表 4.3.5 作物 WG の重要施策に関する現地調査対象国の候補

類型	該当する国	地域標準への準拠	GAPの普及状況	国内農業の位置付け
類型I	タイ、マレーシア	○	○	○
類型II	ベトナム、インドネシア、フィリピン	△	○	○
類型III	カンボジア	○	△	○
類型IV	ラオス、ミャンマー	△	△	○
類型V	ブルネイ、シンガポール	△	○	△

出典：JICA調査団

4.3.4 適用が効果的に行われている国の状況（タイ）

(1) 選定した国の現状

タイの国家GAPのプログラム（QGAP）は、HACCPやISOといった国際標準を参考に独自の品質管理システムとして2003年に開始された。それ以来、急速に変化する国際標準に対応し、国際競争力を高めるために国際農業標準委員会が中心となって品質と食品安全に関する標準の見直しが進められてきた。欧米各国で普及してきたGlobal GAPが民間認証であるのに対し、ASEAN各国で普及してきた国家GAPは公的機関が主導して推進されてきたという経緯があり、タイの国家GAPプログラムはマレーシアに次いでその先駆けとなっている。

2021年の時点でQGAPの認証農場は146,000件を越えておりASEANの国家GAPで最多である⁶。マレーシアのMyGAPと比べると、ThaiGAP（TAS 9001-2013）の規制項目は少ないのが特徴となっている⁷。

National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards（ACFS）が責任主体となっており、同組織の主な職務の一つに農産物と食品に関する標準の作成が挙げられる。その下部組織であるDivision of Standard Accreditationは、以下の認証制度について認証機関と検査機関に対して生産物認証やマネジメントシステム認証などの認定を行う認定機関（Accreditation Body）としての職務を有する。

- Good Manufacturing Practice (GMP)
- Hazard Analysis Critical Control Point (HACCP)
- Good Agricultural Practice (GAP)
- Organic Agriculture
- Food Safety Management System (FSMS)
- Preventive Control for Human Food (PCHF)
- Preventive Control for Animal Food (PCAF)

ガイドラインの作成及びQGAP認証に登録されている農家への検査はDOA（Department of Agriculture）が、普及はDepartment of Agriculture Extensionが担っており、後者の活動の例としてDOAEが76の県とバンコクを対象に実施した「GAPに沿った農業生産の促進プロジェクト2022」（タイ語表記；โครงการส่งเสริมการผลิตสินค้าเกษตรตามมาตรฐาน GAP ปี 2565、予算28百万タイバーツ）では、400名の農家指導員の育成、延べ15,000名の農家に対する研修と実地視察、6農家グループのGAPに関する内部統制システム（Internal Control System）導入に向けたパイロット活動の実施などが行われた。

タイには他に民間認証として普及しているThaiGAPがある。ThaiGAPとQGAPの違いは、ThaiGAPの方が食品安全等の基準がより厳格なEU等の先進国の基準を満たすように作成されており、QGAPは小規模農家が国内市場と国際市場両方において市場アクセスを高めるのを促進することに重きが置かれている⁸。

⁶ Amekawa, Y.; Hongsibsong, S.; Sawarnng, N.; Yadoung, S.; Gebre, G.G. Producers' Perceptions of Public Good Agricultural Practices Standard and Their Pesticide Use: The Case of Q-GAP for Cabbage Farming in Chiang Mai Province, Thailand. *Sustainability* 2021, 13, 6333. <https://doi.org/10.3390/su13116333>

⁷ ThaiGAPは総項目数116、うち100%順守項目23、50%順守項目41、推奨項目52；MyGAPは総項目数163、うち100%順守項目29、50%順守項目57、推奨項目77

⁸ Amekawa, Y. 2013. Can a public GAP approach ensure safety and fairness? A comparative study of Q-GAP in Thailand. *Journal of Peasant Studies*, 40(1), 189-217.

GAPの普及状況に関して、国内に約140の店舗を持つ大手スーパーマーケットの1社の事例では、2021年12月に取引を行っていた約600のサプライヤーから仕入れた農産物のうち、QGAP認証農産物が全体の50-60%を占めており、有機認証が14%、ThaiGAPが5%ほどだった。この事例を見る限りでは国内の近代市場向けの農産物についてはQGAPが一定程度普及していることが見て取れる。ちなみに、同スーパーマーケットはこれら国や民間が主導するGAPとは別に、独自の認証制度を有しており、取得に係る経費も無料で提供している（QGAPは無料だが、ThaiGAPは有料）。

(2) FGDの実施により特定された課題

12月下旬に官民のGAP関係者を招聘したFGDを実施した。参加者の内訳は、生産者3名、小売業者1名、政府職員6名の計10名である。FGDの関係者によって特定された課題を、FVCを構成する投入/生産/流通/市場・小売の各段階に整理を行った。

表 4.3.6 FGD によって特定された課題（作物 WG、タイ）

FVC セグメント	投入	生産	流通	市場/小売り
主たるプレイヤー	インプットサプライヤー	生産農家	トレーダー、仲卸・卸業者、販売業者	ローカル市場、近代市場、外食産業
適用における課題	・ 特記事項無し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢の生産者に対しては GAP の理解を深めることに限界がある。（書類業務に慣れていない、これまで実践してきた慣行からの転換が難しいなど） ・ 認証農産物が取得経費に比して十分に市場で評価されていない。 ・ 認証を取得した農場（農家）の一部は、農業管理と作業記録を十分に行えていない。 ・ 小規模農家の中には、GAP 認証に沿った生産工程を行うための十分な技能と経験を有していない場合がある。 ・ 小規模農家には必要な投資を行うための十分な資金を持たないものがある。 ・ 民間認証の場合、認証取得にかかる費用が高額になる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GAP 認証が一般的に認知されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GAP 認証が一般的に認知されていない。
行政の課題（制度、認証、検査、普及など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ GAP の普及活動を継続して行うための普及員の数が十分ではない。 ・ 検査員の数が十分ではないため、認証取得までに時間を要する場合がある。 ・ 政府による補助金や支持が十分ではなく、支援のための制度的枠組みが不明瞭である。 			

出典：JICA 調査団

4.3.5 適用に課題がある国の状況（ラオス）

(1) 選定した国の現状

ラオスの国家GAPに関する行政を主管する省庁は農林省農業局（Department of Agriculture, Ministry of Agriculture and Forestry）であり、認証は標準・認証課が行っている他、主な関連する組織としては下記の部局およびセンターが挙げられる。横断的な組織として、標準・認証課、植物検疫課、植物防疫センターなどの農業省の関連部局の代表者から構成される Certification Committeeがあり、GAP認証の行政に関する最高意思決定機関となっている。また、農業省の関連部局に加えて、他省庁（保健省、産業商業省）、学識者、NGOなどの関係者によって構成される Board of Director という組織も書類上は存在しているが、実態は機能していないとのことだった。

表 4.3.7 Lao-GAP の行政に関わる農業局の主な下部組織

下部組織	関連する職務
標準・認証課（Standard and Certification Division）	基準、ガイドラインの作成、政策・政令・通知の発行、認証業務など
クリーン農業標準センター（Clean Agriculture Standard Center）	GAP及び有機認証に関する普及業務（トレーニング、情報提供、普及促進、モニタリング）など
植物検疫課（Plant Quarantine Division）	植物検疫に関する業務
植物保護センター（Plant Protection Center）	残留農薬などの分析に関する業務

出典：JICA 調査団

ラオスではGAPは第8次国家経済開発計画（2016-2020）より提起されている「クリーン農業」の一環として、有機農業とともに、安全・安心で環境負荷の少ない農業として位置づけられ普及が促進されている。ラオス農業省の年次報告書によると、クリーン農業関連の取り組みの成果として以下が挙げられている。

- ・ラオスの有機認証とGAPをASEANの地域標準（ASEAN-GAP、ASOA）に適合させるための、関連団体・パートナーからの意見聴取やワークショップの開催、及びそれらを反映した有機認証とGAPの改訂作業が実施された。GAPについては改訂の内容について農林省の同意と承認を得ている段階で、有機認証については関係者からの意見聴取を実施している段階である。
- ・2021年には、69ユニット（農場/法人/農家グループ）に対して検査が実施されクリーン農業の認証が付与または更新された（うち有機認証が59ユニット、GAPが10ユニット）。2022年には、124ユニット、2,148世帯が参加し、延べ13,128haで83,109トンの認証農産物の生産が行われた（うちGAPが110ha、1,416トン、有機認証が13,071ha、81,693トン）。
- ・クリーン農業による野菜生産（葉、根、果菜）を行うための展示圃場として、29棟のグリーンハウス（OA用16棟、GAP用13棟）と露地4haが設置された。現地視察・研究・交換訪問に関して延べ123人を受け入れ、大学生14人が展示圃場を活用した試験・実習を実施した。
- ・Xaysomboune県の農林省地方局と協働し、県・区の職員と農家グループのリーダー向けの標準的な有機認証に基づいた生産と内部統制システム(ICS)に関するTOT研修が実施された。
- ・関係機関やパートナー機関による協力のもと、9つの県（Vientiane capital, Vientiane, Xiengkhuang, Luangprabang, Xayyabouly, Bokeo, Pongsaly, Bolykhamxay and Xaysomboune）で有機認証とGAPに関するトレーニングが実施された。（有機認証指導員24名、有機農業生産グループ16か所（336世帯）、GAP指導員37名、GAP生産グループ9か所（356世帯））

2015年にJICAのプロジェクト「ASEAN統合に向けた開発格差是正を目指したラオス・パイロ

ットプログラム「安全で高品質な農産物コンポーネント（LPPA）（2010-2015）」が実施された際に多くのGAP農家が育成されたが、現在も認証を継続して取得している者はほぼいないとのことだった。予算が割り当てられ、プロジェクトによる支援がある期間には実施されるものの、プロジェクトが終了した後も継続されることが課題で、持続性が非常に難しい。

その背景には様々な要因が考えられるが、その一つとして一般的なラオスの農民の基本的な栽培に関する知識（作物の生育、害虫管理、施肥の効果等）の不足に加えて、現場で普及員や農家リーダーといったリソースパーソンの不足により、GAPの工程管理に求められる栽培記録の記帳や農薬の適正使用といったことに関する必要な情報に十分にアクセスできない、といった課題が挙げられる。

政府による検査・認証のシステムについても、ISOに沿った国際標準のシステムが確立できていない。例えば、ASEAN-GAPの求める地域標準を満たすには認証主体（Certification Body）であるDOAが認証に関する国際規格としてISO17065を満たすことが求められるが、そのための最初のステップとしての現状にどのような課題があり、どのような取り組みが必要なのかといった点が明らかになっておらず、そうした初期評価に関する専門家による分析もこれまで行われてきていないといった課題がフォーカルポイントから挙げられた。

GIZのAgriTradeプロジェクトでは、実施期間2018年～2022年の間に1) Lao GAPについて、General GAPと作物別GAPの作成の支援、2) GAP実施のための検査システム、認証システムの構築支援が行われている。ただし、フォーカルポイントへの聞き取りによれば、ISO17065を完全に満たすための包括的な支援にはなっていない、ラオスとしてはまず、現況のシステムの問題点を分析することのできる専門家の派遣、ISO17065の要件と現況のシステムのギャップの分析、人的・インフラ・システム面における課題の洗い出し、今後必要な取り組みに関する提言とロードマップの提示といった包括的なニーズ・アセスメントを必要としている。

水、土、残留農薬の分析についても、ラオスにはISO17025認証を取得した分析機関が国内に存在しないため、タイなどの近隣国のISO分析機関にサンプルを送付している。その結果、農家負担である検査費用が高額となり、認証取得の制約となっている可能性がある。

加えて、申請のための手続きに時間を要することや、手続きに関する情報（申請先、必要書類、手順など）が農家に伝わっていないことが、認証制度の普及の制約になっている可能性がある。現在、認証の申請を希望する農家による申請は、DOAの地方出先機関に申請書を提出することにより行われるが、監査員は中央に約15名しかおらず、認証も中央で行われている。標準・認証課によれば将来的に、地方出先機関に認証業務の一部を移管することを目指しており、担当者によれば次のような点を中期的には強化する必要がある。

- 県毎に1~2名の監査員が配置される。（ラオスは17の県と1都で構成される）
- 農家の申請書の作成やGAPに必要な営農情報に関する記録といった書類上の作業を指導する指導員が各Provinceで育成される。（Farmer Adviser、Regional Officers、NGOといった官民を含めたりソースパーソンが指導員となりうる）
- 地方局に認証を発行することの出来る機能が設置される（中期的には3か所の設置を目標）。

(2) FGDの実施により特定された課題

12月下旬に官民のGAP関係者を招聘したFGDを実施した。参加者の内訳は、農協グループから

8名、生産法人（小売事業を含む）から2名、輸出・輸入業者から1名、行政関係者から10名である。FGDの関係者によって特定された課題を、FVCを構成する投入/生産/流通/市場・小売の各段階に整理を行った。

表 4.3.8 FGD によって特定された課題（作物 WG、ラオス）

FVC セグメント	投入	生産	流通	市場/小売り
主たるプレイヤー	インプットサプライヤー	生産農家	トレーダー、仲卸・卸業者、販売業者	ローカル市場、近代市場、外食産業
適用における課題	<ul style="list-style-type: none"> 投入（種子、肥料）が認証制度の求める要求/標準に合致していない 	<ul style="list-style-type: none"> 認証制度が求める工程に沿って生産管理をするための知識の不足 認証のために作成する生産計画が市場ニーズに合致していない マーケット情報が欠如しており、生産計画に反映されていない 生産者（グループ）の抱える課題を解決するための技術・ノウハウの不足 標準を満たすために必要な投資を行うための資金の不足 農家（グループ）が記録するデータ・情報が詳細・正確性などに掛けており明確ではない 検査・認証費用のための経費の負担 認証を申請するための手続きについて理解が十分ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 認証制度が求める基準を関係者が正しく理解していない 国際的な輸出標準の認証取得のための経費が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ラオス（国内）の基準が国際市場に必ずしも受け入れられていない 認証制度が求める基準を関係者が正しく理解していない 認証制度に関する消費者の認知度が十分ではない 認証農産物を販売するためのマーケット及び販売促進のためのノウハウの不足
行政の課題（制度、認証、検査、普及など）	<ul style="list-style-type: none"> 認証制度が求める基準が市場ニーズに合致していない 作成済みのトレーニング・マニュアルや関連する法律文書との不整合 認証プロセスが完了するまでに要する時間が長い 農場検査における農家・検査員の不正 検査員の経験・能力の不足（検査項目のチェックが不正確、記録が詳細ではない） 検査の記録がデータベースにより管理されていない 専門的な知見を持った政府職員の不足（指導員、認定検査員、分析官など） ISO17025 の認証を取得した分析機関が国内に存在しない 国内農家の保護/支持のための政府施策の不足 クリーン農業（OA 認証や GAP に沿った農業）の広報が十分ではない。 			

出典：JICA 調査団

4.3.6 差異が生じた要因の分析

FGD参加者の発言と個別ヒアリングから得られた情報をもとに、政府の食品安全システムの実施体制や普及体制、市場での活用といった項目を中心に比較を行った。

表 4.3.9 地域認証システムの推進に係る国内の適応状況の比較（タイ・ラオス）

項目	適用が進んでいる国（タイ国）の状況	適用に課題がある国（ラオス国）の状況
関連法制度・ガイドライン等の整備	タイの国家GAPのプログラムが2003年に開始されて以降、国際農業標準委員会が中心となって品質と食品安全に関する標準の見直しが進められてきた。	国内の法制度、現場での研修教材などの整備が十分ではない。例えば、既存の関連する法律文書や作成済みのトレーニング・マニュアルと、GAPが求める標準や基準との間の整合が必ずしも取れていない。 ISOに沿った認証・検査システムが確立されていないため、地域標準・国際標準の順守が難しい。
必要書類、申請手続きの明確化	水管理に関する記録方法といった個別具体的な事項についての情報の周知や、IPM等の技術指導における課題は指摘されたが、導入のための手順や申請手続き等といった一般的な事柄については一定程度の周知がなされている。	申請者が生産履歴の記録や申請書類を作成することに慣れていないことに加えて、申請に関する手続きや手順が十分に周知されていないことなどが普及の制約要因となっている。
現場レベルでの指導員・リソースパーソンの育成	現場レベルでの普及や指導を担うリソースパーソンが一定程度育成されており、現場でのフォローアップが実施されている。一方、サービスの提供を必要とする全ての人をカバーし適時に提供することについては課題がある。	リソースパーソン（普及員や農家リーダー等）が不足しており、地方では申請手続や認証に沿った生産に関する十分な情報提供を受けることが出来ない。
市場での位置付け	国家認証、民間認証、国際認証を含めた複数の認証（Q-GAP、ThaiGAP、Global GAP、民間企業の独自認証など）が普及しており、販売先の市場（例：国内向け、国際市場向け）に応じてある程度の使い分けが見られる。	導入事例が少なく関係者においても認知が十分ではない。ISO等の国際規格を満たしていないために輸出先国によっては必ずしも受け入れられていない。
農産物取引における活用	近代市場（スーパーマーケット等）の取引においては、国家認証・民間認証を含めた認証の取得が要件として求められるなど、一定の活用が見られる。ただし、多くの農家は認証取得に要する手間や費用に対して十分な価格インセンティブが与えられているという認識を持っていない。	認証制度に関する消費者の認知度が十分ではないこと、認証農産物を適正な価格で販売するための市場がないことにより、認証制度に参加することの生産者へのインセンティブが弱い。取得者が少ないため、取引要件としての活用が進んでいない。
生産者の意識	多くの農家はGAPの導入によって収益の改善に繋がるかどうかに関心があり、農作業で発生するかもしれない様々な事故を未然に防ぐためのリスク管理ツールといった認識を有していない。	左記と同様の状況

出典：JICA 調査団

以上を踏まえて、差異が生じた要因として特筆すべきことは以下の2点が挙げられる。

国家GAPの市場での位置づけ：タイにはDual-GAPシステムと言うべき2つの認証が普及しており、ThaiGAPはGlobal GAPとの調和、Q-GAPは国内小規模農家の安全管理意識向上を目指しつつASEAN-GAPとの調和を念頭に普及が進められてきた。認証システムにある程度の住み分けが存在し、言い換えれば市場での位置づけが明確であることが功を奏し、Q-GAPは国内の近代市場への出荷等において取引要件の1つとして一定程度の普及がなされている。国内・国外両方の市場での活用を想定していることから、ASEAN-GAPを参照しつつも国内の状況を加味した地域標準

の選択的な適用を行っているようである。

ラオスでは、国内市場の場合は一部の大手スーパーや先進的な市場においてGAP認証のセクションがある位で、取引要件として一般的には普及していない一方、輸出に関してもISOを満たす認証システムが確立できていないことから、輸出相手国（取引先）にとって受け入れ可能な認証と必ずしもなっていない。国内での活用実績が少なく、市場での位置づけが明確ではないことは、生産者に対する普及促進において導入のための明確なインセンティブを生産者が持たないことにも繋がると考えられる。

普及人材の地方での育成：タイでは、例えばDOAEの2022年の活動を通じ76の県とバンコクを対象に400名の農家指導員の育成が進められるなど、地方の農家でも恵まれた普及サービスを受けることの出来る環境にある。一方、ラオスの場合、申請に関する手続きや申請書類といった基本的な事項の情報へのアクセスも不足しており、日々発生する様々な問題や疑問点を相談することのできるGAPに成熟したリソースパーソンが身近にいないといったことが、新規申し込み及び認証取得者の継続的な認証の取得にとって障害となっている。

4.4 ASWFi が推進する重要施策の適用状況の分析

4.4.1 ASWGF が推進する重要施策

2022年9月に実施した2回目のASECへの質問票調査において、SPA-Fisheries（2016-2020）から絞り込んだ複数の活動に関して、ASECに対して優先度の評価を依頼した。絞り込みの基準は、加盟国のFVC強化の観点からの重要性及び、予定されているASEAN-JICA FVCプロジェクトのアウトプットと関連性の高さとした。しかしながら、ASECからは当質問への回答を得られなかった。

他方、SPA-Fisheries（2021-2025）の序論には、SPA-Fisheries（2016-2020）における主な成果に加え、進捗の芳しくなかった活動内容が次のように記載されている。「これらの成果の一方で、認定・検査・認証プロセスの調和、水産物規格の策定、水産動物検疫及び健康認証に係るSPS措置の調和、気候変動危険度リスク評価、の進捗は限定的であった」。これらの内容に関連する活動はSPA-Fisheries（2021-2025）に引き継がれ、優先的な実施が見込まれると解釈し、本調査の重要施策の一つとした。

ここで、ASEAN-JICA FVCプロジェクトの水産コンポーネントとして提案されている3つの活動のうち、「3.3 To formulate ASEAN guideline for inspection of fish and fisheries products at each point on supply chain.」は、SEAFDECとの協働によりASEAN-JICA FVCプロジェクトにて実施されるとの共通認識がASWGF、AFCF、FCG/ASSPの各会議において示されている。この根拠として、2021年に開催された第24回FCG/ASSP会議の議事録において、下表の通りにASEAN-JICA FVCプロジェクトに係る記載がある。

表 4.4.1 第 24 回 FCG/ASSP 会議における ASEAN-JICA FVC プロジェクトに関する言及

V. PROGRESS OF SEAFDEC-RELATED ACTIVITIES/PROPOSALS UNDER THE ASEAN RELATED BODIES	
5.3 Strategic Plan of Action on ASEAN Cooperation on Fisheries 2021–2025	
	While also taking note of the progress of the SPA-Fisheries 2021–2025, the representative from Thailand expressed the appreciation to JICA for the inclusion of an activity on “development of the ASEAN guidelines on inspection mechanisms for aquaculture fish and fisheries products” under the ASEAN-JICA Food Value Chain Development Project.

Annex 7			
AGENDA ITEM 7: ASEAN FISHERIES CONSULTATIVE FORUM (AFCF)			
The Meeting noted the revised Concept Note on the Development of the ASEAN Guidelines on Inspection Mechanism for Aquaculture Fish and Fisheries Products and requested the ASWGF Focal Points to provide the ASEAN Secretariat their comments and endorsement on the revised Concept Note by 11 July 2021. The Meeting also noted that the Concept Note is included as one of the activities under the ASEAN JICA Development of Food Value Chain Project.			
Appendix 1 of Annex 8			
PROJECTS UNDER THE FISHERIES CONSULTATIVE GROUP OF THE ASEAN-SEAFDEC STRATEGIC PARTNERSHIP (FCG/ASSP) MECHANISM FOR THE YEAR 2021-2022			
	Strategy/Project Title	Lead Department	Period
17	ASEAN-JICA Capacity Building Project on IUU Fishing Countermeasures in Southeast Asia	TD	2022-2024
18	ASEAN-JICA Food Value Chain Development Project	SEC	2022-2024
SEC: SEAFDEC Secretariat			
Annex 10			
ASEAN FISHERIES CONSULTATIVE FORUM (AFCF)			
WAS INFORMED by the ASEAN Secretariat that JICA agreed to include the development of ASEAN Guidelines on Inspection Mechanism for Aquaculture Fish and Fisheries Projects as one of the activities in the project proposal on ASEAN-JICA Development of Food Value Chain Project.			
Appendix 1 of Annex 11			
STRATEGIC PLAN OF ACTION (SPA) FOR THE ASEAN COOPERATION IN FISHERIES (2021-2025)			
	2.3.1.2 Develop the ASEAN guidelines on inspection mechanism for aquaculture fish and fisheries products.	Regional guidelines is endorsed by SOM-AMAF.	The activity is included under the ASEAN-JICA Food Value Chain Development Project. The project proposal is under consideration by the ASEAN project appraisal and approval process.

出典：第24回FCG/ASSP会議

上記に記載されている活動はSPA（2021-2025）のActivity2.3.1に関する内容であるが、ほぼ同じ活動内容が前身のSPA-Fisheries（2016-2020）にActivity 2.3.3として設定されている。すなわち、SPA-Fisheries（2016-2020）において活動の進捗が芳しくなく、後継SPAに引き継がれたと解釈することができる。SPA-Fisheries（2016-2020）のActivity 2.3.3はFVC強化に貢献する内容であり、また、具体的な活動の実施がASEAN-JICA FVCプロジェクトにおいて想定されていることから、本調査において収集した情報は技術プロジェクトの実施段階において有効に活用することが可能である。

以上から、ASEAN-JICA FVCプロジェクトとの関連性が強いSPA-Fisheries（2016-2020）のActivity 2.3.3を水産分野におけるヒアリング調査の対象活動として選定した。表4.4.2及び表4.4.3にSPA-Fisheries（2016-2020）のActivity 2.3.3の内容とSPA-Fisheries（2021-2025）のActivity 2.3.1の内容をそれぞれ記載する。

表 4.4.2 SPA-Fisheries（2016-2020）の Activity 2.3.3 の内容

<p>Activity 2.3.3 Harmonise of the quarantine and inspection/ sampling procedure and Sanitary and Phytosanitary (SPS), bio-security measures for aquaculture products to secure food safety; and develop one stop inspection system</p> <p>Sub Activities</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2.3.3.1 Sharing information and best practices on quarantine, inspection procedures and SPS - 2.3.3.2 Develop regional guidelines and principles on inspection mechanisms - 2.3.3.3 Harmonising SPS measures related to aquatic animal quarantine and health certification for exportation and importation among AMS <p>(仮訳)</p> <p>活動2.3.3 食品安全確保を目的とし、養殖製品に係る検疫、検査・サンプリング手順、SPS、バイオセキュリティ対策を</p>
--

調和させ、ワンストップ検査システムを開発する

サブ活動

- 2.3.3.1 検疫、検査手順、SPSに関する情報及びベストプラクティスを共有する
- 2.3.3.2 検査メカニズムに関する地域ガイドライン及び原則を策定する
- 2.3.3.3 AMS間の輸出入における水産動物の検疫及び健康認証に関するSPS措置を調和する

出典：SPA-Fisheries（2016-2020）

表 4.4.3 SPA-Fisheries（2021-2025）の Activity 2.3.1 の内容

Activity 2.3.1

Strengthen the quarantine and inspection/ sampling procedure and Sanitary and Phytosanitary (SPS) and bio-security measures for aquaculture products to secure food safety.

Sub Activities

- 2.3.1.1 Organise workshop on sharing information and best practices on fisheries quarantine and inspection procedures.
- 2.3.1.2 Develop the ASEAN guidelines on inspection mechanism for aquaculture fish and fisheries products.
- 2.3.1.3 Harmonise aquatic animal quarantine and health certification for exportation and importation in alignment with international standards and practices

（仮訳）

活動2.3.1

食品安全確保を目的とし、養殖製品に係る検疫、検査・サンプリング手順、SPS、バイオセキュリティ対策を強化する

サブ活動

- 2.3.1.1 水産検疫及び検査手順に関する情報とベストプラクティスの共有に係るワークショップを開催する
- 2.3.1.2 水産物（養殖水産物含む）の検査メカニズムに関するASEANガイドラインを開発する
- 2.3.1.3 輸出入に係る水産動物検疫及び健康認証を調和する（国際水準及び慣行への準拠）

出典：SPA-Fisheries（2021-2025）

4.4.2 ASWGFi の推進する重要施策の適用（取り組み）の度合い

ASWGFiの2022年の議長国であるインドネシアへのヒアリング調査によると、2016-2020年の実施期間においてはドナーによる支援の目途が立たなかったことから、SPA-Fisheries（2016-2020）のActivity 2.3.3は地域レベルでは実行されず、SPA-Fisheries（2021-2025）に引き継がれている。すなわち、施策の適用は全ての国において「適用なし」と判断することが妥当である。

一方、地域間活動が実施されずとも選定した施策（活動）に関連する国単位の取り組みを行い、その活動をもって「当該施策を実行している」とする加盟国もあると考えられる。一例として、サブ活動2.3.3.1は情報・知見共有が想定されているため、一カ国のみの活動では適用していると判断できないが、一部の国は「実施済み」として回答している。反対に、質問回答において全て「×」という回答を行ったカンボジアは、課題への部分的な取り組みを実施している事実はあるものの「完全な対応は完了していない」状態であるため、「○」とはしていない。

上記のように各国の解釈には違いが確認され、各国の自己申告の回答に基づいた質問票調査の結果のみでは施策実施状況のレベル感や到達度を比較することができない。このため、オンラインインタビューや追加質問票調査にてより詳細な情報を収集することを試みた。SPA-Fisheries（2016-2020）のActivity 2.3.3の各国の取り組み状況について、各国からの質問票回答及び補足情報を整理した（表4.4.4）。

表 4.4.4 選定した SPA-Fisheries (2016-2020) の重要施策の加盟国での取り組み状況

2.3.3 Harmonise of the quarantine and inspection/ sampling procedure and Sanitary and Phytosanitary (SPS), bio-security measures for aquaculture products to secure food safety; and develop one stop inspection system	2.3.3.1 Sharing information and best practices on quarantine, inspection procedures and SPS	2.3.3.2 Develop regional guidelines and principles on inspection mechanism	2.3.3.3 Harmonising SPS measures related to aquatic animal quarantine and health certification for exportation and importation among AMS
	—	—	—
ブルネイ (上段：質問票回答、下段：備考 (以下同))	2001 年から「Health Certificate for food safety – fit for human consumption」に係る活動を、2017 年から「Aquatic Animal Health Disease Monitoring Program」を実施している。これらの実施により、国内養殖業者や水産加工業者等のビジネス活動において、「Brunei Good Aquaculture Practices (BGAqP)」や「Manual for Brunei Darussalam on Hygiene Requirements for Fish Processing Establishments」の活用を通じた標準作業手順書の改良という正のインパクトが発現された。		
	x	x	x
カンボジア	課題への部分的な取り組みを実施しているものの「完全な対応は完了していない」状態であるため「○」とはしていないが、各種活動が積極的に実施されている (4.4.5 に詳述)。		
	(回答なし)		
インドネシア	質問票調査への回答は受領できなかったが、国際基準に準拠した国内 SPS 制度の確立や民間団体との協調・協働による取り組みが行われている (4.4.4 に詳述)。		
	(回答なし)		
ラオス	—		
	○	○	○
マレーシア	サブ活動 2.3.3.1 が「○」となっているが具体的な活動内容は不明である。(※追加質問票調査への回答なし)		
	x	x	x
ミャンマー	(※オンラインインタビュー調査の対象外)		
	(回答なし)		
フィリピン	(※オンラインインタビュー調査の実施に至らず)		
	○	x	x
シンガポール	サブ活動 2.3.3.1 が「○」となっているが具体的な活動内容は不明である。(※追加質問票調査への回答なし)		
	x	x	x
タイ	全ての活動において「x」との回答であるが、タイは SPA (2021-2025) の Activity 2.3.1 におけるリード国に選定されているなど、域内の水産検疫・SPS 関連の先進国である。		
	(回答なし)		
ベトナム	(※オンラインインタビュー調査の実施に至らず)		

出典：JICA調査団

注：上段は質問票において「Please kindly check the corresponding sub-activities which have been addressed in your country (貴国が対応したサブ活動にチェックを入れてください)」という問いに対する回答である。

なお、当活動の主要目的である「Harmonize」に関して、SPA-Fisheries (2021-2025) の Sub-Activity 2.3.1.3 の「Output Indicators」には「Number of AMS with aquatic animal quarantine and health certification harmonised to international standards and practices」と記載されており、ASEAN 共通の統一基準を設けるという意味合いでは用いられていない。

4.4.3 ASWGF が推進する重要施策の適用に関する現地調査対象国の選定

選定した重要施策は、水産物輸出入に係る SPS 措置等の AMS 間における調和を主眼に置いている（国際基準・慣行への準拠を念頭に置いた各国間の調和）。従い、各国による活動進捗は本施策の適用状況と同義ではない。国際基準・慣行への準拠という観点からは、各国の法令等のエンフォースメントの実行力を評価することで「適用が効果的に行われている国（適用実行力を有した国）」と「適用に課題がある国（適用実行力に課題がある国）」に類型化することが妥当である。

水産業においては地域漁業管理機関（Regional Fisheries Management Organization：RFMO）（Box 4.4.1）が組織されている。これら国際機関への加盟には一定水準の法的枠組み整備や国内のエンフォースメント整備が求められると考えられることから、ASEAN で策定される地域施策の適用においてもその実行力の程度を図る上で1つの指標となり得る。

Box 4.4.1 地域漁業管理機関

RFMO とは

地域漁業管理機関（RFMO：アールエフエムオー）は、水産資源の保存及び持続可能な利用の実現を目指し、個別の条約に基づいて設置される国際機関。沿岸国・地域及び高度回遊性魚種を漁獲する国（遠洋漁業国）等が参加し、対象資源の保存管理措置等を決定。

法的位置付け

水産資源の管理については、海の憲法とも呼ばれる国連海洋法条約（UNCLOS）を基礎に、国連公海漁業協定（UNFSA）によって、排他的経済水域（EEZ）の内外に分布する水産資源の保存及び持続可能な利用を確保するための一般的規範が制定されている。RFMO は、UNFSA に基づき、魚種別・海域別の保存管理措置を法的拘束力のある形で定めている。

実施内容

RFMO の加盟国は、RFMO の年次会合等の場において、各 RFMO に設置されている科学委員会での資源評価や、遵守委員会での遵守状況の検討を踏まえ、漁獲量の規制や漁法、漁具等に関する技術的規制など、実効ある保存管理措置に関する議論及び措置の策定を行う。また、各 RFMO の枠組みの中で、違法・無報告・無規制（IUU）漁業への対策として、IUU 漁船リストの作成や、漁船の監視・取締等が行われている。



出典：外務省（令和3年8月 経済局漁業室）

下表に主な地域漁業管理機関におけるASEAN諸国の加盟状況を示す。

表 4.4.5 主な地域漁業管理機関への ASEAN 諸国の加盟状況

地域漁業管理機関	ASEAN 諸国
中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)	インドネシア、フィリピン
インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)	インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ
みなまぐろ保存委員会 (CCSBT)	インドネシア
全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)	インドネシア（協力的非締約国）
大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)	フィリピン
南インド洋漁業協定 (SIOFA)	タイ

出典：外務省経済局 HP を参考に JICA 調査団作成

インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシアが主要な地域漁業管理機関に加盟しているが、これら4か国は、シンガポールやブルネイを除き、名目GDP規模や一人当たりGDPの上位国でもある。また、水産統計においても比較的高い水産物生産量（漁業・養殖）や水産物輸出入額を示す。以上から、比較的经济規模が大きくASEAN加盟国における経済先進国であり、かつ、水産業の重要度の高いこれら4か国は、ASEANの水産業における重点国であると考えられ、「適用が効果的に行われている国（適用実行力を有した国）」として分類することが可能である。これらの国に次いで、主要な地域漁業管理機関には加盟していないものの、水産物生産量や水産物輸出入額の規模の面からも水産大国と言えるベトナムが位置すると考えられる。

一方、カンボジア、ラオス、ミャンマーは水産業の規模や歴史、経済・政治情勢などを考慮すると、上記の5か国に次ぐ位置づけであると考えられ、「適用に課題がある国（適用実行力に課題がある国）」として分類することが妥当である。なお、小国である一方で経済先進国であるシンガポールとブルネイは水産業の規模が小さく一概に上記の2分類に含めることが困難である（※シンガポールは水産物輸入国）。

以上を踏まえ、表4.4.6に現地調査対象国の候補を類型化した。

表 4.4.6 水産 WG の重要施策に関する現地調査対象国の候補

施策適用 実行力	該当する国	地域漁業管理 機関への加盟	国内水産業の位 置付け	特殊要因
高	タイ、インドネシア	◎	◎	—
	マレーシア、フィリピン	◎	○	—
中～高	ベトナム	—	◎	—
中	カンボジア、ラオス	—	△	—
	ミャンマー	—	○	有（政治情勢）
特殊国	ブルネイ、シンガポール	—	△	—

出典：JICA 調査団

4.4.4 適用が効果的に行われている国の状況（インドネシア）

(1) 選定した国の現状

水産物検疫に関する法律や規制は、憲法・政府規則・大統領令・省令等、行政の各段階において整備されている（表4.4.7）。各規制等の普及・啓発の実施、現場におけるコンプライアンス遵守、罰則による抑止力の効果により、インドネシアでは各種規制が適切に実行されている。

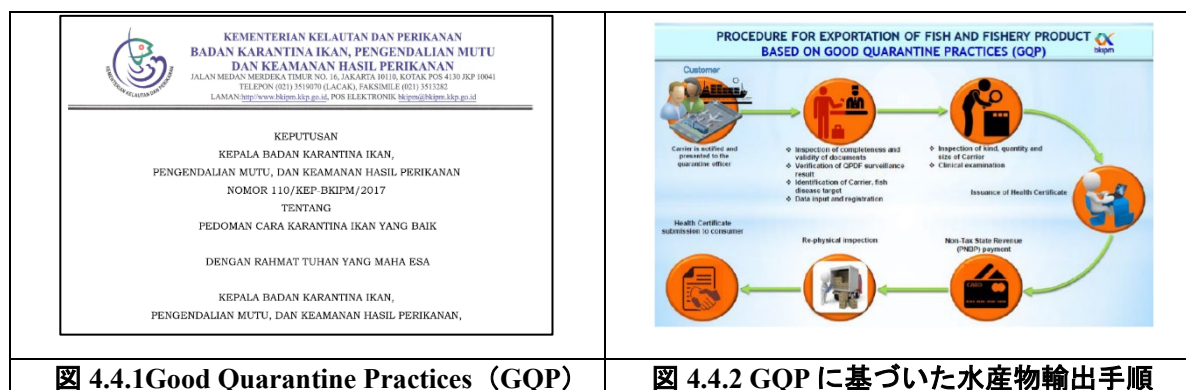
表 4.4.7 水産物検疫に関する各種法令等

A. Law and Government Regulation	
1.	Law No. 21 Year 2019 about Animal, Fisheries, and Plant Quarantine
2.	Government Regulation No. 15 Year 2002 about Fisheries Quarantine
3.	Government Regulation No. 28 Year 2017 about Aquaculture
4.	Government Regulation No. 9 Year 2018 about Fishery Commodities Import Control Procedures and Salt Commodity as Industrial Raw Material and Auxiliary Material;
5.	Presidential Instruction No. 4 Year 2019 about Ability Improvement in Preventing, Detecting, and Responding Epidemic of Diseases, Global Pandemic, and Nuclear, Biology, and Chemical Emergency
B. Ministerial Regulation	
1.	Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 18 Year 2018 Amendment to the Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 50/Permen-Kp/2017 about Must-Inspect Commodity Types in Fishery Quarantine, Quality and Safety of Fishery Products;
2.	Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 34/PERMEN-KP/2017 about Quarantine Measures Against Importation of Fish Medicine Types of Biological Preparations into the Territory of the Republic of Indonesia;
3.	Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 9/PERMEN-KP/2019 about Fishery Quarantine Installations;
4.	Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 38/PERMEN-KP/2019 about Releasing of Carrier Media and/or Fishery Products;
5.	Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 11/PERMEN-KP/2019 about Importation of carrier media and/or fishery products;
6.	Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 13/PERMEN-KP/2021 about Emergency Response and Fish

Disease Control;
7. Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 19/PERMEN-KP/2020 about Prohibition of Importation, Cultivation, Distribution, and Export of Fish Species that are Harmful and/or Harmful to and from the Indonesian Fishery Management Territory
8. Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 30/PERMEN-KP/2020 about Recommendation for Importation of Broodstock, Mains, Fish Seeds, and/or Pearl Core Entries
9. Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 48/PERMEN-KP/2020 about Organization and Work Procedure of the Ministry of Maritime Affairs and Fisheries
10. Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 24 Year 2021 about Preparation of Fishery Commodity Balance Sheet and Fishery Commodity Import Allocation Distribution Plan;
11. Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 8 Year 2022 about Must-Inspect Commodity Types in Quarantine Fish, Quality and Safety of Fishery Products
12. Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 37 Year 2019 about Residue Control in Consumable Fish Farming Activities
13. Regulation of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 35 Year 2016 about Good Practices in Fish Breeding
C. Ministerial Decree
1. Decree of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 2/KEPMEN-KP/2007 about Good Aquaculture Practices
2. Decree of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 51/KEPMEN-KP/2020 about Places of Entry and Exit of Media Carriers of Quarantine Fish Pests and Diseases;
3. Decree of the Minister of Maritime Affairs and Fisheries No. 17/KEPMEN-KP/2021 about Determination of Quarantine Fish Disease Types, Pathogens, Categories, and Carriers;
D. Regulation of Director General
1. Regulation of Director General in Fish Quarantine Agency, Quality Control and Safety of Fishery Products No. 130/KEP-BKIPM/2013 about Designation of Indonesian Region Free from EMS/AHPND
2. Regulation of Director General in Fish Quarantine Agency, Quality Control and Safety of Fishery Products No. 99/KEP-BKIPM/2017 about Categorization of Quarantine Fish Pests and Diseases Carrier Media Risk Levels and Other Products.
3. Regulation of Director General in Fish Quarantine Agency, Quality Control and Safety of Fishery Products No. 110 Year 2017 about Guidelines for Good Quarantine Practices;
4. Regulation of Director General in Fish Quarantine Agency, Quality Control and Safety of Fishery Products No. 70/KEP-BKIPM/2019 about Guidelines for Carrier Media Flow Risk Mitigation at Entry and Exit Points
5. Regulation of Director General in Fish Quarantine Agency, Quality Control and Safety of Fishery Products No. 95/KEP-BKIPM/2020 about Technical Guidelines for Quality and Safety of Fishery Products
6. Regulation of Director General in Fish Quarantine Agency, Quality Control and Safety of Fishery Products No. 55 tahun 2021 about Specific Quarantine Fish Pests and Diseases Surveillance Guidelines at Fish Quarantine Installation
7. Regulation of Director General in Fish Quarantine Agency, Quality Control and Safety of Fishery Products No. 117/KEP-BKIPM/2017 about Technical Guidelines for Sampling Test of Carrier Media

出典：インドネシア海洋水産省提供資料

水産物輸出措置として、Good Quarantine Practices (GQP) (図4.4.1)、トレーサビリティ、輸出登録の実施が政府規制として定められている。水産検疫及び水産バイオセキュリティの担当機関であるFish Quarantine Inspection Agency (FQIA) により作成されたGQPは、国際獣疫事務局 (World Organisation for Animal Health : WOA) 等が定める国際基準に準拠している。図4.4.2の通り、GQPには輸出に係る一連の手順が規定されており、書類検査、現物検査、健康証明書の発行、Non-Tax State Revenue (PNBP) の支払い、再現物検査の手順が示されている。インドネシア FQIAは、GQPの実行により、輸出相手国に対する信用度が強化され輸出力が向上したと評価している。



水産物輸入措置として、事前国境検査、リスク分析、早期警報システム、輸入登録、キャリアメディアを対象とした輸入後モニタリングの実施が政府規制として定められている。また、下記

図の通り、輸入する水産物のリスクに応じた必要な措置が規定されており、水産疾病などの蔓延を防止する体制が整えられている。リスクの分類は海洋水産省大臣令No. 11（2019年）に示され、病原性微生物の流入リスクに応じて定められている。

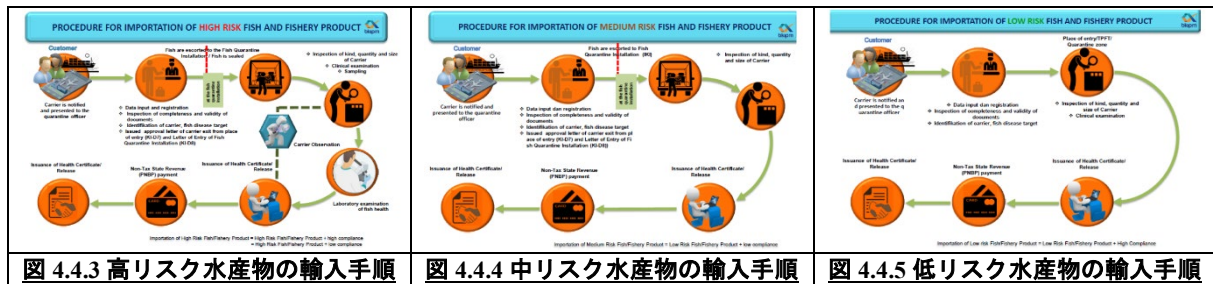


図 4.4.3 高リスク水産物の輸入手順

図 4.4.4 中リスク水産物の輸入手順

図 4.4.5 低リスク水産物の輸入手順

サンプリング手法については、国内の各種法律・規制に準拠するとともに、国際基準を参照の上で策定されている。従い、SPA-Fisheries（2021-2025）のSub-Activity 2.3.1.3の「Output Indicators」を満たしていると解釈することが可能である。上記の他、疾病予防や水産物検疫の実行に寄与する取り組みとして、HACCP及びGAQpの実施、水産疾病モニタリング、リスク分析の実施、残留医薬品モニタリングの実施などが行われている。

また、マレーシアとブルネイとの国際協力により、ボルネオ島を水産疾病から保護し経済的影響を抑える目的でOne Borneo SPS Initiative Programmeを実施するなど、他国とのSPS措置に係る協働事例がある。

(2) FGDの実施により特定された課題

2023年1月に官民のSPS関係者を招聘したFGDを実施した。本調査のSPS分野と水産分野の合同開催とし、水産分野は水産検疫における法・規制整備の現状、検疫体制、検査・サンプリング手法に係る課題の抽出及び対応策の検討を目的とした。参加者の総計は27名であり、海洋水産省からの対面出席者13名に加え、業界団体からは、Indonesian Fishery Producers, Processing & Marketing Association (APSI) と Indonesian Aquaculture Society (MAI) がオンラインにて1名ずつ参加した。その他12名はSPS関連機関からの参加であった。

グループディスカッションを通じて、政府側が有する水産検疫に係る課題として次の点が指摘された（表4.4.8）。他国との協調や国内機関間の調整などの課題が指摘される一方、民間との協調が求められる法執行措置に関する課題も挙げた。現場レベルにおける規制準拠の水準が十分ではないことから、政府による積極的な啓発活動に加え、民間業者による規制準拠に係る事業努力が期待されている。

表 4.4.8 FGD において特定された課題（政府）

課題	内容
法執行措置の脆弱性	水産検疫（水産物 SPS）に関する国内法・規制の整備は進められている。しかしながら、法整備の構築に比較し、法執行措置の水準には改善の余地がある。
高水準な輸出要件	インドネシアの水産物輸出相手国が示す高水準かつ多様な要件への適合が困難である。
限定的な国内リソース	検査・監視・養殖業者向け研修などの各種活動を実施するための人的・財政的なリソース及び施設等のインフラ整備が限定的である。
国内関係機関の調整不足	水産検疫に関わる国内の関係機関の調整が不十分である他、政府と地方行政の規制に整合が取れない事例もある。

出典：JICA調査団

他方、業界団体（AP5I及びMAI）によるプレゼンテーションでは、水産SPSに関する課題として、次の点が指摘された（表4.4.9）。民間団体は、with/post COVID-19禍におけるReady-to-Eat製品やReady-to-Cook製品等の付加価値加工品の需要増加を認識しており、同時に、食の安全性やトレーサビリティに関する需要側の意識の高まりやバイヤーの要求する品質基準の厳格化を指摘している。この他、政府と民間の連携の強化に係る指摘が挙げられた。

表 4.4.9 FGD において特定された課題（民間）

課題	内容
国際認証の取得が困難	需要側（バイヤー）の品質要件の高まりを背景に、国際認証の取得が求められる。しかし、取得費用が高額であること、中小企業にとって認証基準への準拠は困難であることなどが指摘される。従い、国内中小企業が準拠可能であり取得費用を抑えた新たな認証の構築が期待されている。
政府による各種規制の変更への準拠が困難	政府、研究者、民間業者の意向が異なる場合、規制の変更は現場での実装（準拠に向けた取り組み）に混乱をもたらす。ステークホルダーの利害の一致を前提とした制度策定が求められる。

出典：JICA調査団

インドネシア水産業は長い歴史を有し、またその生産量や輸出額は世界でも有数であり同国において水産業は重要な位置づけにある。広範かつ人口規模の大きな同国の水産業を司る海洋水産省は複数の地域漁業管理機関に加盟するなど、法整備及び法執行措置キャパシティはASEAN諸国において高い水準にあると考えられる。

他方で、FGDでは国際水準に到達するための課題・要件について次の7点が指摘された。

- 国内水産規制及び技術基準を現行の国際標準に調和
- 国際標準への準拠を可能にする国内水産インフラの整備
- 輸出入相手国との情報共有・交換
- 相互承認協定の推進などの国際協力の促進
- 人材育成
- 国際フォーラム等への積極的な参加
- 自国内啓発の促進

4.4.5 適用に課題がある国の状況（カンボジア）

(1) 選定した国の現状

カンボジアにおける水産SPSの主要担当機関はFisheries Administration（FiA）のDepartment of Aquaculture Development（DAD）及びDepartment of Fisheries Post-Harvest Technologies and Quality Control（DFPTQ）の2部局である。

DFPTQへの聞き取りによると、カンボジアの検査システムは他国に比較すると機能が十分とは言えない側面があるが、「現状では大きな問題が発生していないため改善の必要がない」という意見が大勢であることから、マインドセットを変える必要があると担当者は認識していた。規制の構築、SOPの作成、専門家の配置、技術・施設（ラボラトリーや検査実施スペースの確保）の充実が求められる。

また、タイやインドネシア等のASEAN地域における水産先進国に比較すると、カンボジアの水産物品質管理に係るガイドラインの制定は10～20年程度遅れていると認識されている。カンボジアではUNIDOの支援により、2021年にEU Requirementに対応する検査・SPSに係るガイドラインを策定した（EU Requirementへの対応度は100%ではない）（図4.6.6）。

当ガイドラインは「1章 Introduction」「2章 Legal Framework of the Competent Authority」「3章 Implementation and Management of Food Safety by the Competent Authority」「4章

Implementation of the Conditions of the Guidelines by the Fishery Business Operators」の4章構成となっており、3章において輸入管理、トレーサビリティ管理、養殖管理等が規定されている。現状では本ガイドラインに沿ったキャパシティビルディングがFiA職員を対象に実施されている段階にある。

また、EU及びUNIDOのCAPFISH Captureプロジェクトの下で、スキームオーナー及び認証機関をFiAとするQuality Seal（QS認証）（安全な水産物であることを示す認証制度の一つ）の策定が進められている。DFPTQとしては、GAqP認証やQS認証、Good Hygienic Practice（GHP）等の国内認証を設け、事業者が段階的に国際認証に近づけるようなサポート体制を構築している。

上記の通り、FiAが中心となり水産管理行政が徐々に充実しつつある段階にある。一部の民間業者はFiAが主導する各種認証を積極的に受入れ、事業努力及び政府の支援により輸出ポテンシャルを獲得している。一例として、パンガシウス養殖を行うA社は中国市場への輸出要件となっているGAqP認証を取得し、中国税関によるオンライン検査を通過し試験的な中国市場への輸出を行っている。また、ティラピア養殖を行うB社はGAqP認証やGHP認証を取得済みであり、現在は日本向け輸出を目指しHACCP認証の取得に向けてコンサルタントの支援を受けつつ準備を進めている。他方、A社やB社のような先進的な一部の企業を除き、カンボジアの多くの養殖業者の生産環境は依然として低い水準にある。一般養殖業者の知識が浅く、遺伝的性質の悪い種苗を海外から購入しているケースも指摘されるため、啓発・教育活動を通じた養殖環境の底上げが依然として必要な段階にある。

(2) FGDの実施により特定された課題

2022年12月に官民のSPS関係者を招聘したFGDを実施した。SPA-Fisheries（2021-2025）のActivity 2.3.1に関するカンボジア国内における課題の抽出及び対応策の検討を議題とした。参加者は総計16名であり、内訳は、FiA職員9名、民間水産業者4名、FiAとの協働でプロジェクトを実施しているUNIDO関係者3名だった。参加者の希望により政府と民間（UNIDO含む）に分かれて議論することとした。

グループディスカッションを通じて、政府側が有する水産検疫及び水産SPS等の課題として次の点が指摘された（表4.4.10）。議題は水産検疫、養殖水産物の検査・サンプリング手法、バイオセキュリティなど水産SPSに係る広範囲な内容となった。



図 4.4.6 水産物検査ガイドライン

表 4.4.10 FGD において特定された課題（政府）

課題	内容
検査措置に係る法整備が不十分	水産検査措置に係る法律・規制の整備が不十分である。
限定的な国内リソース	水産検査・水産検査に係る人的リソースの不足、不十分な財政、限定的な施設（ラボラトリー等）・ロジ面のインフラ未整備が指摘される。
国内関係機関（行政）の調整不足	国内の組織間連携が不十分である。また、関係行政機関の不十分な役割調整による非効率な業務体制が指摘される。
民間組織と行政組織の不十分な連携	官民の協力関係の構築が不十分であり、規制遵守が不完全、行政が求める生産管理水準に民間の実行力が追い付かない、等が指摘される。

出典：JICA調査団

他方、民間グループの議論では、FiAにより策定される国内規制や管理体制に対する現場からの要求が主に明示された。参加した民間業者はいずれもFiAとの関係性が良好であり、高い水準の現場活動をしていると考えられるが、行政から求められる高い規制に適合するための具体的な手法や道筋が示されないことに対する戸惑いが見受けられる。

表 4.4.11 FGD において特定された課題（民間）

課題	内容
国内ラボラトリーの信頼度が低い	一部の輸出相手国はカンボジア国内のラボラトリー検査の結果を信頼しない。国際要件に合致したラボラトリー施設が必要。
キャパビルに繋がる情報や研修が不十分	政府が求める要件に到達するための研修制度の構築や関連情報の提供が必要である。
水産検査に係る規制が不透明	FiA が実施監理する検査内容（サンプリングプロトコルや手法）が不透明である。
水産 SPS に係る民間業者の知識が不十分	食品安全、トレーサビリティ、水産物衛生、バイオセキュリティ、疾病管理等に係る民間業者の知識が不十分である。

出典：JICA調査団

本調査の水産分野においてカンボジアは「施策の適用に課題がある国」として分析を行ったが、カンボジアが経てきた歴史的な変遷や社会経済環境を考慮すると、水産行政の発展がタイやインドネシア等のASEAN先進国に後れを取ることは必然と言える。他方で、国際水準に対応した水産物検査ガイドラインの策定が進むほか、能力が高くリーダーシップのある若手行政官を複数擁するなど、同国の行政水準は飛躍的に発展している最中であると言える。FGDにおいて両グループから抽出された課題を概観すると、カンボジアにおける水産SPSの水準を高めるための課題・要件について次の5点が指摘される。

- 法整備や規制構築に係る更なる行政努力
- 法・規制の実効性の向上
- 国内水産インフラの拡充
- 行政と民間の緊密な関係性の構築（情報共有等）
- 民間従事者が有する専門知識・技能の底上げ

4.4.6 差異が生じた要因の分析

本調査の水産分野では施策の適用が効果的に行われている国と適用に課題がある国として、それぞれインドネシアとカンボジアを選定し分析を行った。両国の水産SPSに関する現状及びFGDにおける議論の内容を比較すると、下記の差異が確認される。

表 4.4.12 2カ国の水産行政の比較

項目	インドネシア	カンボジア
法制度	<ul style="list-style-type: none"> 水産検疫に係る法整備は構築済みである。 	<ul style="list-style-type: none"> 水産検疫に係る法・規制の整備が不十分である。
法・規制の実行力	<ul style="list-style-type: none"> 現場における準拠水準は比較的高いと考えられるが、改善の余地があると認識されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の優良事業者を除き、法・規制の執行には課題がある。
地域漁業管理機関	<ul style="list-style-type: none"> WCPFC や IOTC 等の複数の管理機関に加盟している。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な管理機関に加盟していない。
国際水準に適用した水産ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> Good Quarantine Practice 等のガイドラインが策定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> Technical Guidelines for Official Inspection and Control of Fish and Fishery Products が策定されている。
国内水産行政の水準	<ul style="list-style-type: none"> 国際水準への適合を目標とした行政面の強化が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN 水準（一部国際水準）への適合目標とした行政面の強化が行われている。

出典：JICA調査団

行政が担う範囲は非常に幅広く、また社会経済環境が異なるため一概に行政能力を評価することは困難であるが、カンボジア DFPTQ が指摘するように、カンボジアの水産管理は域内先進国と比較し10～20年程度の遅れを取っているとされている。上記の差異が明確化した要因として次の3点が考えられる。

水産業の位置づけ：インドネシアは水産物生産量、水産物輸出額ともに世界有数の水産大国である。世界各国へ輸出に際しては、各国の異なる要件への適合や刻々と変わる要件への準拠を実現する必要があることから、情報や経験の蓄積が進んでいると考えられる。すなわち、インドネシアの水産行政面の成熟度はカンボジアに比較すると高いと考えられる。

地域漁業管理機関への加盟：本指標は施策適用の実行力を測る指標とした内容であるが、一方で差異が生じた要因でもあると考えられる。インドネシアは複数の地域漁業管理機関に加盟している。加盟国が果たすべき責任を果たす上で、管理機関が定める規則への準拠を実現する最低限の実行力を有している必要がある。国際約束を果たすことのできる水準にあるインドネシアは、国内規制のエンフォースメントに係る実行力も十分な水準にあると考えられる。なお、類似した認識はSEAFDECへの聞き取りにおいても言及があった

歴史的背景：水産物生産量や水産物輸出量などの統計的な差異だけでなく、カンボジアでは近隣国に比較し養殖業の発展に数十年の遅れがある。背景には、カンボジアが経験したポルポト政権に伴う様々な歴史的な出来事があると考えられる。このため、民間養殖業者に蓄積される情報量や経験値は少なく、民間業者を支える行政面の成熟度がインドネシアに比較すると弱いと考えられる。

上記はいずれも両国の社会的、経済的、歴史的な背景が関係しており、特定の問題に起因する差異ではないと考えられる。他方、SEAFDECのFISHERIES COUNTRY PROFILE: INDONESIA⁹では、インドネシアの水産行政における課題として、インドネシアの地理的な特徴（広大な群島）に起因する不均衡な水産業の発展や、一部の水産物の品質上の問題により生じる輸入拒否について指摘している。施策の適用実行力を有するとされるインドネシアにおいても、基準遵守及び水産業発展に向けた要件への適合を可能にする人的資源及び技術的介入の必要性が指摘される。

以上より、両国における水産行政の差異の要因は、両国の社会経済の発展段階の違いが大きな

⁹ SEAFDEC (2017), Fisheries Country Profile: Indonesia, <<http://www.seafdec.org/fisheries-country-profile-indonesia/>>

要素を占めると考えられる。

4.5 ASCP が推進する重要施策の適用状況の分析

4.5.1 ASCP が推進する重要施策

SPA-ASCPに記載されている戦略的重点課題とアクションプログラムはASEAN各国との調整と連携の促進、モニタリングが主要な活動となっており、SPS分野の具体的な活動は各SWGのSPAに含まれる形でリストアップされている。このため、実施済みのSPA-Crops（2016-2020）に記載の活動のうち、これまで優先的に取り組みが行われてきた活動をASEAN事務局へのヒアリングを行い、抽出した。この結果、表4.5.1に示す5つの活動が優先活動として選定された。

優先活動1.2は民間部門の参画の増加とそのための環境整備を、優先活動2.3は検疫システムおよび手順の合理化と改善、基準および法令の調和を目的としている。

表 4.5.1 SPA-Crops の SPS 分野に関する優先活動の進捗および課題

優先活動	目的	進捗と課題
1.2.1.1 Collaborate with relevant private sectors in the area of pesticides, including proper pesticide management and research leading towards the development of regional standards (i.e., maximum residue limits).	ASEANの残留農薬基準の設定	進捗：CODEX基準に基づき1,000を超えるASEAN残留農薬基準の設定・レビュー。 課題：ASEAN加盟国から提案された、いくつかの残留農薬基準は、他のASEAN諸国においては有害な農薬として未認可。（農薬によってはASEAN加盟国内での調和が困難。）
1.2.1.2 Implement ASEAN-wide agricultural standards and best practices through development partnerships with the private sector.	ASEAN基準とベストプラクティスの促進	進捗：多くの加盟国においてASEAN基準とベストプラクティスが採用。 ASEAN諸国にて国内基準をASEAN基準へ合致させる取り組みを実施中。 “A mutual recognition agreement on organic agriculture (MRA-OA)”が設定。 課題：国内基準とASEAN基準の擦り合わせ作業の結果、国内基準の見直しが必要。
2.3.1.2 Develop importation guidelines for intra-ASEAN trade significant commodities.	作物向けの植物検疫基準（要求事項）の調和	進捗：14以上の品目においてASEANが輸入ガイドラインを設定。 課題：ガイドライン開発のための有害動植物リスク分析の実施の困難さ。
2.3.2.1 Capacity building on pest surveillance, following the international standards.	ASEAN諸国の検疫動植物サーベイランス（有害動植物情報フレームワーク、データ収集、国際的に認識されているデータ基準、情報交換プロトコルを含む）に関する知識と能力の強化	進捗：病害虫のリスク分析と侵入警戒のための対策と管理における、加盟国とASEANの専門知識の強化に関する活動を実施中。本活動によって、検疫体制と手続きの強化、加盟国での標準と規制の調和が進むことが期待。 課題：加盟国が国際標準に沿って病害虫のリスク分析と監視を行うための専門知識の不足。
2.3.3.2 Establish framework on ASEAN cooperation in emergency response and management for prioritized quarantine pest	ASEAN加盟国協調のためのフレームワークを設け、緊急時の対応と検疫有害動植物管理体制を整備	進捗：SOM-AMAFのASWGCサブグループであるEWG-PS（Expert Working Group on Phytosanitary）と協議中。

出典：ASEC-DDへの質問票送付、聞き取りを基にJICA調査団作成。

4.5.2 ASCP の推進する重要施策の適用の度合い

ASEANが実施するSPSに関する活動はSPA-ASCPのみならず、各SWGのSPAに組み込まれる形で技術的な取り組みについて活動の実施、進捗管理がされている。ASCPが主導する活動はSPA-ASCPに記載されているが、この活動内容は調整や連携の促進、モニタリングが主要な活動となっている。現行のSPA（2021-2025）の多くの活動が前SPA（2016-2020）より引き継がれており、現行SPAとの相違は、通関手続きの電子化による効率化・標準化を目的としたASEANシングルウィンドウ実現のための情報共有に関する活動の追加のみである。ヒアリング等を通じて実施状況を確認できた、SPA-ASCPの活動1.2.1に関する加盟国の取組状況は、表4.5.2の通りである。

表 4.5.2 ASCP が推進する重要施策の各国での適用状況

作業部会：SPSコンタクトポイント（ASCP）		
重要施策：1.2 Compilation of national law regulation related to SPS		
1.2.1 Transparency of national legislation which include law, regulations and standards related to SPS within AMS		
加盟国	適応状況	概要
ブルネイ	—	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
カンボジア	—	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
インドネシア	—	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
ラオス	—	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
マレーシア	—	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
ミャンマー	◎	
フィリピン	—	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
シンガポール	◎	
タイ	—	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
ベトナム	—	オンライン調査の実施に至らず回答なし。

出典：JICA調査団

備考：◎ 施策が適用済、もしくは予定通り施策の適用がなされている。○ 施策の一部適用済み、もしくは概ね予定通り適用がなされている。△ 施策の適用に課題がある、もしくは殆ど適応がなされていない。× 施策を適用していない。施策に対する関心がない。

4.5.3 ASCP が推進する重要施策の適用に関する現地調査対象国の選定

選定した重要施策は、SPS関連国内法規制の整備を求めており、先に分析した各国の重要施策適用状況から、SPS分野の法令制定および関係機関の有機的連携によるFVC促進が効果的に実施されている国はインドネシアであると判断した。施策の適用が現段階でまだ達成しておらず、まだその途上である国としては、カンボジアが挙げられる。カンボジアは国のSPS主要政策が近年制定されたばかりであり、関連法令の制定や改正、法令を根拠とした動植物検疫の実施体制の整備・見直しが行われている段階である。

表4.5.3に現地調査対象国の候補を類型化した。選定に際しては質問票への返答に基づき選定された重要施策の適用状況が最も考慮されるべき基準であるが、各国からの質問票の回答が十分に集まらなかったことから、下表に示した複数の項目を踏まえて総合的に選定を行った。ASEAN Food Reference Laboratoryは10の検査項目（食品添加物、残留農薬、カビ毒、動物性医薬品残留、重金属、遺伝子組み換え物質、微生物、食品接触材、環境汚染物質、魚介毒・ヒスタミン）に関してそれぞれASEAN域内で指導的役割を果たす高いレベルを有した検査機関を定めている。また、ISO17025は試験所・校正機関が正確な測定/校正結果を生み出す能力があるかどうかを第三者認定機関が認定する国際規格であり、この認証は一定水準以上の検査機関であることを意味する。ASEAN Food Reference Laboratoryが設置されている国ならびにISO17025を取得した検査機関

を有する国は、国際市場で要求される基準への適合確認を行う検査能力を有しており、食品安全およびSPS体制の基礎を示すものと判断する。また、国内において農業が産業上重要な役割を果たしており、主要輸出産品に農水産物が含まれる国は、SPS分野の取り組みが同国の経済に強く結びついており、SPS関連法令を整備する大きなインセンティブとなり得る。これらの指標を踏まえ、インドネシアとカンボジアを現地調査対象国として選定した。

表 4.5.3 SPS コンタクトポイントの重要施策に関する現地調査対象国の候補

施策適用 実行力	該当する国	ASEAN Food Reference Laboratoryの 設置状況	ISO17025 認定検査機 関の有無	国内農業の 位置付け	主要輸出産品	特殊要因
高	インドネシア	○	○	○	鉱物性燃料、油脂	—
	タイ	○	○	○	自動車・同部品、 電子機器・同部品	—
	マレーシア	○	○	○	電気製品、パーム油	—
	フィリピン	—	○	○	電子・電気機器	—
中～高	ベトナム	○	○	○	繊維・縫製品、 携帯電話・同部品	—
中	カンボジア	—	—	○	衣類、履物	—
	ラオス	—	—	○	電力、金、 紙・パルプ	—
	ミャンマー	—	—	○	天然ガス、衣類、 米、豆類	有（政治 情勢）
特殊国	ブルネイ	—	(n.a)	△	石油、LNG	—
	シンガポール	○	○	△	機械・輸送機器	—

出典：JICA 調査団

表 4.5.4 SPS コンタクトポイントの重要施策に関する現地調査対象国

区分	該当する国	特徴
施策の適用が進んでいる国	インドネシア	SPSに関する法令が整備されており、またそれらを実行するための基準やガイドラインなども制定されている。これら法令に基づいて関係省庁の役割と活動が明確になっており、実際に動植物検疫に関する水際対策やモニタリングが効果的に稼働している。
施策の適用が滞っている、課題がある国	カンボジア	SPSに関する主要法令が定められたのが最近であり、その下の基準やガイドラインについては未整備な部分がある。

出典：JICA 調査団

4.5.4 適用が効果的に行われている国の状況（インドネシア）

(1) 選定した国の現状

インドネシアは2021年の人口が2億7千万人を超え、ASEAN全体の人口に占める割合が40%を超える東南アジア最大の人口を有する大国である¹⁰。また、その経済規模も2021年の名目GDPで11,861億米ドルとASEAN2位であるタイの5,060億米ドルの2倍以上であり¹¹、2021年の名目GDP構成比で19.2%の製造業に次いで農林水産業が13.2%と主要産業となっている。主な一次産品はパ

¹⁰ World Bank, World Development Indicator database

¹¹ World Bank, World Development Indicator database

ーム油、ゴム、米、ココア、キャッサバ、コーヒー豆などが挙げられ、輸出向けの換金作物も多いことから、各国との円滑な農産物輸出入を行う上で動植物検疫が貿易の阻害要因とならないことが重要である。

インドネシアのSPSコンタクトポイントは、Indonesia Agricultural Quarantine Agency (IAQA)、Fish Quarantine and Inspection Agency (FQIA)、Indonesia Food and Drug Authority (Indonesia FDA/Badan POM) の三機関から構成され、それぞれ動植物の健康管理と保護、水産物の健康管理と保護、食品および飼料の安全性を。同機関はASCPの年次会合への参加に加え、国内でNational SPS Committeeを形成し、定期的に国内のSPS関連の課題やASCPで挙げた議題などに関して協議を行っている。

表 4.5.5 SPS（動植物検疫、食品安全）に関連する政府機関

	行政機関名
植物防疫	Indonesia Agricultural Quarantine Agency, Ministry of Agriculture
動物防疫	Center for Animal Quarantine and Animal Biosafety, Ministry of Agriculture
	Directorate of Animal Health, Ministry of Agriculture
	Directorate of Veterinary Public Health and Post-Harvest, Ministry of Agriculture
水産防疫	Fish Quarantine and Inspection Agency, Ministry of Marine Affairs and Fisheries
食品安全	Indonesia Food and Drug Agency (Badan POM)
	National Standardization Agency of Indonesia
	Ministry of Industry
	Ministry of Trade

出典：調査団による聞き取り情報

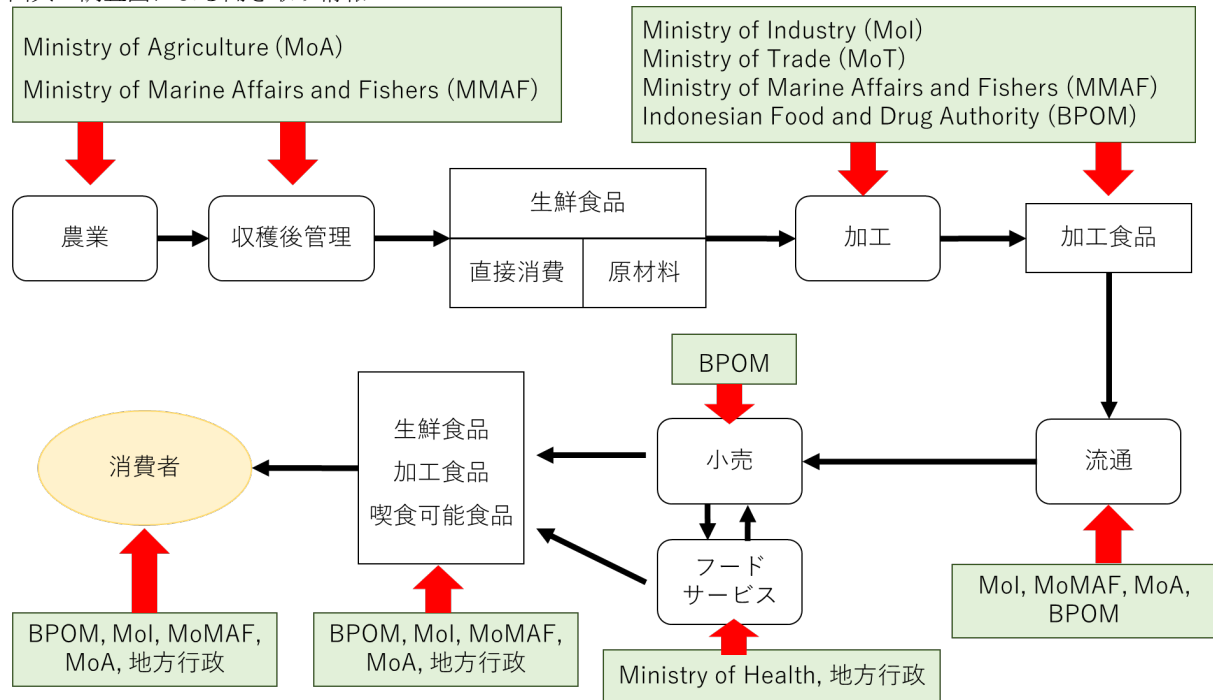


図 4.5.1 インドネシアにおける食品の流通と関連行政機関の管轄

出典：提供資料に基づき JICA 調査団作成

表 4.5.6 植物検疫に関する主要法令

法令名	制定	概要
Import Quarantine Requirements (UU No. 21 of 2019 article 33)	2019	Requirements for the import of Quarantine Fish Pests and Diseases (HPIK) and Plant Pest Organisms (OPT) carrier media from the Republic of Indonesia must meet quarantine requirements.
Export Quarantine Requirements (UU No. 21 of 2019 article 34)	2019	Requirements for releasing Quarantine Fish Pests and Diseases (HPIK) and Plant Pest Organisms (OPT) carrier media from the Republic of Indonesia must meet quarantine

法令名	制定	概要
		requirements.
First Time Carrier Media Import in the Republic of Indonesia (UU no. 21 of 2019 Article 6)	2019	(1) Importation of Carrier Media into the territory of the Republic of Indonesia for the first time or changes in status and situation of Quarantined Animal Pests and Diseases (HPHK), Quarantine Fish Pests and Diseases (HPIK), and Quarantined Plant Destruction Organisms (OPTK) in the country of origin is subject to risk analysis. (2) The results of the risk analysis as referred to in paragraph (1) become the basis for carrying out risk management. (3) Risk management as referred to in paragraph (2) is carried out based on the agreement on sanitary and phytosanitary standards of the two countries.
Minister of Agriculture 55 of 2016 Articles 4 and 5	2016	Article 4: Fresh Food of Plant Origin (PSAT) importation is carried out based on a food safety risk analysis Article 5: Food safety risk analysis is carried out in determination: a. Entry Requirements b. Acknowledgment of the monitoring system and registration of safety testing laboratories for Fresh Food of Plant Origin (PSAT) in a country c. Import Control; and Monitoring
Food Safety Supervision on the Importation of Fresh Food of Plant Origin (PSAT) (Ministry of Agriculture 55 of 2016)	2016	Article 6: (1) Fresh Food of Plant Origin (PSAT) import for distribution must comply with Fresh Food of Plant Origin (PSAT) safety (2) Fresh Food of Plant Origin (PSAT) safety as referred to in paragraph (1) includes chemical contamination and biological contamination that does not exceed the maximum limit Article 7: The import of Fresh Food of Plant Origin (PSAT) as referred to in Article 6 paragraph (1) can come from countries that have it: a. A recognized Fresh Food of Plant Origin (PSAT) safety control system; or b. Registered Fresh Food of Plant Origin (PSAT) safety testing laboratory
Places of Import and Export of Carrier Media Quarantined Plant Destruction Organisms (OPTK) and Fresh Food of Plant Origin (PSAT) (Minister of Agriculture 20 of 2019)	2019	Minister of Agriculture 20 of 2019: Points of Import and Export of Carrier Media of Quarantined Animal Pests and Diseases (HPHK) and Quarantined Plant Destruction Organisms (OPTK)
List of airports and seaports (Minister of Agriculture 57 of 2015)	2015	Import and Export of plant-based feed ingredients to and from the territory of the Republic of Indonesia

出典：インドネシア農林水産省提供資料

表 4.5.7 動物検疫に関する主要法令

法令名	制定	概要
Law Number 21 of 2019	2019	Animal quarantine, Fish and Plant quarantine
Law Number 41 of 2014	2014	Amendments to Law Number 18 of 2009 concerning animal husbandry and health
Government Regulation of the Republic of Indonesia number 47 of 2014	2014	The control and management of animal disease

法令名	制定	概要
Government Regulation No.48 of 2011	2011	Animal genetic resources and livestock breeding
Government Regulation No.95 of 2012	2012	Veterinary public health and animal welfare
Government Regulation No.3 of 2017	2017	Veterinary authorities
Government Regulation No.21 of 2005	2005	Biosafety of genetically engineered products
Government Regulation No.11 of 2022	2022	Amendments to government regulation number 4 of 2016 concerning the importation of livestock and/or animal products in certain matters originating from a country or zone within a country of origin
Minister of agriculture regulation number 12 of 2022	2022	Regulation of the minister of agriculture concerning food safety supervision on the importation of fresh food of animal origin and fresh food of plant origin into the territory of the unitary state of the Republic of Indonesia from radioactive contamination
Minister of agriculture regulation number 42 of 2019	2019	The importation of carcass, meat, offal, and/or their processed products for food into the territory of the Republic of Indonesia
Minister of agriculture regulation number 15 of 2021	2021	Business activity standards and product standards in the implementation of risk-based business licensing in the agricultural sector
Minister of agriculture regulation number 61/Permentan/PK.320/12/2015	2015	Eradication of animal disease
Minister of agriculture regulation number 13 of 2010	2010	Requirements for ruminant animal slaughterhouses and meat-cutting plants
Minister of agriculture regulation number 11 of 2020	2020	Certification of veterinary control number for animal product business units
Minister of agriculture regulation number 16 of 2021	2021	Field studies and supervision of veterinary medicine
Minister of agriculture regulation number 1 of 2021	2021	Animal quarantine documents and plant quarantine documents

出典：インドネシア農林水産省提供資料

(2) FGDの実施により特定された課題

2023年1月に官民のSPS関係者を招聘したFGDを実施した。FGDには、植物検疫分野（3名）、動物検疫分野（4名）、水産検疫を含む水産分野（13名）、食品安全分野（5名）の行政機関から25名と水産分野の民間部門（水産物生産・加工・流通業者団体、養殖業者団体）2名の計27名が対面およびオンラインで参加した。グループディスカッションは、法令基準の現状と課題、検疫体制（水際対策、発生時に備えた対応、発見・通報体制、発生時対応の各段階）および検査・サンプリング手順の現状と課題について各分野に分かれて実施した。

グループディスカッションでは下表の通り、植物検疫、動物検疫、食品安全に係る課題が指摘された。法令基準に関しては、動植物検疫、食品安全に係る憲法、政府規則、大統領令、省令、ガイドラインなどSPSに関連する法令が各行政段階において整備されており、参加者から課題は指摘されなかった。主に課題として挙げられていたのは、法令基準を正しく履行するための各行政機関の検疫・食品安全業務を実施する段階での予算や人的資源・能力の不足や他国および国内行政機関間での調整・調和であった。特に他国とのSPS分野での調整に関しては、ASEANの果たす役割が大きく、ASCPを通じた課題解決が求められる。

表 4.5.8 FGDにて特定された課題

項目	課題	内容
植物検疫	人的資源	人的資源の不足および人材の能力強化の必要性。
	必要資機材の不足	予算不足による検査所の必要資機材の不足。
	収穫後の流通管理	農産物貿易において収穫後の管理（主に流通段階での管理）の不

		備により食品や農産物、飼料にカビ毒の発生・混入が起きており、適切な水分管理が必要。(乾燥貯蔵庫、水分計の必要性)
動物検疫	動物の健康管理システム	動物の健康(疾病)管理システムが全ての地方政府で義務化されていないため、実施状況に差異あり。
	中央政府と地方政府の連携機能	地方分権化により地方政府の管轄となる動物検疫業務もあるが、地方政府と中央政府の連携および調整が不十分であることがしばしば問題となる。また、地方政府によって法的拘束力が異なり、実施状況が変わるといった問題。
	人的資源	リスク評価・リスク管理に関する人的資源の能力欠如。 外来病の同定検査実施能力の欠如。
	必要資機材の不足	予算の不足に伴う動物の健康管理のためのインフラ整備の不足。
食品安全	行政機関の調整機能	SPS は部門横断的な課題が多く、各管轄行政機関のみの対応では限界があり、部門横断的な調整機能が必要。
	輸入国の法令基準対応	農産物・食品輸出相手国の法令基準(添加物や微生物、農薬等の残留基準)が自国と異なることにより、仕向地にて基準超過が判明し、受入拒否が起るリスク。

出典：JICA調査団

4.5.5 適用に課題がある国の状況(カンボジア)

(1) 選定した国の現状

カンボジアは2004年10月13日に世界貿易機関(WTO: World Trade Organization)に加盟し、2016年2月12日にはWTO加盟国の中で69カ国目のWTO貿易円滑化協定批准国となった。WTO加盟国は貿易に影響を与える施策を通報する義務を有しており、加盟国の衛生・植物検疫措置に関する協定(SPS協定)の遵守状況や整合性の監視を目的として設置されたSPS委員会に対してSPS措置の新設や変更の際に通報を行っている。カンボジアにおいては、動植物防疫に関する法令整備の取り組みが続けられてきたが、多くの施策はまだ十分に実施されておらず、他国から輸入される農産物の管理や、輸出する農産物に対する各国から要求される基準への適合が十分に行えない状況にある。WTOには貿易政策検討制度(TPRM: Trade Policy Review Mechanism)があり、定期的に加盟国の貿易上の政策及び慣行の審査を行っているが、2011年にカンボジアに対して実施された政策検討によると、依然として政府のアクションプランを含む重要な履行義務事項が未実施であると報告されている¹²。法令体系に関してはさらなる改善が必要で、法令の重複やWTO要求事項からの乖離、WTO原則への準拠がなされていない部分、実施計画からの遅れがあると指摘があった。この後、2016年に動物衛生および生産に関する法律が制定され、加えて植物検疫に関する骨格となる法律が未整備であった点はカンボジア政府としても長年の懸案であったが、2022年に植物衛生と作物保護に関する法律が制定された。

表 4.5.9 植物検疫に関する主要法令

法令名	制定日	概要
Law on Seed Management and Breeder Right dated	13 May 2008	種子の育種、改良、流通、輸出入の管理と新品種の保護を目的としており、植物検疫監視員の業務(国境検問所種子監視員への支援業務の任命)についても規定。
Sub-Decree (Government Regulation) No 15 on the Phytosanitary Inspection	13 March 2003	農林水産省農業農地改良局の作物保護・植物衛生課を植物検疫局(Plant Quarantine Authority)として任命。
Sub-Decree No. 69 on the management of border check points	09 July 2001	動植物検疫官が国境検問所の監視業務に加わらな

¹² WTO, "Trade Policy Review: Cambodia" https://www.wto.org/english/tratop_e/tpr_e/s253_sum_e.pdf

		い旨が記載（後に支援業務に携わるよう業務内容が改定された）。
Sub-Decree No. 6 on the management of international airport of the Kingdom of Cambodia	30 March 2004	動植物検疫官が国境検問所の監視業務に加わる旨が記載。
Sub-Decree 188	14 November 2008	管轄省庁・関連部局の組織改編に関する閣僚会議令。 The amendment of the General Secretariat, the promotion of Forestry Administration, Fisheries Administration to the General Directorate, the promotion of Department of Agronomy and Agricultural Land Improvement to the General Directorate of Agriculture and the amendment of General Directorate of Rubber Plantation to General Directorate of Rubber under Ministry of Agriculture Forestry and Fisheries: <i>Plant Protection and Phytosanitary inspection Office have been upgraded to Department level namely Department of Plant Protection Sanitary and Phytosanitary.</i>
Sub-Decree No. 21 on the Trade facilitation Through Risk management	01 March 2006	国境検問所業務の主管が税関であることを規定。
Sub-Decree No. 209 on the list of prohibited and restricted goods for import and export	31 December 2007	税関コードによる輸出入時の製品別要求事項。
Prakas (Ministerial Decision) No.100	10 March 2010	カンボジア植物検疫害虫リスト。（184 種の害虫）
Prakas (Ministerial Decision) No.346	10 May 2010	カンボジアにおける植物検疫手順について規定。
Law on Plant Protection and Quarantine	1 April 2022	植物衛生管理、植物保護措置および植物検疫措置の実施、植物資源の保護、病害虫のまん延防止、農業生産性の向上・食料安全保障・衛生品質安全性の推進について律則。

出典：カンボジア農業省提供資料

表 4.5.10 SPS（動植物検疫、食品安全）に関連する政府機関

項目	行政機関名
植物防疫	農業総局 植物防疫衛生植物検疫部 (the Department of Plant Protection Sanitary and Phytosanitary, General Department of Agriculture)
動物防疫	動物衛生生産総局 (the General Directorate of Animal Health and Production)
食品安全	農林水産省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries)
	商業省 (Ministry of Commerce (including Camcontrol))
	鉱業エネルギー省 (Ministry of Mines and Energy)
	経済財務省 (Ministry of Economy and Finance)
	観光省 (Ministry of Tourism)
	保健省 (Ministry of Health)

出典：調査団による聞き取り情報

(2) FGD の実施により特定された課題

2022 年 12 月下旬に SPS の植物検疫分野に関連する、農業省植物防疫衛生植物検疫局の関係者を 5 名を招聘し、FGD を実施した。動物防疫分野ならびに食品安全分野の関係者は関係機関も多岐に渡り、日程上招聘が叶わなかった。FGD 関係者によって特定された課題は以下の通りである。

表 4.5.11 FGD にて特定された課題

項目	課題	内容
植物検疫	人材育成	SPS に関連する人材の不足
	必要資機材の不足	検疫や検査を行ううえで必要となる資機材の不足

食品安全	行政機関の調整機能	食品安全を管轄する機関が 6 機関に渡っており統制・組織間連携が困難。（保健省、農林水産省、観光省、商業省傘下 CamControl、鉱業エネルギー省、経済財務省）
------	-----------	--

出典：JICA調査団

4.5.6 差異が生じた要因の分析

インドネシアとカンボジアのSPS分野の比較を行った場合、SPS関連法令の整備状況と動植物検疫および食品安全管理体制に差異が見られる。この差異が生じた要因として、以下の3点が考えられる。

骨格となる動植物検疫に関する主要法令の制定の遅れ：あらゆる行政活動は法的根拠に基づいて実施されることから、動植物検疫体制を構築し、関連法令の整備が必要不可欠である。しかしながらカンボジアにおいては近年まで植物検疫に関する主要法令の制定がなされていなかった。周辺のSPS関連法令については整備されているものもあるが、骨格となる法令の制定が遅れたことが他のASEAN加盟国と比較して適用度合いの差異が生じた要因の一つと考えられる。

島国と大陸国の病害虫伝播に対する認識の違い：インドネシアは周囲を海に囲まれた島嶼国であり、他国からの病害虫の伝播が起こりにくい環境にある。また、周辺国で病害虫が発生した場合も水際対策によって国内への流入を防ぎやすい環境にあり、SPS対策を講じやすい地理的条件にある。

国際基準への適合の必要性の違い：インドネシアは自国での農水産物の消費に加え、他国への輸出を行っており、仕向国の求める基準へ適合を進める形で国際基準へのキャッチアップが行われてきた。他方、カンボジアは農業生産国であるタイとベトナムの間に位置し、農産物輸出に関して比較優位性が高くなかったことから、SPS関連法令と動植物検疫体制の整備を行うインセンティブが大きくなかったものと考えられる。

4.6 ASWGAC が推進する重要施策の適用状況の分析

4.6.1 ASWGAC が推進する重要施策

ASWGACにおけるPPPに関連した施策は以下の通り。

- 1) 農協および農民組織のビジネスリンクエージの確立
- 2) 域内の農協、農民組織、生産者、消費者、仲介業者の戦略的パートナーシップと直接投資の促進
- 3) 域内食料安全保障向上のための農協による食料マーケティングシステムの強化
- 4) 技術、資機材、融資、普及、高付加価値市場へのアクセスにかかる支援、近代バリューチェーンへの参入を通じた小規模農家の競争力強化支援

上記のうち、ASWGACが進めるPPP促進に貢献する重要施策として、農協または農家グループと調達販売企業とのマーケティング面でのパートナーシップの観点から、「iii. 域内食料安全保障向上のための農協による食料マーケティングシステムの強化」を取り上げ、その適用状況について調査を行った。調査対象とした重要施策の詳細は以下の通り。

政策文書：	SPA Agriculture Cooperatives
アクションプログラム：	域内食料安全保障向上のための農協による食料マーケティングシステムの強化
活動：	食糧マーケティングチェーンにおける農協の役割の強化
サブアクティビティ：	特定の農協に対する投資と農協のマッチング

4.6.2 ASWGAC が推進する重要施策の適用の度合い

加盟国に対するオンラインヒアリングから確認できた各国における活動状況は下表の通りである。

表 4.6.1 ASWGAC が推進する重要施策の各国での適用状況

加盟国	関連施策の実施状況	概要
ブルネイ	-	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
カンボジア	△	食料のマーケティングについては、専門家の不在や予算の制約により未実施。農産物の付加価値向上に重点を置いている。ACBC には参加。
インドネシア	-	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
ラオス	△	2020 年まではより基本的な食料安全保障や食品安全について重点的な取り組みを実施。2024 年を目途に農協法を策定中の段階。食料マーケティングシステム強化については、小規模農家の農産物の付加価値向上や市場アクセス改善を支援。
マレーシア	-	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
ミャンマー	-	オンライン調査の対象外。
フィリピン	○	ASEAN の施策をガイドとして、食料マーケティングシステム強化については多くの施策を実施。主要なものとして、農家と消費者をつなぐ“KADIWA”プロジェクトを実施。
シンガポール	-	オンライン調査の実施に至らず回答なし。
タイ	◎	SPA の施策は ASEAN 全体で実施するもので、タイとしてはこれに沿った活動を検討。ラオス、ミャンマー、カンボジアについては二国間協力を実施し、専門家派遣、農協同士のマッチング、姉妹農協関係の構築等の独自の活動を実施。
ベトナム	○	SPA の施策は実施が必要と認識されており、多くの活動を実施。2018 年の農協と企業のリンケージ構築に係る政令第 98 号を公布。

備考：◎ 関連施策が実施済、もしくは施策の適用がなされている。○ 施策の一部適用済み、もしくは概ね適用がなされている。△ 施策の適用に課題がある、もしくは殆ど適用がなされていない。× 施策を適用していない。

出典：ASWGAC のフォーカルポイントへの聞き取り結果に基づき、JICA 調査団作成

農協強化を通じた FVC 促進については、各国で独自の政策が実施されており、必ずしも ASWGAC の SPA の適用として実施されているものではない。SPA を参照したものであると確認できたものは、ASWGAC として取り組んでいる ASEAN 農協ビジネスフォーラム (ASEAN Cooperative Business Forum ; ACBF) への参加や加盟国間の訪問研修、ASWGAC において共有された他国の法制度の応用などに限定される。従い、ASWGAC 重要施策の適用度合いとしては、重要施策と目的を同じとする各国の政策の有無および実施状況から判断する。PPP 促進に関しては、必ずしも農協を基盤とするものではないが、農民が組織化されなければ政府支援や民間投資の受け皿となりにくいことから、組織化が未熟なところは、官民連携が農家、特に零細農家に裨益するとは考えにくい。従い、組織化のレベルが、民間投資活動の実施度合いに影響すると言え、組織化のレベルを施策適用度合いの指標の一つとした。

以下に、上記重要施策の適用状況及び適用を左右する背景環境として、オンラインインタビュー及び既存資料等から、各国の農協関連政策と農協組織化の状況をもとにした FVC 関連活動の実施状況を分析する。

1) カンボジア農協の現況と重要施策の適用状況

a. 農協に関する法制度、政策と ASWGAC 重要施策との関連：

農林省下にある Department of Agricultural Cooperative Promotion (DACP)が、農協の設立および登録、農協にかかる法制の周知、能力向上、農協のビジネス計画およびマーケティング支援、農協活動のモニタリング及び指導などを行っている。現行の農協法は 2013 年制定の Law on Agricultural Cooperatives (2013)であり、そのほか関連する法制として契約栽培政令や農協約款規定などが制定されている。さらに現在法制の整備を進めており、農協開発基金政令や農協政策委員会政令を策定している。また政策として国家農協促進政策（第 4 版）、農協戦略的促進計画 2023-2030 など農協強化のための政策を策定している。また、上位政策のカンボジア国家戦略開発計画 2019-2023 においても、農協強化およびアグリビジネス開発は重要施策の中に位置づけられている。

b. 農協の現況

2021 年時点でカンボジアの農協数は 1,217 であり、10 年前から 4 倍強に増加している。農協の上部組織として 15 の農協連合および国家レベル農協連合（CACA）が機能している。組合員数は全体で 155,859 人おり、内女性組合員は 98,900 人となっている。資本金は農協当たり平均 21,033 米ドル程度である。農協の主な活動は、信用保証活動や農業資材供給ビジネスを中心に、近年導入されてきている活動として共同販売、機材の共同利用、加工活動などが取り入れられてきている。

カンボジアにおける農協の主な目的は、農民の共同購入販売を通じたマーケティング力の強化、集団活動による投資家とのビジネスリンクの促進、農業普及の受け皿としてのグループ化とされており、農協強化を通じたフードバリューチェーン強化および金融アクセスの強化を目指していることがうかがえる。しかしながら、実態として、組合の資本金が不足しており、組合員への小規模融資すら実施できていない組合も多い¹³。

c. 重要施策の適用状況と関連する政府の農協支援施策/活動

農協支援にかかる活動として 2021 年度に実施されたものとしては、農協にかかる政策及び法制度の整備とそれらの現場での実践、農協促進人材への研修、農協の組織強化、ビジネスフォーラムなどを通じた農協のビジネス促進があげられる¹⁴。本調査で取り上げた ASEAN の重要施策については、特に SPA を意識した施策を実施してはいないという。農業バリューチェーンの促進は重点活動ではあるが、食料マーケティングシステムといった場合、農産物に付加価値をつける活動が主となっている。農業省としては、3~4 年前から PPPP（Public Private Producer Partnership）を推進して、中小規模の農協の育成に力を入れているが、農協組織としての能力強化が課題となっている¹⁵。SPA の中では、加盟国間の農協訪問（Exchange Visit）や ACBF については実施、参加をしており、ACBF を通じて農協と民間セクターとの関係構築が

¹³ ASEAN Roadmap for enhancing the role of agricultural cooperatives in the global value chain 2018-2025 Annexes

¹⁴ 第 23 回 ASWGAC 年次会合資料より。

¹⁵ ASWGAC カンボジアフォーカルポイントへのオンラインインタビューより（2022 年 11 月 24 日）

されている。2021 年現在、カンボジア全体で農協と民間企業の契約栽培が実施できた例は 200 件程度（コメ、キャッサバ、カシューナッツ、コショウ、マンゴー、ロンガンなどの作物）あり、一部は ACBF を通じて構築されたものである。契約栽培の件数は徐々に増加傾向にはある。

政府の農協支援実施における課題としては、農協支援にかかる国家政策の不在、農協支援計画の不在、農協のための中央および地域研修センターの不在、研修資料の不足、農協支援を担える人材不足、財源不足があげられている。ASEAN 地域活動として、ASEAN 加盟国間での農協支援政策、農協にかかる法制及び規定などの共有への要望があることから、農協活動にかかる法整備および政策策定を強化する段階にあると言える。政府担当者によると、農協が抱える問題点として、平均 100 農家程度と組合規模の問題、資本金および組合員からの投資の不足、組合組織の能力不足、組合におけるビジネスおよび起業に関する知識の不足、商業銀行からの融資へのアクセスにおける困難、若者の低い参加率があげられている。民間セクターとの連携においては、高い品質基準が求められるが、農協は組織としてのキャパシティに未だ課題がある。ASEAN に対しては、能力強化のためのリソースや専門家派遣をはじめ、食品マーケティングチェーン（Food Marketing Chain）の促進について学び、それを各国に適用するための ASEAN 全体でのプロジェクトを期待している¹⁶。

2) インドネシア農協の現況と重要施策の適用状況

a. 農協に関する法制度、政策と ASWGAC 重要施策との関連：

インドネシアでは、協同組合中小企業省（Ministry of Cooperatives and SMEs）が協同組合の管轄機関となっている。組合の独立した中央組織としては、インドネシア協同組合協会（DEKOPIN）があり、協同組合の強化促進に加え、国内外の会議等への代表参加、政府による協同組合活動のカウンターパートとしての役割を担っている。現行の協同組合に関する法は Co-operative Law no. 25/1992 となっており、2012 年に New Law Number 17 として改定されたが、後に廃止されたことから 1992 年法が現行法となっている。インドネシアでは、農協は法的に営利民間企業と同等に扱われており、法人格として政府の規定や税制が適用される。インドネシア協同組合協会の戦略文書 DEKOPIN's Cooperative Vision 2045 strategy では、アグロフォレストリビジネスや食糧生産、代替エネルギー開発、雇用創出、青年層の企業支援などを通じた協同組合の発展を目指している。

b. 農協の現況

インドネシアの協同組合は、植民地統治下で伝統的な相互扶助慣習を活用した農民金融制度の普及を目的に始められた。1967 年に制定された協同組合法の施行により協同組合は社会経済単位として位置付けられたものの、実態としては、食料自給・コメ増産政策の推進機関であり、長期にわたり、政府が遂行する農業投入材の販売・供給や融資なしでの現金講販売、助成価格での資機材販売、コメの精米流通などの政府プログラムの代行機関という性格が強く、自立発展的組織ではなかったという背景を持つ¹⁷。2000 年代になり、協同組合は政府の介入から解放され、組織数は増加したが、農協の機能は基本的に肥料の供給と農産物の流通代行に限られている場合が多い。全協働組合は 2016 年時点で 212,135 組合あり、うち 148,220 が機能しているとされる。約半数が信用組合であり、4 分の 1 程度が生産組合となっている¹⁸。2016 年時点で

¹⁶ ASWGAC カンボジアフォーカルポイントへのオンラインインタビューより（2022 年 11 月 24 日）

¹⁷ 岡本郁子 「アジアの協同組合の組成と展開パターン」 重富真一編『開発における協同組合—途上国農村研究のための予備的考察』基礎理論研究会成果報告書 アジア経済研究所 2014年

¹⁸ <https://coops4dev.coop/sites/default/files/2020-07/Indonesia%20Key%20Figures%20National%20Report.pdf>

人口の約 8%が協同組合員であり、全体資本額 45.5 億米ドル、組合あたりの平均資本額は 37,183 米ドルとなっている。

c. 重要施策の適用状況と関連する政府の農協支援施策/活動

PPP 促進にかかる施策としては、中小企業支援政策の中で中小企業の法制整備、中小企業及び協同組合の生産性向上、中小企業及び協同組合の市場アクセスの改善、金融アクセスの改善、協同組合の自立促進を挙げており、これらはアセアン SPA の中小企業促進 (SMED) とも合わせて施行されている¹⁹。金融アクセスについては、インドネシアには農業銀行は存在しておらず、中央銀行も農業への助成融資プログラム行っていない。一方、中小企業向けの融資としては、Kredit Usaha Rakyat (KUR) という民衆ビジネス融資として補助金付きローン利息プログラムがある。

農協を通じた FVC 促進における課題として、農民を主体とした組織としての農協という意識が薄く、また組織内部の監査メカニズムが弱いことから、農協が共同での集荷、出荷販売等の機能を果たせていないことがあげられる²⁰。また、組合開発は政府の責務とされ、全組合が統一された制度に統合されるといった制度上、組合が政府の普及組織化され、ほとんどの組合が政府のコントロール下で政府に依存している。このことから、協同組合は、協同を通じた組合員の利益の向上を目指した組織となっていない。近年いくつかの省庁が農協開発を進めているが、村や国有企業が主体となった組合や、肥料供給以外農業事業が不明確な農協モデルとなっている²¹。

3) ラオス農協の現況と重要施策の適用状況

a. 農協に関する法制度、政策と ASWGAC 重要施策との関連

協同組合の管轄は、農業普及組合局 (Department of Agriculture Extension and Cooperatives) が協同組合および農民組織の支援および監督を行っている。ラオスでは農業開発戦略において、協同組合は集团的経済組織と定義され、利益志向組織とされているが、2010年の協同組合条例 (首相令 Decree 136) で規定され、法的に位置づけられた協同組合の歴史は浅いことから、協同組合数はいまだ少ない。2020年に出された協同組合条例 (Decree on Groups and Cooperatives) では、協同組合形成環境整備、国有地の利用、インフラ整備、金融アクセス、免税措置、技術支援、市場アクセス、情報アクセスの強化について法的整備がすすめられた。現在、ASEAN 各国の法整備を参照しながら 2024 年施行予定の農業協同組合法を作成中である。ASEAN 施策の適用との関連としては、ドイツの支援を受けて作成した 2020 年の協同組合条例において、ASEAN 各国の経験を取り入れている。ラオスでは、協同組合について否定的な印象が強かったが、他の AMS から協同組合の利点や農民への裨益など肯定的なコンセプトを学び、ラオスの政策に反映させているという²²。

農林業省の農業開発戦略 2011-2020 では、同省は農業の商業化を通じた世界経済との連携強化を目標とし、農民組織の役割を強化することで、自給自足からビジネス志向型の農民組織の形成を目指した。2030 年に向けた改定農業開発戦略では、農民組織強化が主要プログラムとし

¹⁹ ILO/ODCD workshop for policy makers on productivity and working conditions in SMEs (2017)におけるインドネシア協同組合中小企業省のプレゼン資料より

²⁰ ICA-EU (2020) Legal framework analysis, National Report-Indonesia

²¹ ASEAN Roadmap for enhancing the role of agricultural cooperatives in the global value chain 2018-2025 Annexes

²² ASWGAC ラオスフォーカスポイントへのオンラインインタビューより (2022 年 12 月 9 日)

て位置付けられ、目標組合組成数などが記載されている。ラオスでは国家政策としては商業志向型の自立的協同組合の促進を図っているが、協同組合活動のための環境整備が不十分であり、組合組織の形成段階であると言える。

b. 農協の現況

2022年時点での協同組合数は全国で62組合（うち、信用組合35、農協27）²³に限られ、農民組織は全国に約2,700（2017年現在）あるが、作物栽培、畜産、漁業の生産グループである。ラオス政府は2021-2025年にさらに18の農協の設立を目指しており、日本やタイの農協を参考に農協形成のためのマニュアルを作成中である。以前の組合政策では多くの組合を形成することを重視していたが、現在の政策では、組合数を増やすのではなく、効果的および機能的な組合を形成することに注力している。

組合数が少ないことから、組合の資本額は全体で50万米ドルに留まる。多くの農民組織はいまだ伝統農業による自給自足的経営であり、協同組合は、市場へのアクセスはあるものの、市場情報および販売知識に乏しく、産品を公正な価格で販売する能力を持ち合わせていない²⁴。27農協のうち、成功していると言えるのは10農協程度であり、その多くは、輸出用コーヒー、コメ、有機野菜などの商品作物を扱っている農協である。機能している農協では、利潤追求による経済的自立限らず、小規模農家の支援に貢献しているものもある。

c. 重要施策の適用状況と関連する政府の農協支援施策/活動

DAECは農協能力強化のために、農協概念および組織運営にかかる研修、人材育成、視察研修などを実施している。政府の経済再生プログラムでは民営化が促進され、農業開発基金は農民組織及び農協への融資を行っているが、多くの農民組織および組合にとって金融へのアクセスはかなり限定的である。商業省が推進しているSME Promotion Fundは、政府資金分については、年利3%で5年返済と農協に有利だが、資金がわずか16億円と少なく、現段階では貸付済資金の返済がされるまで次の貸出しができない状態となっている。SMEの中には、農協も含まれるが、コーヒー農協の1件にとどまっている。²⁵

農協のマーケティング支援としては、農産物物流通促進を目指し、マーケティングインフラの整備以外は、アセアン農協ビジネスフォーラムにおける商品展示およびマッチングの促進が主となっている。政府プログラムに加え、多くの外部支援があるが、その多くはグループによる収入向上活動の促進であり、協同組合強化としては、法整備やモデル農協の構築、農協の組織強化など、組合促進の基盤づくりへの支援が多くなっている。

農協強化における困難として、政府の支援体制における困難が多く挙げられていることから、農協発展のための環境が未整備であることがうかがえる。政府の支援体制の問題としては、協同組合にかかる法体制、政策の未整備、人材育成にかかる教材および施設の不足、組合支援における現場人材の不足、金融機関による組合への融資体制の未整備と高利、普及員の理解不足による法や政策の現場での不十分な施行が指摘されており、農協機能強化及び促進のためには、環境整備および政府の支援体制整備が必要な状況と言える。

一方、農協が抱える問題点として、金融アクセスが低い上に、多くの農協が銀行融資による

²³ ASWGAC ラオスフォーカスポイントへのオンラインインタビューより（2022年12月9日）

²⁴ Policy Dialogue Workshop（2022年3月）発表資料より

²⁵ ラオス関係者からの聞き取り（2022/12/26）

借金返済に強い懸念を示していることから、資金不足となり、農産物生産に必要な資機材や販売のためのインフラを確保できていない。これにより、生産コストの削減ができず、競争力の低下につながっている。また市場アクセスについても、多くの場合、長期にわたる自給自足的生産形態の習慣から、個人的な販路や仲介業者を通じた販売を行っており、販売価格は仲介業者が支配している状況である。また、組合メンバーの中には過去の組合参加により損失を被った経験から組合活動に懐疑的な農民が多いことや、農協として組織しても土地税が免除される程度で政府の支援は限定的であることも農協活動が進まない要因として指摘されている。ラオス政府としては、仲介業者を通じた販売から、農協による集荷、加工、販売機能の強化を図ろうとしている。農協条例においても、政府は農協に対して必要な投入材やインフラの支援をすることが規定されているが、政府の財政的に実行できていないのが現状である²⁶。

4) マレーシア農協の現況と重要施策の適用状況

a. 農協に関する法制度、政策と ASWGAC 重要施策との関連

マレーシアでは、協同組合の管轄は協同組合委員会（Malaysia Co-operative Societies Commission (MCSC)）となっているが、農協については農業関連の活動を行う農民組織として、農民組織公社（Farmers Organisation Authority (FOA)）の管轄下に置かれており、ASWGAC のフォーカルポイントも FOA から出されている。一方で、協同組合については、国家レベルでの協同組合運動を主導する Malaysian National Cooperative Movement (Angkatan Koperasi Kebangsaan Malaysia Berhad (ANGKASA)) という連合組織があり、ASEAN 加盟国内の協同組合ネットワークである ASEAN 協同組合機関（ASEAN Cooperative Organization）のメンバーとなっている。ANGKASA は協同組合ビジネスの新規開拓や既存ビジネスの強化などの任務も担っているが、信用組合や消費組合などの活動支援が主となっている。農協の活動支援については別途、農業食料安全省下の中央農業マーケティング公社（Federal Agriculture Marketing Authority (FAMA)）があり、農産物のマーケティングチェーン開発を担っている。

マレーシアでは、1993年に制定された協同組合法（Cooperative Act）が2007年、2021年に改訂され、施行されている。政策としては、第11次マレーシア国家計画（Eleventh Malaysia Plan (EMP) (2016-2020)）において、資本経済と家計経済の両立発展を目指し、農業セクターの改善を目指している。農業セクター戦略としては、ICT 技術および農業技術の応用や農業近代化および農業ビジネス促進のための民間セクターとの連携、産学連携を通じたアドバイザーサービスの向上、垂直統合型サプライチェーンの確立による農協のバリューチェーン内での能力強化、国内外の市場開拓による市場アクセスの向上、返済条件が柔軟な融資の提供による農業金融アクセスの向上が重視されている。また、協同組合にかかる政策として、協同組合にかかる包括的な国家協同組合政策（National Cooperative Policy (DKN) 2011-2020）やマレーシア協同組合再生計画（Malaysian Cooperative Transformation Plan 2021-2025）に加え、国家企業化政策（National Entrepreneurship Policy）、協同組合デジタル化計画（Cooperative Digitization Plan）といった政策を打ち出し、協同組合の企業化やデジタル化を進めようとしている。

b. 農協の現況（2021年）

2021年時点で全組合数は 14,657 組合あり（組合連合 85、全国連合 1 を含む）その内訳は、銀行取引・信用組合 574、農協 3,262、消費組合 5,482、サービス組合 3,959、その他（建設、住

²⁶ ASWGAC ラオスフォーカルポイントへのオンラインインタビューより（2022年12月9日）

宅、交通等) 1,380) となっている²⁷。組合員数は 7,040,000 人、全体資本金 RM16,336,440,000 (約=37億米ドル) であった。農協として登録されている組合は一定数あるが、そのうち FVC に関わる共同購入、販売、加工などを行っている農協は限定的である。特にプランテーション作物(オイルパーム、ゴム、ココア、胡椒など)については、農協が成熟しており、経済活動が活発に行われている。

c. 重要施策の適用状況と関連する政府の農協支援施策/活動

政府による組合促進プログラムとしては、協同組合法制度における自由化促進、ビジネス開発プログラム、能力強化支援、販売促進支援、融資制度の提供などが行われているが、農協を通じた FVC 開発に関連して、FAMA は近代マーケットインフラ開発プロジェクトや、契約栽培プログラム、集荷・出荷センター整備、需要供給バーチャル情報(SDVI) マッチングシステムなどのマーケティング支援施策を行っている²⁸。契約栽培プログラムでは、民間企業や輸出業者などのバイヤーとの契約栽培の支援に加え、政府助成企業による買取を通じて安定した販路を確保している。SDVI マッチングシステムでは、農産物の需要と供給にかかる情報を分析し、農産物価格の安定を図っている。

5) ミャンマー農協の現況と重要施策の適用状況

a. 農協に関する法制度、政策と ASWGAC 重要施策との関連

ミャンマーでは 2015 年に農業灌漑省、協同組合省、畜産漁業農村開発省がまとめ、農業畜産灌漑省となってその傘下に協同組合局(Cooperative Department)が設置された。協同組合局は協同組合の登録、監督、監査などを行っている。農業畜産灌漑省は省全体として、小農を包摂した農民組合および協同組合の強化を通じた農業セクターの発展を目指している。

ミャンマーにおける協同組合関連農法率は軍事政権下の 1992 年に制定された協同組合法(Cooperative Society Law)を基本としている。民政化後、2013 年の協同組合法(Co-operative Society Rules (2013))において協同組合の民主化が規定され、それまでの政府の介入が禁止されたことで、組合の自治が認められた。政策においても、2016 年の農業政策において農村人口および農産物の利潤向上が目標として掲げられ、その実施戦略として農業開発戦略(Agricultural Development Strategy (2018-2023))が制定された。その中で、零細農家を包摂する農民の組織化と農協企業化が重要課題の一つとして取り上げられ、農協の生産、サービス、販売能力の向上を進めている²⁹。

b. 農協の現況

ミャンマーの協同組合は植民地支配下に政府主導で導入され、独立後も社会主義的社会確立のために国家による経済統制の一環として協同組合の組織化が進められた。民政移行後、軍政下では国のコントロール下にあった組合組織は、政府による管理からは解放され、独立組織としての人々による組合とされたものの、農民による自発的な組織化や活動は広まらず、政府の代行組織としての役割が強く残っている。2019 年時点の協同組合数は 39,929 であり、内、農協 32,746、サービス組合(マイクロファイナンス、交通、建設、社会福祉など) 4,033、商業組合 3,139 となっている。組合の縦組織としては、全国連合 1、地域連合 22、郷連合 440 がある。

²⁷ Cooperative Statistic Malaysia Interim 2021

²⁸ <https://www.fama.gov.my/en/maklumat-korporat-fama>

²⁹ ASEAN Roadmap for enhancing the role of agricultural cooperatives in the global value chain 2018-2025 Annexes

組合員数 4,220,000 人を持ち、人口の 7.9%が組合に属していることになる。マイクロファイナンス実施組合（35,050 組合）の資本金及び貯蓄はおよそ 1 億 2 千万米ドル、組合あたり 3,478 米ドルとなっている。多くの協同組合が信用活動に限定されており、メンバーは小規模融資の手段として利用しているのみで、生産、販売活動を行う協同組合は未発達である。

c. 重要施策の適用状況と関連する政府の農協支援施策/活動

農協開発政策において、政府は小規模融資制度や機械化促進のための農業機械の長期貸与や初期投資支援、農業投入材の供給、協同組合設立支援、組合人材育成、などの支援活動を行っている。一方で、農業開発においては、大半の予算が未だインフラ整備や政府の法制度整備に充てられているのが現状である。民政移行後は、多くの外部支援機関が商業銀行からの融資の信用保証支援を導入するなど、民間企業による農業作物保険の導入が試みられている。

6) フィリピン農協の現況と重要施策の適用状況

a. 農協に関する法制度、政策と ASWGAC 重要施策との関連

フィリピンの協同組合は Cooperative Development Authority (CDA) が管轄しており、組合の登録、技術支援、開発プログラムなどを実施している。協同組合にかかる法令としては、法的には憲法において、協同組合は公平な分配を図るために経済活動を行う企業体として機能することが促されているが、組合にかかる法律はなく、Philippine Cooperative Code of 2008 (Republic Act No. 9520)の条例および Cooperative Development Authority Charter (Republic Act No. 6939)が協同組合の組織化及び運営を規定している。

農協開発にかかる政策としては、フィリピン開発計画 2011-2016 において、協同組合は包括的かつ持続的な経済開発、金融包摂、貧困削減に帰するものとして記載されている。フィリピン協同組合開発計画 (PCDP) 2018-2022 においては、政策及び規制の整備や組合の組織強化および人材育成などに加え、組合による製品の国際競争力の強化や金融および市場アクセスの向上を戦略的目標として据えている。さらに、マーケティング強化に関しては、優良事例の応用による買い手のニーズに合った品質の確保やオンラインでの情報プラットフォームを通じたビジネスマッチングなどを促進しており、ASEAN の農協強化を通じた食料マーケティングシステムの向上といった政策と合致している。

b. 農協の現況

フィリピンでは戦後の貧困対策の一環としての信用供与制度として組織化がすすめられ、農業生産向上のための融資機関として政治的な影響を強く受けてきた背景があることから、組合の活動及び発展が妨げられてきた。1980年代に組合が民主化された後には、自立的組織とされたものの、開発プログラムなどの受け皿としての機能が強く、継続的に活動する組合は限られている³⁰。2020年時点で登録されている組合 18,848 のうち定期報告を行っている組合は 10,900 に留まる（内、農協は 4,200 組合）。フィリピンでは多目的組合が最も多く、信用組合と農業組合が続いている。国内人口の約 10%に相当する 1,150 万人が組合に所属しており、そのうち 260 万人が農協組合員となっている。全組合の資本金額は、100 億米ドルであり、うち 26 億米ドルは農協の資本金となっている。一方で、農協の組合員による資本は 7.7 億米ドルに留まる³¹。

³⁰ 岡本郁子 「アジアの協同組合の組成と展開パターン」 重富真一編『開発における協同組合—途上国農村研究のための予備的考察』基礎理論研究会成果報告書 アジア経済研究所 2014年

³¹ CDA2020年年度レポート (<https://cda.gov.ph/updates/fy-2020-cooperative-statistics/>) および第 27 回 ACEDAC 委員会会議発表資料より。

組合条例において、組合は補助金や助成金、支援金、寄付金などの国内外からの資金を受けることができるとされており、それらが組合員からの資本金を補足する資金源となっている。

c. 重要施策の適用状況と関連する政府の農協支援施策/活動

政府の主な協同組合開発プログラムとして以下の活動があげられる。

- **Koop Kapatid Program;** 協同組合間の公式かつ効果的な連携を図ることで、相互に経済的優位性を高め、管理効率を向上させることを目的とし、中小規模の組合の自立を支援する。
- 組合ビジネスマッチング情報システム（Cooperative Market Access through Cooperative Business Matching Information System (CBMIS)）を活用した組合の市場アクセス向上：オンラインプラットフォームを通じた組合の産品およびサービスの販売促進を支援するプログラムであり、ASEAN 施策にある組合の食料マーケティングチェーンの促進に沿った活動と言える。
- 海外との連携促進支援：ACBF などを通じた ASEAN 加盟国との連携をはじめ、海外パートナーとの連携促進にかかる活動を行っており、国内外の投資、販売促進を支援している。
- 信用保証基金プログラム（Credit Surety Fund Program）：中小零細企業の銀行融資アクセスを支援し、組合活動の活性化を図っており、金融アクセスの改善に寄与している。また、政府金融機関である Land Bank of the Philippines は、商業銀行として協同組合への貸付および融資先組合への開発支援プログラムを実施している。
- 特定農産品における農協支援：ココナッツ、水産品、コメなどの主要産品について、それぞれの担当 Authority との協力を通じて、マーケット支援を行っている。
- **Kadiwa** プログラム：農業省が実施するプログラムで、主に中小規模の農協のマーケティング支援を行っている。Coop-Biz と呼ばれる E-プラットフォームを通じた民間業者とのリンク構築を行っているが、現在取引されているのは、食品以外の産品であり、食品についても、追って導入していく予定³²。

一部の大規模な経済活動を行う農協を除いては、多くの農協が未だ未成熟と言え、組織運営をはじめ、事業開発、専門性強化、内部資本化などにおいて脆弱である。また、長年にわたり政府介入の下運営されていたことから、政府支援への依存傾向が強い。農協の財務、生産、販売システムが未確立なうえに、食料バリューチェーン川上の農家への裨益を妨げる農業資材供給および農産物販売における仲介業者による支配が根強く、農協の食料マーケティングチェーンにおける競争力強化の促進を妨げている。このことから、約 8 割を占める中小規模農協の支援が不可欠であり、ポテンシャルの高い農産物にかかる大規模 FVC 開発を並行して、中小農協の自立発展性の確保と能力強化を図っている。

7) タイ農協の現況と重要施策の適用状況

a. 農協に関する法制度、政策と ASWGAC 重要施策との関連

協同組合を担当する行政機関としては、農業・協同組合省 協同組合振興局(CPD)があり、①協同組合原則・概念の普及、②協同組合組織の振興、支援、強化、③効果的な事業運営のための学習法の改善、農協の登録・監督・解散に関わる業務や全国協同組合開発委員会へ方針の提

³² ASWGAC フィリピンフォーカルポイントへのオンラインインタビューより（2022年12月6日）

案などを主な責務としている。バリューチェーン開発に関しては、組合のビジネスマネジメント能力の強化や、ビジネスリンクエージの促進を支援している。

政策においては、第 12 次国家経済社会開発計画（2017-2021）で、農協を農産品バリューチェーンにおける重要な媒体と位置付けており、持続可能な農業生産や技術向上などに加え、農業食料産品の市場ニーズへの対応や農産品バリューチェーン強化を重要施策として掲げている。近代的貿易が拡大するタイ国内の経済環境の中で、より高付加価値市場に結びつくフードバリューチェーンを構築しようとする動きが顕著になっており、国内外の民間企業が積極的に取り組みを進めている。政府は農産物の高付加価値化や輸出振興に加え、近代的な農業推進の一環として、アグリビジネスの市民社会イニシアチブとの連携や官民連携、社会責任を担う公平な契約栽培、デジタルトランスフォーメーションを通じたイーコマースやバリューチェーンシステムの構築を目指した「スマート農業」を行う農協の活性化など押し進めている。

b. 農協の現況

2018 年時点で全協同組合数は 8,130（内、農協 4,376、預金信用組合、1,474、サービス組合 1,277、信用組合 604、消費者組合 199、漁業組合 108、土地利用組合 92）となっているが、農協の内訳としては、多目的農協が半数を占め、ゴム生産組合、水利組合、土地改良組合、酪農組合と続いている。農協数の推移をみると、全体としては減少傾向にあるが、農民がグループ化すると免税措置等のメリットがあることから新たな農協も設立されている。農協数が減少傾向にあるのに対し、組合員数は増加傾向にあり、11,636,166 人（内、女性組合員 44.28%）となっている。さらに、農協活動による経済効果は GDP の 13%を占め、年間 649 億米ドルの取引が行われている。

c. 重要施策の適用状況と関連する政府の農協支援施策/活動

政府による協同組合支援施策としては、農民組織や協同組合の活動資金支援として政府助成の融資を行う協同組合開発基金（Cooperative Development Fund (CDF)）、ノンフォーマル教育として協同組合および農民組織の人材育成強化を行う農民組織開発プログラム、農業活動を使用とした土地の協同組合への配分、組合産品の販路開拓のための国内外でのトレードフェア、協同組合とプライベートセクターおよび政府機関の連携促進のためのメガファームプロジェクト、デジタルマーケティングプラットフォームの促進などが実施されている。特にタイのメガファームや農協のデジタルトランスフォーメーションについては、ASEAN 各国が関心を寄せている。農協と民間企業とのリンクエージ支援については、7~8 年前から行っており、特に第 1 次産品の市場価格の影響を最小化するための加工や農協ネットワークおよび民間企業とのプラットフォームを通じたリンクエージ構築、農協産品の品質向上のための支援を行ってきた。

タイの協同組合員数は、単純平均して 1,400 人強と他の AMS に比べて大規模であるが、大規模で成熟した農協がある一方で、未成熟な小規模農協も多数存在する。政府は、小規模農協を強化し、小規模農協への裨益を確保するために、Big-Brother Cooperatives 制度を導入している。同制度では、農協ネットワークを確立し、大規模農協が他の小規模農協の収集・供給センター（Cooperatives Distribution Centre (CDC)）として機能している。これにより、小規模農協は、単独では収集・販売ができなくても、大規模農協のインフラ及びバリューチェーンにのることで、供給、販売を効率的に行うことができる。

ASEAN の文脈においては、タイは、SPA の実施において、農協と民間企業、市場とのリンクエージなどの経験を有していることから、その経験の他の AMS への共有を試みている。特に、

食料マーケティングシステムにおける農協強化については、政策が重要な役割を担ってきた経験から、ASWGAC においてタイの政策を他国への参考として共有してきている。農協関連活動については、ASEAN 全体として共同プログラムを実施する段階にはなく、各国あるいは二国間協力などで農協強化を図っている状況であることから、タイとしては、政策やガイドラインの共有に加えて、特にカンボジア、ラオス、ミャンマーに対して専門家の派遣やTOT研修、助言の提供などを行っている。特にタイの経験から、農協の食料マーケティングシステムへの参入には品質向上が必須であり、GAPやパッケージングなどを含む品質向上支援政策について、他国への協力を行っているという³³。

8) ベトナム農協の現況と重要施策の適用状況

a. 農協に関する法制度、政策と ASWGAC 重要施策との関連

ベトナムでは、農業農村開発省（MARD）下の Department of Cooperatives and Rural Development が計画投資省（Ministry of Planning and Investment (MPI)）と共に協同組合関連業務を行っている。Cooperative Law No. 23/2012/QH13 が協同組合の形成および運営を規定しており、同法施行以前に形成された協同組合は、同法に基づき新たな形の協同組合として再形成されることで、協同組合はよりメンバーへのサービス提供やマーケティング活動に焦点を当てた経済集団としての意義が強調されるようになった。また、関連法として、土地利用法では協同組合の活動施設への土地の無償貸与が規定され、また、所得税法における農協の農業生産およびサービスへの免税措置や、信用保証法における農協への一定の無担保ローンなど、農協への優遇措置が規定されている。農協と民間との協力に関しては、2018年に制定された政令 98号（Decree No.98）において、協同組合と企業の連携構築について規定されている。契約栽培をはじめとする協同組合と企業の協力促進は以前から実施されてはいたもののあまり成功例がなかったところ、同政令によってさまざまな支援活動が進められた³⁴。

協同組合開発支援は、国家プログラムの重要課題の一つとされており、特に効果的な農協運営モデルの周知、農協開発政策の改善、能力強化、バリューチェーンにおけるリンケージの促進、財務管理能力の向上と資金調達为目标として掲げられている。食料バリューチェーン開発との関連では、農協革新開発計画 2014-2020 のなかでバリューチェーンにおけるパイロットモデルの構築や国外の経験の応用などに焦点が当てられ、農業生産開発計画 2020 においては、プライベートセクターの巻き込みとハイテク農業への投資の重要性が記載されている。

ASEAN 施策の適用については、農協と企業のマッチングについては、すでに自国政策の一つと位置付けられており、担当政府機関である DACP の任務に組み込まれているとの認識である。一方で、法制の整備においては、ICA（International Cooperatives Alliance）やタイの協同組合関連法制度から学んで整備を進めている。担当者によると、法整備は重要かつ複雑であるため、ASEAN 各国の経験を共有することが各国法整備に大変有用であるという。

b. 農協の現況

ベトナムの農協の特徴としては、様々な政策において協同組合の経済的活動を促進しているものの、協同組合法自体が政府の管理政策の一環と公共サービスの代行機関としての組織化を規定している要素が強く、多くの協同組合は、政府主導で政府支援に依存している。農協の主な活動としては、農業投入材の供給が大半であり、組合として協働栽培や農産物の配分などを

³³ ASWGAC タイフォーカルポイントへのオンラインインタビューより（2022年12月2日）

³⁴ ASWGAC ベトナムフォーカルポイントへのオンラインインタビューより（2022年11月29日）

行っている組合は限定的である。2019年時点のデータ³⁵では、協同組合が全体で24,618組合が登録されている中で、22,714組合が機能している。そのうち、農協15,495、工業・手工芸組合2,435、商業組合2,041、交通1,478、信用組合1,183、建設995、環境512、その他479となっている。農協のうち6割弱が多目的協働組合であり、園芸栽培と畜産組合がそれぞれ2割、1割程度となっている。また、11万の組合前段組織と、85の組合連合、および中央連合（Vietnam Cooperative Alliance (VCA)）がある。組合員数は全体で7百万人と全人口の約7%を占め、さらに組合前段組織には340万人のメンバーがいる。全協同組合の資産額および農協の法的資本額はそれぞれ75億米ドル、5.5億米ドルで、組合の平均収益および平均資本額はそれぞれ160米ドル、5万6千米ドル程度となっており、2017年GDPの4%に貢献している。

c. 重要施策の適用状況と関連する政府の農協支援施策/活動

ベトナムの組合支援施策においては、未だ、インフラ整備に多くの財源が使われている。組合活動への支援において、協同組合法 Cooperative Act B.E.2542 (1999)に協同組合開発基金（Cooperative Development Fund (CDF)）が規定され、2017年には協同組合開発特別基金が制定されたことで、組合への無担保融資制度が構築されたものの、協同組合の事業実施能力の低さから、融資の実行は限定的となっている。政府による農協への支援としては、インフラ整備、土地の貸与および分配、ソフトローンの提供、災害時支援、加工技術支援などが主となっている。FVC促進に関連した活動としては、契約栽培を通じた農協と企業の協力促進をはじめ、ベトナム版一村一品運動（OCOP）の導入、セミナーやプロモーション活動の開催を通じた農協同士の情報共有の機会の提供と、農協と企業のマッチング機会の提供を行っている。同マッチング活動に参加している農協は5-6年前には全体の10%程度であったのが、現在は30%程度の農協が参加しており、約2000の内資企業が農協との契約購入を行っている³⁶。参加農協数は増加してきてはいるものの、多くの農協は、企業が要求する品質や安定供給を満たすことができていないことから、多くの農協にとって、未だインフラおよび農業投入材支援や技術支援等を通じた製品の品質向上が優先課題となっている³⁷。組合支援実施における困難について、政府としては、組合発展のボトルネックとして、法整備や政府の支援体制の弱さを挙げているが、農協が直面している問題として、大半の農協が小規模で財政基盤が脆弱なうえに、単一の事業内容や低い競争力が組合の発展を妨げており、経済活動を行うに至っていないのが現状である。

4.6.3 ASWGAC が推進する重要施策の適用に関する現地調査対象国の選定

4.6.2で分析した各国の重要施策適用状況から、農協強化を通じたFVC促進が最も活発に実施されているのはタイであり、他のAMSもタイの事例を参照してきていることから、施策が最も進んでいる国と判断した。実施に困難を抱えている国としては、ラオスとカンボジアがあげられるが、ラオスは農協にかかる法整備や政策が整備中の段階であり、農協の組織が未発達であるため、農協が経済活動に参入する状態に至っていない。従い、ラオスでは農協を通じたFVC開発への基盤が整っていない状況であり、分析範囲が限定されると考えられる。カンボジアについては、農協によるFVC活動を推進しようとしながら、未だ様々な面で困難を抱えているという点で、今回の阻害要因分析の対象国として選定した。

³⁵ ICA-EU (2021) “Mapping: Key figures – National Report: Vietnam”

³⁶ ベトナムでは、外国企業が直接協同組合から契約購入することは規制されている。

³⁷ ASWGAC ベトナムフォーカスポイントへのオンラインインタビューより（2022年11月29日）。

4.6.4 適用が効果的に行われている国の状況 (タイ)

(1) 選定した国の現状

タイは東南アジアではインドネシアに次ぐ第二の経済大国であり、主要な農業国である。コメ、天然ゴム、エビ、鶏肉加工品、砂糖などを輸出する世界有数の農産物輸出国として、輸出産業も発展している。海外からの投資も活発で、ASEANが推進する”ASEAN Investment Facilitation Framework (AIFF)”の下で進められている投資円滑化のための情報の透明性確保、手続きの迅速化など様々な施策も進んでいる³⁸。

スーパー、コンビニ等の近代的小売の市場規模はAMS諸国の中で最大で、2020年には257億ドルと突出しており、食料支出における近代的小売の割合は50%近くに達している³⁹。バンコクやチェンマイ、プーケットなどの主要都市・地域を中心にチャロン・ポカパン (CP) グループによるLotus'sやMakro、BigC等の多くのスーパーマーケットチェーンが展開しており、農協のマーケティング先の一つとして、近代的小売りが発展している点も特徴である。

タイの農協は多くの場合農民グループが統合されてできており、比較的規模が大きくそれ自体が農協連合のような役割を果たしている。主要な製品については、さらに農協が連合体を形成して、一括して販売活動を担っており、有力な農協によって、モダントレードが振興されてきている。

活発な農産物輸出産業と成長する近代的小売業を背景として、タイの農協の主な販売先は1) 輸出業者 (農協自体が輸出業務をできないことから輸出産品は基本的に輸出業者に出荷される)、2) スーパーマーケット・ホテル等 (高品質産品は直接契約栽培等によって出荷するが、割合は少ない)、3) 加工業者 (直接販売ための品質を満たさない艇グレード産品を出荷)、4) ローカルトレーダー (地元マーケットでの販売) となっており、農協の販売活動は一定程度確立されていると言える。

(2) FGDの実施により特定された課題

2023年1月に関係政府職員、農協および民間企業などのPPP関係者を招聘したFGDを実施した。FGDは参加者の事情から2日に分けて実施された。FGDには協働組合振興局 (CPD) 職員、地方組合開発局職員、協同組合連合代表、協同組合代表、民間企業代表など 延べ15名 (1日目9名、2日目6名) が参加した。FGDでの議論およびFGDに参加できなかった企業、農協等からの個別聞き取りを通じて特定された状況及び課題は以下の通り。

上述の通り、タイでは政策として農産物の高付加価値化や輸出振興に加え、近代的な農業推進の一環として、官民連携、公平な契約栽培、デジタルトランスフォーメーションを通じたイーコマースやバリューチェーンシステムの構築を目指した「スマート農業」を行う農協の活性化を重視している。民間との連携や農家にとって安定したバリューチェーン確立のためのスマート農業、イーコマースなどのモダントレードにおいて、多くのプログラム及び支援を実施している。

農協の食料マーケティング強化に直接つながる施策としては、CPDでは民間企業と農協の関係構築に7-8年前から力を入れて取り組んでいる。2019年以降、農協と民間企業のマッチングを推

³⁸ ASEAN “ASEAN Investment Report 2022” <https://asean.org/wp-content/uploads/2022/10/AIR2022-Web-Online-Final-211022.pdf>

³⁹ McKinsey&Company, 2022.12.13 “The state of grocery in Southeast Asia” <https://www.mckinsey.com/industries/retail/our-insights/the-state-of-grocery-in-southeast-asia>

進しており、中央政府レベル及び地方政府レベルで両者のマッチングの機会を提供している。民間企業だけでなく、生産者組合をバイヤー組合と繋ぐ活動もある。実際にこうしたビジネスマッチングにより民間企業との取引をスタートする農協もある。さらに、CPDは農協の商品をバイヤーに紹介するためのオンライン商品カタログシステム（Coopmart.com）を構築し、農協とバイヤーがつながるための機会を提供している。

これらの施策を通じて民間企業とのマッチングの機会を得ることができた、あるいは先進的な制度に適応し得る有力な農協は、バリューチェーンに主体的に組み込まれてきている。政府による農協とバイヤーのマッチングの機会やオンライン商品カタログシステムを通じてバイヤーとのつながりができた有力農協は、主に集荷、梱包、グレーディング、販売などを担っている。

タイでは他のASEAN諸国と比較して、金融面でも政府の農協支援政策及び体制が整っており、比較的十分な予算と人員が確保されている。農協は農業・農業組合銀行（Bank for Agricultural and Agricultural Cooperatives（BAAC））や協同組合開発基金（Cooperative Development Fund（CDF））、その他民間金融機関による融資を利用することができる。BAAC及びCDFによるローンの金利は、融資の種類や金額、農協の規模・返済能力等によって異なり、CDFの場合は1%～4.5%程度となっている⁴⁰。CDFが提供するローンには、①農協がそのメンバーに対し、資材購入等のために貸し出すための元手資金、②農協がメンバーから農産物を買収するための資金、③農業機械・機器購入のための資金、④工場建設等のための資金の4つのタイプがあり、このうち、②の活用事例が最も多い⁴¹。農家からの買い取りでは農協は民間のバイヤーと直接的な競合関係にあるため、農協が十分なボリュームを確保するための重要な資金となっている。FDGにおける農協へのヒアリングでも、州政府を通じてCPDに配分される資金により、ローンへのアクセスの面では困っていないとの発言があるなど、農協が必要な資金にアクセスができる制度・支援が比較的整備されていると言える。

これにより、農家からの買取とバイヤーへの販売におけるキャッシュフローが滞りなく行われ、それが、サプライヤーである農家とバイヤーの両者の信頼となり、販売活動を可能にしている。農業投入材についても、CDFや銀行融資などが利用可能であることから、一定程度成熟した農協はそれらを利用して、品質および供給量の確保が可能となっている。また、農協に対するモダントレードに関する能力強化にかかる人員の確保や研修や、パッケージなどの支援も行われている。

農協のマーケティング強化では、政府施策に加え、民間企業も一定の役割を担っている。ヒアリングを行った大手スーパーチェーンでは、過去35年以上、農協との関係構築に力を入れてきている。農協からの調達には重要なKPIの一つとなっており、国内からの食品調達の60-70%を農協が担っている。近代的流通に仕向けられる農産物は高い品質が求められる上、販売先により仕様も細かく設定されている。小売企業の調達先の農協・農家に対しては、安全基準の遵守や品質改善、商品の付加価値向上の支援が行われ、これによりトレーサビリティが確保され、消費者の信頼が構築される等、農協と小売企業双方にとってメリットがある関係が構築されている。

このように、タイでは、近代的小売の発展や政府の手厚い支援体制により、食料マーケティングシステム強化施策が効果的に実施されている状況がある。一方、品目によって異なるものの、CPDによると、近代的小売にアクセスがある農協はタイ全体で3-5%程度となっており⁴²、拡大の余地は大きい。例えば、農協ブランドとしてスーパーで売られているコメの商品は一つしかない

⁴⁰ Provincial Agricultural Cooperative office 担当官への聞き取りより（2023年1月11日）。

⁴¹ 同上

⁴² CPD 担当官への聞き取りより（2023年1月11日）。

という状況である。また、小規模農家の登録農協への参加率は低く、未熟な農協は、近代的小売が要求する品質基準やボリュームを満たすことが難しい場合が多く、タイ政府が推進するマーケティング支援のための取り組みに対応できない状況があることも指摘されている。

また、多くの農協が直面している問題として、収穫後処理および流通におけるロスが多いことがあげられている。民間バイヤーとの販売経路を持つ農協や農協連合は、製品の量を確保するために広範な農家および小規模農協から作物を収集するが、特に山岳地帯から主要な都市部への農産物流通では、輸送時間や気温変化により、流通時のロスが多いことが指摘されている。このため、気候変動の影響を受けにくい環境制御型のハウス栽培や、スマート農業を通じた精密農業・生産管理技術の導入が求められており、こうした分野での官民連携も期待されている。

4.6.5 適用に課題がある国の状況（カンボジア）

(1) 選定した国の現状

カンボジアの農林水産業は GDP の 2 割を占める重要な産業である。コメや天然ゴム、バナナ、キャッサバ等、一部品目で輸出も行われている一方、野菜や果物などは国内生産では需要を満たすことができず、国境貿易を通じて近隣国から輸入するなど、輸入超過の状況である。近代的小売は徐々に発展してはいるものの、食料支出に占める伝統的小売り割合は 8 割以上となっている。国産の農産物は品質が低く、スーパーが取り扱う商品は輸入品に頼っている状況があるなど、全体として国産の農産物のマーケティングにおいて近代的小売が果たす役割は比較的小さい状況がある。

カンボジア政府は近年、タイなどの支援も受けながら、農協および FVC にかかる法整備および政策策定を進めている。ASWGAC の SPA 施策の適用に関連したものとしては、PPP 法や契約栽培条例の制定、投資法の改定(2021 年)、コミュニティ組織化にかかる法的文書の制定、GAP および有機農業(CAMOrganic)にかかる宣言、農産業開発戦略計画などがあげられる。これらの法整備や政府による戦略が打ち出されているものの、法や政策が十分に周知されておらず、また、農民及び農協がこれらの法制度に適用する能力を有していないことから、十分に施行されていない状況であるという。

(2) FGD の実施により特定された課題

2022 年 12 月に関係政府職員、農協および民間企業などの PPP 関係者を招聘した FGD を実施した。FGD には農協振興局 (DACP)、農産業局、協同組合連合、協同組合、NGO から 10 名が参加した。FGD での議論および FGD には不参加であった民間企業、農協等からの個別聞き取りを通じて特定された状況及び課題は以下の通り。

カンボジア政府としては、農協促進を目指しているものの、政府の財源が限定的であり、農協支援の主要なアクターは NGO や援助機関などの外部支援組織となっている。農業省では農協の組織強化や資金管理などの支援を行っているが、現場職員の不足から十分に行き渡っておらず、多くの農協が十分なマネジメント能力を有していない状況である。農協の資金についても、多くの農協が資金不足に陥っており、近年政府系銀行である農業農村開発銀行 (Agricultural and Rural Development Bank (ARDB)) が農協向けの融資制度を開始したものの、その条件を満たせる農協はかなり限定されている。農協が銀行融資を取り付けるために、栽培契約を行っている民間業者を通じて融資を受けるといったケースもあるが、融資の利用方法等について民間業者と農協の間で

トラブルになることが問題として指摘されている。資金不足に陥る農協が多いことから、ある農協連合では、農協連合による会員農協への融資制度を計画しているという話も聞かれている。

カンボジアの多くの農協が小規模であり、その活動が信用保証活動や農業資材供給となっていることから、農協が販売活動を行っているケースは限定的である。農協連合は、輸出産品など特定の産品及び目的を持ったものを除き、主な目的は農協のマネジメント能力および生産性向上支援、民間業者や金融機関とのコーディネーションとなっており、農協連合が直接集荷や販売活動を行ってはいない。民間企業との連携としては、輸出作物などについて輸出業者が農協及び特定農家から買い付けを行っているほか、農協連合が、NGO や外部支援などを受けながら、会員農協に対して、民間バイヤーとのマッチングや契約栽培交渉、銀行融資取り付け支援などを行っているケースが複数聞かれている。カンボジアでは農協連合が販売主体となって取引を行うのではなく、会員農協と業者を引き合わせる役割を担っているが、民間バイヤーとの販路を確立できるのは会員農協の一部であり、大部分はローカル市場での取引となっている。多くの農家で生産に課題を抱えており、農協として品質管理、供給量管理ができていないことから、民間バイヤーの要求を満たせず、契約栽培などの確立、継続が困難となっているという。民間バイヤーとしても、品質や供給が一定でない農協との契約栽培を行うよりも、自社農場での生産や、意識の高い篤農家からの買い付けを選択しているというところも少なからず聞かれている。農協がこれまでにビジネスを担ってきた経験が浅いことから、ビジネスマインドやビジネス計画能力が不十分であり、また収穫後処理や加工技術の不足により、安価な原料供給にとどまっていることなどが農協による販売活動を妨げているという。また、農協による管理能力不足からメンバーとの信頼関係が不十分であり、集団での信用を通じた販売活動に影響していると言える。さらに、民間業者による買取は市場価値の高い高品質農産物が主となるが、それらを扱う企業が不足していることも、民間との連携が進まない要因となっていると考えられる。

カンボジアでも経済のデジタル化がすすめられてきており、民間企業ではオンライン決済などを行っている一方で、農協のほとんどは組織・資金管理においても紙ベースで行っており、デジタル技術が浸透していない。政府は現在、農協向けの携帯アプリを試行錯誤中であり、農協活動のデジタル化による販路開拓を目指そうとしている。

政府として農協と民間との連携を進めた結果、一定数の連携が確立された。その結果、農協としては、価格の安定や収入の安定、品質向上などの利点があった一方で、安定供給を確保するために借金が増えたり、民間業者との間の契約履行をめぐるトラブルが起きたりなどのネガティブな影響も聞かれている。農協信頼及び管理能力が不十分な契約栽培が負の影響生む可能性が否めないことが指摘されている。

4.6.6 差異が生じた要因の分析

政府の支援体制、支援能力（人員、予算、活動内容）：カンボジア政府は、タイと同様に、民間業者とのマッチングや、契約栽培の法制化、デジタルプラットフォームの計画などバイヤーと農協の連携を進めているものの、政府の実施予算や農協支援にかかる予算及び人員が不足していることから、政策を十分に実施できていない。タイ政府はカンボジア政府に対して、農協支援にかかる能力強化などの支援を行っており、タイ政府も、カンボジア政府の人員予算不足が大きな足かせとなっているとみている。農協組織の管理能力強化や農協の産品の品質改善、品質確保における支援についても、タイではこれら技術支援が政府のプロジェクトとして毎年予算が確保さ

れているのに対して、カンボジアでは NGO や外部支援に依存している部分が多い。これらの農協支援体制の脆弱さによる農協の能力不足が、農協の民間業者連携における課題となっている。

農協の役割に関する理解の歴史、農協の成熟度：タイでは、農協の成熟度合によって差はあるものの、確立された農協の主な役割は収集、販売業務となっているのに対し、カンボジアでは未だ農協の役割は小規模金融が主となっており、販売等の活動を担う存在としての認識が希薄である。カンボジアでは、農民の集団活動としての歴史が浅い上に、農協の資金管理能力が低いために、集団活動におけるメンバーの信頼が得られず、販売などの活動に発展しにくくなっているという。農協は、単独では他の FVC アクターからの信頼を得るのが困難な小規模農家が組織化することで、資金や生産物の品質および量の管理において信頼を得やすくする強みがあるが、上記カンボジアで聞かれている通り、農協の組織自体が未成熟である場合は、バイヤーにとっても農協の組織的活動が優位性を持たなくなっていると言える。

農協の資金フロー：カンボジアでは農協の自己資金が少ない上に、融資の機会が限られていることから、多くの農協が投資、販売活動を行うための十分な資本をもちあわせていない。販売活動においては、農家からの買取と業者への販売の間の資金を確保できず、農家からの買取時に農家への支払いができないことから、農家のニーズに対応できず、買取・販売を担うことが難しくなっている。一方、タイでは、政府による CDF や BAAC によるローンが一定程度確保されていることから、農協はキャッシュフローの問題を緩和できている。従い、カンボジアでは即金で現金を受け取れる仲介業者への販売が主となっているが、タイでは農協を通じて即金買取ができることから、農家が仲介業者に安価で販売する状況を回避できていると言える。農協の資金フローは、生産活動および販売活動に大きく影響することから、農協が円滑な資金フローを確保するための融資の入手可能性農家は、農家が FVC に主体的に関わっていくうえで重要な課題である。

近代的小売の発展と官民連携：タイでは近代的流通市場の発展を背景として、スーパーマーケットチェーンが、販売先の提供に加え、栽培・品質向上支援等、農協の食料マーケティングシステム強化において重要な役割を果たしている。調達先の農協の選定に当たっては、州政府から紹介を受けたり、政府が主導するビジネスマッチングの機会を活用するなど、政府との連携も図られており、官民連携の取り組みにより、農協の販売活動が強化されている。一方、カンボジアでは伝統的小売が比較的大きな割合を占め、近代的小売は輸入品に依存する傾向にあるなど、近代的小売を通じて農協の販売活動が強化される基盤がぜい弱である。農家・農協及び政府双方にとって、農産物の品質水準を向上させることがまずは喫緊の課題となっており、マーケティング・販売支援は次の段階の課題として認識されている現状がある。

デジタル化のインフラ整備、農民の活用能力：タイでは FVC においてデジタル化が急速に進められている。農協とバイヤーのマッチングをはじめ、農協の集荷販売管理、販路開拓などにおいてもデジタル化が試みられている。オンライン販売については、現状では輸送コストや管理コストが高額になることから、その導入は限定的であるが、バイヤーとのマッチング等では、それを機にビジネスが確立されているケースもみられている。デジタル化が農家や農協に均一に浸透しているわけではないが、農協にとっても、デジタル化の導入は活動および販路拡大に大きな役割を果たしつつあると言える。カンボジアにおいても、同様にデジタル化を進める動きがあるが、農家のデジタルリテラシーの低さが課題となっており、効率的な民間との連携の足かせとなっていると言える。

4.7 適用促進のため ASEAN が提供する支援活動

(1) ASEAN 事務局（食料・農林業課）による SPA の活動の管理を通じた支援

食料・農林業課は、各SPAにある各活動の実施の管理を通じて支援を行っている。例として、SPA on Agriculture Cooperativeにある能力構築プロジェクトが挙げられる。本プロジェクトは、日本の農林水産省の拠出金を得て実施されており、現在も継続中である。各種トレーニングコース、セミナー、日本人専門家の派遣を通じて、メンバー国の政府職員、農協職員などの能力構築に寄与してきた。テーマは農協活動の強化に関するものが中心であるが、フードバリューチェーン（FVC）の定義、各国FVCの事例研究など多岐にわたる。日本人専門家は、全国農業協同組合中央会（JA全中）を通じて日本全国の農協の中からテーマに沿ってその営農指導を行っている関係専門家が1～3週間程度派遣されている。農協以外からも関係の専門団体、機関から専門家が派遣されている。同プロジェクトにおいては、各トレーニング前後に参加者に対し評価試験を行い、能力が向上したかどうかを確認している。

(2) 地域メカニズムの確立に向けた支援（MAMRASCA）

ASEANではGood Agricultural Practices (GAP) for fruits and vegetables、Good Animal Husbandry Practice for Layers and Broilers (GAHP)、Guidelines on Good Aquaculture Practices (GAqP) for food fishが策定されているが、低い普及率や準拠に向けたインセンティブの低さなど、各GAPの実装には多くの課題がある。MAMRASCA（Multilateral Arrangement for the Mutual Recognition of Agri-food Standards and Conformity Assessment）は、これらGAPを各国及び地域レベルにおいて運営することを目指し、農業食品の生産において貿易相手国の基準や適合措置の受け入れを促進するための効果的なメカニズムの確立を支援することを目的としている。

(3) ASEAN 官民セクタータスクフォースによる活動

ASEAN Public-Private Taskforce for Sustainable Fisheries and Aquacultureは、漁業及び養殖セクターの成長と持続可能性に影響を与える重要または新たな課題について、官民セクターの情報を収集し、官民から人材を含めたタスクフォースによる活動を行うことを目的としている。活動には、定期的なレビュー、評価、ASEAN事務局及びASWGFへの報告が含まれる。タスクフォースが関与する優先順位は、収集された情報をベースに次の基準に基づいて決められる；1) ASEAN focus（2か国以上の参加）、2) 合理的な時間枠において実施可能であり、成果を出すことができる、3) 官民パートナーシップアプローチを利用すること。

(4) 特定の重点課題・横断的課題におけるロードマップ等作成の取り組み

一例として、ASEAN地域の違法漁業（IUU: Illegal, Unreported and Unregulated）防止のためのロードマップ作成の取り組みがあり、これまで24の活動を実施してきた。うち1つは終了、7つは実施中、4つは実施の承認待ち、さらに12の活動を将来に向けて検討中である。検討中の活動のいくつかは、適切なドナーを確保することが困難となっている。また、いくつかの活動においては、当事者でないメンバー国の参画を得ることが困難であることがロードマップにおいても認識されている。

4.8 ASEAN 支援に対する期待

(1) ASWGC

日本を含む先進国やドナー機関による支援から期待することとしては、食品安全・品質管理等において国際標準を満たした農産物バリューチェーンを構築するための欧米諸国の知見の共有や、先進的な技術の導入・普及を期待する声が多かった。それに対して、ASEANおよび本案件に期待する支援としては、類似の課題を共有するASEAN加盟国間での関係者を巻き込んだ相互理解に関する取り組みへの期待が挙げられた。

後者に関しては、異なるレベルでの活動が考えられる①加盟国の行政主体を招聘したワークショップ（例：第3国研修を通じて実施経験の少ない国の行政官が、経験豊富な国の検査体制や認証システムについての知見を学ぶ機会を提供する）、②輸出入の主体であるトレーダーを招聘したワークショップ（例：輸出元国の輸出業者と輸入元国の輸入業者をそれぞれ招聘し、輸出業者は輸出したい農産物の安全管理基準等についてのプレゼンを行う。輸入業者は輸入したい農産物の要件や品質基準についての説明を行い、サービス・ニーズ双方の認識の隔たりをなくす）、③農家を招聘したワークショップ（例：GAPの導入経験の少ない国の農家は、自国GAPの認証を取得・継続する上で苦労している点についての報告を行う。タイ・マレーシアなど自国GAPの導入実績の大きい国の農家は、挙げられた課題に対して、これまでの経験ではどのように対処してきたのか、という点についての知見を共有する。）こうした取り組みを通じて、多様な価値観を持つ加盟国において共通の利益を追求するための相互理解に資するとともに、類似の課題を持つと考えられる近隣国での経験を後進ASEANに移転することによって、ASEAN地域全体の底上げに貢献することが期待される。

また、実施経験の少ない国において、農家がASEAN-GAPに準拠した国家認証を取得し、農産物を他国に輸出するまでの一連の流れを、生産者、輸出入業者、認証・検査を主管する行政組織などを巻き込んで試行的に実施するパイロット活動も考えられる。パイロット事業の実施を通じ、普及促進に向けた課題や優良事例を抽出し今後の教訓とする。

(2) ASWGF_i

各国共通の課題として、適当な水準の知識・技術レベルにある人的資源の不足が挙げられる。具体的には、水産業の位置づけは国によって異なるものの、一様に、輸出市場が求める要件への適合における課題が確認される。また、一部の国からはフィールドレベルにおける技術改善に対する要望が確認された。一方で、各国が有する人的リソースは限定的であり、自国内に蓄積された技術や経験ではニーズを満たすことができない現状があることから、外部からの知見共有セミナーや技術トレーニングに対する要望が根強い。

上記の課題に対して、SEAFDECとの協働に対する期待度が高い。SEAFDECはASEANにおける水産業の地域機関としてのプレゼンスが高く、長年にわたり地域の水産業発展に貢献している。本調査で選定したSPAの施策の実施においてもSEAFDECによる取り組みを期待する声が多く聞かれた。以上よりSEAFDECが有する人材やネットワークの活用により、ニーズに合致した活動を行うことが期待されている。

また、インドネシア、カンボジアの分析から、現状のカンボジアが直面する課題にはインドネシア等の先進国が過去に経験した課題対処の知見が有効に活用できる可能性がある。同時に、現状のインドネシア等が直面する課題についても日本や欧米諸国等の知見の活用が期待される。

(3) ASCP

SPS分野は取り扱う議題や活動がFVCのみならず、通商、貿易、産業など多岐にわたっており、ASEANにおいても、加盟国においても関連する組織やステークホルダーが多く存在するため、その取組状況や今後の課題、要望も多様である。ただ、いずれの関係する機関もグッドプラクティスとなる他国の取組状況に関する情報共有と人的資源の重要性を挙げており、他方でSPS分野に対する各国の予算配分が限定的であることから、ASEANおよびドナー機関からの支援を期待する要望が多く寄せられた。

SPSに関する能力強化については、ASEAN各国の農水産物を国際市場へ輸出することに資するものであることが望ましく、このことがASEAN各国にとって大きなインセンティブになり得ると考える。また、技術移転に際しては、ASEAN各国に既に存在する技術の強化もしくは移転可能なレベルの内容であるべきであり、ASEAN加盟国内においてもレベルの差異はあるものの、高度過ぎる技術の移転や教育訓練は最終的に定着しないことが懸念されるとの指摘があった。

オンラインインタビューで挙げた要望として、ASEAN各国は異なる言語の国であり、各国の法令基準や動植物検疫の実施体制をオンラインで参照する場合も言語の問題により容易でないことが多い。このため、SPSを含めた法令基準や農水産物の輸出入における要求事項を英語で情報共有できるプラットフォームがあることが望ましい。各国のフォーカルポイントも人員交代などによりナレッジが蓄積されていないこともあり、これにより効果的な情報共有が期待できる。また、民間セクターからも同様の要望が挙げられていることから、域内および域外への農水産物輸出促進の観点からも効果的であると考えられる。ASEANのWebページであるASEAN Trade Repositoryがこれに類する機能を有しているが、情報の不足や正しく機能しない箇所、英語でアクセスできない情報も多く、改善が必要である。

(4) ASWGAC

農協による食料マーケティングシステム強化推進について、各加盟国は異なる段階にあり、その要望も様々である。全体として、農協が抱える課題としては、組織能力の強化、品質向上・安定化、民間と取引するための一定のボリュームの確保、金融へのアクセス向上が挙げられ、それぞれの加盟国レベルで取り組みが行われている。AMSはコメや果物等、共通の産品を生産している国も多く、全ての活動を共にできるわけではない。ASEANに対しては、引き続き、ACBFのような民間とのネットワーク構築につながる機会の提供や、食料マーケティングチェーン強化に関し、各国の政策や規制、成功事例など、グッドプラクティスの共有とこれを各国に適用するためのASEAN全体での取り組みが期待されている。また、加盟国に共通する課題として、気候変動への対応や農業残渣・ロスの処理が挙げられ、こうした分野でも政策・活動両面でグッドプラクティスが共有されていくことが求められている。

第5章 FVC 強化に関する他の開発パートナーとの協力関係に係る分析

5.1 FVC 強化に関する他の開発パートナーの取組み状況

ASEAN 共同体と他のパートナーとの協力関係について情報収集と分析を行った。具体的には、SOM-AMAF とパートナーシップ関係を有する開発パートナーに対して、そのパートナーシップの主要な目標を確認した上で、ASEAN 共同体を対象とする FVC 強化に関連する開発協力プログラム／プロジェクトの抽出とその概要の整理を行った。

5.1.1 オーストラリア政府による ASEAN 支援

ASEAN とオーストラリアの間には 1974 年以來の協力の歴史があり、2014 年には首脳、閣僚級レベルでの協力・対話を進める戦略的パートナーシップが構築されている。協力を進めるにあたっては、ASEAN-オーストラリア経済協力プログラム（AADCP: ASEAN-Australia Development Cooperation Program）の第 1 期事業が 2002 年から 2008 年 6 月までの期間で実施され（45 百万豪ドル）、第 2 期事業が 2009 年から 2022 年 12 月までの期間で実施されている（57 百万豪ドル）。さらに、ASEAN-オーストラリア戦略的パートナーシップ推進活動計画（Plan of Action to implement the ASEAN-Australia Strategic Partnership 2020-2024）も策定され、現在、実施中である。

AADCP に含まれる各種のプロジェクトは、以下の観点を考慮した上で実施されている。

- 1) AEC の域内政策の策定のための知識やエビデンス基盤の構築
- 2) AEC における規範、基準作りの支援
- 3) AEC に参加する上での共通のコンセプトの普及、受益、機会の助長

うち、農林業分野の協力については、REDD+ の取組み以外はすべて農産物の基準（GAP など）の相互認定協定（MRA: Mutual Recognition Agreement）及びその適合審査の多国間協定の確立（MAMRASCA: Establishment of Multilateral Arrangement for the Mutual Recognition of Agri-food Standards and Conformity Assessment）に関する協力であり、以下が実施済みである。

- 1) ASEAN 生産工程管理（ASEAN GAP、ASEAN GAHP、ASEAN GAqP）の相互認証モデルに関する調査
- 2) ASEAN GAHP の策定（2014 年承認）
- 3) ASEAN GAqP の策定（2014 年承認）
- 4) ASEAN GAP（2006 年承認、野菜・果物のみ対象、米は対象でない）による品質保証システムの世界的認知（各国 GAP による認証システムを機能させるための政府の管理マニュアル、公的管理機関・民間組織による証明マニュアルの作成）

近年では、ASEAN-オーストラリア戦略的パートナーシップ推進活動計画(2020-2024)に基づく経済協力において、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランドの自由貿易協定（FTA: Free Trade Agreement）の着実な実施、ASEAN 経済統合の推進に係る取組みの他に、以下のような農林業への支援が実施されている。

- 1) ASEAN とオーストラリアの産品が地域・世界市場への参入を強化するための能力構築、農産物市場強化、関係農業機関の連携の強化
- 2) VSP-FAF（2016-2025）の実施を通じて土壌保全、生産性の維持のための土壌・水資源の持

統的管理に係る共同の模索（具体的には、同戦略計画のST4、AP4.2「GAPの推進」の取り組み）

- 3) 森林破壊や劣化から来る排出ガスの削減、森林の保全、持続的管理の役割、森林の炭素貯留の強化支援
- 4) 違法森林伐採の取締、持続的で合法的な林産物の貿易の推進

畜産分野については、上記とは別の枠組みで支援しており、FAOとの共同支援プログラムを推進中である（詳細はFAOのASEAN支援に記載）。

これらに加え、Grow Asia（本部 シンガポール）を通じてASEANへの包括的な支援（2014-2022年15.6百万豪ドル）を提供している。Grow Asiaは2015年にWorld Economic Forum及びASEAN事務局により設立された多国間ステークホルダープラットフォームであり、東南アジアに、持続的、インクルーシブで強靱な農業システムを構築することを目的としている。これにより、小農、政府、民間等関係者がインクルーシブで持続的な農業バリューチェーンを構築することを促している。

Grow Asiaは現時点で6か国（カンボジア、インドネシア、ミャンマー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム）に亘る520のパートナー組織と46の作業グループと協働して事業を進めている。またASEAN事務局を支援して、農業政策の策定やそれによる民間セクター開発を進める環境の整備を進めている。

5.1.2 FAO による ASEAN 支援

1999年にFAOとASEAN事務局間で交換されたレターに基づき、食料安全保障、農業、漁業、林業、持続的開発の分野において両者の協力が進められてきた。以来、多くの地域プロジェクト・活動が進められてきている。

2013年にASEAN・FAO間で締結された覚書き（MOU）においては、移動性の家畜疾病コントロール、食品安全、栄養、食料・バイオ燃料開発の分野の協力を重点を置き、域内の飢餓の撲滅、食料安全保障の向上を目指す取り組みの強化を行うこととなった。

FAOは、長年、農林業分野の政策形成支援を行っているが、その一環として2014年9月の第36回AMAF会合において、「2025に向けたASEANビジョン・戦略計画案」を提出した。関係のSWG、タスクフォース、技術委員会等の検討を経て、本案は2015年10月の第37回AMAF会合において最終承認された。

2015年7月に、ASEANメンバー国がFAOとSPA for Cooperation on Livestock（2016-2020）の作成を行ったことも含め、FAOは畜産分野の支援を重視している。ASEAN各国の一人当たり所得が向上していくにつれて畜産物への需要も増加していくと見ており、この需要増に対応する必要があることと、畜産セクターのASEAN各国の内外向け両方の貿易政策の調和を図っていく必要があることによるとしている。

また、FAOは食料安全保障に関する戦略文書であるAIFS & SPA-FSの実施も支援しており、SPA for Cooperation on Livestockの作成と同じく、2015年7月にワークショップを開催し、栄養の要素を同計画に盛り込んだ。2016年、ASEANはオーストラリアとFAOの共同支援プログラムにより、One Health Approachを推進する「家畜衛生及び人畜共通疾病の調整センター」（ACCAHZ: ASEAN Coordinating Centre for Animal Health and Zoonoses）の設立を決定し、2021年9月から、具体的な取

組みが開始されている（オーストラリア拠出額は2.9百万豪ドル）。本プログラムにおいてFAOは調整部門の役割を担っている。なお、ACCAHZは2014年に策定された“The ASEAN Strategic Plan 2016-25 for Food, Agriculture and Forestry: The Livestock Sub-Sector”にもすでに位置づけられていたが、当時は資金ソース等、実施の詳細は決まっていなかった。

また、FAOアジア太平洋事務所は、日本の農林水産省からの拠出金を受けて、包括的SPS関連対策事業を長年実施しており、この対象地域にはASEANを含んでいる。その対象分野は食品安全分野、植物防疫分野の2分野であり、専門家派遣、人材育成などの取り組みを進めている。しかし、ASEAN事務局との特段の連携はなく、これら事業では、あまり積極的に協調して協力を進めているわけではない。

近年のFAOによる支援の取り組みとしては、先述の畜産セクターでの取り組みが挙げられるほか、大きな財政支援はほとんどなく、関係分野（食料安全保障、農林業政策形成等）において開催されるセミナー、ワークショップへの専門家の参加と助言、ワークショップを通じたASEAN事務局の能力構築支援、畜産プロジェクトのコーディネーションなどの取り組みが主なものである（表5.1.1）。

表 5.1.1 近年の FAO による ASEAN 協力の取り組みと概要

番号	取り組み	概要
1	南アジアおよび東南アジアにおける高病原性の新出疾病(HPEC) 地域協力プログラム	越境性家畜疾病と新出人畜共通病害について個別に制度レベルでの協力を進める。
2	ASEAN におけるバイオエネルギーと食料	バイオエネルギー開発と食料生産の相殺関係を整理するための政策形成支援。
3	ASEAN の食料安全保障分野の戦略計画・ビジョンの策定支援	左記の通り。
4	ASEAN 事務局の能力構築支援	AIFS and SPA-FSを効果的に実施するため、事務局員が適時適切に任された調整やモニタリングの役割を果たせるように能力を強化する。

出典：JICA調査団

5.1.3 GIZ (Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit)による ASEAN 支援

GIZ は環境分野における支援（生物多様性の推進、炭素排出の削減、気候変動対応など）、格差是正によるASEAN統合の推進、ASEAN共通基準による市場統合を主な柱として支援に取り組んできている。グローバル協力、2国間協力、地域協力の3階層においてプロジェクトを実施してきており、ASEAN地域の場合、同時に10か国対象にするのではなく、関係の作業部会（ASWGC、ASCP等）の示す優先度に応じて、選択的にプロジェクトを実施してきている。

ASEANに関しては、域内に多くのガイドラインが設定されているが、国によっては自国の努力ではそのガイドラインを実施できない場合があり、そのような格差を縮める方向で取り組みを進めている。具体的には、認証・検査システムのための認識メカニズムを構築させることで、国レベルでの基準システムを確立させることを目指している。

他方、基準・ガイドラインを普及させる上では消費者による認知が重要であり、消費者は、クリーンで良質な産物を求めていることから、スーパーマーケット等において、消費者に制度を認知してもらうための取り組みも進めている。そのためには、革新的な生産方法、加工・流通を持込むことになるが、その場合、一つの品目のバリューチェーンにこだわるのではなく、いろいろな品目についてオープンに対応している。

GIZは、関係の作業部会及びその傘下の専門家グループと協議して、プロジェクトの形成から実施までのプロセスを進めている。GIZがプロジェクト案を提案し、これら作業部会がその提案を検討し、GIZにフィードバックする。GIZはその意見に基づき提案を修正し、公式なASEANの承認プロセスに載せて、最終承認を得る。これには最終段階まで数か月を要している。

関係作業部会とGIZとの協働の例としてASEAN土壌栄養管理ガイドライン（ASEAN Guidelines on Soil and Nutrient Management）の作成が挙げられる。同ガイドラインは、気候変動対応の課題としてASWGCが求めて作成されたものであり、ASEANメンバー国の土壌の専門家が叡智を結集し、GIZの財政支援を得て、2017年に完成させている。

現在推進しているAgriTrade プロジェクト（実施期間；2018-2023）は、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムを対象としている。気候変動対応のスマート技術について官民でベストプラクティスを交換することが一つのコンポーネントである。具体的には、アグリイノベーション基金を設立し、同基金の活用により、すでに21組の官民組織により革新技術が実践されている。もう一つのコンポーネントがASEAN基準の評価である。

GIZの担当者への聞き取りによると、ASEAN GAPについては、消費者の認知が限定的であり、商業的な進捗を加速化させるためには他のドナー機関による支援も含め、まだまだ多くの取り組みが必要であるということだった。ASEAN GAPができた当初は、小売業者やその他の関係業界が取り組みに入っておらず、純粋に官ベースの取り組みだったことが、その進捗が限定的となった所以であると推察される。GIZは今後も、民間を巻き込む取り組みに重点を置いた協力を進めて行く予定である。

5.1.4 ASEAN の枠組みで実施されている日本の農林水産省による支援

日本の農林水産省は、AMAF+3の会合等を通じ、持続的な農業生産と食料システム達成の重要性や、化学農薬使用量の削減、これらを達成するためのイノベーションの強化についてASEAN各国と共通の認識を持った上で、包括的な分野で必要なプロジェクトを実施してきている。

支援を具体的に進めるにあたっては9つの協力戦略分野があり、この分野毎にいろいろな資金源を活用して各種プロジェクトを実施してきている。

- 【分野1】 食料安全保障の強化
- 【分野2】 バイオマスエネルギー開発
- 【分野3】 持続的森林管理
- 【分野4】 気候変動の緩和と適応
- 【分野5】 家畜疾病と植物病害虫の管理
- 【分野6】 能力構築と人材開発の強化
- 【分野7】 農産物の生産性、品質、市場性の向上
- 【分野8】 情報・知識ネットワーク・交換の強化
- 【分野9】 共同研究開発の強化

特に、ウクライナ問題以前から高騰している化学肥料の問題が、ウクライナ問題以降さらに顕著になるとともに、食料供給の分断、価格高騰という深刻な問題に拡大し、その収束が見通せない今日において、「持続的な農業生産と食料システムの達成」は、その重要性を一層深めているこ

とから、ASEAN各国との協議を含め、よりこの問題への対処に力点を置いた取組みが進められようとしている。

ASEANに対しては、主として同省から直接拠出金を事務局に提供するとともに、調整員をASEAN事務局に派遣し、現在では、事務局敷地内にこの拠出金事業の事務を行う場として独立した部屋を構えてプロジェクトを実施している。個別の支援事業としては、以下が挙げられる。

(1) 「アジア・アフリカ地域の農民組織の能力向上及び日本の食関連企業との連携支援事業」

ASEANへの拠出金事業としては、2006年にAMAFにおいて南南協力プロジェクト（5カ年）の実施が承認され、農林水産省からその調整のための職員が派遣されたことが最初の取組みである。

その後プロジェクトの内容は、南南協力からASEAN各国の農業省や農協職員の能力構築に観点が移り、「ASEAN能力構築プロジェクト(CBプロジェクト)」となり、現在もSPA-AC（2021-2025）の「ST5 小規模生産者支援プログラム」に位置づけられて実施されている。なお、同プロジェクトは、現在「アジア・アフリカ地域の農民組織の能力向上及び日本の食関連企業との連携支援事業」（うちASEAN拠出分）の中で実施されている。

日本の全国農業協同組合中央会（JA全中）に多くの業務を委託し、ACEDACの支援を受けて実施されてきている。いくつかの例を挙げると、

- 1) 農業政策セミナーの開催（テーマ例；ASEAN GAPとマーケティング、バイオマスエネルギー、水管理・持続的農業による食料安全保障）（開催期間；2～3日間）
- 2) トレーニングの実施（テーマ例；農協、作物生産・品質、アグリビジネス、農産物の付加価値、灌漑・水管理、農業技術の普及、農業セクターにおけるジェンダー）
- 3) 現地の農協等への日本人専門家（日本の農協の指導者等）の短期派遣（テーマ例；農産物のマーケティング、農協の人材育成、灌漑管理、ポストハーベスト技術、日本の統計手法）

などが実施されてきた。これらのテーマは、年1回開催されるプロジェクトの年次会合において、メンバー国の希望を聞いて設定されている。

なお、本情報収集・確認調査の第一次現地調査（2022年9月）において、同プロジェクトの過去（2018年）の活動の中で、農産物のマーケティング（直売所・部会組織）をテーマとして日本人専門家が派遣されたインドネシアLembang農協を訪問する機会を得た。現在は、専門家派遣後4年を経過した時点であるが、当時の専門家派遣が行われたという認識が、現在、同農協には残っていないと、数日間など短期的な活動で効果的に成果を上げる上での課題が示唆された。

同じく、本支援事業に含まれる「日系食関連企業の農産物調達支援プロジェクト」は、農産物の販売先の確保に苦勞しているASEANの農民と一定の品質や規格を満たす農産物の安定的な提供を求める現地の日系食関連企業を結びつけることを狙いとし、有望な農民組織の能力向上を図ることにより企業との連携関係を契約栽培の推進などを通じて構築する取組みである。

ASEAN各国から、このような観点の活動を実施するためのプロポーザルを募り、選定を進めた結果、ブルネイ、カンボジア、マレーシア、フィリピンの飲食産業との結びつきが構築されている。サラダの加工技術、パソコンによる農家組合の運営管理、ジャガイモの長期保存技術など新たな技術導入による新たなバリューチェーンが構築されつつあるが、まだ活動は緒に着いたばかりであり、プロジェクトの実施の評価を行う段階にはない。同プロジェクトを開始するに当たり、

ASEAN事務局内での調達関係事務の遅延が起こるなど、思わぬ障害もあり、事業の開始に至るまで担当者が解決する課題は少なくなかったとのことである。

(2) 「ASEAN地域の大学と連携した食産業人材育成促進事業」

ASEAN10か国の農業系連携大学に専門の講座が設置され、日本の民間企業等の協力により種苗生産から食品加工流通、消費に至る分野（種苗、農業、食品加工、流通、外食産業、マーケティング、食文化、農業金融、環境対策、分析技術、食品安全管理、食品規格等）において、講義、実習等が行われている。講座の開催の他、企業との共同研究やインターンシップを支援したり、優秀な成績の学生等を日本に招いて研修を行ったりしている。すでに10年近い活動が行われてきており、食産業の展開に資する現地の人材の育成が進んでいるものと思料される。

(3) 「日・アセアン連携によるGAP理解度向上推進事業」

2021年度予算により新たに実施されている。しかし実際の活動の開始は約1年遅れたため、実質的には2022年度からの開始である。ASEANのプロジェクトの承認プロセスは多くの段階を経る必要があることが、予定どおり開始できなかった理由の一つとして推察される。

最初の3年間は、国際的に通用するGAP認証の研修等を通じて日本発のGAP認証であるASIA GAPの理解度向上を図ることを目標としているが、ASEAN GAPに準拠している国別GAPがまだ3か国という現段階で、次の段階に位置づけられるASIA GAPへの理解度向上への一足飛びのステップアップの難易度はやはり高く、現時点では実施の評価を行うことのできる段階には至っていない。

(4) 包括的SPS関連対策

ASEAN事務局に拠出金は提供されていないが、ASEANを含むアジア太平洋地域に対してのFAOやOIE（International Epizootic Office）への拠出金の提供、専門家派遣などにより、包括的なSPS関連対策が長年実施されている。

これらは、日本の農産品・食品の輸出などの事業が円滑に進められることを目的として取組みが進められている。食品安全分野において、FAOアジア太平洋地域事務所（FAORAP: FAO Regional office for Asia and the Pacific）に専門家を配置し、食品安全に関する人材育成を行うことにより、農業・食品分野における国際基準との調和を図る取組みを行っている。SPS関連国際基準の策定に必要な科学的データ収集等を実施できる人材及び策定された国際基準等を自国内で普及できる人材を育成するためのトレーニングを実施している。

さらに植物防疫分野においては、FAORAPに専門家を派遣するとともに、地域ワークショップの開催支援を行い、アジア地域における植物防疫に係る能力向上により、日本への病害虫の侵入・まん延を防ぎ、日本の農産物の安全な生産・輸出がなされるように長年取組みを進めている。なお、対象国の現地農産物の残留農薬の分析・除去など、対象国の農産物の安全な生産・流通を確保するような取組みは行われていない。また、この関連でASEAN事務局と連携して実施されている人材育成などの取組みはない。

(5) その他の事業

ASEAN事務局への拠出金事業以外の支援としては、上記（4）以外には例えば、JAIF資金を活用しているプロジェクトや、専門家派遣（特にSPS関連の取組み）などが挙げられる。

一例を挙げると、「アセアン諸国等における持続的な食料システム構築分析事業」は東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA: Economic Research Institute for ASEAN and East Asia）に対して拠出金を提供して実施している。2022年から開始されており、農林水産省から専門家を派遣し経済的・環境的・社会的な側面からの持続可能性を考慮しつつ、関連する法制度や政策、阻害要因や課題の特定と分析、提言を行う。現在は、ウクライナ問題発生以降の農業・食料を取り巻く情勢の分析を踏まえた持続的な農業・食料システム構築のための具体的な取り組み（プロジェクト形成）の内容をASEAN各国と詰めており、その資金調達も含めASEAN各国から早急な取り組みの開始が求められている。

5.1.5 SEAFDEC (Southeast Asian Fisheries Development Center)による支援

SEAFDECは、1967年に設立された国際政府間組織であり、メンバー国は、ASEANの10か国と日本を加えた11か国である。事務局はタイのバンコクにある。SEAFDECの使命は、SEAFDEC委員会により、2017年に「東南アジアにおける漁業と養殖の持続性を確保するために、加盟国による協調した活動を助長、促進する」ことと定められている。

SEAFDECとASEANの間には、2007年にAEAFDEC委員会によりASEAN-SEAFDEC戦略パートナーシップが設定され、さらに第28回AMAF会合により、その業務（TOR）、活動メカニズム等の詳細が承認されている。

同パートナーシップでのSEAFDECの業務は、以下のものが挙げられる。

- 1) 技術的活動の実施により、国際的な漁業問題についてASEANメンバー国が共通の立場を明確化することを支援する
- 2) ASGWFiが漁業問題を精査し、その個々の問題について、ASEANが共通の立場を取ることが必要かどうかを判断する
- 3) SEAFDECは、国際会議に先だって、共通の立場を支持するために必要な技術的支援をメンバー国に提供する
- 4) ASEAN-SEAFDECが相互に合意した漁業プログラムをASEAN実施機関として実施する

活動メカニズムにおいては、現ASEAN-SEAFDEC漁業協議委員会のメカニズムを活用して、ASEAN-SEAFDEC漁業プログラムや政策の協議、審査、承認を行う。ASEANはASGWFiその他の関係組織の会合にSEAFDEC代表を招聘し、SEAFDECは、ASEN事務局をSEAFDEC委員会の会合に招聘する。

日本との関係においては、日本の農林水産省から拠出金（2022年193百万円）の提供を受け、水産資源の持続的利用に関する国際情勢分析能力や漁獲物認証システムの強化、地域に対応した養殖魚種の魚病・衛生管理対策、絶滅が危惧される対象になると予想される漁業対象種の資源管理を推進するための増殖推進、高度利用が進んでいない内水面漁獲物の取扱・加工技術の開発に関する取り組みが進められている。

5.1.6 日・ASEAN 統合基金 (JAIF: The Japan-ASEAN Integration Fund)による支援

JAIFは2005年12月に開催された第9回目ASEANサミットの際、小泉首相（当時）のプレッジに基づき、2006年に設立された基金である。その目的は、2025年のブループリントに沿って、ASEAN

の統合を推進すること、メンバー国間のギャップを縮小することに重点を置いた2025年ブループリントの実施を支援すること、技術の移転、日本からの投資、貿易と人的交流、ASEAN地域の調査・研究、ASEAN-Japan友好・協力のビジョンステートメントにある分野に関し、日本とASEANの間の協力を推進すること、地域、サブ地域の組織の運営を支援することなどである。

日本の農林水産省も同基金を活用し、ASEAN版責任ある農業投資ガイドラインの実施のための学習・認定プログラムの作成、東南アジア本土における侵略性害虫トマトキバガの対応に関する調整改善と能力強化、CLMVの水利用組織における圃場灌漑管理の開発及び促進に関する優良事例の共有、家畜資源の回復力と持続可能性に関するASEANバイオテクノロジー研究者の能力構築などの調査研究、能力構築に係るプロジェクトなどを実施している。

5.2 他の開発パートナーによる取り組みの事例

ASEAN 共同体あるいは加盟国にインパクトを与えた事例の抽出と分析を行った。事例及びそこから得られる教訓等を以下に記載する。

(1) 事例1 Grow Asia を主体とした Fall 種ヨトウムシの防除のための行動計画(2020-2025)策定(オーストラリア等支援)

Fall種ヨトウムシは、2018年に最初の発生がインドで報告された後、急速に東南アジア、太平洋の広範な地域に広がってメイズその他の畑作物に深刻な被害を与え、重要害虫となっている。その効果的防除のための行動計画(2020-2025)を策定し、ASEAN地域全体に関わる問題に取り組んでいる。

特筆すべきは、ASEANの取り組みの中でも行動計画が立ち上がるまでに要した時間の異例の速さである。本件については、2019年10月、SOM-AMAFから、ベトナム農業農村開発省、ASEAN事務局、ASWGCの協力を得て、Grow Asiaに対し、地域対応フレームワークを作成するよう依頼した後、Grow Asia のそれまでの知見及び30数名の全世界に渡る研究者・専門家の知見を動員し、6か月後の本行動計画案が策定され、2020年5月には最終化されるというような緊急な対応がなされた。

本害虫の防除には確かな発生のモニタリングに基づき、被害が深刻になる前に防除を行うことが重要であり、1か国だけでの対応は難しく広域のモニタリング・サーベイランスの体制の確立が必須である。本行動計画には、モニタリングのためのドローンなどの新技術の活用も盛り込まれ、効果的な体制が構築されつつある。また、単にIPM (Integrated Pest Management) の実施を農家に求めるのではなく、コスト・労力に見合うIPMの具体的な方策も示されている。従って、本行動計画が十分な資金を得て、効果的に実施されれば、同害虫による被害を大きく減少させることが期待される。

効果の発現までには多くの年月を要するが、計画作成については、ASEANの枠組みとしては異例の迅速性が示された点において、優良な計画策定の事例と考えられる。

(2) 事例2 ラオスにおける AgriTrade プロジェクト (GIZ 実施期間 ; 2018-2023)

本プロジェクトの実施国の一つ、ラオスにおける活動状況の概要について、プロジェクトの調整を担う機関である農林省農業局によれば、次の通りである。

上記アグリイノベーション基金21の取り組みのうち、6つがラオスで実施されており、新規加工技術の農家グループと企業の協働によるビジネス展開という形で進められていた。多数の企業の

企画の中から審査して、6つの企画を採択した。

事業を実施している農家グループは有機農業グループであり、原料を企業に提供し、企業がそれを加工し、販売するという形式である。品目は、バタフライピーを乾燥して、お茶を作ったり、バナナを加工してチョコレートと混ぜ合わせて新製品を開発するなどの事例であった。同基金は、これに必要な乾燥施設 (Solar System)、加工機械、倉庫などの施設整備、包装に必要な資材の購入などに活用されている。特に加工技術や農家との調整に、Organic Home Lao (<https://organichoelao.com/>)の支援を得ていた。Organic Home Laoは有機農産物のマーケット情報のアプリケーションを開発し、その利用について関係者のトレーニングを行っている。

同プロジェクトが支援しているASEAN GAPの推進については、ASEAN GAPに一部準拠したLao GAPの基準が2011年に制定されているが、2022年に改訂されている。同プロジェクトは、Lao GAPの総則部分と作目別の部分の策定支援および、検査体制と認証システムの構築支援を行っており、制度構築・改善について一定の貢献をしているものと思われる。しかし、ASEAN GAPをベースとして制定されているLao GAPの基準により認証された農場は、2022年11月現在で、わずか27農場であり、普及に繋げていくには課題がある。

ラオス農業省としては、GAPの消費者への周知の重要性は認識しているが、消費者を啓蒙する予算がなく、対策を講じられていないのが実態。右のようなロゴも設定されているが、農場にも製品にも表示されている事例は見られなかった。



ラオス農産物認証のロゴ

5.3 開発パートナーとの協力関係から得られる教訓

各分野のSPA に記載の多くの取組みは、その企画提案書を作成すると同時に、ASEAN事務局事務職員 (ASEC-DO: ASEAN Secretariat Desk Officer) とその実施に要する資金源を模索する作業が行われ、その資金源の多くは、開発パートナーに依存しているプロジェクトが多い。そのような開発パートナー支援プロジェクトの実施においては、以下のような困難な点が顕在化していた。

(1) 長年に渡る重要課題の解決・目的の達成までの道程

これら開発パートナーが支援しているどの取組みも、その成果が現れるまでには、多大の年月を要している。例えば、ASEAN GAPの普及・推進という課題は、オーストラリアの支援で2006年にASEAN GAPガイドラインが作成・承認され、すでに16年を経過しているが、ASEC-DOへの聞き取りによると、2022年11月現在において同ガイドラインに準拠している国内GAPはマレーシア、カンボジア、タイの3か国のGAPに限られており、現在もASEAN GAPの普及に取り組んでいる。

GIZによると、まだ商業的な進捗はほとんどないと評価されている。現在AgriTradeプロジェクト (2018-2023年) を実施しているGIZ担当者も、多くの課題の達成に多大の年月を要することを強く認識していた。

(2) 能力構築型プロジェクトにおける成果の見極めの困難性

また、対ASEAN支援プロジェクトの具体的な活動は、能力構築が中心であり、それに参加した

ASEANメンバー国の政府や農協等の個々の職員は、参加を通じて新たな知識を身に付けたり、啓発されているものと考えられるが、その知識が参加者の自国に持ち帰られて、実際、現場で組織的にどう活かされているのか、トレース・評価することは相当困難である。

年1回の関係作業部会に各国から評価報告書が提出されているが、上記の内容が記述されているかどうかは疑問である。例えば、上記2011-2014年に実施されたCBプロジェクトのトレーニングコースへの過去の参加者に対するインタビュー調査の実施結果（下表）では、個々の参加者のAction Plan（主に習得知識の自国の農業者や農協への伝達など）の達成率は低くないが、取得された知識がさらにどうなったかについては明確に述べられていない。

さらに、同プロジェクトでは、日本での研修も度々行われ、日本の卸売市場・農協への訪問・見学・説明などの機会は多々設けられているが、その先にある知識活用や、ASEAN各国の卸売市場制度や農協での取り組みにおける実践に繋げていくためには、多くの課題が残されている。

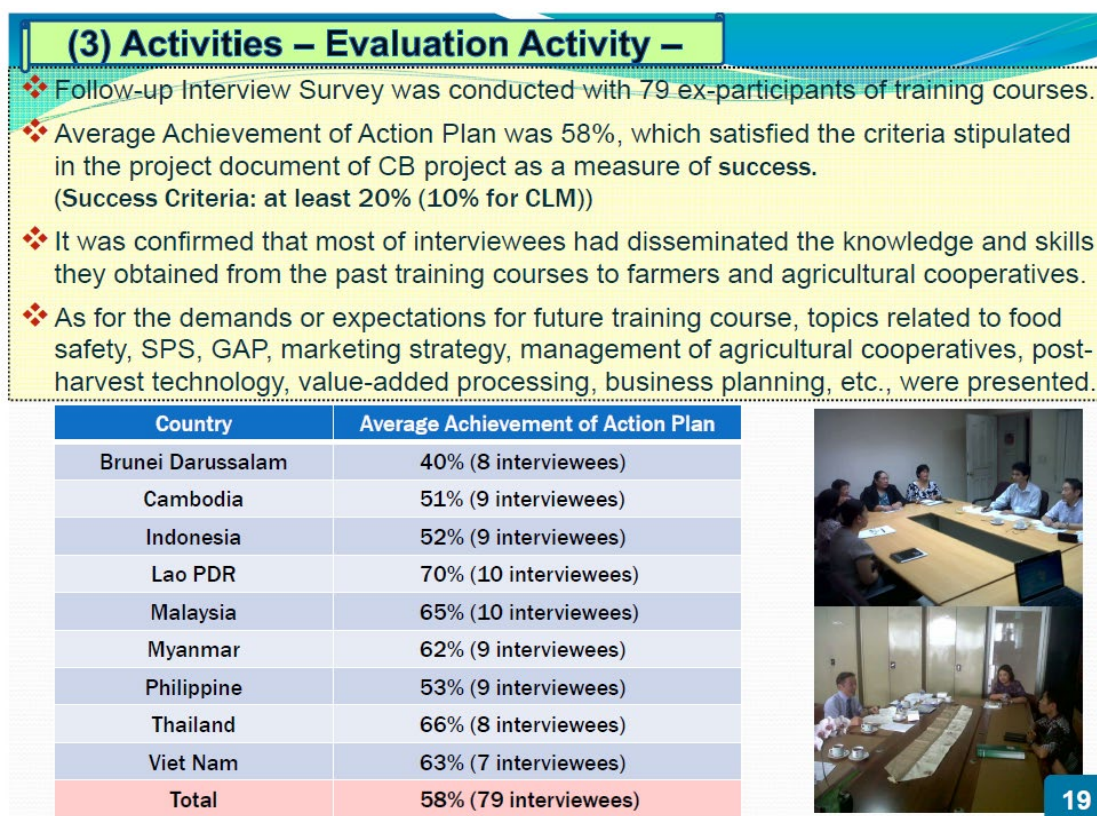


図5.3.1 CBプロジェクトにおける評価

出典：プロジェクトの発表資料から引用

第6章 FVC 強化の歴史的変遷にかかる比較考察

本章では、FVC 強化に関連する戦後日本の産官学の取り組み、その背景、エポックメイキングな出来事等の歴史的レビューと考察を整理した。人口増に伴う食料需要の変遷や消費者ニーズの変化などに着目し、その変化に応じた対策や取り組みを「人材育成・組織化」「政策・制度整備」「技術革新」「インフラ整備」「民間投資促進」の観点から整理・分析した。

また、タイにおけるVC強化の歴史的変遷について、現地調査を含む情報収集を行い、日本との比較考察を行った。ASEAN諸国の中からタイを選定したのは、コメの生産国であり、戦後の食糧増産、圃場整備や機械化などの農業政策、工業化と都市への人口流出、農家の高齢化など、日本と類似性の高い経験を経ており、比較が容易であるためである。

6.1 日本における FVC 強化の歴史的変遷

6.1.1 FVC 強化に係る歴史的区分

本節では、終戦から1954年まで、好景気の1955~1990年、1991年から現在に至る3期間について、それぞれ「復興期」、「成長期」、「安定成長期」として、国内の農産物の生産、流通から消費に至る過程・フードバリューチェーン（以下FVCと言う）の強化に繋がった事柄について整理・分析し、関連する産官学の取り組み、その背景と出来事等について考察を行った。なお、ASEAN諸国の多くの国において共通の関心事となっている、米、野菜等の小規模農家の経営改善に関する提言を行うため、本調査では、米、野菜作を中心に取りまとめた。

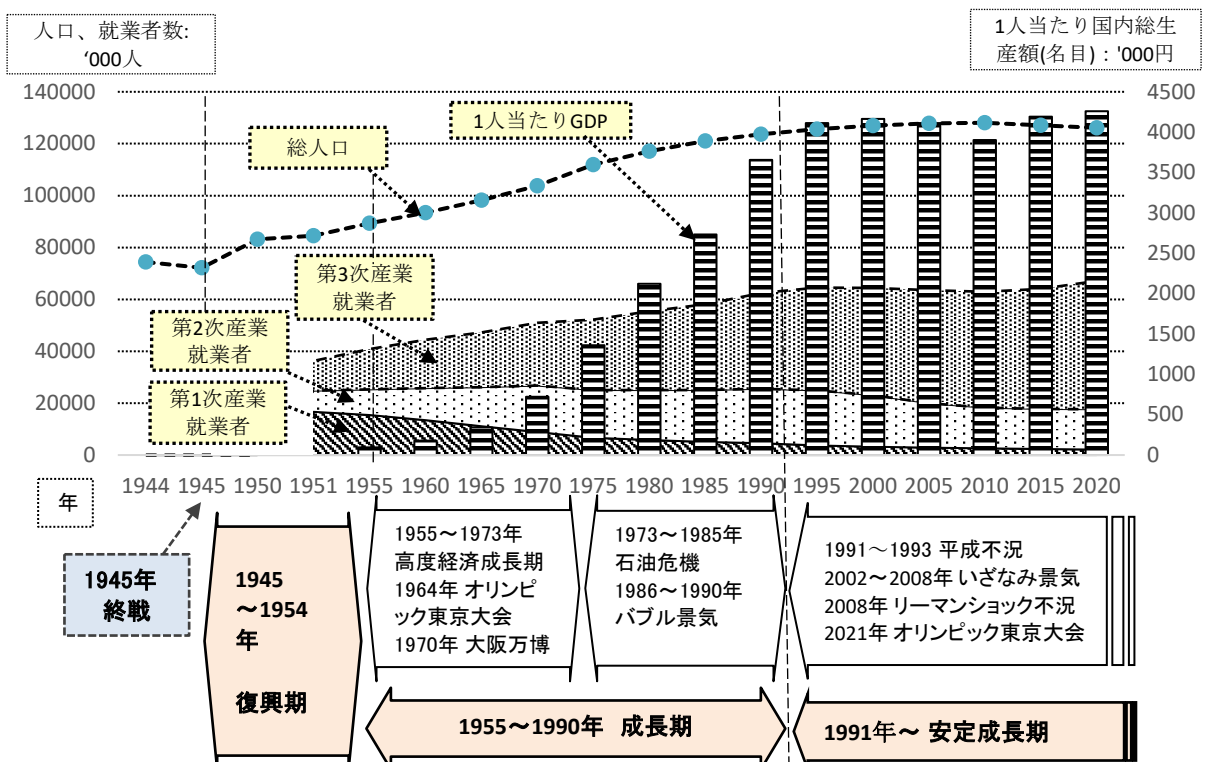


図 6.1.1 戦後日本の人口、産業別就業者、1人当たり国民所得の推移

出典： e-Stat、総務省「労働調査」、経済産業省 HP をもとに調査団作成

注：経済企画庁（当時）は、1956年版経済白書で「もはや戦後ではない」とし、経済産業省は、バブル景気（山：1991年2月）以降を「平成不況始まる」としている。景気停滞と表現する場合もあるが、内閣府では1990年代以降を低成長としている。

6.1.2 復興期（戦後～1954年）

日本が直面したのは、1945年の終戦当時、戦後処理だけでなく、気象災害によって主食の米の収穫量が、過去40年で最低の水準となり、死者行方不明者1000人を超える3年連続の地震発生があったことである。日本における稲作の歴史は、冷害と台風被害との闘いであり、特に低温に弱い熱帯産の稲は、日照量と長期低温（気温、水温）によって受粉、結実が妨げられて減収につながるリスクと隣り合わせであったことから、また、ほとんどの農家が米を生産していたこともあり、この時期は明治以降最悪の飢饉でもあった。

以上の様な戦後の状況下にあつて、日本のFVCを大混乱に陥れた事柄は、米の極端な不作による供給不足と言える。これに対して政府は、食糧管理制度の配給制によって、全ての国民が均等に必要なコメ等が行きわたるようにしていたものの、十分な量を供給することができなかった。このため、焼け野原が多く残る中で、疎開先から戻った住民や復員兵等を抱える都市住民は、農村に買い出しに行くことや闇市で割高な費用を払って食料不足をしのいだ。それでも家族全員が十分な食事をすることができるわけではなく、炊いたコメではなく雑炊にして食べるが多く、栄養状態は悪かった。

FVC強化のための根本的な対策として、農村の貧困撲滅と民主化が大きな課題として取り上げられて、農地改革、農業協同組合創設、農業改良・生活普及、土地改良等の対策が実施され、国家及び地方とも予算が極めて限られた中で、経済復興後に備えていたことが伺える。

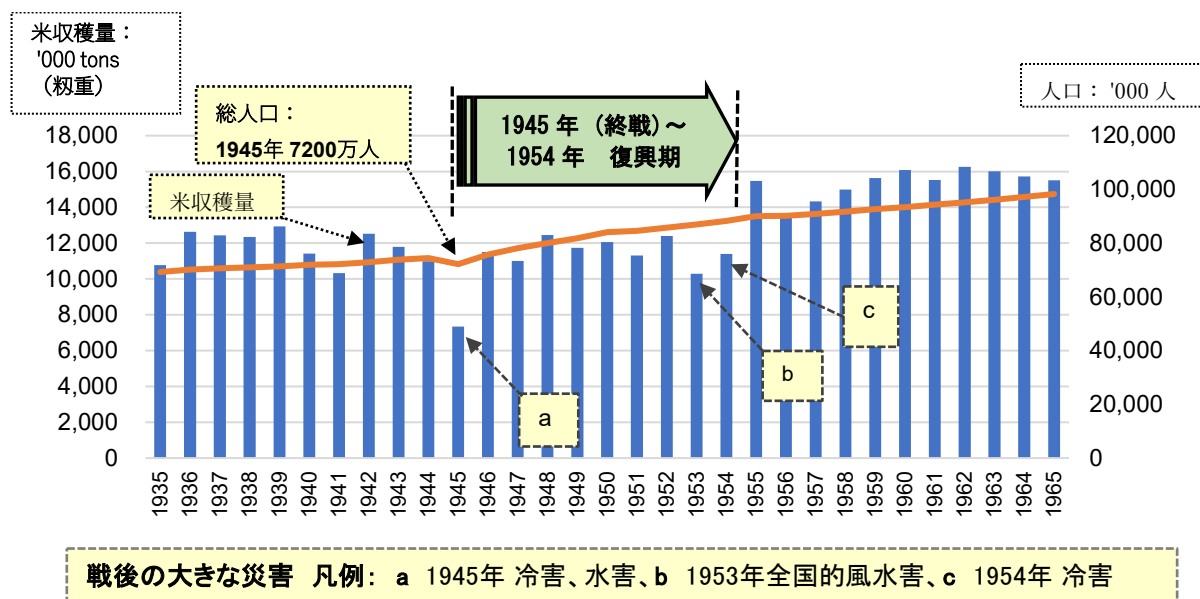


図 6.1.2 復興期前後の米収穫量と人口の推移

基礎資料：農林水産省の累年統計を元に作成

以下に、復興期における特徴的な出来事を示す。

(1) 農村の貧困解消と民主化（1946年～）

農地改革による自作農の大量出現は、営農のための組織化、営農と生計のための相談役の登場、水利用組織の再編等により、農村の貧困解消と民主化のきっかけとなった。

① 農地改革・自作農創設

それまで、小作人は高率（40%程度）な小作料で、低所得から脱することが困難で、社会的に低

い地位にあった。農地改革は、戦前1926年から1945年にかけて取り組まれてきており、解放された農地は29万9000ha、55万3000戸が解放された。終戦後は、これをさらに強力に推進するべく、連合軍最高司令官総司令部（GHQ）の勧告を受けて、1947～1950年にかけて行われた。その結果、総耕地480万haの46%を占める小作地223万haの約193万haが地主から買い上げられ、475万戸の小作農に廉価で売り渡された。この結果、経営規模1.0haの自作農を中心とする農村社会が形成されるに至った。この対策に加えて、自作農として自立した農民が再び小作になることがないように、土地の法的措置も実施された（自作農特別措置法+農地法）。

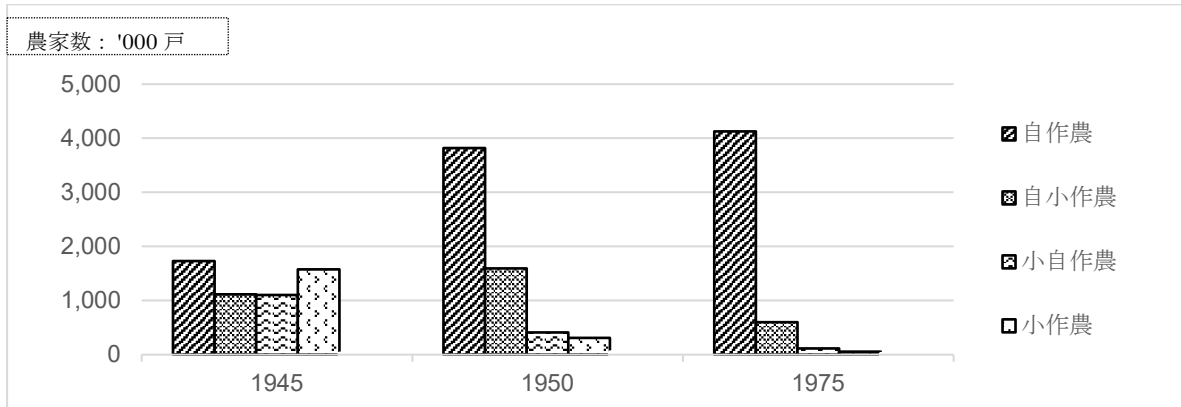


図 6.1.3 農地改革による農地保有区分別農家数（全国）の変化

出典：農林省「農地改革の成果に関する統計」・農林水産省「農業センサス」

以下の対策（②～④）は、GHQの指令による農地改革を補完する農村の貧困解消と民主化対策で、日本のFVCに重要な役割を果たすことになった。

② 自立した営農のための自作農の組織化（1946年）

都市に人口が集中するようになって、産地で安く買い取り、都市で高値販売する卸業者（問屋や仲買人）の旧態然とした活動が習慣化し、農家はいつまでも適切な価格で産物を売ることができなかった。また、農業資機材を購入する際も、同じような状況で、農民は高く買わざるを得なかった。これに対して、村内の旧地主も参加、全農家が組織化して、営農資機材の共同購入、生産物の共同出荷による農業所得の向上、安定を目指すことになった（農業協同組合法）。

③ 自立した営農と生計のための相談役の登場（1948年～）

小作農は、地主の指示に従い農作業を行い、物納で小作料を支払った残りで生計を営んでいたが、自作農として独立した後は、営農技術と家族の生活を維持するために相談する相手が不足していた。協同農業普及事業は、都道府県の専門の職員が、農業者に直接面接しながら、農業生産・経営技術に関する支援を行うもので、1948年8月に「農業改良助長法」が施行されて、協同農業改良普及事業が発足した。この事業は、GHQの指導の下、アメリカ合衆国の手法に従い導入された施策で、農業者に作物栽培や経営管理技術を伝えるだけでなく、農民の生活面にも関わるもので、農業改良普及事業、生活改善普及事業、青少年教育の3部門で構成されている。国と都道府県が協同しておこなうもので、農民の生活水準が向上するに従い、その後、農業改良普及事業のみに集約されていった（農業助長法）。

④ 旧地主と新たに自作農となった農家が組織する土地改良区が活動を始めた（1949年）

わが国の国土は全体に傾斜地が多く、田植え時期から収穫期に至る期間にまとまった用水を持続的に必要とする。このような中で行う水稻生産における水利用秩序は村の歴史と重なっており、

村長の指揮の下、水源を村人総出で管理することは、各圃場に用水を等しく分配することが不可欠であったことに起因している。農地改革における地主解体によって、自作農を主体とした農地利用と水利事業推進に向けた土地改良区の組織化は大きな課題となったが、永年にわたり形成されてきた水利秩序形成を継続するため、全員加入の下、農地および農業水利に関する事業実施や施設の維持管理は、土地改良区に引き継がれることになった。(土地改良法)。

(2) 農家の圃場から生まれた栽培改良技術と新品種 (1944年)

日本における稲栽培の歴史は、冷害との闘いであり続けている。冷害は、田植え後の日照量不足による長期間低温と、出穂、開花時期の日照不足で起こるが、「同じ品種でも早植ほど冷害に強く稔りがよい」ことに気付いた長野県の農民が1942年に考案し、その後の県農業試験場による応用研究が農林省に取り上げられ、全国に加速度的に普及した。栽培管理技術や新品種の開発は、国や県の試験場で行われるだけでなく、農民が発想して、これを県、国の試験機関が取り上げ、全国に普及した品種もある。このような品種の育成及び栽培技術の一例であるが、ブドウ「巨峰」、リンゴ「玉林」と「ふじ」、イチゴ「女峰」、そして、「野菜苗の接ぎ木技術」のようなものがある。

6.1.3 成長期 (1955年～1990年)

1955年以降、1990年までの35年間の好景気があって、都市における労働需要が急増、農村から都市への集団就職や出稼ぎが急増するなどがあり、1人当たり国民所得(名目)は1万円以下であったものが400万円の水準となった。国民所得の増加は、購買の選択肢拡大によって食の多様化が起り、米以外農産物の需要が急増して、野菜、果物、肉、生乳、鶏卵の生産が伸び、中でも野菜と肉類が大幅に増加した。このような国産農産物の生産と並行して輸入農産物も急増した。農業経営は、基幹的就業者が減少して兼業農家が増加し、稲作中心から稲作と野菜や果樹等を組み合わせた複合経営や、野菜、果樹、肉牛、乳用牛、養鶏等の専作経営に分化していった。また、「一村一品運動」が起り、地域として農業の方向を模索する取り組みが広まっていった。

1人当たり年間米消費量(米穀)は1960年の118kgから、1990年の70kgに59%の減となった。米の需要量が下がっているものの産出額が上昇しているのは、減反政策下であったが、食管制度の継続で買い上げ量があったことや、価格は高いが食味の良い米が出回り始めた影響である。この時期には、多品目の農産物流通量が増えるにつれて、野菜のうち特に消費量が多いキャベツ、たまねぎ等を産地指定して、出荷安定を図る「野菜生産出荷安定法」が施行された。さらに、これらの産物を集荷・分荷、価格形成、代金決済の機能を有する「卸売市場(青果・魚介類、花き、家畜)」が各地に開設され、日々の品目別入荷量、価格情報が公開されるようになった。

食管制度は、1942年の戦時下にあつて、政府が食糧(主にコメ)の需給と価格の安定に直接介入して管理するもので、特にコメの産地が偏在することを解消して、国民が平等に入手できることを目的にした制度であった。終戦直後の食料不足期において食管制度は有効に機能したが、経済成長が進んで国民の食の需要が多様化するにつれてコメの余剰が生ずるようになり、需要に応じた供給のために米作農家に作付面積を割り当てて調整するために採用されたのが減反政策で、2018年まで継続された。なお1994年、種籾と農家の家計仕向け分を除く全量を政府が買い上げる食管制度に代わり、備蓄米のみを政府が買い上げる食糧法が施行された。

経済の成長は消費生活の形態を大きく変容させ、この時期には電気炊飯器、冷蔵庫、電子レンジが普及を始め、また、即席めん、レトルト食品等が開発・市販される等、食材の保存や調理手段の充実と食品の多様化があった。そして、「大規模小売店舗法」も整備され、全国的にスーパー

マーケットが店開きし、市中の農産物流通が大規模化、広域化してきたことにより、長距離フェリー航路の開設や高速道網の整備が進展しはじめて、流通業が拡大してきた。このような物流の拡大と共に、ビジネス・プライベートツールとして携帯電話サービスが開始され、その後のデータ通信への発展の始まりとなった。

FVC強化のための対策としては、生産と消費に関わるものが増えて、技術革新、民間投資促進、政策・制度整備が全般に増加したことが特徴的である。次いでインフラ整備も増加してきた。

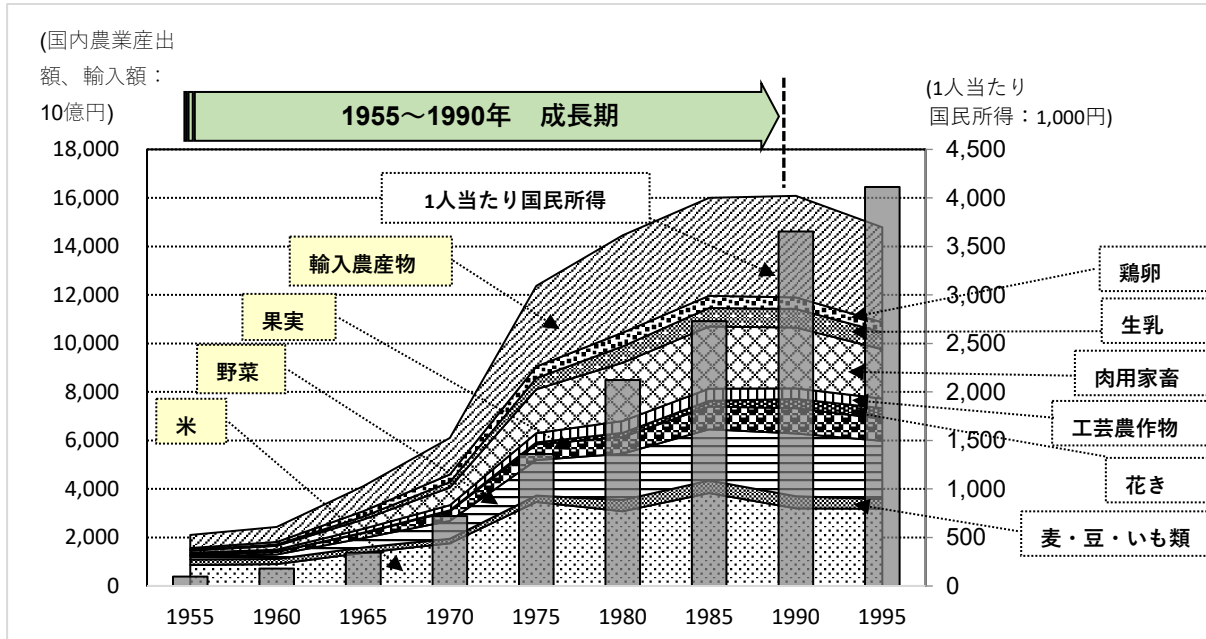


図 6.1.4 1人当たり国民所得（名目）と国内農業生産額、輸入農産物の推移

基礎資料：農林水産省の累年統計を元に作成。注：輸入農産物は、林産物と水産物を除く。

以下に、成長期における特徴的な出来事を示す。

(1) 農業機械は垂直的開発・普及から水平的開発・普及へ（1960年～）

自作農家は、田植えや収穫などを「ゆい」による相互扶助で田植えや稲刈りなどの作業を行っていたが、耕耘作業は牛馬から耕運機に、脱穀作業は人力から脱穀機と機械化が進み始めた。その後、好景気が続いて、働き手の出稼ぎや他産業への就業が進み、農家は専業農家と兼業農家の二極化に至った。兼業農家では、息子が出稼ぎや農業以外の産業に就業して、農業は、父、母、妻が中心になって営む、三ちゃん農業と呼ばれる状況が続いた。このような、農村から都市への労働力流出は、農業就業者の不足と農業機械の需要を高めることとなり、日本の風土に合った稲作経営のための機械化技術の研究が、国の農業試験場とメーカーの連携により進められていった。

農業の機械化は、水稻作が先行して行われ、田植え機、トラクター、コンバイン等、中小型水稻作の一貫した体系が農家の平均的装備となった。その後、水稻用の機械化技術は、野菜や果樹、花き、施設農業等の機械化に向けて水平的に広がり、近年では、スマート農業技術実践プロジェクトが全国で取り組まれて、耕種分野から畜産に至るまで様々な開発が進行している。

(2) 味を追求してたどり着いた「コシヒカリ」（1956年）

戦後の好景気によって、日本国民の食の多様化が進み、毎食が「米と副食」の食習慣であったものが、「パンや麺と副食」、洋食や中華等、多種類の食材、料理を食するようになった。このこ

とがコメの消費量減少の原因となった訳である。このような中、国立農事試験場では、かつては耐寒性と多収を品種開発の大きな目標としていたが、病気（いもち病）に強いことや食味に優れた点を両親から引き継いだ「コシヒカリ」を1956年に誕生させた。高級品種「コシヒカリ」の需要は好調で、コメ作農家は、「コシヒカリ」に切り替えを進め、所得の確保に繋げてきた。誕生以来40年以上経った今日でも、「コシヒカリ」及び同系統の作付面積は、第1位（2021年、約40%）を占めるに至っている。

(3) セリ売り取引は、農業生産者と消費者に適切な価格取引をもたらした（1971年）

① 卸業者の介在で、都市消費者は割高な食品購入をせざるを得なかった

都市に人口が集中するようになって、産地で安く買い取り、都市で高値販売する卸業者（問屋や仲買人）の活動が習慣化し、農家はいつまでも適切な価格で産物を売ることができず、都市生活者は割高な生鮮食品を買わざるを得なかった。

② セり売りを基本とする「中央卸売市場」は、公正な価格を形成（1927年～）

最初の中央卸売市場は、1927年に京都市で開設され、以後全国に広まっていった。この中央卸売市場の売買で卸売業者は、集荷した生鮮食品を仲卸業者にセり売りして、仲卸業者は買い取った食品を、スーパーマーケット等の小売り業者に再販売するもので、公正な価格決定と取引の明確化、価格と品質の安定、保健衛生上の効果が実現した。一方、農民は、個人ではなく農協組織で「共同販売」して、卸業者による割安な農産物の買い取りは改められるようになった。

③ 大都市に集まる大量な生鮮食品の迅速な販売・荷捌きで、卸数量・価格を公表（1971年～）

1971年、東京都を始め都市人口の急膨張に伴う生鮮食料品（青果・水産・食肉）消費の高度化・多様化、国内外産地の大型化と入荷量の大規模化、せり売・入札・相対取引で公正な価格形成、衛生的な検査、多数の小売業者等へ迅速な販売・荷捌きと確実な取引の決済に対応するため、「中央卸売市場法」を大幅に見直して「卸売市場法」が施行された。

卸売市場で公表される品目別産地別日別、卸売数量、卸価格は、JA等の販売担当者にとって販売作物の市場を選択する上で、また、生産者にとっては計画的な営農のために重要な指標となった。さらに、公表される卸値は、買い手側・小売店にとっても計画的な運営に貴重な指標となっている。なお、セりを基本とする卸売市場の仕組みは、一部の学者だけで作り上げられたものではなく、市場の取引に関わる様々な人が、実態を基に議論を行った結果生まれた。

(4) 一村一品運動（OVOP）で地域を活性化（1961年）

1960年代、大都市が好景気に沸きだした頃、大分県大山村では、村長兼農協組合長が青年農業者に中心的に呼びかけて、水稻から所得額の高い果実生産に切り替える「ウメ・クリ運動」に着手した。この運動では、作物の収量向上だけを目指すのではなく、加工品等、生産物に付加価値を付けて所得向上を目指し、ウメ・クリだけでなく多品目産物を周年的に生産して「月給を取ることが出来る農家」に発展させた。この運動では、村長・農協組合長からの上意下達ではなく、農民自身の自己改革によって各自が発想して発展に繋げようと「人づくり」に基本を置いていた。

その後、大山村の取り組みに注目した大分県は、この運動をさらに県内市町村の振興に向けて、「主役は県民、行政は黒衣」とし、「一村一品運動」として支援を拡大し、なおも活動は進行中である。なお、「一村一品」はシンボリックな表現であり、一村3品でも2村一品でも構わないとしている。また、現在の日田市大山（日田市と合併）の直売所では、新鮮な農産物よりも加工品の売り

場が大きな面積を占めていることが特徴的である。

(5) 大規模店舗進出で各地に出現したシャッター街（1973年）

戦後の好景気の中であって、スーパーマーケットの全国各地への進出は目覚ましく、中でも地方の百貨店や中小規模小売店との間の、限られた/市場を巡る競争は一時期激化した。1973年、小売業の近代化を図るため、地方進出を目指した大型小売店と地元の中小小売店の利害調整を基本とする「大規模小売店舗法」が施行された。スーパーマーケットは、農産物の規格化、ICTを活用した商品流通の管理、新聞広告やTVなどメディアを使った広告戦略、など徹底した合理化とコストダウンを図り、FVCの各段階への影響力を強めた。

しかし、多様な仕入れ方法で安売りするスーパーマーケットの中小都市進出によって、旧来の商習慣を基本にして永年続いてきた米屋、八百屋、豆腐屋、肉屋、魚屋等の小売専門店は、採算を持続できない状況に追い込まれ、シャッター街が各地に出現し、FVCの再編成が進むこととなった。車社会が定着して、消費者の立場からは、スーパーマーケットには車で乗り入れし、1か所で、より安く、まとめて買い物を済ますことができることが便利である。近年では、広い駐車場を備えたコンビニが街角毎に立地するようになり、スーパーマーケットとの競争も起きている。

6.1.4 安定成長期（1991年～現在）

1991年のバブル経済崩壊後、企業のリストラや製造拠点の海外移転などにより、日本経済は頭打ちの状態となり、人口の伸びが止まり高齢者人口の増加等により、食料需要も横ばい傾向となった。このような中、1986年から行われてきた 関税及び貿易に関する一般協定(GATT Uruguay Round) の 1993年の交渉で、コメを含む全農産物の市場開放に向け進むことになったことは、その後の日本の農業の在り方に大きな影響を与えた。(詳細は、(2) GATT Uruguay Round 農業合意)。

その後日本は、自由貿易拡大、経済連携協定推進を通商政策の柱とし、2023年2月現在、50カ国との間で CPTPP (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership) や RCEP 協定 (Regional Comprehensive Economic Partnership) を含め 21 の経済連携協定を署名・発効済みである。1990～2022年の農産物の輸入額は4兆1000億円から13兆4000億円に増加、一方、輸出額は1990年に3500億円であったが、2022年に1兆4000億円を達成し、国は2025年に2兆円、2030年に5兆円の輸出目標を掲げている。このような国内農産物市場の世界への開放は、国内だけでなく貿易相手国の消費者の立場に立った農産物の安全性を保障することが基本となってくるため、食品安全、トレーサビリティ、食品表示、食品ロス、有機農業、リサイクル等の政策・制度がきめ細かく整えられるようになった。また、政府は、「みどりの食料システム戦略」で、環境にやさしく・省力化に資する栽培・管理技術への転換に向けた支援の具体化に取り掛かっている。

2015年度の消費者の飲食費の形成過程からみると、食材18.4兆円（国内農林水産物9.6兆円、輸入食用農林水産物1.6兆円、輸入加工食品7.2兆円）は、流通業29.5兆円を経て、最終的に食品製造業19.8兆円、外食産業16.1兆円が付加され、合計83.8兆円の支出となった。経済成長期までは食材、流通、食品製造業、外食産業のどの部門も成長したが、中でも流通部門の成長は顕著であった。1995年以降は、国内農林水産物が漸減となる中、輸入食用農林水産物、食品製造業、外食産業はほぼ横ばい傾向を示しており、一方、輸入加工品と食品関連流通業が漸増の傾向を示し続けている。輸入加工品は調理済みのフライ食品等が代表的で、食品関連流通業の増加傾向は中間業者を排除した直接販売が大きな要因であるとみられる。

戦後、人口増加に伴って食品流通は種類と量の膨張とも言える拡大をしてきたが、質についても大きな変化が起こってきており、この流れを、施行された法律・制度から概観する。すなわち、復興期においては「食品衛生法」「農薬取締法」「JAS法」「農産物検査法」が代表で、安全な食品を生産及び供給側が守る必要のあることが決められた。成長期には「生衛法」で食品の安全な処理、加工、調理に関する取り決め、「農用地汚染防止法」では各地で公害が問題となったこともあり、農地と水質を保全することが課題となった。そして、安定成長期においては「食品リサイクル法」「食品安全基本法」「食育基本法」「米トレーサビリティ法」「消費者安全法」「GAP共通基盤ガイドライン」「食品表示法」「地理的表示法」「食品ロス削減推進法」「農産物品質法」のように、消費者が安心して食品を購入できるための法制度が整備されてきた。以上のように、復興期、成長期、安定成長期を経て、消費者が安心できる食の安全に関する体系が形成されつつあることは、FVC強化の観点から特記すべき事項といえる。

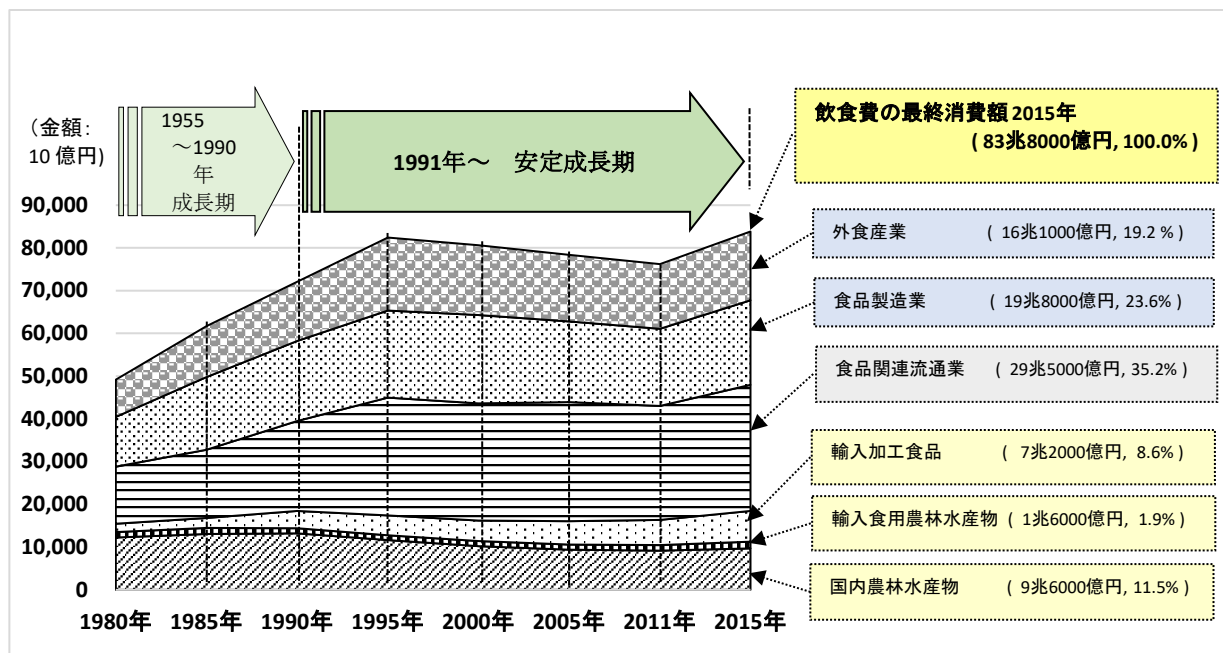


図 6.1.5 飲食費の産業別支出金額構成の推移

基礎資料：「2015年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」（大臣官房統計部、2021年2月、農林水産省）「表4 飲食費のフローの推移」を基に作成。

以下に、安定成長期における特徴的な出来事を示す。

(1) 深刻な労働環境の改善は鉄道と航路から（1991年）

① 都市の消費需要は、全国各地からの産物を必要としている

都市に人口が集中するようになって、これまで近郊の地域からの食材供給で足りていたものが、より広域からの供給を必要とするようになってきた。人と物の高速で大量・効率的な輸送のために、鉄道、道路、そして航路が、全国に整備、充実されてきたが、生鮮農産物、食品等の集荷と配送は、少ロットで、他の品目に比べ手荷役作業に頼るところが多く、この輸送はトラックによるものが大半であるため、トラック業界では深刻さを増す労働環境改善が最も優先する課題となっている。

② 長距離輸送は、トラックから鉄道、航路に

モーダルシフトはCO2排出削減・自然環境への負担軽減⁶⁰、交通渋滞緩和、人出不足の解消、物流コスト削減で、特に2024年4月から「働き方改革関連法」で、時間外労働時間の上限が年間960時間に制限される（2024年問題）ことを見越して、運送業界では様々な対応がされてきている。また、2021、2022年度に積載量を大幅に増やした長距離フェリー新造船の就航や新航路開設などが相次いでおり、モーダルシフトは大いに期待されている。しかしながら、目下、「事故や天候、休暇、振動（列車）等により需要に十分対応できず利便性に難がある」、「輸送時間が延びる」、「利用できるルートが限られる」等の問題があり、解決が待たれる状況である。

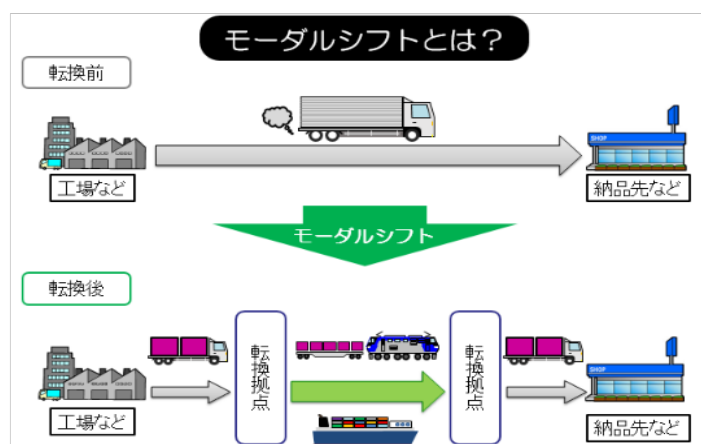


図 6.1.6 モーダルシフトについて

出典：国土交通省

(2) GATT ウルグアイラウンド（UR） 農業合意（1993年）

1) コメ不作による緊急輸入

1993年、この年は記録的冷夏により、コメは記録的な生育不良であった。コメ需要量971万トンに対し収穫量が781万トンで、190万トン不足し、備蓄を当てても不足することが予測されたことから、タイ、アメリカ合衆国、中国から急遽輸入することになった。この緊急輸入は約260万トンで、タイが中心となって応じたため、主食用、加工用にタイ米が流通することになった。当時の世界のコメの貿易量はアジアで約1,200万トン、世界合計で約1,600万トン台であったため、国際相場の高騰だけでなくタイ国内の相場も上昇することになった。

2) 貿易自由化や多角的貿易促進交渉で、日本市場は世界に開放

日本政府は、コメは国民の主食であることと稲作農家の生計保護のためにコメの輸入を基本的に認めて来なかったが、1993年の日本のコメの大量輸入が世界の相場に影響を与えたことについて批判の声が上がったこともあり、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)の1994年交渉では、「例外なき関税化」が結論となった。このため、日本政府は、コメの貿易自由化を含めたUR農業合意を受け入れることになった。しかしながら、それまで輸入農産物は受け入れてきたものの、輸出志向型で国内農業の振興に取り組んでこなかったため、GAPのような世界規格の農業生産管理に

⁶⁰ 1トンの貨物を1km運ぶ（＝1トンキロ）ときに排出されるCO2の量は、トラック（営業用貨物車）が216gであるのに対し、鉄道は21g、船舶は43gで済む（2020年度試算（国土交通省））

対応した仕組みを構築することは待ったなしの状況となった。

3) 貿易自由化に備えた農業・農村整備の促進

UR農業合意の実施に伴い、日本政府は、農産物の貿易自由化が農業・農村に及ぼす影響を極力緩和し、将来にわたって基幹的産業・地域として次世代に受け継いでいくことを期すため、次の4つの基本方針を定めて、必要な対策を重点的、計画的に実施することとした。

- a. 農業の魅力ある産業としての確立
- b. 国内生産の可能な限りの維持・拡大、国内供給力の確保
- c. 良質・安全・新鮮な食料の適正な価格水準での安定供給
- d. 住みやすく活力に満ちた農村地域の建設

これらの基本方針に沿って、「食糧法」は「食糧法」に、「農業基本法」は「食糧・農業・農村基本法」に移行することとなった。

このための対策として、日本政府は次の3点を掲げ、対策実施に着手した。

- a. 農業構造・農業経営： 担い手への農地集積、土地改良計画実施、高生産性基盤整備、新規就農の増大、農業生産の高度化、農産物の付加価値化
- b. 農業生産： 大規模な水田農業展開と高収益性作物導入、畑作経営の推進等
- c. 農山村地域： 農産物加工販売等による多様な収入機会創出、暮らし易い農山村の形成等

(3) 高齢化、減少した農業生産者が協力して、集落営農が進展

戦後、我が国の農地は農地開発が進み面積が一時的に増加したが、高度経済成長期以降、都市への就業可能人口の流出による農業後継者の減少等で、農業従事者の高齢化と減少が顕著になり、耕作放棄地が増加した。1960年の基幹的就業者数は1194.9万人で、60歳以上の就業者数は未だ13.8%であったが、2000年の基幹的就業者数は240.0万人、平均年齢は62.2歳、60歳以上就業者は、66.5%となり、これが、2020年では、基幹的農業従事者数は136.3万人、平均年齢は68.4歳、65歳以上の就業者は69.6%となって、農業者の減少と高齢化が顕著であることが分かる。

このような中、残った農業者が集落毎に組織化して集落営農に取り組み、水稻や高収益作物の生産を行う事例が、全国各地でみられるようになってきた。集落営農では、人件費、機械、及び肥料、飼料等の投入資材等経費の徹底した削減によって、所得確保を目指すことが課題となっている。農業機械は高性能であるが高価であることから、集落が広域的に連携する例や、さらに法人化して、再整備した圃場でスマート農業に取り組む事例が出てきている。

近年では、このような集落営農や法人経営によって、大量に消費されるコメや麦、野菜、果実、肉や牛乳等を対象に、耕種及び畜産経営を大規模におこない、大都市市場や輸出に取り組む経営と、多品目少量型で特徴のある野菜、果実等を地元市場等中心に取り組む中小規模の個別経営の2極化が進んできている。経営体に対する農業経営改善関係の低利な資金も設けられており、活用が進んでいる。

(4) 食の安全性への不安

① O157等、有害微生物による食中毒（1996年）

1996年6月以降、各地で病原性大腸菌O157による食中毒事件が頻発するなか、同年7月、小学校で感染者9千人を超える集団食中毒が発生し、死者は12名となった。その後、1999年にイカ乾製品のサルモネラ菌で広域的に食中毒患者が発生して1,634名の患者が出たことや、2000年に低脂肪乳等の黄色ブドウ球菌による食中毒が発生して13,420名の患者が出た。

このような食中毒に対しては、食中毒菌の侵入を防止するために、生産・出荷、流通、加工、小売りの各段階で、部外者の立入制限や従業員の糞便検査、設備・器具や運搬車両の洗浄・消毒を、そして調理段階の適切な処理が欠かせない。農林水産省では、食中毒を減らすために、関係者（生産者、流通・加工業者、消費者等）との情報交換等を行い、相互理解、透明性を高めて、「リスク管理検討会」を開催することや、プレスリリースやホームページを活用して、公表することとしている。

② BSE（牛海綿状脳症）対策（2001年）

かつて、BSEに感染した牛の脳や脊（せき）髄などを原料としたえさが他の牛に与えられたことが原因で、英国などを中心に、牛へのBSEの感染が広がり、日本でも2001年9月以降、2009年1月までの間に36頭の感染牛が発見された。これに対して、牛の脳や脊髄などの組織を家畜のえさに混ぜない等の規制実施の結果、2003年以降に日本で出生した牛からは、BSEは確認されていない。2013年5月の国際獣疫事務局（OIE）総会で、日本はBSEの安全性格付け（BSEステータス）の最上位・「無視できるBSEリスク」の国に認定された。

その後、BSEの発生数が国内外で激減し、健康と畜牛のBSE検査が廃止されたが、肉骨粉をえさとして与えないことや、24か月齢以上のと畜牛のうち、①生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常または意識障害等の神経症状が疑われたもの、②全身症状を呈するものに対して、BSE検査が行われている。また特定部位の除去も継続されている。

③ 食品偽装事件（2007年）

人の健康を害する恐れがある食品偽装事件として記憶されている2007年のミートホープ事件（異種アレルゲンを含む牛肉の販売）や2008年の事故米転売事件（カビ毒に汚染されたコメの工業向けから食用に転売）等は、生産・供給側が引き起こしたものではなく、どちらも加工業者が引き起こした偽装であった。この他にワインのサプライヤーが起こした事件もあったが、いずれも会社の指揮系統や社内メンバーが故意に絡んで起こした事件であった。

ミートホープ事件の場合、事件を起こした会社は自己破産して損失額の回収は絶望視され、会社の内部告発が国と地方で放置されていたことから、公務員法に基づき当時の担当者は戒告の懲戒処分となった。食品偽装事件は、現在において尚も形を変えながら後を絶たず、これが表面化すると会社の破産、従業員の解雇、行政の担当部署の責任問題に発展している。

企業は社業で利益を追求することと同時に、製造し販売する製品の品質について社会的責任を負うことになる。すなわち、食品関連企業の組織持続のために基本的な条件としては、食品偽装防止を実現することや、食品の加工段階等で起こる可能性のある有害微生物が引き起こす食中毒防止対策にも配慮することが求められる。このための対策としては、中立的な第三者機関によるコンプライアンス監査や社内品質管理・監査が必須の条件と言える。なお、ミートホープ事件お

よび事故米転売事件発覚の後、消費者の視点から政策全般を監視する組織の実現を目指して、消費者庁が2009年に発足した。

(5) 地場産物の直売と付加価値化で地域が活性化（2010年）

農産物直売所、農産物加工、観光農園、農家レストラン、農家民宿が全国各地で営業を開始し、総販売額は約2兆円（2017年）にまで成長してきた。これらの事業のうち直売所（2万4000店）の売り上げが最も大きな割合を占めており、直売事業に参加する小規模経営者の生産品目の拡大等によって、所得向上、生きがいづくり、消費者との交流促進等が進み、地域活性化に結び付く事例がでてきている。直売事業に参加している高齢化者の中には、孫と経営を行うような事例もある（6次産業化・地産地消）。

(6) オリンピック選手に必要な食材は、GAP認証が不可欠（2016年）

2020年のオリンピックが東京で開催されることが決まると、オリンピックの選手等に提供される料理の調達基準・「調達コード」が定められ、①どのように供給されているのか、②どこから採り、何を使って作られているのか、③サプライチェーンへの働きかけ、④資源の有効活用をしているか、をそれぞれ重視することとなった。この調達コードは、持続可能性に配慮したもので、農産物の調達にはGAP認証（GLOBAL G.A.P. ASIAGAP及びJGAP）や都道府県GAP等が要件となった。オリンピック「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が決定した2017年、Global G.A.P.の認証を得ている日本の経営体は約480で、ASIA GAP及びJGAPを含め合計4,581あった。

2021年、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大で1年延期して開催された競技大会の選手村メインダイニング等では、調達基準を満たした食材割合が野菜100%、米82%を達成した。このGAP認証の食材調達基準採用は、生産現場におけるGAPの認知度浸透に有効であった。

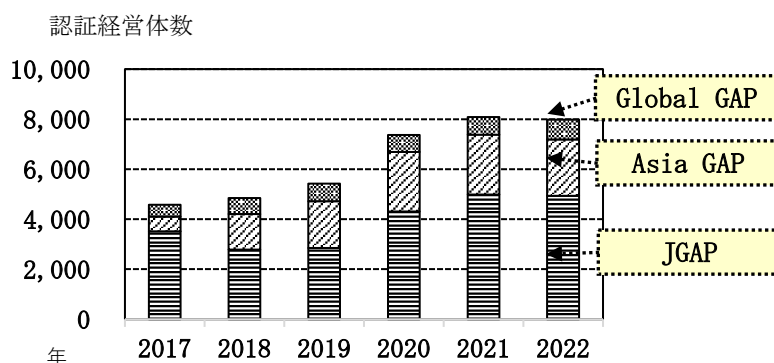


図 6.1.7 日本における GAP 認証経営体の推移

出典：農林水産省 HP

(7) 新型コロナウイルス感染症と農業、食料消費（2020年）

1) 消費への影響

新型コロナウイルス感染症は、2020年に世界的な大流行に発展し、世界の経済・社会に大きな影響を及ぼした。日本においては、同年2月以降、外出自粛や学校の休校、インバウンド需要の急激な減少等によって、外食産業と関連産業に大きな影響を及ぼした。2020年以降の食料消費支出額を見ると、感染拡大前の2019年と比べ、2020年3月以降は外食への支出額が大きく減少し、生鮮

食品への支出額は増加、高止まりの状態である。スーパーマーケット業界3団体合同の動向調査では、2020年4月以降、外出自粛に伴い、買い物の回数を減らして、まとめ買いする傾向であることが伺える。また、2020年3月以降、ネットを経由した食料支出額が増え、前年同月比で5～8割増加していることが分かる。

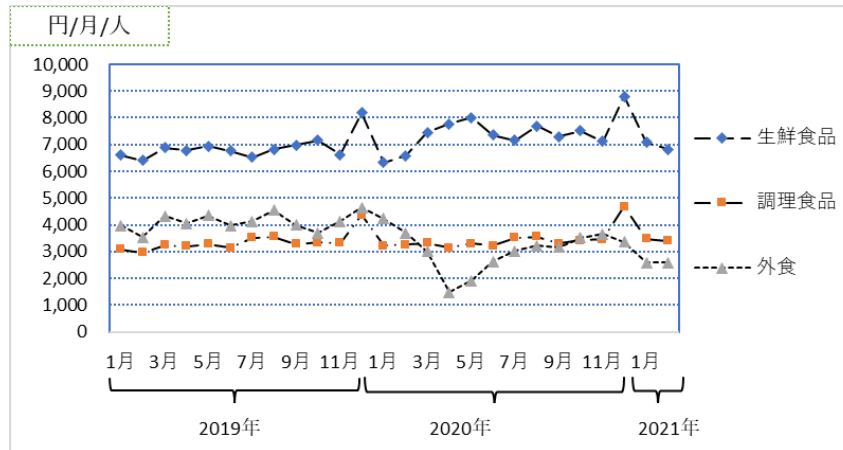


図 6.1.8 1人1か月当たりの食料消費支出額の推移

出典：農林水産省 HP

2) 生産への影響

野菜の中では、キャベツの卸売価格が2020年4～9月にかけて直近5年間の同月平均価格よりも高い水準で推移した。野菜は天候によって作柄が変動しやすく、保存性も乏しいため、供給量の変動に伴い価格が大幅に変動し、卸売価格の変動が新型コロナウイルス感染症の影響によるものとは一概に言えないものの、キャベツは、家庭で利用される数量が多いことが卸売価格の上昇につながったと推測されている。

3) FVCへの影響

コロナ禍は、人々の外出の自粛に始まり、小中学校の休校、高等学校や大学のリモート授業化、さらに、会社の内業や打ち合わせ・出張はリモートワーク化、また訪問客の急減でホテルや旅館、レストラン等の休業化が起り、それまでの食料の流れは寸断されてしまった。これらのことにより、学校給食、ビジネス街の飲食店や観光地のレストランなどは食材供給が途絶して、既存流通経路の混乱の中で、生産から消費に至る農産物流通のあり方が問われることとなった。

このように人々が自宅で過ごす時間が長期化し、各世帯員が自宅で調理して食する内食が増加することが一時的に習慣化する中でオリンピック東京大会が開催されて、農業生産者の GAP 認証への関心が高まってきたことは、農業生産管理の重要性と生産物の品質管理向上の進展に繋がった。また、コロナ禍となって、ネットスーパー等による生鮮食材や加工品の個別宅配、飲食店など料理の個別宅配が増加してきたが、コロナ禍が治まりに向かい、学校の授業や会社の業務が正常化に向かいつつある中においても、これら宅配事業が一定の市場を確保できていることは、新たなニーズを開発出来たと言える。

6.2 タイにおける FVC 強化の歴史の変遷

6.2.1 FVC 強化に係る歴史的区分

タイ農業の発展段階を、農林水産政策研究所の井上荘太郎氏は、「タイにおける農業政策の動向と政治的影響」（農林水産政策研究所、2018.5.29）の中で3つのステージに分類している。第1の局面は1960年から1980年ごろまでの時期で、豊富な農地資源の利用を拡大させることにより、農業が大きく発展した時期である。第2の局面は、1980年から2000年までであり、この時期にはタイでは農業の集約化が進み、土地生産性が向上した。第3の局面は2000年以降で、この時期には農村からの労働力の流出と農業従事者の高齢化が進行し、土地生産性の上昇は減速、農業は停滞期に入ったと指摘している。

この3つのステージを、横軸に土地（資本）装備率、縦軸に土地生産性をとり経年変化を追うと、タイ農業は長期的にはS字型の発展パターンを示すことが確認されている（図6.2.1参照）。

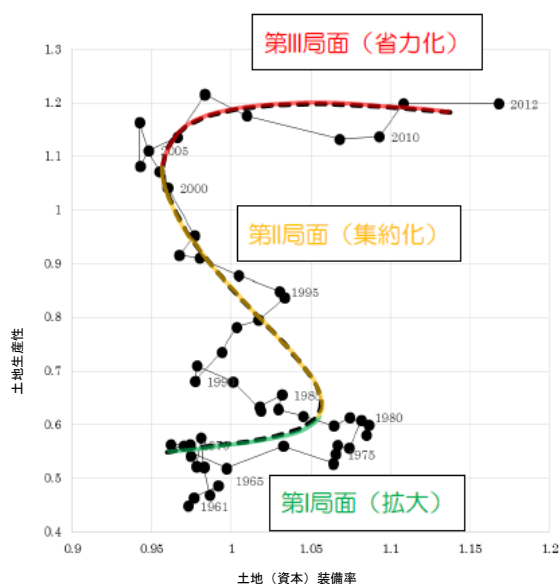


図 6.2.1 タイの農業発展のステージ

出典：「タイにおける農業政策の動向と政治的影響」、井上荘太郎、農林水産政策研究所、2018.5.29

表 6.2.1 タイの農業発展のステージ

段階	時期	特徴	概要
第一局面	1960～1980年	拡大	土地装備率*が増大し、土地生産性**は向上しない
第二局面	1980～2000年	集約化	土地装備率が低下し、土地生産性は向上する
第三局面	2000年以降	省力化	土地装備率が増大し、土地生産性の向上は停滞

出典：「タイにおける農業政策の動向と政治的影響」、井上荘太郎、農林水産政策研究所、2018年5月29日

注：*土地（資本）装備率＝農地÷労働力（高いほど資本集約的、低いほど労働集約的となる）

**土地生産性＝農業生産÷農地

土地（資本）装備率が第1局面（拡大）において増大したのは、農地面積が農村人口の増加率を上回るスピードで増加したためであり、第3局面（省力化）で再度増大したのは、農地面積の増加が停滞する一方で、労働力が農村から流出したためと考えられる。

また、第2局面（集約化）において土地装備率が減少したのは、工業化に伴い1980年代後半には収穫面積が減少に転じる一方で、農村人口は依然としてこの時期、増加傾向にあったことが考えられる。

本項では、タイ農業の3つの発展段階を踏まえて、戦後から1979年までの時期を「拡大期」、1980年～1999年までの時期を「集約化期」、2000年～現在に至る時期を「省力化期」として、FVCに影響

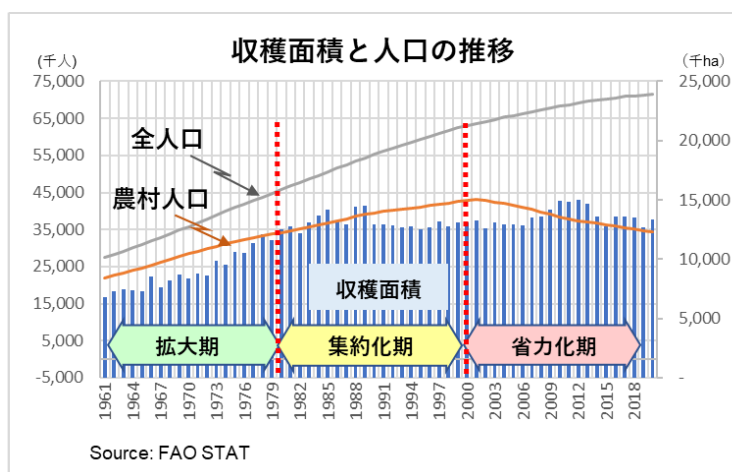


図 6.2.2 タイにおける収穫面積と人口の推移

響を与えた出来事、並びに実際にとられた対応策を整理する。表6.2.2は、その要約である。

表 6.2.2 FVC に影響を与えた主要な出来事

年代	出来事	詳細	VC への変化
拡大期 (戦後～1979年)	人口増加に伴う食糧増産の要請	第2次世界大戦による食糧生産減、急増する人口を養うため、また外貨獲得手段としてもコメ増産の必要性が高まる。こうした背景の下、1950年代には緑の革命がタイでも起きる。	農地面積の外延的拡大、農業機械(耕耘機など)の導入、インフラ整備(圃場整備、灌漑施設)の推進。この結果、コメの生産量が増加。
集約化期 (1980年～1999年)	1980年代以降:工業化の進展と農業担い手の不足	工業化の進展、農業の担い手不足が深刻化、機械化の必要性が高まる。工業化政策の下、農産物加工をはじめとする食品産業が増加。	農業への低利融資制度の導入、農業の機械化。農産物 VC の多様化、付加価値の向上。この結果、土地生産性が向上し、1980年代前半にはコメ輸出世界1位となる。
	1990年代:スーパーマーケット革命	従来の伝統的市場などにおける小規模小売業に対して、近代小売りチェーンが誕生し、店舗数が増加。	流通チャンネルの多様化、農産物の規格化、契約栽培
省力化期 (2000年以降)	2005年:高齢化社会への突入	農民の高齢化、少子化による若年労働力の枯渇、都市と農村の格差拡大、農業従事者の所得が不安定かつ少ない等の課題が顕在化	農作業の機械化と作業の外部委託の進展。ポストハーベスト工程の変化(乾燥機導入の促進)と対応できない中小精米工場の淘汰。この結果、土地生産性の上昇は減速。
	2004年:鳥インフルエンザの流行	2003年11月頃に発生した鳥インフルエンザの流行により、日本・EUなどタイ産鶏肉の輸入を停止	垂直統合の進展(鶏肉産業)、食品安全への関心の高まり、特に輸出先からの GAP 認証取得やトレーサビリティ確保の要請。
	2010年以降:モダントレードの拡大	小売市場におけるモダントレード(ハイパーマーケット、デパートメントストア、コンビニエンスストア、スーパーマーケット)の拡大	ブランド米(香り米)の出現、放送技術の向上、各種認証の取得
	2019年～:新型コロナウイルス感染症の流行	巣ごもり需要が発生、非接触型の購買活動が増加。	Food delivery service や e-commerce など新しい取引形態が、特に都市部において拡大。調理済み食品(Ready-to-eat food)市場の拡大。

出典: JICA 調査団

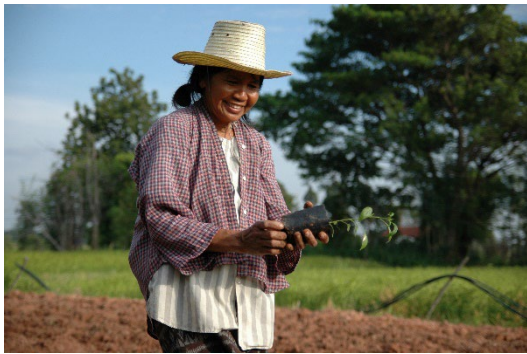
6.2.2 拡大期(戦後～1979年)

(1) 人口増加に伴う食糧増産の要請

第二次世界大戦中は米の生産量が落ち込み、国内の食糧供給と輸出収入が激減した。戦後は、急速に増える人口を養うためにも、また産業高度化に必要な外貨を獲得する上でも、主食であり主要輸出財でもあるコメの増産が大きな課題となった。こうした中で1950年代には、タイでも「緑の革命」が進められるようになる⁶¹。また、政府は農地面積の拡大や灌漑施設の整備など、生産基盤の整備を進めた。灌漑施設は戦後、基幹施設の建設がすすめられ、1978年までには灌漑受益面積が約274万haとなり、全国の水田面積約1,200万haの23%において二期作を可能とする基盤が整備された。

1974年には「圃場整備法」が制定され、圃場整備事業を推進する組織として圃場整備中央局(CLCO)が設立された。タイにおいて最初の圃場整備事業が行われたのは1969年であり、中央平原の北チャオピアで176haが整備された。以後、政府主導により、適切な水管理を実現するための圃場整備が進められ、1980年までには22,812haが整備された。

⁶¹ “Thailand and the green revolution”, Bangkok Post, February 25, 2014.
<https://www.bangkokpost.com/life/social-and-lifestyle/396809/thailand-and-the-green-revolution>



農地改革地区の農家にとって資本の所有は将来への希望となった（出典：タイ農地改革地区総合農業開発事業）

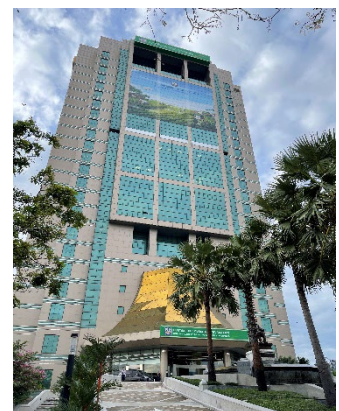
農地改革地区の農家にとって資本の所有は将来への希望となった（出典：タイ農地改革地区総合農業開発事業）

人材育成が進められた。同大学は当初、農業省の一部局として設立され、農業・林業・水産・協同組合の4学部で構成されていたが、時代の要請に基づき学部を増やし、今日ではタイ最大の大学となっている⁶²。

また、1916年にはタイ農家の負債問題を緩和するために、タイ初の協働組合が政府主導で創設された。それまでは、タイのコメ流通は華僑が圧倒的な力を有しており、農家への貸し付けも行われていた。1910年代に入ると膨れ上がった農家の借金が問題となり、中部タイを中心に反華僑運動が発生するようになる。こうした状況下、政府は信用協同組合の設立を支援し、組織化された農民に対して低利の資金を提供することで、農民の負債を改善する目的があった。農業協同組合は、1940年頃から急速に組合数を伸ばし、政府による支援の受け皿として1960年代まで増加し続けた。

しかし、1970年代以後は減少に転じ、今日に至っている。この原因は、1960年代までは協同組合総数の約9割を信用組合が占めていたが、60年代後半から政府は組織としての効率性を高めるために、信用組合を合併して協同組合の改組を進めるようになる。この結果、組合数は減少したものの、組員数は増加しており、2014年時点では殆どの農家が農業協同組合に参加している状況となっている⁶³。

1947年には協同組合銀行（Bank for Cooperatives）が設立され、一般の金融機関では対応しにくい農業・農村向けの金融サービスの提供が開始された。協同組合銀行は1966年、タイ農業・農業協同組合銀行（Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives : BAAC）に名称変更された。BAACは以後、農家の生産性向上、農家所得の増加と安定化を図ることを目的に、小規模農家や農業協同組合に対する低利の信用供与を進めている。BAACの支店・営業所網は1980～90年代にかけて整備が進められ、今日ではタイ最大のネットワークを誇り、第2位の政府貯蓄銀行（GSB）やタイファーマーズバンクの600店を大きく超える1,500店体制を整備した⁶⁴。



BAACは農協への支援などタイ国の農業の発展に大きく貢献した。

⁶² "Thailand: Kasetsart University", KTH Royal Institute of Technology <Thailand: Kasetsart University | KTH >

⁶³ 「第5章 タイにおける協同組合生成についてのノート」重富真一著、『開発における協同組合 - 途上国農村研究のための予備的考察 -』基礎理論研究会成果報告書、アジア経済研究所、重富真一編、2014年

⁶⁴ 「農村企業振興のための金融支援—タイ農業・農業協同組合銀行（BAAC）を事例に—」、北野尚宏、開発金融研究所報第、2000年7月、第3号

拡大期を通じて、コメの収穫面積は1961年の612万haから1980年には920万haへと1.5倍に伸び、コメ生産量は同じ期間に1,015万tから1,737万tへ1.7倍に増加した。この時期、タイにおけるFVCは、面的にも量的にも拡大するコメ取引に対応するために、農村部における仲買業や精米業など流通業が大きく発達したと考えられる。コメの流通では、華僑が籾の仲買、精米、資金貸付などを独占しており、コメVCにおいて圧倒的な支配力を有していた⁶⁵。この支配力の下で農家が多額の負債を抱えるようになったことが、農協設立やBAACによる農家・農家グループ・農協への資金貸付など、政府による一連の支援政策に繋がっている。なお、この時期にはコメと並んで、トウモロコシ、タピオカ、サトウキビなどの生産・流通量が増大しており、輸出品としてVCが発達していった。

6.2.3 集約化期（1980年～1999年）

(1) 工業化の進展と農業担い手の不足

タイにおける工業化は、1960年代は輸入代替工業化、1970年代は輸出指向型工業化、1980年代以降1997年の通貨危機までは外資主導による輸出指向型工業の拡大期と特徴づけられる⁶⁶。1980年代前半は、第2次石油危機による国際収支の悪化、一次産品価格の下落、世界的不況の影響を受け、経済成長は鈍化した。しかし、1985年のプラザ合意以降の円高を背景とし、日系企業を中心とした外資による直接投資が急増した結果、輸出指向型製造業が急成長し、外資主導型の工業化が進んだ。

この結果、タイ経済は1980～1990年に年平均 7.8%、1992～1995年には年平均 8.0%の成長が実現した。この間、一人当たり所得も1960年の106 USドルから1999年には 1,866 USドルまで増加し、この過程で中産階級が生成・発展していった。産業部門別の名目GDP構成比では、1980年までは農林水産業が最も高い比率を占めていたが、1985年以降は製造業に逆転され今日では農林水産業が9%に対して製造業は27%と3倍の開きがある⁶⁷。



1988年創業のSiam Makro PCLが製造・販売する加工食品の自社ブランド

タイにおける食品産業が急成長するのも1980年代である⁶⁸。京都大学大学院農学研究科の辻井博教授の「タイ農政の動向と行政・食品産業の対応」（アジア大洋州地域食料農業情報調査分析検討事業報告書）における分類によると、タイの食品産業は、1950年代には単純な技術で余剰農産物を輸出していたが、1960年代には輸入代替工業化政策の下で国内需要に対応し、1970年代には輸出の増加が図られるも低品質問題に直面していた。1980年代に入り、欧米からの食品加工技術の輸入によって、冷凍やチルド製品の製造・輸出が急増し、食品産業が急成長することとなった。

この工業化の過程において、農業就業人口は減少し、農業は労働集約型産業から資本集約型産業へと転換せざるをえなくなった。政府は農業機械化を推進し、銀行に農業分野へ低利融資を提

⁶⁵ 「インドネシアとタイにおける協同組合制度の形成と展開」、白石正彦、『農村研究』、東京農業大学農業経済学会、1990年3月

⁶⁶ 「タイの工業化の概要」、日本政策投資銀行シンガポール駐在員事務所、2001年12月

⁶⁷ Office of the National Economic and Social Development Council (NESDC), < [National Account \(nesdc.go.th\)](http://NationalAccount(nesdc.go.th))>

⁶⁸ 「タイ農政の動向と行政・食品産業の対応」、京都大学大学院農学研究科教授 辻井博、アジア大洋州地域食料農業情報調査分析検討事業報告書 (maff.go.jp)

供させる法律の制定と、BAACを通じての農業の機械化を推進した。また、農民の教育や灌漑、道路網の整備等を推進することで、土地生産性の向上が図られた⁶⁹。例えば、舗装道路の総延長は1981年の2万2,404kmから、1995年には4万6,331kmへと2倍以上に達し、東北部や北部などの地方においても全国並みの道路整備の進捗が見られるようになっている⁷⁰。

この結果、コメの生産量は増加したが、一方で国内消費量は減少したため、余剰米が発生するようになる。余剰米は輸出され、1980年代前半にはコメ輸出世界一となり、以後30年にわたりコメ輸出国大国として名をはせる。コメ輸出の増加に伴い、コメ産業への投資が活発化し、流通部門では分業が進んだ。1990年代には精米工程に乾燥機が導入されるようになり、規模の経済による精米工場の巨大化が進んだ。また、乾燥機の導入により精米水分が約28%から15%以下となることで、品質の向上と長期保存が可能となった。

このように、コメVCはこの時期、世界に向けて伸長するとともに、活発な民間投資を背景に流通の分業化、機械化、大型化が図られ、コメ輸出大国を支えるVCとしての強化が図られた。また、ポストハーベストにおける技術革新により、コメ品質の向上と長期保存が可能となることで、VCの加工段階において付加価値が向上した。一方、食品加工業の発達にともない、コメ以外の農産物においても、加工による付加価値の向上が図られ、国民所得の向上につながった。但し、食品加工による付加価値向上は、主として工業部門に恩恵をもたらし、農村の生産者とはこの後、所得格差が開いていくことに留意する必要がある。

(2) スーパーマーケット革命⁷¹

従来の伝統的市場などにおける小規模小売業に対して、スーパーマーケットが1970～80年代にかけて誕生し、1990年代以降、店舗数が増加していった。これに伴い、流通チャンネルの多様化、農産物の規格化、契約栽培などが進むようになった。タイにおける契約栽培は、既に1970年代には鶏肉生産やトマト栽培（USAID灌漑事業）で導入されていたが、最盛期は1990年代～2000年代前半であり、この間に契約農家数は1,600万戸（1993年）から2,600万戸（2003年）へと増加し、以降は労働力不足を反映して減少に転じている⁷²。

スーパーマーケットは、取引や流通を円滑に行うとともに安定した価格で市場に供給するため、農産物の規格化をすすめた。また、バーコードによる商品管理や倉庫における在庫管理においてICTを導入し、流通の効率化を推進することで、流通コストの徹底した削減を図った。一方で、小規模農家のスーパーマーケットへのアクセスを向上させるため、集荷センターの設立や農業協同組合への支援などが図られた。

例えばスーパーマーケットチェーンのTopsは、インテグレーターと呼ばれる仲買人を通じて農家及び農家グルー



近代小売りチェーンのTopsが構築するFVCを政府主導のGAPやGMPが支えている。

⁶⁹ 「タイの農業」、辻三朗、岡山県タイビジネスサポートデスクレポート Vol.73、2020年12月号

⁷⁰ 「農村企業振興のための金融支援—タイ農業・農業協同組合銀行（BAAC）を事例に一」、北野尚宏、開発金融研究所報第、2000年7月、第3号

⁷¹ “Supermarket revolution in Asia and emerging development strategies to include small farmers”, Thomas Reardon reardon@msu.edu, C. Peter Timmer, and Bart Minten, December 6, 2010

⁷² “Development of Food Value Chain in Thailand”, Nipon Poapongsakorn, Phunjasit Chokesomritpol, and Kamphol Pantakua, August 2019, in Kusano, E. (ed.), Food Value Chain in ASEAN: Case Studies Focusing on Local Producers. ERIA Research Project Report FY2018 no.5, Jakarta: ERIA, pp.8–51.

プから農産物を購入する上で、GAPを適用して品質管理を行っている。また、農村部から農産物を集荷して都市部の小売店舗に配送する際の食品流通センターにおいて、カッティング等の加工や包装、ラボにおける検査などの一連の工程をGMPで管理している。このように、政府主導のGAPやGMPが、タイにおける近代的な流通を支えている点は注目できる。

以下に、タイにおける代表的な近代小売りチェーンを整理する。FoodlandやVilla Market、Max Valueなどのスーパーマーケットは1970～80年代にかけて誕生し、MacroやBig C、Lotusなどのハイパーマーケットは1980～90年代にかけて誕生している。

表 6.2.3 タイにおける主要なスーパーマーケット

名称	設立年	内容
Foodland	1972	Foodland Supermarket Co., Ltd.が運営。外国人やタイの中～高所得層を対象、国内に 22 店舗を展開、24 時間営業
Villa Market	1973	Villa Market JP Co., Ltd.が運営。外国人やタイ人の中～高所得層対象、国内に 34 店舗、内 27 店舗は首都圏に存在
Gourmet Market	1981	外国人やタイ人の中～高所得層を対象、国内に 17 店舗を展開
Max Value	1984	AEON (Thailand) Co., Ltd.が運営。生鮮食品は日本と同等の基準で管理し、品質や鮮度を維持。
Fuji Super	1985	UFM Fuji Super Co., Ltd.が運営。タイ在住日本人やタイの中～高所得層がターゲットで、日本食が多い。
Makro	1988	Siam Makro PCL.運営の会員制卸売スーパーマーケット、CP グループ傘下、小売店やレストラン、ケータリング業者へ商品を提供
Big C Supercenter	1993	タイ人対象で安価、全国に 1,500 店舗以上を展開、オンラインショッピングにも対応、カンボジアやラオスなど周辺諸国にも進出
Lotus's	1994	CP グループの基準で管理された高品質で安全な製品、全国に 2,000 店舗以上を展開、オンラインショッピングも展開
Tops	1996	Central Food Retail Co., Ltd.運営。中高所得層対象、Tops を含む 6 ブランドで全国に計 236 店舗展開

出典：<https://bizlab.sg/magazine/blog/2022/03/15/thai-main-supermarket/>
<https://thailandelite.info/akashi-43/#:~:>

一方、コンビニエンスストアは、セブンイレブンが1991年、ファミリーマートが1992年、ローソン（Saha Lawson Co., Ltd.）が2013年に創業を開始している。コンビニエンスストアは、床面積が小さく在庫を殆ど持たないが、POSシステムと多頻度配送により多くの商品を常時そろえることを可能としている。町中に数多く展開することで消費者の利便性を向上させており、個人経営の専門小売店に対する脅威となっている。

スーパーマーケットやハイパーマーケット、コンビニエンスストアなど近代小売りチェーンの誕生は、FVCの各段階に大きな変革をもたらした。小売りにおける激しい価格競争は、流通段階における徹底した合理化とコストダウンを促すとともに、生産者との直接契約と農産物の規格化、生産・加工工程のGAPやGMPなどによる管理が進んだ。また、消費者にとって1か所であらゆる食材・日用品が購入できるという利便性は、個人経営の専門小売業にとって脅威となった。この結果、FVCにおける近代小売りチェーンの影響力が徐々に強くなりつつあると考えられる。

そして1997年には、ASEAN諸国の中で最大規模の中央卸売市場であるTalaad Thai市場が操業を開始する。その他の市場は、青空市場に代表されるように、冷蔵・冷凍施設や給水・排水施設、搬入・搬出路、廃棄物処理などの設備や施設が不十分であるとともに、Talaad Thai市場が有するような価格形成機能や集荷・分荷機能、情報発信機能などが十分ではない状況であった。

Talaad Thai市場はタイにおける青果物VCの重要なハブであり、国産だけではなく周辺国の青果

物が取引きされるなど、周辺諸国にとっても重要なFVCの拠点となっている⁷³。Talaad Thai市場ではセリは行われていないが、取引価格はその日のうちにHPに公表され、取引の透明性や価格形成機能など、青果物VCにおける役割が大きい。また、QRコードを使ったトレーサビリティの確保や、残留農薬の迅速な検査を可能にするGT検査キットを使った安全管理など、先駆的な取り組みも行われている。ミャンマーやカンボジアなど周辺国からの見学者も多く、ミャンマーの公営卸売市場としては最大級のヤンゴンのDanyingon中央卸売市場などはTalaad Thai市場がモデルとなっている。

6.2.4 省力化期（2000年～現在）

(1) 高齢化社会への突入

タイは2005年に高齢化社会に突入したと言われている⁷⁴。タイの合計特殊出生率（TFR）は、1995年の2人から2021年は1.5人までに低下し⁷⁵、労働力人口は2010年代前半をピークに減少に転じている。総人口に占める65歳以上人口は現在（2019年時点情報）の約1割から2030年代には2割を上回り、東南アジア諸国のなかで最も早いペースで高齢化が進むと予想されており、特に農業就業者の高齢化は深刻な問題となっている。

また、都市と農村の格差は依然として拡大しつつある。特に、バンコク周辺部や製造業が集積する東部と、農業を中心とする東北部において経済格差が広がっている。1人当たり域内総生産（GRP）は、2015年には東部およびバンコク周辺では、それぞれ43万バーツと41万バーツの水準であったのに対して、最下位の東北部では同じ年、7万バーツであり約6倍の格差がある。これらに加えて、農業従事者の所得が不安定かつ少ないなどが原因となり、若年労働力の農村からの流出が進んでいる。

このため、土地生産性の上昇は減速し、農業部門は停滞した。農業政策は、農民への所得再配分に重点が置かれるようになった⁷⁶。タイは、2012年まで30年にわたり世界のコメ市場における輸出 No.1の実績を誇ってきたが、以後はインド、ベトナムに続く世界第3位に転落した。この結果、農作業の機械化と作業の外部委託が進展するとともに、ポストハーベスト工程において乾燥機の導入が進み、対応できない中小精米工場は淘汰が進むようになった。

(2) 鳥インフルエンザの流行

2002年には、農業協同組合省（MOAC）傘下の農産物食品基準局（ACFS : National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards）が設立される。タイは1994年12月28日にWTO創設メンバーとして加盟、WTOの義務を果たしながら、農産物・食品の国際取引に積極的に参加し続けるためには、新たな仕組みが必要となり、1997年の農業協同組合省の再編で、農産物基準検査局が設置された。更に2002年の大規模な政府再編により、農産物基準検査局はACFSとなった⁷⁷。

2003年11月頃に始まる鳥インフルエンザの流行により、2004年には日本・EUなどはタイ産鶏肉の輸入を停止した。海外の顧客を失った鶏肉輸出業者の中には倒産するものも現れる中、VCの垂

⁷³ History – Talaad Thai

⁷⁴ 「タイの高齢化社会に関わるトレンド」海外ビジネス情報、山田コンサルティンググループ、2019年8月8日<https://www.ycg-advisory.jp/learning/oversea_49/#:~:text=タイでは60歳以上が高齢者とされ、この割合が10%を超えたのが2005年である。>

⁷⁵ X-bomber Thailand 2022.3.7 (<https://x-bomberth.com/20220307babyalittle/#:~:text=>)

⁷⁶ 「タイにおける農業政策の動向と政治的影響」、井上荘太郎、農林水産政策研究所、2018年5月29日

⁷⁷ สำนักงานมาตรฐานสินค้าเกษตรและอาหารแห่งชาติ (acfs.go.th)

直統合を進め鶏肉加工業に参入したCPグループ（Charoen Pokphand Group Co., Ltd.）などは倒産を免れている。またこの結果、食品安全への関心が向上し、特に輸出品においてGAP認証の取得、トレーサビリティの確保などの要求が高まった⁷⁸。現在、ACFSはQ マークの認証や農産品の規格基準の設定を行っている他、WTO/Codex の担当事務局となっている。務局となっている。

(3) モダントレードの拡大

1990年代までは主に、高品質米は海外に輸出されていたが、近代的なスーパーマーケットの出現によるモダントレードが拡大するにつれて、国内市場における高品質米の需要が喚起されるようになった。タイ東北部で天水の下で栽培されるKhao hom maliなどの香り米（ジャスミン米）や、有機栽培米や黒米などがブランド化され、人気が出始めるのも1990年代以降と言われる。それまでは主に、タイ中部の灌漑地で栽培されたうるち米が国内市場では主流であった。

スーパーマーケット等の小売店が増加するにつれて、コメの包装技術も発達していった。伝統的な青空市場では量売りが主流であったが、スーパーマーケットでは奇麗にデザインされた包装により売られるようになり、香り米などブランド米は真空パックなどの鮮度維持包装で販売されるようになった。

また、欧米のチェーン店などは、タイのコメ輸出業者に対してGFSIベンチマークスキーム⁷⁹の取得を要請するものも現れ、再搗精工場ではHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）やGMP（Good Manufacturing Practice）、BRC（British Retail Consortium）Global Standard、FSSC22000（Food Safety System Certification 22000）等の食品安全マネジメント規格の取得を迫られることとなった⁸⁰。



伝統的市場で量売りで売られる普通米（左）と、スーパーマーケットで売られるブランド米（右）

また、消費者を含む市場関係者の食品安全に対する関心も高まり、スーパーマーケット等で販売されているコメの包装には、生産工程・環境認証、商品認証、原産地証明、有機農産物認証など、多様な食品関連認証が印刷されている。以下は、タイで見られる食品関連認証である。このうち、QマークはACFSが推奨しているGAPスキームの生産段階での実践を認証要件とするものである。

認証	生産工程・環境		商品		原産地証明	有機農産物	
名称	Qマーク	Thailand Trust マーク	Thai Hom Mali マーク	Thai Hom Mali マーク	GI(地理的表示) マーク	Organic Thailand マーク	IFOAM マーク
ロゴ マーク							
主管	農業協同組合省 食品規格基準局	商務省 国際貿易振興局	商務省 貿易局	商務省 国内商取引局	商務省 知的財産局	農業協同組合省 農業普及局	国際有機農業 運動連盟 (NGO団体)

図 6.2.3 タイにおける主な食品関連認証

出典：「タイにおけるコメ産業の変化—コメ加工資本の視点から見たタイ中部の生産環境の変化を中心に—」、佐々木智、『農業問題研究』農業問題研究学会編集、第53巻第2号（通巻89号）

⁷⁸ タイで鳥インフルエンザが発生—東南アジア—平成 16 年 1 月第 610 号 (alic.go.jp)

⁷⁹ GFSI (Global Food Safety Initiative) は、国際食品安全イニシアチブという非営利団体で、世界的な消費財流通業界の組織体である TCGF (The Consumer Goods Forum) の傘下で、食品安全の向上と消費者の信頼強化を目指している。

⁸⁰ 「タイにおけるコメ産業の変化—コメ加工資本の視点から見たタイ中部の誠意さん環境の変化を中心に—」、佐々木智、『農業問題研究』農業問題研究学会編集、第 53 巻第 2 号（通巻 89 号）

(4) 新型コロナウイルス感染症の流行

タイでは 2020年1月13日に感染者第1号が報告されている。以後、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、3月20日には非常事態令が発令され、ほぼ全ての商業施設やサービス産業が操業停止となり、買い物は必要最低限の食料品のみとなった。また、殆どの外国人の入国は禁止となり、県境を越えた移動も中止もしくは延期を勧告された。この結果、観光業や宿泊、航空業などでは大きな経済的打撃を受けることとなった。

タイは、主にミャンマーやカンボジアなど近隣諸国から約 400 万人以上の移民労働者を受け入れていたが、ロックダウンにより移民労働者が帰国、また再入国は足止めされ、労働者不足により作付け時期の遅延から収穫量が激減した。他方、サプライチェーンの混乱により物流の遅延・滞留が発生した。その結果、腐りやすい果物や野菜、加工食品の生産者からの冷蔵需要が高まった。また、食品の安全性と保存管理に対する意識が高まり、保存が効く加工食品（ソーセージ等）や缶詰製品の需要が一時的に高まった⁸¹。

一方、オンライン消費や巣ごもり消費など消費スタイルに大きな変化が起きた。e-commerce など電子取引市場が拡大するとともに、バイク便の利用拡大などラストワンマイルにおける小口輸送が増加し、特に都市部においてフードデリバリーの利用が拡大した。下表は、タイにおける主要なフードデリバリーサービスのプロバイダーである。2020年にはタイの大手銀行であるSCB（Siam Commercial Bank）がフードデリバリーサービスRobinhoodを立ち上げ、初期費用・手数料は無料として売り出し、人気を博している。また、フードデリバリー事業の拡大に伴い、調理済み食品（Ready-to-eat food）市場も拡大している。

表 6.2.4 タイにおける主要なフードデリバリーサービス

サービス名	運営会社	運営開始	備考
foodpanda	foodpanda Thailand	2012 年	ドイツ系
Grab Food	Grab Thailand	2018 年 2 月	シンガポール系
LINE MAN	LINE Thailand	2016 年 5 月	日系
GET FOOD	Gojek Thailand	2019 年 2 月	インドネシア系
Robinhood	Siam Commercial Bank	2020 年 10 月	タイ資本

出典: 「銀行も参入するタイのフードデリバリー市場」2020年8月16日

<<http://hilogu.com/thai-bank-foodelivery/>> “Thailand's Robinhood delivery service takes 2021 Nikkei award” Nikkei Asia, January 5, 2022.

6.3 FVC 強化の歴史的変遷にかかる比較考察

FVC強化の歴史的変遷に係る調査は、日本では文献による調査を中心とし、行政の経験者や有識者と適宜、意見交換を行うことで進めた。一方、タイについては、文献による調査の他に、現地調査を通じて行政や大学、民間の関係者からヒアリングを行い、情報を取りまとめた。ヒアリングで得た情報は、その都度、文献やインターネットで年代や事実関係を確認したが、中には食の安全意識の向上のように、長期にわたって醸成されてきた事柄もあり、その端緒については諸説あり、特定が困難なケースもあることを断っておきたい。以下に、FVC強化の歴史的変遷にかかる比較考察から得られる示唆について整理する。

(1) FVC強化における政府の役割

日本の戦後を概観する中で、FVCに影響を与えた出来事と、FVCを強化すべく採用された対策

⁸¹ 「東南アジア地域における With/Post COVID-19 社会のフードバリューチェーン開発に係る 情報収集・確認調査（ファイナルレポート）」、JICA、2022年4月1日

によって生産者の意欲が高まり、これが農村地域の活性化に結び付いた事例など、FVCの移り変わりを確認することができた。また、タイと比較する中で、農地改革や協同組合の誕生、政府による生産基盤の整備、中央卸売市場やスーパーマーケットによる流通の近代化、食の安全を確保するための各種法律等、FVCに大きなインパクトを与えた共通する出来事の数々が浮き彫りとなった。これらの多くは政府主導で行われ、民間の努力を促す形で進行していった。民間主導のスーパーマーケット革命でさえもタイでは、GAPやGMPなど政府推奨の認証制度が、流通システムを支えていることが確認された。

なお、食糧増産に向けて政府によるインフラ整備が進められる中で、特筆すべきは両国ともに圃場整備事業が政策的に進められ、近代化への基礎が築かれたことである。圃場整備により区画が成型・整備されたことにより、農作業の効率化・機械化が進み、農業の集約化への道を拓いたと言える。ASEAN加盟国の中では、ベトナムとミャンマーにおいて圃場整備事業が進められており、日本やタイに続くと考えられる。その他のASEAN加盟国においても、農業者の高齢化と不足は早晚、経験することになると考えられ、労働集約型農業から資本集約型農業へと転換を進めるうえで、圃場整備推進に係る政策や実施上の各種手続きはモデルになると考えられる。

(2) 国際市場からの保護と輸出志向

経済成長期の農業支援は主として、日本では国際市場からの保護の下で推進されていったのに対して、タイはコメ輸出世界一（1980代～2012年）になったように、輸出志向型であったことに特徴がある。日本の農業がグローバル化の進展により転換期を迎えるのは、1990年代以降である。1985年以降のプラザ合意により円高が進む中、コメの内外価格差が顕在化し、農産物輸入自由化の圧力が増大した。以後、1991年には牛肉・オレンジの輸入枠が撤廃され、1993年にはGATTウルグアイラウンドで合意を見るなど、農産物貿易の自由化が進んでいくこととなる。

一方、タイではコメは主要輸出品の一つであり、国際的なFVCが戦前から既に形成されていた。戦後の工業化の過程ではコメ産業への投資が活発化し、流通部門の分業化や加工工程の機械化、精米工場の大型化などにより国際競争力強化のための努力が図られた。とはいえ、タイにおいても国内では生産農家を保護するため、価格支持や担保融資制度、所得保障政策などの政策がとられてきたのも事実である。AEC発足により域内関税の撤廃が進められたが、非関税障壁は依然として残っている。

保護がいいか、自由化がいいかは一概には言えない。比較優位に基づいて優位な分野に特化・集中することで高い利益を享受することができるとする理論がある一方で、近年のCOVID-19により食料安全保障が改めて見直されているのも事実である。ASEAN加盟国にとって重要なことは、COVID-19が蔓延した当初に高まったFVC断絶や食糧価格の急騰のリスクを回避するべく、多国間における食料安全保障のあり方を継続して追求することが望ましいと考える。

(3) FVCの近代化における卸売市場の役割

FVCの近代化を推進するにあたり、卸売市場の果たした役割は極めて大きい。日本の卸売市場の運営は、1927年から取り組まれてきたが、成長期の大都市や地方都市における人口の急増に対して、市場の処理能力を向上させる必要から、卸売市場の仕組みの大幅な見直しが1971年に行われた。公正な価格決定、価格・品質の安定、良好な衛生状態を基本とする卸売制度が、中央卸売市場だけでなく、地方卸売市場にも適用され、また生鮮食品として青果、水産、食肉が対象となった。

一方、タイにおいて近代的な卸売市場が誕生するのは1997年のTalaad Thaiといえる。同市場では、膨張する首都バンコクの食需要を賄うため、数々の近代的な取り組みが行われている。セリこそ行われていないが、取引価格は即日ネットで公表されており、成果物VCにおける価格形成に大きな役割を担っている。また、消費者の食の安全に対する意識の高まりを反映して、QRコードによるトレーサビリティや残留農薬検査なども行われている。ASEAN諸国の中でも先駆的な取り組みであり、周辺国に対するFVC近代化の一つのモデルとなっている点が特徴的である。

東南アジアの農村のように、生産地と消費地が離れている場合は、その間を取り持つ流通業者の役割は重要である。まして、生産者が小規模で資本力も弱い場合は、中間業者は市場と結ぶために不可欠となる。こうした役割は、日本では問屋や仲介業者が担い、売り惜しみや投機によって暴利を得ることもあった。一方タイでは、コメ流通の中間段階を華僑が担っており、農家への融資を通じて大きな影響力を持つに至っている。こうした状況において、卸売市場が公正な価格形成に与える影響は大きく、農業協同組合の育成と農業金融の提供とともに、FVC近代化において役割は重要であり、後発ASEAN加盟国への参考になると考える。

(4) FVCの近代化における農業協同組合の役割

農家の組織化については、FVCにおける農家のバーゲニングパワーの向上に効果があり、FVCの川上に位置する農家がFVC強化に係る施策から確実に裨益していくためにも有効である。食品加工や流通などへの民間投資は、産業の高度化に貢献するが、付加価値が増加するのは主としてFVCの川下段階に位置する工業部門であることには留意が必要である。そのためにも、組織化を通じて農家のバーゲニングパワーを高め、販売契約などを通じてスーパーマーケットなど近代小売りチェーンとの取引を成立させ、市場アクセスを向上させることは、農家所得の向上につながる場合もある。

東京農業大学名誉教授の板垣啓四郎氏は近著において、我が国の戦後農政の経験から学ぶ途上国農業開発への示唆として、「農業生産基盤整備」、「農業改良普及」、「産地形成」に焦点を当てて論じている⁸²。この内、産地の形成は営農団地によって導かれたとし、これに農業協同組合が果たした重要な役割として、情報提供、営農資金の提供、技術の指導、市場への共同出荷、共同施設の利用と機械の貸し出し、保険や共済などセーフティネットの構築を挙げている。こうした農協の存在は、日本の農村社会の風土の中で育まれてきたものであり、そのまま途上国において模倣するには無理があるかもしれない。しかし、農民組織の一つのモデル、あるいは可能性として、途上国の農業農村開発における役割を考える上で示唆に富んでいる。

(5) 生産者重視から消費者重視への転換

日本において、食の安全に対する意識が向上するのは、1990年代から2000年代にかけてである。1990年と1996年には腸管出血性大腸菌O-157による食中毒が発生し、2000年には乳製品による食中毒事件、2001年にはBSE感染牛が日本で初めて発見されるなど、食の安全性に対する消費者の不安が増大した。この結果として、2003年には食品安全基本法が制定されるなど、官民による衛生・安全管理の強化がすすむことになる。

一方、2003年以降タイでは、鳥インフルエンザの流行を契機に食品安全への関心が向上し、特に輸出品においてGAP認証の取得、トレーサビリティの確保などの要求が輸入国から高まった。また、鶏肉輸出業の中には食肉加工業に参入しVCの垂直統合により生き残りを図るものも現れた。

⁸² 『途上国農業開発論』板垣啓四郎著、2023年2月12日、筑波書房

ここでも、日本は内需、タイでは外需による圧力によって、FVCに改善が求められるようになった点で、両国は対象的である。

このように、食の衛生・安全性を確保するための措置は、日本とタイの経験では、食中毒事件やBSE問題、鳥インフルエンザなど、時には尊い命の犠牲を払うなど大きな痛みを伴いながら、FVC強化のための施策を「生産者重視」から「消費者重視」へと転換させ、法や制度整備を進めてきた経緯がある。CLMVにとっては、こうしてできた制度やシステムを導入することで、後発の利益を享受することが可能である。

なお、ASEANが域内のFVCにおける安全安心の強化に向けて取り組んでいることの一つに、各国の国内標準とASEAN標準との調和がある。例えばGAPなどの認証制度は、AMSの多くはまず国内での普及に時間を要しており、ASEAN GAPとの調和はその先の課題となっている。日本とタイの経験では、認証の取得・普及は、輸入国からの要求や国際大会への食材供給、近代的な小売りチェーンや食品加工業など、国内外の購入者側の要請に基づき促進してきた。この事実は、ASEAN GAPとの調和促進には市場（調達）サイドからの要請が重要なインセンティブになっていることを示しており、行動変容には市場サイドへの働きかけが効果的であることを示唆している。

(6) 新型コロナウイルス感染症の流行

2020年以降の新型コロナウイルス感染症の流行は、日タイ両国のFVCに共通する大きな変化をもたらした。短期的な変化としては、物流の一時的な停滞やパニック買いなどがFVCに起きたが、数次にわたるコロナの感染拡大と鎮静化が繰り返され、Withコロナの体制ができつつある中、現在では一時的なショックにとまなうFVCへの影響はほぼ解消されている。

その一方で、短期的なショックから落ち着きを取り戻した現在、FVCのDX化が特にFVCの川下にて一気に加速している。オンライン消費や巣ごもり消費など消費スタイルに大きな変化が起き、Food delivery serviceやe-commerceなど新しい取引形態が、特に都市部にて拡大した。こうした変化は、日タイ双方に共通しているが、モバイルバンキングの利用率が高く、コンビニエンスストアにおけるキャッシュレス取引が世界的に見ても多いタイにおいてより進んでいる⁸³。

⁸³ We are Social/Hootsuiteによると、1999年のモバイル決済用の銀行アプリ利用率（携帯を使って銀行サービスにアクセスしたインターネットユーザーの割合）はタイが74%で世界一位、日本は24%でタイの約3分の1の利用率であった<<https://asiaclick.jp/2019/10/16/thaicashlessbankapp/>>

表 6.3.1 日本とタイの FVC 強化の歴史的要因の比較

日本		タイ	
区分	出来事	区分	出来事
復興期	戦後の混乱、都市における闇市の出現など、食糧管理制度下の FVC は崩壊状態。GHQ による農地改革により小規模・小口生産者が増加、農協設立による共同購入・共同出荷の実現。政府による食糧増産政策の推進により、コメ流通量は徐々に増加、コメ VC は秩序を取り戻し、増強された。	拡大期	面的にも量的にも拡大するコメ取引に対応するため、仲買業や精米業など流通業が大きく発達した。コメ流通は、華僑が独占しており、コメ VC において圧倒的な支配力を有していた。また、トウモロコシ、タピオカ、サトウキビなどの生産・流通量が増大し、輸出品として VC が発達した。
成長期	農業基本法 (1961) の成立と農業の近代化、「選択的拡大」政策、国民所得の向上等により、食の多様化 (肉・野菜の消費量増加) が進み、FVC の多様化が進んだ。三種の神器 (特に冷蔵庫) の普及によりコールドチェーンが各家庭に伸長、食品の鮮度・品質保持期間が延長されるとともに、冷蔵・冷凍食品市場が発展した。大分一村一品運動に代表される地方の特産品 FVC の開発と流通チャンネルの差別化。	集約化期	コメ VC は世界に向けて伸長するとともに、活発な民間投資を背景に流通の分業化、機械化、大型化が図られ、コメ輸出大国を支える VC の強化が図られた。また、収穫後処理技術の向上により、コメ品質の向上と長期保存が可能となり、VC の加工段階において付加価値が向上した。一方、食品加工業の発達にともない、コメ以外の農産物においても、加工による付加価値の向上が図られたが、恩恵を受けたのは主として工業部門であった。
	メディア (新聞や TV 広告等) を使った広告、ICT 導入による流通合理化、農産物の規格化、生産・流通等徹底管理など、FVC の各段階で近代化が促進され、スーパーの FVC 各段階における影響力が増大。競合関係にある専門小売店の衰退と、シャッター街の出現、FVC の再編成。卸売市場法 (1971) の成立と卸売の近代化 (公正な価格形成、取引透明化、価格・品質の安定、衛生検査)。野菜の産地指定による安定供給。		スーパーマーケットどうしの激しい価格競争により、流通段階における徹底した合理化とコストダウンが促進され、生産者との直接契約や農産物の規格化、生産・加工工程の GAP や GMP などによる管理が進んだ。また、One Stop で食材・日用品が購入できる利便性により、個人経営の専門小売業の衰退につながった。
安定成長期	グローバリゼーションと貿易摩擦 (1985 年以降) BSE の発生と食の安全に対する意識向上 (2001 以降) 輸入農産物の増加	省力化期	1997 年にはバンコクにな中央卸売市場である Talaad Thai が完成し、近代的な卸売市場の整備、機能強化が図られた。
	腸管出血性大腸菌 O157 (1990 年、1996 年)、雪印集団食中毒事件 (2000 年)、BSE 感染牛の発見 (2011 年) などを通じて、食の安全性に対する消費者の不安が増大、行政による衛生・安全管理が強化される (食品安全基本法: 2003)。		農業部門の停滞とコメ輸出世界一位の座からの転落、ポストハーベスタの工程での乾燥機の導入が一層促進され、対応しきれない精米業者の淘汰が進んだ。
	政府・地方自治体の支援による 6 次産業化への支援、地産地消による地域 FVC の見直し。		食品安全への関心が向上し、特に輸出品において GAP 認証の取得、トレーサビリティの確保などの要求が輸入国から高まった。また、鶏肉輸出業の中には食肉加工業に参入し VC の垂直統合により生き残りを図るものも現れた。
	FVC の DX 化が川下産業において一気に加速、オンライン消費や果ごもり消費など消費スタイルに大きな変化が起き、Food delivery service や e-commerce など新しい取引形態が、特に都市部において拡大。		中産階級が増加するにつれてブランド米 (香米) が国内でも消費されるようになり、包装技術の向上や各種認証の取得が進んだ。
	新型コロナウイルス感染症の流行 (2020 年以降)		FVC の DX 化が特に川下において一気に加速した。オンライン消費や果ごもり消費など消費スタイルに大きな変化が起き、Food delivery service や e-commerce など新しい取引形態が、特に都市部において拡大した。また、これにともない調理済み食品市場の拡大。

第7章 プロジェクトの実施にあたっての留意事項

日本とASEANの関係は、2023年に友好協力50周年を迎える。この節目となる本年、「ASEAN FVC プロジェクト」の実施が予定されている。本件調査は、同プロジェクトの準備段階における調査の一環として行われたもので、同プロジェクトの円滑な実施に必要な・有用な情報を収集・分析することを目的に実施された。以下に、本件調査を通じて収集した情報を踏まえて、プロジェクトの実施にあたっての留意事項を示す。

7.1 実施体制

7.1.1 ASEAN 事務局の体制に係る留意事項

ASEAN事務局は、政策的な決定には実質的に関与せず、公式文書の管理や事務連絡、会議の開催など、ASEAN各国による意思決定、活動が円滑に進むよう、事務手続きを行うのが主要な役割である。年間750件とも言われる国際会議を開催するために、部局毎に担当を割り振り、運営に向けて支援・調整を行っているが、職員数に対して仕事量が多すぎるのが指摘されている。

本件調査では、情報収集に係る各種の調整を食料・農林業課 (FAFD) の担当シニアオフィサーに依頼して進めたが、調査を進める中で、FAFDには8名の職員がおり、それぞれ担当分野を決めて業務に当たっていることを確認した。2022年8月時点でのFAFDの組織は、課長 (課長業務の他、畜産担当) 1名の下、3名のシニアオフィサーがおり、それぞれ、作物・SPSの担当、林業・農協担当、水産・ハラル・遺伝子組換え作物 (GMO) 担当となっていることが分かった。更に、3名のオフィサー (畜産担当1名、林業・農協担当1名、作物・水産担当1名) と秘書が1名いることが確認された。

ASEAN FVCプロジェクトでは、4つのSWG (作物、水産、SPS、農協) を対象とすることから、上記の配置を考慮すると、少なくともFAFDのシニアオフィサー全員 (3名) をパートナーとする必要がある。この場合、ASEAN FVCプロジェクトのFAFDにおけるC/Pは、シニアオフィサーの上の課長クラスとすることが、円滑な業務実施上は不可欠と考える。

7.1.2 ASEAN 事務局を通じた情報収集に係る留意事項

本件調査では、ASEAN事務局を通じて、1) ASEANの組織・体制、2) 政策・施策に係る各種文書の収集、3) メンバー国フォーカルポイント (FP) のコンタクト情報、4) 4つのSWGの活動進捗状況、などに関する情報収集を行った。前提として、日本はASEANメンバー国ではないことから、インターネットなどで開示されている情報以外、特に現在進行中の協議に関わる情報などは、ASEAN事務局としても容易に提供を受けることが出来ないという事実がある。

こうした中で、JICAからのOfficial Letterや、JICA事務所からのサポートは、物事を前に進めるうえで非常に有効であった。これは、AMSにおける情報収集でも同じで、ASECやJICA事務所からのOfficial Letterが通行手形となり、調査遂行に効果を発揮した。AMSの中には、ASEANメンバーではないJICA調査団にどこまで協力すればいいのか確認するために、Official Letterを要求する国もあった。手間と時間を要するが、調査の円滑な遂行には非常に有効な手段となった。

なお、各国のフォーカルポイントもそれぞれの業務を抱え多忙である。調査では、オンライン会議のための予備調査を質問票を用いて行い、その結果を踏まえて11月～12月にかけてオンライ

ン会議を実施した。予備調査で回答を得られたのは40件中（4分野×10ヵ国）8件のみであった。また、オンライン会議が実現したのは、ASWGCが5か国、ASWGFが4か国、ASCPが3か国、ASWGACが5か国であった。この事実のみでは、調査票やオンラインによる情報収集が、AMS対象に有効であるかどうか一概に言えない。調査では短期間の実施であったことが回答率の低さにつながったと考える。

国によっては、依頼を受けてから情報収集を行ったり、或いは外部への情報提供には内部手続きに時間を要したり、情報提供には時間がかかる国もあることに配慮することが大事である。また、AMSから一斉に情報収集する場合は、最初にASECから依頼文書を出す必要があるが、その後は各国のFPに直接アプローチできる体制を構築しておくことは、情報収集の効率化につながる。

7.1.3 SWG の活動の進捗状況の確認について

調査では、各SWGの活動の進捗状況を把握するために、Strategic Plan of Action（SPA）のモニタリング報告書の入手を試みた。各SWGの活動をモニタリングする役割はASECが担っており、年1回開催されるSWGの会合を通じてモニタリング結果を発表する。しかし、日本はASEANメンバー国ではなく、ASECには情報を第三者に開示する権限がないことを理由に、モニタリング報告書を提供されなかった。

また、SWG議長国を訪問し、議長からSWGの活動内容を確認することを試みた。SWGの議長国は、メンバー国が毎年、アルファベット順に持ち回りで担当している。しかし、SWGの議長は、各国の局長レベルが就任しており、会議において議長を務めることが主要な役割であり、活動内容について把握しているわけではないことを確認した。

結果的には、SWGの各国における活動状況の全体像を把握している者はおらず、各国のフォーカルポイントが自国の取組については把握している、という状況であった。ASEAN FVCプロジェクトにおいて、各SWGの活動状況の全体像を把握するためには、SOM-AMAFなど上位の組織の了解を得てモニタリング報告書を手入手するか、或いは年1回のSWG会合に参加するか、または各国のフォーカルポイントから個別に入手するか、これら3つの方法が考えられる。この内、SOM-AMAFなど上位の組織の了解を予め得ることが可能であれば、手続きの円滑化が予想され、ASEANを相手に協力を行う上で有効である。

7.2 プロジェクト活動上の留意事項

7.2.1 重要施策に対する各国からの要望

本件調査では、4つのSWG毎に重要な施策を選定し、加盟国での適用度合いと正負のインパクトの発現状況およびその要因を確認し、適用促進のための加盟国の要望を調査した。以下に今回の調査の過程においてFGDなどの機会を通じて得た、各SWGのASEAN支援に対する要望を整理する。これらの要望がASEANに対して期待されていることに留意する必要がある。

(1) ASWGC

ASWGCが当面目指す方向性としては、農産食品規格の相互承認と適合性評価のための多国間協定（MAMRASCA）の枠組みを通じた加盟国の国家認証の相互認証である。そのためにも、加盟国間の相互理解を深めていくことが大事であり、国内にあっては関係者がGAPの正しい認識を持つ

ための意識啓発の必要性が上げられた。

また、地域標準・規格の実効性を高めるためには、食品安全法などの国内法との整合性や、普及教材やガイドラインとの整合が重要である。ASEANで作成される政策文書・ガイドラインの多くは英語で作成されており、現場の担当者にとってはハードルが高い。教材・ガイドラインの活用を促進するため、管轄省庁やドナー機関による利用促進のための支援活動として、現地語によるマニュアル作成や普及セミナーの開催などが求められている。

(2) ASWGF

水産検疫や水産SPSの実施体制を含む水産行政や民間の遂行能力が国際水準に到達するための課題・要件として、国内基準・規制の国際標準への調和、水産インフラ整備、輸入国との情報共有、相互認証協定の推進など国際協力の促進、人材育成・啓発活動、国際フォーラムへの参加などが上げられた。一方で、後発国におけるSPS水準を高めるための活動として、法・規制の構築と実効性の向上、水産インフラ整備、官民の関係構築、民間の専門知識・技能の底上げなどが要求されている。このため、ASEANとしての取組は、国内基準・規制の構築や実施体制の整備、水産インフラ整備などにかかるガイドラインの作成や、ドナー資金を含む実施支援など各国の現状に応じた適切な支援の検討が必要である。

水産分野においては、地域水産機関であるSEAFDECとの協働により効果の高い活動の実施が可能であると考えられる。SEAFDECはASEAN及び各国水産行政機関との密接な連携の下で運営されている。一部のSEAFDEC部局が所在する国では、政府職員がSEAFDEC職員を兼務しているケースもあることから、地域課題に精通しかつ専門性と機動性を有する人材による活動の実施が期待される。各部局はそれぞれ特定の水産専門分野に特化した活動を実施していることから、ASEAN-JICA案件の活動内容に応じた連携先を選定することにより、各国のニーズや現状に適合した実効性の高い活動の実施が可能である。

(3) ASCP

SPS分野は、取り扱う議題や活動がFVCのみならず、通商、貿易、産業など多岐にわたっており、ASEAN加盟国においてもステークホルダーが多く存在する。このため、取組状況や今後の課題、要望も多様である。ただ、いずれの関係機関も他国の優良事例に関する情報共有と人的資源の重要性を挙げており、他方でSPS分野に対する各国の予算不足を背景に、ASEANおよびドナー機関からの支援を期待する要望が多い。

また、ASEANは異なる言語の国で構成され、各国の法令基準や動植物検疫に係る情報をオンラインで参照する場合、言語の問題が障害になっている。このため、SPSを含めた法令基準や農水産物の輸出入における要求事項を英語で共有できるプラットフォームの構築が求められている。各国のFPも人員交代によりナレッジが蓄積されておらず、民間セクターからも同様の要望が挙げられており、域内外への農水産物輸出促進の観点からも効果的である。ASEANのWebページであるASEAN Trade Repositoryがこれに類する機能を有しているが、情報の不足や正しく機能しない箇所、英語でアクセスできない情報も多く、改善が必要となっている。

以上よりASEANとしては、AMSが夫々の国の法令基準や動植物検疫に係る情報を参照しやすいように、英語をはじめとした共通言語によるプラットフォームを構築するとともに、各国関係者による定期的な情報交換の機会を設けてナレッジの共有・蓄積を支援することが考えられる。この活動は、ASCPのSPAのActivity 1.1において“Promote information sharing through the existing ASEAN

platform “として明記されており、SPAに沿うものである。なお、ASEAN Trade RepositoryはARISE Plus Programme (ASEAN Regional Integration Support by the EU)としてEUの支援を受けているため、同プログラムと協調して進めるのが現実的かつ効果的である。

(4) ASWGAC

PPP促進に関しては、必ずしも農協を基盤とするものではないが、農民が組織化されなければ政府支援や民間投資の受け皿となりにくい。また、FVCの川上に位置する農家が確実に裨益するためには、農協などの農民組織の存在は極めて重要である。第6章のFVC強化の歴史的変遷に係る考察においても、農家のバーゲニングパワー向上に向けて農協が果たした役割の大きさが確認された。農協の組織としての熟度はAMSによって異なることから、ASEANとして共通の活動を行う段階に至っていない。特にCLMV諸国では、農民組織の機能・能力強化を通じた農産物の生産性・品質向上、契約栽培の促進、市場や金融アクセスの向上、民間企業とのマッチング、流通・販売のDX化への支援などが、課題となっている。

ASEANに対しては、ASEAN共同体ビジネスフォーラム（ACBF）のような民間とのネットワーク構築に係る機会の提供や、FVC強化に関する各国の政策や規制、成功事例など、グッドプラクティスの共有と、各国に適用するためのASEAN全体での取り組みが期待されている。また、加盟国に共通する課題として、気候変動への対応や農業残渣・ロスの処理が挙げられ、こうした分野でも政策・活動両面でグッドプラクティスが共有されていくことが求められている。

なお、タイでは、ラオス・ミャンマー・カンボジアと二国間協力を実施しており、専門家派遣や農協同士の相互学習及び協力機会の提供、姉妹農協の構築等の活動を行っている。また、農協が農産物加工などを通じてアグリビジネス業に参入し、農家所得の向上が実現するケースが、フィリピンやベトナム、タイなどで確認されている。このように、近隣諸国のモデルとなる活動を発掘し、AMS間の情報交換や協力促進を図ることもASEANの役割であり、ASEAN FVCプロジェクトでの支援が期待される。他AMSの経験を応用するにあたり、農協の状況等をはじめ、各国の状況に適した類似経験が適用できるよう、支援することが望ましい。

7.2.2 AMS 間の格差是正に係る取り組み

ASEANは、域内貿易の促進を目指しており、例えばGAPや有機農業といった地域標準の調和推進はその一環である。しかし、AMS間には多くのギャップが存在しており、地域標準の調和を図る上ではこの格差が域内貿易促進の制約要因となっている。残留農薬検査に関しては、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムは国内にISO17025認定を受けた検査機関を有し、適正な残留農薬検査を自国で行う体制が整備されている。また、審査員の実習制度、指導員の研修制度、審査員・指導員の資格制度、第三者認証制度を有するなどの理由により、国内のGAP規制がGAP認証制度を振興することの出来るレベルにあるとされている。

一方、ミャンマー、ラオス、カンボジアなどは、国内にISOに沿った検査を行うことの出来る分析機関が存在せず、規制に関する制度も未整備で、更に指導員数も不足していることから、GAPを実施するための制度及びインフラが未熟とされている。こうしたASEANの先進国と後発国とのギャップを埋めていくために、検査機関の整備や関連する制度の整備、指導員の育成などに係るプロジェクト実施を支援することには大きな意義があると考えられる。AMS間の格差是正は、ASEANの重要な役割であり、ASEAN FVCプロジェクトではこの格差是正に重点を置くことも考えられる。この場合、プロジェクト活動においては、ASEAN統合イニシアティブ（IAI）・開発格差是正課と

連携していくことも考えられる。

7.2.3 ASEAN の事業予算

ASEANが実施する事業の費用は、日本政府などドナー国や国際機関からの協力によって賄われている。このため、プロジェクトにおける人件費や活動費は、プロジェクトで確保する必要がある。各SWGにて策定し、活動を行っているSPAについても、ASEAN事務局が予算を有するわけではなく、基本的にはドナーか各国で費用を負担する必要がある。

例えば、日本の農林水産省が実施している「ASEANにおける日系食関連企業の農産物調達支援プロジェクト」では、一旦プロジェクト予算をASECに拠出し、ASECがその拠出金を財源にプロジェクトを実施している。この場合、ASECの資金管理能力の向上に貢献すると考えられるが、活動の承認プロセスに非常に時間を擁することもあるようである。

具体的には、プロジェクトでコンサルタントへの委託契約を行った際、この承認をASEC-CPR (Committee of Permanent Representatives) から得るのに6か月もかかったとのことであった。なお、日本はプロジェクト予算を一旦ASECに拠出しているが、中国、韓国、EU諸国はASEAN事務局へ資金を通すことなしにプロジェクトを実施している。双方メリットがあるであろうが、プロジェクト活動の迅速な展開を確保できるのは後者と考えられる。

7.3 日本 ASEAN 友好協力 50 周年の年に

日本ASEAN友好協力50周年を翌年に控えた2022年5月25日、外務省から少し残念な報告がなされた。令和3年度対日世論調査において、ASEAN諸国に対して、「今後重要なパートナーとなる国・機関」について質問を行ったところ、日本は2015年以降初めて中国に抜かれて2位に低下した⁸⁶。この事実は、ASEAN諸国に対する中国の影響力・存在感が近年、大きくなっていることを示している。

しかし、ASEANもまた近年、経済的に成長を遂げ、存在感と影響力が大きくなりつつある。ASEANを一つの国とみなしてGDPを算出した場合、AMS全体の名目GDPは2020年、米国、中国、日本、ドイツに次いで第5位にまでになっている⁸⁷。但しその内実は、「ASEANの南北問題」といわれる格差が存在しており、経済的な発言力も国によって異なる。ASEANの世界経済における地位が近い将来に経済の規模に相応しいものとなるよう、ASEAN FVCプロジェクトが格差是正に貢献することは大いに意義のあることと考える。

ASEANの農業セクターでは現在、気候変動の激化や、地政学上のリスクの高まりによる農業関連資源の調達の困難化を踏まえて、持続的な農業に基づく食料システムの構築に係る政策作りが大きなテーマになっている。こうした中であって、AECが進展している今日、FVC強化もまた各国において重要なテーマであることは間違いない。ASEAN FVCプロジェクトの実施を契機に、日本がASEAN諸国のFVC発展の基礎構築を支援し、やがてインド太平洋地域における対等なパートナーとしての関係を強めていくことを祈念したい。

⁸⁶ 外務省 HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_001135.html>

⁸⁷ 「平林総長メッセージ、日本 ASEAN 友好協力 50 周年を迎えて」A 国際機関日本アセアンセンター、『国際開発ジャーナル』No.793、2023 年 1 月

資 料 編

目次

プレゼンテーション資料「日本の FVC 強化の歴史的変遷」	App-1-1
プレゼンテーション資料「タイの FVC 強化の歴史的変遷」	App-2-1
日本の戦後 FVC 強化に関連する施策及び出来事一覧	App-3-1
Summary of Policy Documents.....	App-4-1

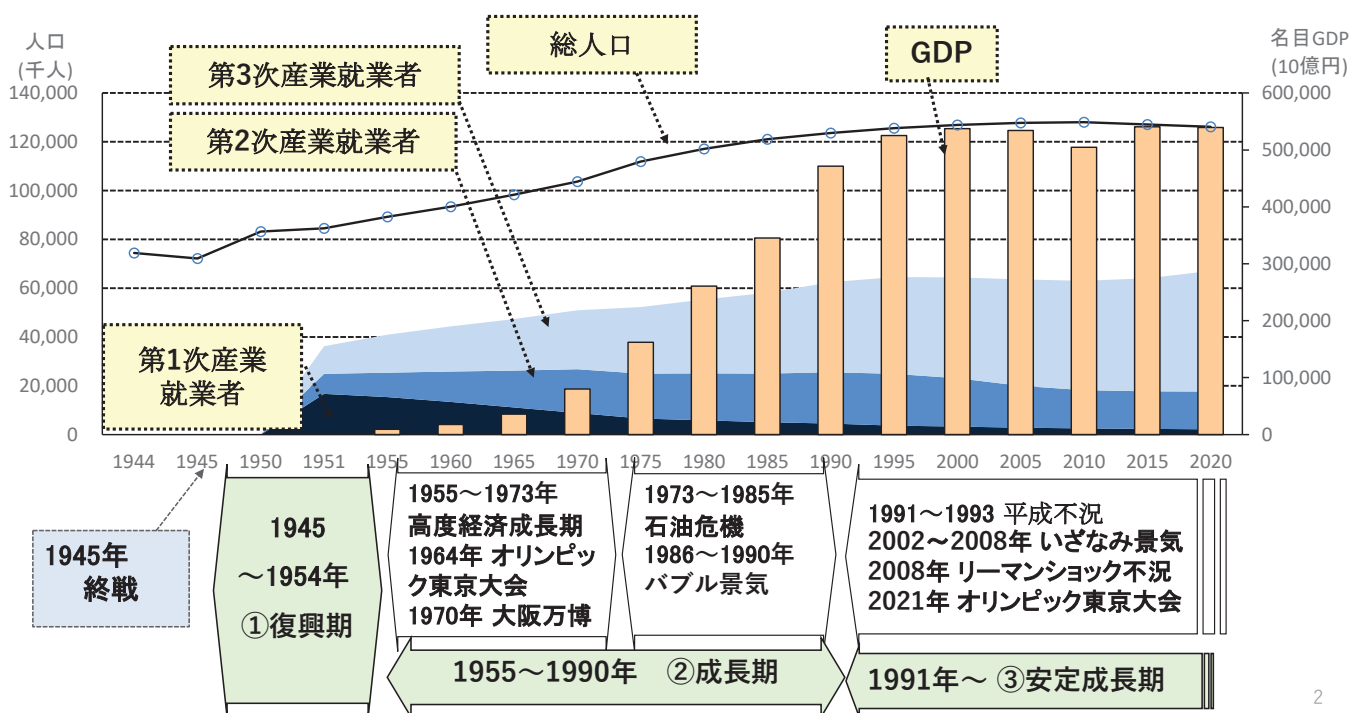
第6章 FVC強化の歴史の変遷にかかる比較考察

6.1.1 日本のFVC強化に係る歴史的区分

区分	年代	概要
① 復興期	1945～1954年	戦後の混乱と飢饉の中で、農村の貧困と民主化のための土地改革等、農業生産力強化のための基礎対策が実施された。
② 成長期	1955～1990年	好景気の予想をはるかに超える青果、水産物、肉類等需要の膨張、高級・多様化、産地の大型化、商品規格・包装の標準化、小売商の変革等に対応する新卸売市場制度が全国に適用、整備された。
③ 安定成長期	1991～2022年	日本の農産物市場は自由貿易に向け門戸開放され、経済的で精密な営農で食の安全性、環境に負荷を与えない取り組みに着手。

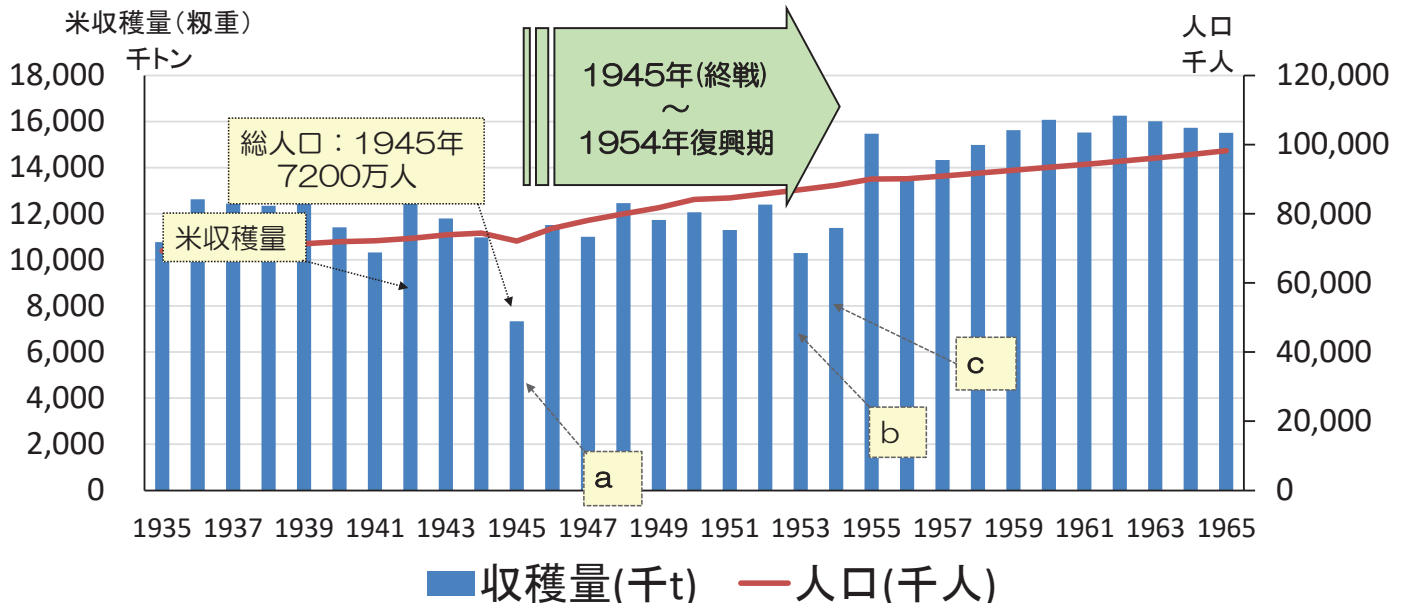
1

日本のFVC強化に係る歴史的区分



2

6.1.2 復興期（1945年・終戦～1954年） 復興期前後の米の収穫量と人口の推移



戦後の大きな災害 凡例：
a 1945年 冷害、水害、b 1953年全国的風水害、c 1954年 冷害

① 戦後の農地改革と自作農創設

- 戦後日本は、コメの不作による供給不足、爆撃による流通インフラの破壊、帰還兵の都市流入、闇市の出現など、**FVCは混乱状態**に。こうした中、農地改革や農協創設、農業改良・生活普及等の施策が国により実施され、食糧管理法の下での**FVCの再構築**が図られる。
- 中でも「農地改革」による自作農創設は、農業者が自由な経営感覚の下に営農に取り組むことに繋がったという観点から、**FVC発展の基礎**となった。



戦後日本の闇市 (出典：朝日デジタル「戦後70年」 < 2章 復員兵と闇市-ビジュアル年表(戦後70年)：朝日新聞デジタル (asahi.com) >)

② 自立した営農のための自作農の組織化（1946年～）

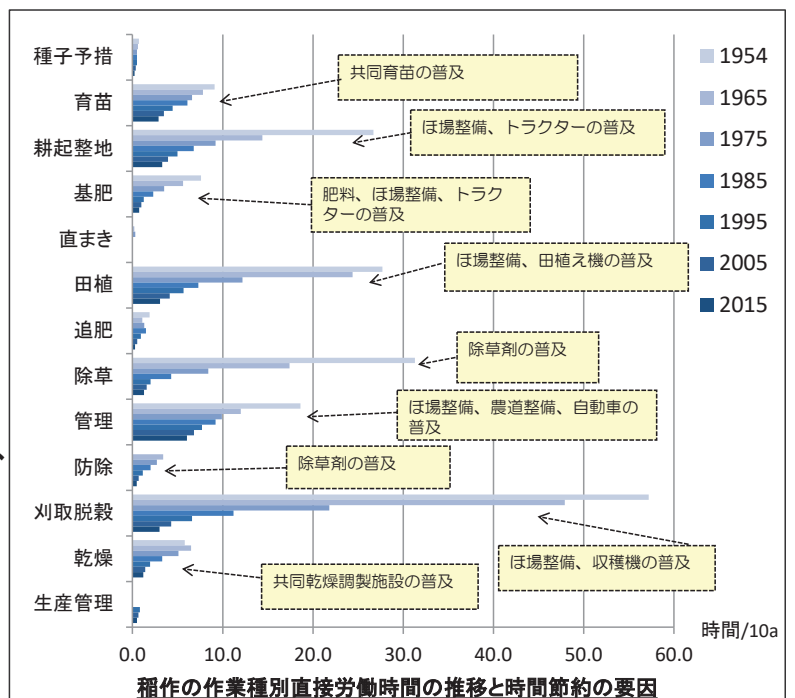
- 都市に人口が集中する一方、農村に多くの小規模自作農が誕生する中で、産地で安く買い取り、都市で高値販売する卸業者（問屋や仲買人）がFVCにおけるプライスメーカーとして成長する。また、農業資機材を購入する際も、同じような状況で、農民は高く買わざるを得なかった。
- こうした中、農業近代化政策の受け皿として、自作農の組織化が図られ、農業協同組合の設立が進む。農協により、営農資機材の共同購入、生産物の共同出荷が実現し、**FVCにおける農家のバーゲニングパワー強化に向けた取組みが始まった。**



農協は農業近代化政策の受け皿となり、農業資材の共同購入、農業機械の共同利用、農産物の共同出荷が実現し、農家のバーゲニングパワー強化につながった（写真：「エジプト国小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト」における本邦研修）

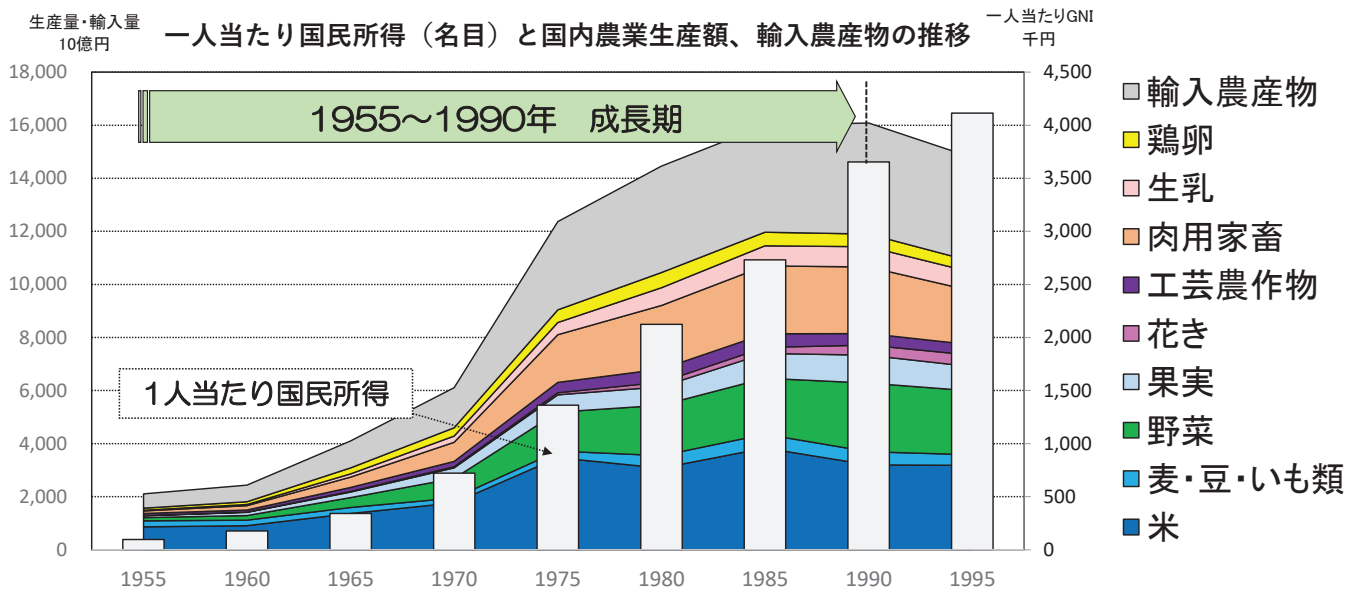
③ 土地改良事業推進と機械化進展により稲作の作業時間節減（1949年～）

- 水稻生産における水利用秩序は村の歴史と重なっており、これを維持・強化するための土地改良事業と施設の維持管理を、受益農家の組織である土地改良区が実施することとなった。
- またこの時期、GHQの指導により協同農業普及事業が導入され、都道府県の専門職員が農業者に直接対面しながら、作物栽培や経営管理技術を伝えるとともに、生活面の支援も行った。それまで小作農は、地主の指示に従って農作業を行い、物納で小作料を支払った残りで生計を営んでいた。



出典：「米生産費の全国累年統計」農林水産省

6.1.3 成長期（1955年～1990年）



・ 基礎資料：農林水産省の累年統計を元に作成。 注：輸入農産物は、林産物と水産物を除く。

7

①大規模・多様化する需要に対応した卸売市場制度（1971年）

●経済成長期に入って予想をはるかに超える青果、水産物、肉類等需要の膨張、高級・多様化、産地の大型化、商品規格・包装の標準化、小売商の変革等があった。これに対応する新卸売市場制度の大都市の中央卸売市場（40都市67市場）及び地方卸売市場（1105市場）に適應することによって、**FVCの近代化**に大きな影響を及ぼした。

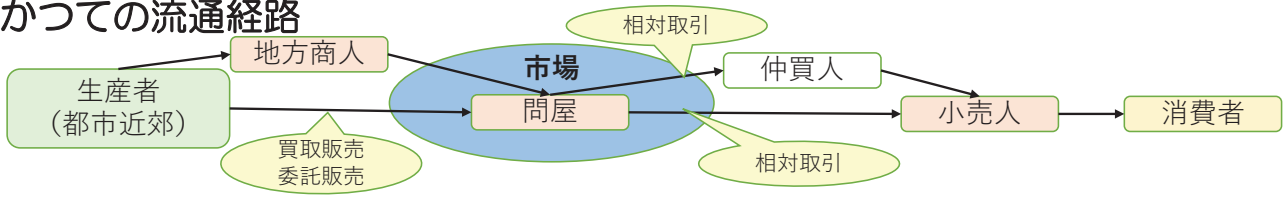
●なおこの時期、所得向上に伴う食の多様化、冷蔵庫の家庭への普及、スーパーマーケットの出現と流通における影響力の拡大、一村一品運動による地方特産物の開発、輸入農産物との競争などが、**FVCの多様化・広域化・差別化**に影響を及ぼした。



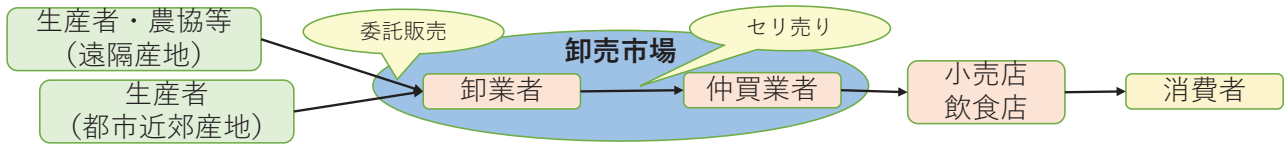
築地市場青果部におけるセリ（出典：朝日デジタル「築地市場・青果部とは」 < 青果部とは | 築地 - 時代の台所 : 朝日新聞デジタル (asahi.com) >）

我が国の生鮮食品（青果、魚介類、肉類）流通経路の変遷

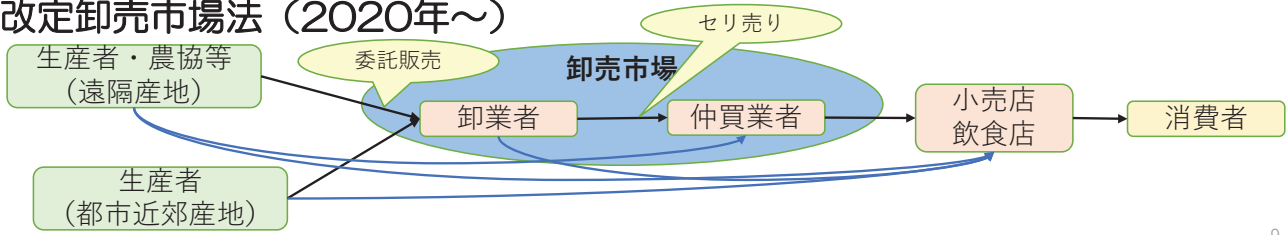
かつての流通経路



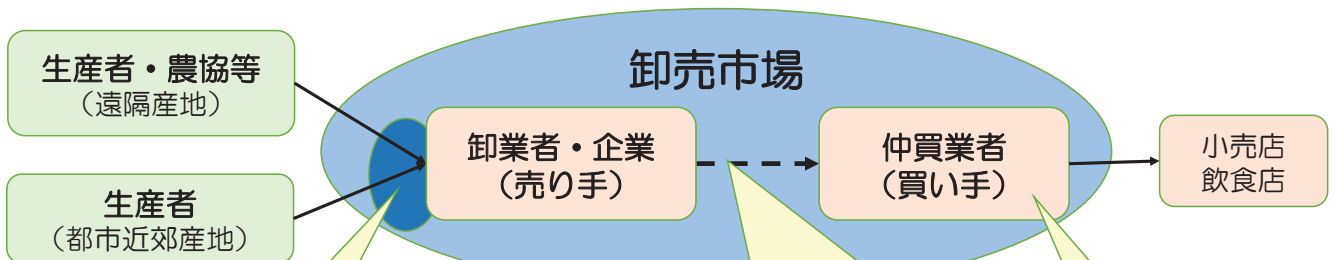
中央卸売市場法（1923年～）、卸売市場法（1971年～地方卸売市場を含む全国）



改定卸売市場法（2020年～）



卸売市場における青果、魚介類等の競り取引の工程



① 販売委託：
各地の生産者・出荷者は、卸業者に販売の委託をおこなう。

② 競り取引： 競りは、地方自治体の監視の下、卸業者が実施。卸業者は、販売委託手数料で、独立採算で市場を運営。

③ 価格と取引の公明性： 売買参加者に納得させるため、地方自治体は、卸品目別、産地別、卸数量、価格を公開する。

④ 例外取引： 荷は鮮度を要求されるため、少量多品目な場合、相対取引することもある。

⑤ 仲卸業者：
卸売した商品を市場内店舗で小売り店等に販売。

② 一村一品運動で地域を活性化（1961年）

●大都市が好景気に沸きだした頃、大分県大山村長の「梅、栗植えてハワイへ行こう」の掛け声の下、稲作から果樹作に全面転換し、特産物の開発・ブランド化を通じてFVCの差別化を図ることで、全国でも最も貧しい村の活性化に新機軸を切り拓いた。

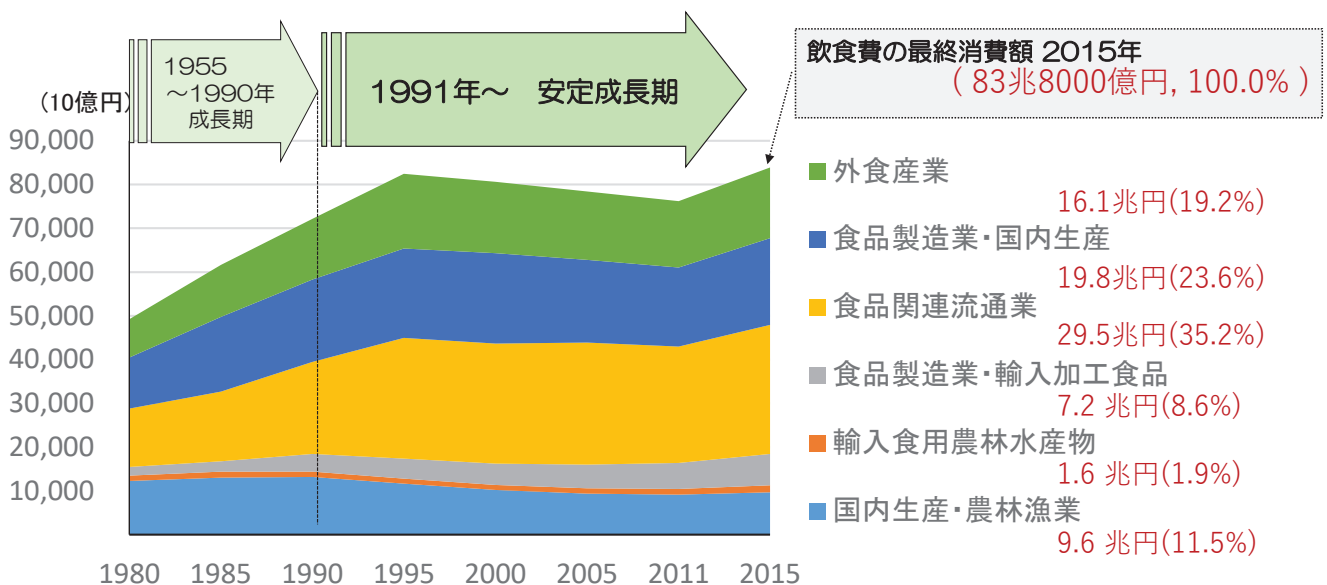
③ スーパーマーケットの進出と小売業の近代化（1973年）

●スーパーマーケットは、車で乗り入れ1か所で纏め買いができるため、消費者の利便性は大きく向上した。一方で、中小都市における旧来の商店街は売上げ不振に陥り、シャッター街が各地に出現した。また、メディア（新聞広告やTV等）を使った広告戦略、ICT導入による流通合理化、農産物の規格化など生産・流通の徹底管理により小売り主導のFVC近代化が進行し、スーパーのFVCにおける影響力が増大した。



6.1.4 安定成長期（1991年～現在）

飲食費の産業別支出金額構成の推移



基礎資料：「2015年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」（大臣官房統計部、2021年2月、農林水産省）
「表4 飲食費のフローの推移」を基に作成。

① GATT 農業合意による 農産物市場開放（1993年～）

- GATTウルグアイラウンドの合意により、世界の自由貿易市場に向けて国内農産物市場の開放が進んだ。1995年には食糧管理法が廃止され、コメ流通自由化へ大きく舵が切られた。
- 輸出に際しては、国内だけでなく輸出相手国の消費者の立場に立った農産物の安全性を保障することが不可欠となった。
- この結果、食品安全、トレーサビリティ、食品表示、食品ロス、有機農業、リサイクル等の政策・制度がきめ細かく整えられるようになり、FVCの国際化の観点から大きな意義を持った出来事となった。



タイのスーパーで売られる高級イチゴ「あまおう」

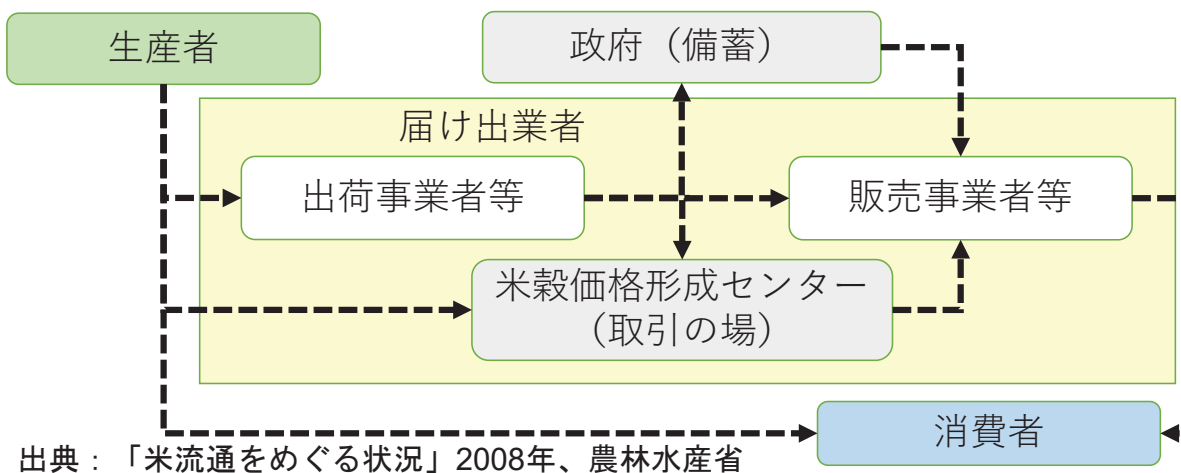
② 食の安全性への不安

- 食の安全を脅かす事件が1990年代から2000年代にかけて立て続けに発生、この結果として2003年には食品安全基本法が制定された。これを機に、官民による食品衛生・安全管理の強化が進み、消費者保護の観点からFVC強化が進んだ。

年	事件	概要
1996	O157等、有害微生物による食中毒	病原性大腸菌O157食中毒事件が小学校等で発生、死者も
2001	BSE（牛海綿状脳症）対策	2001年～2009年に36頭の感染牛が発見された。2003年以降は、BSEは確認されていない
2007	食品偽装事件	事故米転売事件等は、会社の指揮系統等が起こした事件が多い

③ 改正食糧法の下、コメの流通は自由化

かつて、食糧管理法（1942～1995年）の下、生産者の自家消費及び種籾を除く全量が政府買取、管理の対象であったが、食糧法（1995～2004年）を経て、改正食糧法（2004年4月～）となり、コメの流通は基本的に自由化された。

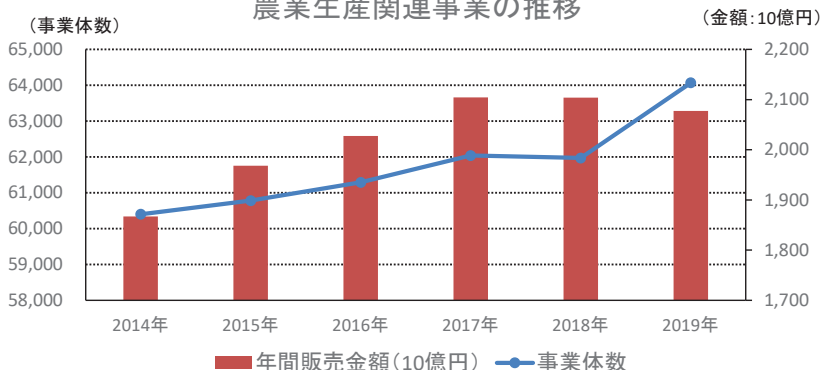


15

④ 地場産物の直売と付加価値化で地域が活性化（2010年）

- 政府・地方自治体の支援による6次産業化の取組み、地産地消による地域FVCの見直しなどによって、**FVCの地域内における垂直統合**など、強化に向けた取り組みが始まった。
- この結果、農産物直売所、農産物加工、観光農園、農家レストラン、農家民宿が全国各地で営業を開始し、総販売額は約2兆円（2017年）にまで成長してきた。

農業生産関連事業の推移



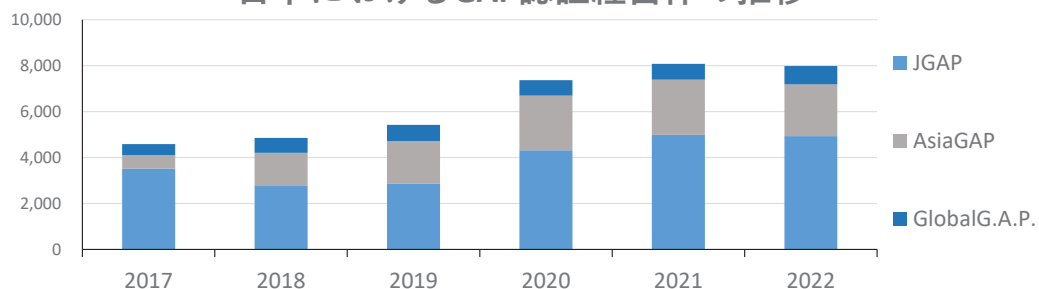
写真：大規模直売所・愛知県大府市「げんきの郷」

16

⑤ オリンピック食材は、GAP認証が不可欠（2016年）

- オリンピックでは、GAP認証の食材調達コードが前提となった。食材調達基準採用により、GAPの認知度浸透しつつある。
- 2021年、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大で1年延期された。開催された競技大会の選手村メインダイニング等では、調達基準を満たした食材の割合が野菜で100%、米82%を達成した。

日本におけるGAP認証経営体の推移



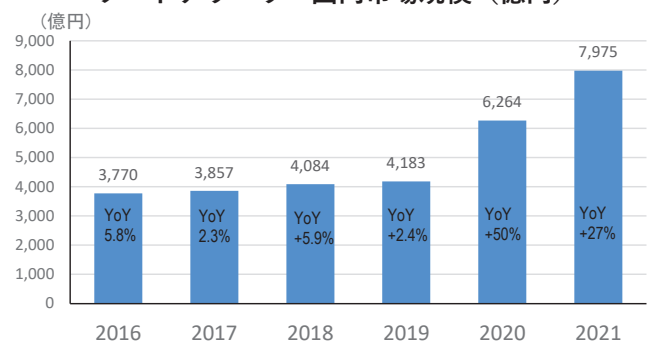
出典：農林水産省HP

17

⑥ COVID-19による影響（2020年～）

- オンライン消費や巣ごもり消費など消費スタイルに大きな変化が起き、Food delivery serviceやe-commerceなど新しい取引形態が、特に都市部において拡大した。この結果、FVCのDX化が特に川下産業において一気に加速した。
- 多様化する食料リスク回避のために、国内の農業生産の増大と安定、食料自給率向上、食料安全保障の対策強化が問題として浮上した。

フードデリバリー国内市場規模（億円）



出典: NPD Japanのデータをもとに調査団が作成

18

まとめ

- 戦後から現在に至るまで、我が国のFVCに影響を与えた出来事は様々あるが、適切な土地利用の下、栽培されたものが安全・適切に消費者に届けられることが認識されてきており、農業生産費を徹底して削減して、世界の自由貿易の中で良品を出荷・販売することの重要性が浸透してきている。
- このような長期に渡る日本のFVCの経緯を概観すると、最も大きな影響を与えた革新的、画期的、新時代を開く（Epoch-making）出来事としては、**①復興期の農地改革・自作農創設、②成長期の卸売市場改革による農産物の公正な価格決定と取引の明確化、③安定成長期におけるGATT Uruguay Round 農業合意による農産物市場の開放**をあげることができる（FVCの3大出来事）。

19

日本のFVCの3大出来事

- FVCの3大出来事は、明治になって鎖国を解いた我が国の国家体制に続いて、自由貿易体制に向けた農林水産業の段階的な解放策、すなわちFVC強化策と位置付けることができる。これらの出来事は、時代の大きなうねりとも言える。
- 戦後から現在に至るまでのFVCに関わる様々な事柄を検索してきたが、3大出来事の他に起きた出来事は、これらの出来事の補足的或いは従属的対策と位置付けることができる。今後、ASEAN諸国をはじめ途上国のFVC強化に向け参考に値するものである。

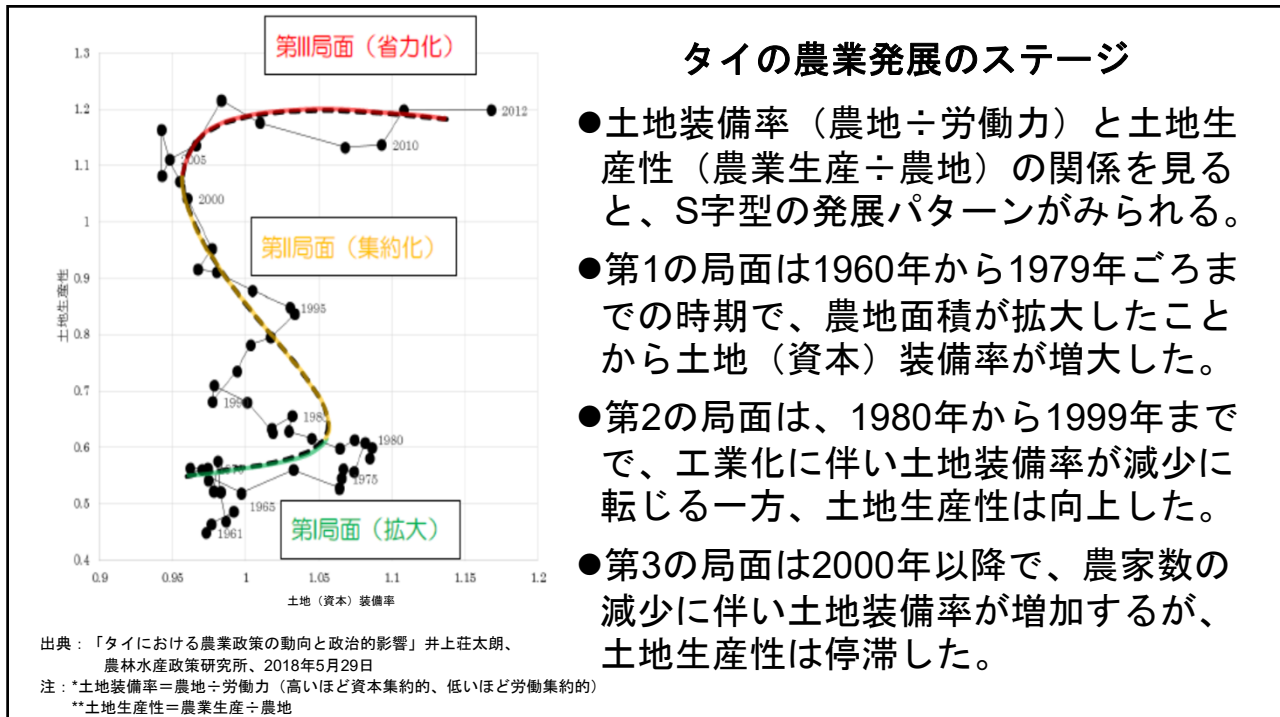
20

6.2 タイのFVC強化の歴史的変遷にかかる比較考察

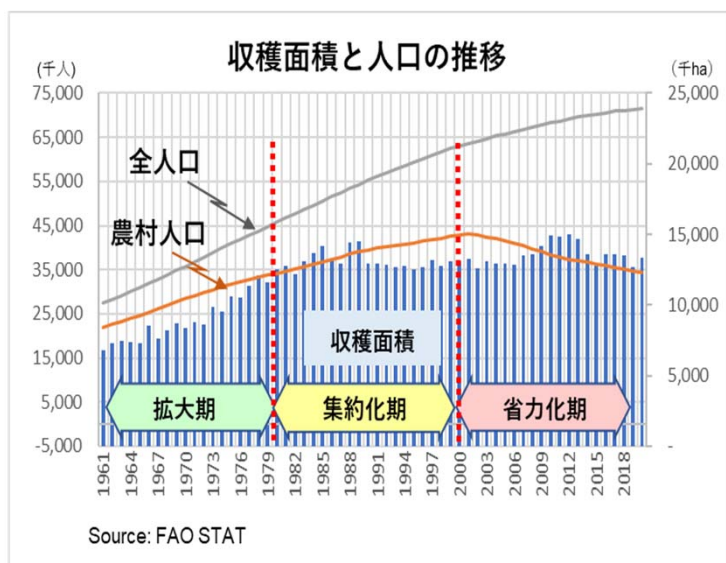
6.2.1 タイのFVC強化に係る歴史的区分

区分	年代	概要
① 拡大期	1960～1979年	人口増加と外貨獲得の両面から食糧増産の要請があり、豊富な農地資源の利用を拡大することにより農業の発展が図られた。
② 集約化期	1980～1999年	工業化に伴い1980年代後半には収穫面積が減少に転じる一方で、農村人口は依然として増加傾向にあった。こうした中、農業の集約化が進み、土地生産性が向上した。
③ 省力化期	2000年以降	工業化が進展する中、2005年には高齢化社会に突入する。農村からは労働力が流出し、農業従事者は高齢化が進行する中、土地生産性の上昇は減速、農業は停滞期に入った。

1



2



- 土地装備率（L/RP）の変化を、収穫面積と農村人口の推移から確認する。
- 拡大期は、収穫面積・農村人口ともに増加。収穫面積の増加率は、人口増加率を上回る（L/RPは増加）。
- 集約化期は、収穫面積が減少傾向を示す中、農村人口は増加し続けた（L/RPは減少）。
- 省力化期では、収穫面積が2012年ごろまで増加し、以後は減少する中で、農村人口は減少に転じている（L/RPは増加）。

3

6.2.1 拡大期（戦後～1979年）

① 人口増加に伴う食糧増産の要請

- 第2次世界大戦により食糧生産が減少する一方で、急増する人口を養うため、また外貨獲得手段としても、コメ増産の必要性が高まる。こうした状況の下、1950年代にはタイでも「緑の革命」がスタートする。

② 農地改革による自作農の創設（1975年～）

- 1975年には「農地改革法」が制定、この推進母体として農地改革局（ALRO）が設立。
- ALROは、土地無し農民への農地配分、農民の基礎的生活条件の向上、農業経営資金の貸付けや溜池などの灌漑施設の整備を通じて、小規模農家の経営確立に係る支援を推進した。



農地改革地区の農家にとって資本の所有は将来への希望となった（出典：タイ農地改革地区総合農業開発事業）

4

③ 農業協同組合の増加

- 1916年にタイ農家の負債問題を緩和するために政府主導で農業協同組合が創設される。1940年頃から急速に組合数を伸ばし、政府による支援の受け皿として1960年代まで増加した。

④ 農業金融による支援

- 1947年には協同組合銀行（現BAACの前身）が設立され、一般の金融機関では対応しにくい農業・農村向けの金融サービスの提供が開始された。



BAACは農協への支援などタイ国の農業の発展に大きく貢献した。

⑤ 拡大期のFVCへの影響

- 面的にも量的にも拡大するコメ取引きに対応するため、仲買業や精米業など流通業が大きく発達した。この時期、コメ流通は華僑が独占しており、コメVCにおいて圧倒的な支配力を有していた。
- また、トウモロコシ、タピオカ、サトウキビなどの生産・流通量が増大し、輸出農産物のVCが発達した。

5

6.2.2 集約化期（1980年～1999年）

① 工業化の進展と農業担い手の不足（1980年代～）

- 輸出志向型の工業化政策の下、農産物加工をはじめとする食品産業が1980年代以降、急成長した。一方、工業化の進展に伴い、農業の担い手不足が深刻化し、機械化の必要性が高まった。

- コメVCは世界に向けて伸長するとともに、活発な民間投資を背景に流通の分業化、機械化、大型化が図られ、コメ輸出大国を支えるVCの強化が図られた。また、収穫後処理技術の向上により、コメ品質の向上と長期保存が可能となり、VCの加工段階において付加価値が向上した。一方、食品加工業の発達にとともに、コメ以外の農産物においても、加工による付加価値の向上が図られたが、恩恵を受けたのは主として工業部門であった。



1988年創業のSiam Makro PCL.が製造・販売する加工食品の自社ブランド「aro」。

6

② スーパーマーケット革命（1990年代）

- 伝統的市場における小規模小売業に対して、スーパーマーケットチェーンが1970～80年代に誕生し、1990年代以降、店舗数が飛躍的に増加する。これに伴い、流通チャンネルの多様化、農産物の規格化、契約栽培などが進むようになった。
- また、スーパーマーケットどうしの激しい価格競争により、流通段階における徹底した合理化とコストダウンが促進され、バーコードによる商品管理や、倉庫管理におけるICTの導入、生産・加工工程のGAPやGMPなどによる管理が進み、**小売り主導によるFVCの近代化**が進んだ。
- 一方、One Stopで食材・日用品が購入できる利便性により、主として都市の中流階級の足は、伝統的市場から離れつつある。



近代小売りチェーンのTopsが構築するFVCを政府主導のGAPやGMPが支えている。

7

タイにおける主要なスーパーマーケット

名称	設立年	内容
Foodland	1972	Foodland Supermarket Co., Ltd.が運営。外国人やタイの中～高所得層を対象、国内に22店舗を展開、24時間営業
Villa Market	1973	Villa Market JP Co., Ltd.が運営。外国人やタイ人の中～高所得層対象、国内に34店舗、内27店舗は首都圏に存在
Gourmet Market	1981	外国人やタイ人の中～高所得層を対象、国内に17店舗を展開
Max Value	1984	AEON (Thailand) Co., Ltd.が運営。生鮮食品は日本と同等の基準で管理し、品質や鮮度を維持。
Fuji Super	1985	UFM Fuji Super Co., Ltd.が運営。タイ在住日本人やタイの中～高所得層がターゲットで、日本食が多い。
Makro	1988	Siam Makro PCL.運営の会員制卸売スーパーマーケット、CPグループ傘下、小売店やレストラン、ケータリング業者へ商品を提供
Big C Supercenter	1993	タイ人対象で安価、全国に1,500店舗以上を展開、オンラインショッピングにも対応、カンボジアやラオスなど周辺諸国にも進出
Lotus's	1994	CPグループの基準で管理された高品質で安全な製品、全国に2,000店舗以上を展開、オンラインショッピングも展開
Tops	1996	Central Food Retail Co., Ltd.運営。中高所得層対象、Tops を含む6ブランドで全国に計236店舗展開

8

③ 卸売市場による流通の近代化（1997年）

- 1997年にはバンコクに中央卸売市場であるTalaad Thaiが完成した。同市場はタイにおける青果物VCの重要なハブである。国産だけではなく周辺国の青果物が取引きされ、周辺諸国にとっても重要なFVCの拠点となっている。
- セリは行われていないが、取引価格はその日のうちにHPに公表され、取引の透明性や価格形成機能など、**成果物VCの近代化**における役割が大きい。
- QRコードを使ったトレーサビリティの確保や、残留農薬の迅速な検査を可能にするGT検査キットを使った安全管理など、先駆的な取組みも行われている。



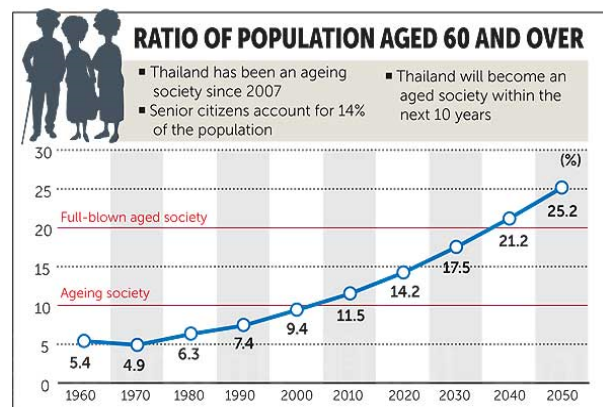
Talaad Thai市場には近隣諸国から見学者が多数訪れ、近代的卸売市場のモデルとなっている（出典：Bangkok Post Website, Dec, 15, 2019）

9

6.2.3 省力化期（2000年以降）

① 高齢化社会への突入（2005年以降）

- 省力化期に入り、農民の高齢化、少子化による若年労働力の枯渇、都市と農村の格差拡大、農業従事者の所得が不安定かつ少ない等の課題が顕在化するようになる。
- 農業部門の停滞とコメ輸出世界一位の座からの転落、農作業の機械化と外部委託が進んだ。また、ポストハーベストの工程での乾燥機の導入が一層促進され、対応しきれない精米業者の淘汰が進んだ。



Sources: National Statistical Office, National Economic and Social Development Board and Foundation of Thai Gerontology Research and Development Institute

<Active Ageing Archives - www.thainhf.org>

10

② 鳥インフルエンザの流行

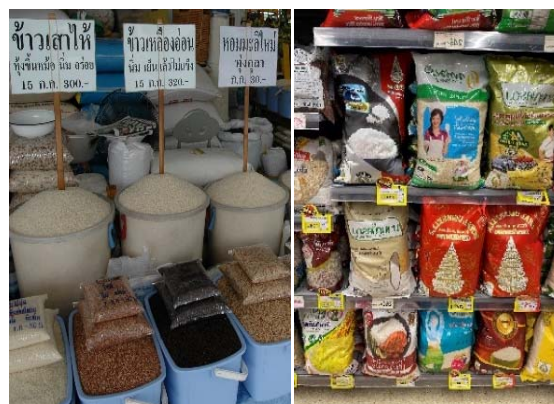
- 2003年11月頃に発生した鳥インフルエンザの流行により、日本・EUなどがタイ産鶏肉の輸入を停止、**安全性の観点からFVCの見直し**が必要となった。食品安全への関心が向上し、特に輸出品においてGAP等の認証の取得、トレーサビリティの確保などの要求が輸入国から高まり、**FVC全体として信頼性を高める**ための措置が取られた。
- また、鶏肉輸出業の中には食肉加工業に参入し**FVCの垂直統合**により生き残りを図るものも現れた。

認証	生産工程・環境		商品		原産地証明	有機農産物	
名称	Qマーク	Thailand Trust マーク	Thai Hom Mali マーク	Thai Hom Mali マーク	GI(地理的表示) マーク	Organic Thailand マーク	IFOAM マーク
ロゴ マーク						 TAS : 54041	
主管	農業協同組合省 食品規格基準局	商務省 国際貿易振興局	商務省 貿易局	商務省 国内商取引局	商務省 知的財産局	農業協同組合省 農業普及局	国際有機農業 運動連盟 (NGO団体)

11

③ モダントレードの拡大

- 中産階級が増加するにつれて、小売市場におけるモダントレード（コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ショッピングモール等）が発達した。
- ブランド米（香り米）が国内でも消費されるようになり、包装技術の向上や生産・加工段階における各種の食品認証の取得が進み、**FVCの差別化と安全性向上**が更に進んだ。
- 一方、小売価格の激しい競争が起こり、**コストダウンの圧力がFVC全体**に加わる中、農村の小規模農家の所得は低いままとなっている。



伝統的市場で量売りで売られる普通米（左）と、スーパーマーケットで売られるブランド米（右）

12

④ 新型コロナウイルス感染症の流行

- 巣ごもり需要が発生、非接触型の購買活動が増加。FVCのDX化が特に川下において一気に加速した。オンライン消費や巣ごもり消費など消費スタイルに大きな変化が起き、フードデリバリーサービスやEコマースなど新しい取引形態が、特に都市部において拡大した。また、これにともない調理済み食品市場も拡大した。



タイにおける主要なフードデリバリーサービス

サービス名	運営会社	運営開始	備考
foodpanda	foodpanda Thailand	2012年	ドイツ系
Grab Food	Grab Thailand	2018年2月	シンガポール系
LINE MAN	LINE Thailand	2016年5月	日系
GET FOOD	Gojek Thailand	2019年2月	インドネシア系
Robinhood	Siam Commercial Bank	2020年10月	タイ資本

13

まとめ（日本とタイのFVCの歴史的変遷を比較して）

- 日本とタイの歴史を比較する中で、FVCに大きなインパクトを与えた共通する出来事として、農地改革や協同組合の誕生、政府による生産基盤の整備、中央卸売市場やスーパーマーケットによる流通の近代化、食の安全を確保するための各種法律等が確認された。これらの多くは政府主導で行われ、民間の努力を促す形で進行していった。
- 経済成長期の農業支援は主として、日本では国際市場からの保護の下で推進されていったのに対して、タイはコメ輸出世界一（1980代～2012年）になったように、輸出志向型であった。保護がいいか、自由化がいいかは一概には言えないが、COVID-19を機に高まった食糧安全保障については、多国間における食糧安全保障のあり方を継続して追求することは重要である。

14

- FVCの近代化を推進するにあたり、卸売市場の果たした役割は極めて大きい。東南アジアの農村のように、生産地と消費地が離れている場合は、その間を取り持つ流通業者の役割は重要であり、日本でもタイでも中間業者は大きな影響力を持つに至っている。こうした状況において、卸売市場における公正な価格形成の影響は大きく、農業協同組合の育成と農業金融の提供とともに、FVC近代化において役割は重要であり、後発ASEAN加盟国の流通近代化への参考になる。
- 農家の組織化は、FVCにおける農家のバーゲニングパワーの向上に効果があり、農家がFVC強化策から確実に裨益するためにも有効である。日本の農協が果たした役割には、情報提供、営農資金の提供、技術の指導、市場への共同出荷、共同施設の利用と機械の貸し出し、保険や共済などセーフティネットの提供などがある。東南アジアにおける農民組織の一つのモデルとなる。

15

- 食の衛生・安全性を確保するための措置は、日本とタイの経験では、食中毒事件やBSE問題、鳥インフルエンザなど、時には尊い命の犠牲を払うなど大きな痛みを伴いながら、FVC強化のための施策を「生産者重視」から「消費者重視」へと転換させ、法や制度整備を進めてきた経緯がある。CLMVにとっては、こうしてできた制度やシステムを導入することで、後発の利益を享受することが可能である。

16

日本の戦後 FVC 強化に関連する施策及び出来事一覧

表 1 復興期の FVC 強化の関連施策及び出来事

年	施策及び出来事		FVC の段階 (注 1)			対応策 (注 2)
		概要	生産	流通・加工	小売・消費	
1923 年	[1] 産業組合中央金庫法	産業組合中央金庫法の下、農林中央金庫の前身である産業組合中央金庫が営業を開始。1943 年までに漁業組合と森林組合が加入。	◎			B
1942 年	[2] 食糧管理法	政府による米の需給及び価格管理着手。	◎	◎	◎	B
	[3] ブドウ「巨峰」育成	育成地から眺められた富士山にちなんで巨峰と命名。日本の生食用 60 種類以上のなかで最も広い面積で作られている。	○			C
1944 年	[4] 水稻冷害対策技術の普及	水稻冷害対策技術として、保温折衷苗代の普及が始まった。	◎			C
1945 年	[5] 終戦と食料危機	この年は例外と台風等による被害のため作況指数は 67 で、総生産量は 40 年間で最低の水準であった。	○			-
1946 年	[6] 自作農創設特別措置法	GHQ の勧告下、約 193 万 ha の農地が地主から買い上げられ、475 万戸の小作農に廉価で売り渡された。	◎			B
	[7] 農業協同組合法	GHQ の指令の下、新たに自作農となった組合員が参加して、全国で 1 万 3000 の農協が設立され、所得増を目指す取り組みが始まった。	◎			A
1947 年	[8] 農業災害補償法	掛け金の一部を国が負担する、米、麦、大豆等及び果樹、家畜、農機具の台風、火災、虫害等被害に対する補償法・制度に着手。	◎			B
	[9] 食品衛生法	食品および添加物、器具および容器包装、表示および広告、監視指導、検査、営業等の規制からなり、厚生労働省が所管。	○		○	B
	[10] 種苗法	新品種保護のための登録制度で、指定種苗の表示に関する規制等について定め、品種育成の振興と種苗流通の適正化を図るもの。	◎			B
1948 年	[11] 農業改良助長法	農業技術の試験研究・普及事業で、環境と調和した農法、効率的で安定的な農業経営の育成等で農業・農村改善に資するもの。	◎			A、B
	[12] 農薬取締法	農薬の登録の制度で販売・使用の規制等を行い、農薬の安全・適正な使用で、農業生産の安定と国民の健康の保護に資する。	◎			B
1949 年	[13] 土地改良法	農業生産基盤整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資する。	◎			B、D

1950年	[14] 肥料法	肥料生産等に関する規制を行い、肥料の品質等を確保、公正取引と安全施用によって農業生産力の維持増進に寄与する。	◎			B
	[15] 植物防疫法	輸出入植物及び国内植物を検疫し、植物に有害な動植物を駆除とそのまん延防止により農業生産の安全及び助長を図る。	◎			B
	[16] 商品先物取引法	商品取引所の健全な運営を確保して商品先物取引業の適正な運営確保等により、商品価格の形成及び売買取引等を公正にする。	◎			B
	[17] JAS法	JAS規格は、農林物質の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、消費の合理化を図るための制度。	◎		○	B
1951年	[18] 農産物検査法	米穀、麦（小麦、大麦及びはだか麦の品位等検査及び成分検査。	◎	◎	◎	B
1952年	[19] 農地法	農地を農地以外の利用にすることを規制し、耕作者の地域との調和に配慮した権利取得を促進、利用調整等により農業生産を増大。	◎			B
	[20] リンゴ「王林」育成	福島県桑折町の農民が育成された品種で、「りんごの中の王様」という意味をこめて「王林」と命名され、ふじ、津軽に次ぐ生産量を誇る。	◎		○	C
1953年	[21] 農業機械化促進法	農機具の試験研究体制整備、必要な資金の確保等の措置を定め、農機具の改良普及、農業生産力の増進と農業経営改善をおこなう。	◎			B,C,D,E
	[22] 農林漁業金融公庫設立	農林漁業の生産力の維持増進と食料の安定供給の確保に必要な長期・低利資金を農林漁業者と食品産業事業者に融通する。	◎	◎	◎	B,E
1954年	[23] 学校給食法施行	学校給食及び食に関する指導実施に関し必要な事項を定め、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。	◎		◎	B

注1：FVCの強化に対する影響として、○は「影響あり」、◎は「特に影響あり」とした。

注2：「対応策」は、FVCの対応策区分を示したもので、A 人材育成・組織、B 政策・制度整備、C 技術革新、D インフラ整備、E 民間投資促進をそれぞれ意味する。

表2 成長期のFVC強化の関連施策及び出来事

年	施策及び出来事		FVCの段階(注1)			対応策(注2)
		概要	生産	流通・加工	小売・消費	
1955年	[1] 自動電気炊飯器の開発・市販	いつでも手軽に良質の米を炊き上げる電気炊飯器の出現で、台所仕事の負担は大幅に軽減された。	◎		◎	C、E
	[2] 水稻室内育苗技術開発	長野農試が水稻室内育苗を公表、田植機械開発の原点となった。	◎			C
	[3] 野菜の接ぎ木栽培開発の進展	樹木接ぎ木技術を応用した野菜苗供給は、連作障害回避、耐病性、強健性台木利用で、安定生産に結びついた。	◎		○	C
1956年	[4] 米の優良種子「コシヒカリ」育成	食の多様化で米の消費が下がったが、食味の優れた品種として需要は定着している。	◎		○	C
	[5] 農業改良資金融通法	各種計画の認定を受けた農業者に対し、新作物や新技術の導入、農畜産物の加工等の取組に無利子資金を融資する。	◎			B
	[6] 冷蔵庫の普及	豊かな消費習慣の象徴として、白黒テレビ・洗濯機・冷蔵庫の家電3品目が普及した。	○	○	◎	C、E
1957年	[7] 生衛法	公衆衛生の見地から国民生活に深い関係のある飲食店、食肉販売等、18業種の営業について、施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じ維持向上を図り、あわせて利用者・消費者の利益の擁護に資する。	○	○	◎	B,C,D,E
1958年	[8] 即席めん商品化	日本で生まれた食品で、輸出され、広く食べられている。2020年の国内生産量は59億7000万食であった。		◎	◎	C、E
	[9] 回転すしビジネスモデル誕生	大阪万博出店を機に、高級感の強かった寿司は、日本を代表するファーストフードに変化、食材流通にも影響を与えた。	○	○	◎	C、E
1961年	[10] 農業基本法	高度経済成長で拡大した農工間の所得格差是正に向け、構造改善や農業機械化で農業近代化を図ることを基本とした。	◎			B
	[11] 果樹農業振興特別措置法	果実の需要動向に即応した計画的生産振興と果樹園経営基盤確立と生産及び出荷安定、流通・加工の合理化を図る。	◎			B
	[12] 農業近代化資金融通法	農業者等に対して行う長期、低利の施設資金等の融通の円滑化のため、国が利子補給を行う措置等。	◎			B
	[13] 一村一品運動の始まり	村長の「梅、栗植えてハワイへ行こう」の掛け声の下、人材育成と地域活性化を実行した。	◎			A、E
	[14] 農業信用保証保険法・制度	農業協同組合、銀行等の融資機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を、独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険により補完する仕組みが整備されている。	◎			B

年	施策及び出来事		FVCの段階(注1)			対応策(注2)	
		概要	生産	流通・加工	小売・消費		
1962年	[15]	りんご「ふじ」育成	農林水産省園芸試験場で誕生した品種で、リンゴの全国出荷量の50%以上が、中国等、世界で最も多く生産されている。	◎		○	C
1963年	[16]	バナナの輸入自由化	当時、リンゴとミカンを主とする果樹農家は成長部門と位置付けられていたが、バナナの輸入自由化で、国内産果実が不振につながる恐れがあるとして反対運動がおこった。	◎		◎	B
1964年	[17]	東海道新幹線開業	東海道新幹線が、東京駅 - 新大阪駅間で開業	◎		◎	D
	[18]	オリンピック東京大会開催	大量な食材調達と効率的な調理のため、冷凍食品を開発、活用を行い、アフリカやイスラム圏の料理にも対応した。これを機に冷凍技術が広まっていった。	◎	◎	◎	B
1965年	[19]	家庭用電子レンジ開発・市販	常温食材の加熱調理だけでなく、冷凍食品の解凍、調理機能にも優れた機種等が開発され、身近なキッチン製品。	◎	◎	◎	C、E
1966年	[20]	野菜生産出荷安定法	食の多様化で野菜の重要性が増しており、これに対し主要野菜の産地指定をして、安定的な供給を図るものである。生産・出荷の近代化推進と販売価格低下の場合の補填もある。	◎	○	○	B
1968年	[21]	消費者基本法	消費者・事業者間の情報の質・量・交渉力等の格差にかんがみ、国民の消費生活の安定及び向上を確保する取り組み。			◎	B
	[22]	長距離フェリー・瀬戸内海航路の開設	瀬戸内海航路(神戸-小倉間)のフェリーが出帆し、この後、長距離フェリー航路が全国に拡大。	◎	◎	◎	D、E
1969年	[23]	農振法	自然的経済的社会的に農業振興が必要な地域について、施策を計画的に推進することにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する。	◎		○	B
	[24]	高速道路・東海道全通	東海道の高速度道路(東京-西宮間)が全通し、この後、トラックによる長距離流通改革が始まった。	○	◎	○	D、E
	[25]	レトルト食品開発・市販	米国で開発された蒸留窯殺菌の食品で、保存性よりも簡便性で普及、100社以上の企業が500種以上の製品を販売。		◎	◎	C、E
1970年	[26]	農用地汚染防止法	農用地の土壌汚染の防止及び除去、汚染に係る農用地利用の合理化措置により、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物生産又は農作物等の生育が阻害されることを防止する。	◎			B
1971年	[27]	卸売市場法	青果、水産物、食肉、花きの「公正な価格の決定と取引の明朗化」、「価格と品質の安定」、「市場内の良	◎	◎	◎	B、E

年	施策及び出来事		FVCの段階(注1)			対応策(注2)
		概要	生産	流通・加工	小売・消費	
		好な衛生状態」が実現し、都市住民の食生活の安定に寄与している。				
1973年	[28] 大規模小売店舗法	小売業の近代化を図るため、大型小売店と中小小売店との利害調整を目的に交付された。	○	○	◎	B、E
	[29] 国民生活安定緊急措置法	物価の高騰時に、生活関連物資等の価格、需給調整に関して、政令指定物資の措置を規定（生産を促進すべき食料等の物資の指定、標準価格等の設定等）			◎	B
	[30] 買い占め防止法	生活関連物資等の買占め又は売惜しみに関し、政令で指定した物資について措置を規定（特定の生活関連物資等を指定、買占め又は売惜しみの場合は、当該物資の売渡しの指示等）			◎	B
1976年	[31] 宅配サービス開始	当時個人向け宅配は郵便局だけであったが、これをビジネスとして成功させ、現在では世界ネットワークに成長した。	◎	◎	◎	E
1979年	[32] 「転換畑作」研究開始	1970年以降の米の余剰対策として、作付け作物の選定と水田の転換畑作技術は大きな課題であった。	◎			C
1980年	[33] 農業経営基盤強化促進法	育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、経営改善を計画的に進める農業者に対する農用地利用集積及び経営管理の合理化その他の措置を講ずる。	◎			B
1984年	[34] 地力増進法	地力増進の基本指針策定及び対象地域の制度について定め、土壌改良資材の品質表示適正化の措置を講ずることにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図る。	◎			B
	[35] 水稻「あきたこまち」育成	秋田県農試が水稻「あきたこまち」を育成、地方ブランド品種の先駆であった。	◎		○	C
	[36] イチゴ「女峰」育成	栃木県農試がイチゴ「女峰」を育成。	◎		○	C
1985年	[37] 農林水産ジーンバンク事業	農業分野の遺伝資源について探索収集から特性評価、保存、配布および情報公開までを行う事業。	◎		○	B、D
1987年	[38] 携帯電話サービス開始	携帯電話サービスの開始は、プライベートツールだけでなくビジネスツールとして定着していった。	◎	◎	◎	C、D、E

注1：FVCの強化に対する影響として、○は「影響あり」、◎は「特に影響あり」とした。

注2：「対応策」は、FVCの対応策区分を示したもので、A人材育成・組織、B政策・制度整備、C技術革新、Dインフラ整備、E民間投資促進をそれぞれ意味する。

表3 安定成長期の FVC 強化の関連施策及び出来事

年	施策及び出来事		FVC の段階 (注 1)			対応策 (注 2)
		概要	生産	流通・加工	小売・消費	
1991 年	[1] 食品等流通法	農林漁業及び食品流通業の発展、一般消費者の利益増進のため、食品等の流通の効率化、品質・衛生管理の高度化、情報通信技術の利用、国内外の需要対応に必要な支援措置等。		◎		B
	[2] モーダルシフト推進着手	産地と消費地間のトラックによる貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換するもので、業界の労働環境改善や共同利用によって効率を向上させるため着手された。		◎		C、D、E
1993 年	[3] ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意	保護主義的なで、知的所有権、農産物等の自由化等の交渉が行われ、農産物は将来的に全て関税化に移行、ミニマムアクセスを決定するに留まった。GATT を改組して WTO 設立が決定。	◎			B
	[4] 道の駅	日本の各地方自治体と道路管理者が連携して設置し、国土交通省により登録され、農産物直売所、売店、レストランなどのサービスが提供されている。	◎			C
1994 年	[5] 食糧法廃止、食糧法施行	国による主要食糧の全面管理から、米需給の適確な見通しと誘導、備蓄米のみの運営に移行。価格形成は入札によるものとし、政府主導から民間主導に移行。	◎		○	B
1998 年	[6] 種苗法全面改正	新品種の登録制度による品種育成の振興と、種苗の適正流通により農林水産業の発展に寄与するもの。	◎			B
	[7] 大店立地法	大規模小売店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持のため、設置者に、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮により、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	◎		◎	B、E
1999 年	[8] 食料・農業・農村基本法	農業基本法は、農工間の格差是正等、農業者の視点が中心であったが、新基本法は消費者の視点を追加、効率的で安定的な農業経営を育成するという農業経営の視点に重点。	◎			B B
2000 年	[9] 食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に向けて、資源の有効利用の確保及び食品廃棄物の排出の抑制を図り、食品製造等事業の健全な発展を促進する。			◎	B
2001 年	[10] 農林中央金庫法	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関として、これら組織のために金融の円滑を図り、農林水産業の発展、国民経済の発展に資する。	◎			B
2002 年	[11] 投資円滑化法	農林漁業及び食品産業の事業者の自己資本の充実促進、健全な成長発展、事業の合理化、高度化等を支援する事業活動に資金供給を行い、農林漁業及び食品産業の持続的な発展に寄与する。	◎			B
2003 年	[12] 食品安全基本法	食品の安全性の確保に関して国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにし、施策策定の基本方針を定め、食品安全性確保の施策を総合的に推進する。	◎	◎	◎	B
	[13] 農林漁業信用基金法	信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等の債務保証等につき保険を行い、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資する。	◎			B

年	施策及び出来事		FVCの段階(注1)			対応策(注2)
		概要	生産	流通・加工	小売・消費	
2005年	[14] 物流総合効率化法	二以上の者が連携して、流通業務の総合化及び効率化を図る事業で、環境負荷の低減及び省力化に資するものを認定し、認定された事業に対して支援を行う。		◎	◎	B
	[15] 食育基本法	食育の基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、食育施策の基本事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、健康で文化的な国民生活と豊かで活力ある社会実現に寄与する。			◎	B
2006年	[16] 有機農業推進法	有機農業推進の基本理念を定め、国、地方公共団体の責務を明らかにし、有機農業推進に関する施策の基本事項を定め、施策を総合的に講じ、有機農業の発展を図る。	◎		○	B
	[17] 農商工連携促進法	中小企業者と農林漁業者とが連携して経営資源を有効活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与する。	◎			B、E
	[18] 担い手経営安定法	米穀、麦その他の重要農産物の農業の担い手に対し、外国との生産条件格差で生ずる不利を補填措置により、農業経営の安定を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資する。	◎			B
2007年	[19] 株式会社日本政策金融公庫法	農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫は解散して、新会社株式会社日本政策金融公庫に統合	◎		◎	A、B、E
2009年	[20] バイオマス活用推進基本法	バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	◎			B
	[21] 米トレーサビリティ法	事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等の情報記録及び産地情報の伝達を義務付け、食品の安全性を欠く流通を防止し、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通を確保する措置実施の基礎とする。	◎	◎	◎	B
	[22] 消費者安全法	消費者の消費生活被害を防止し、安全を確保するため、相談事務実施、消費生活センター設置、消費者事故情報の集約・調査等の実施及び被害発生・拡大防止その他の措置を講ずる。	◎		◎	B
	[23] 米粉・飼料用米法	米粉用・飼料用等、米穀の新用途への利用を促進するため、米穀の生産者とその加工品の製造業者が連携した取組に関する計画及び新品種を育成する。	◎		◎	B、C
2010年	[24] 六次産業化・地産地消法	農山漁村の土地、水その他資源を有効活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化等を総合的に推進して、地域の活性化と消費者利益の増進を図る。	◎		◎	B、E
	[25] GAP 共通基盤ガイドライン	食品安全、環境保全、労働安全等、幅広い分野を対象とする、高度な取組内容を含む「農業生産工程管理の共通基盤に関するガイドライン」で、野菜、米、麦に次いで果樹、茶、飼料作物等を追加。	◎	○	◎	B
2013年	[26] 農地中間管理事業の推進に関する法律	農業経営規模の拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資する。	◎			B
	[27] 食品表示法	食品表示の基準策定等を定め、一般消費者の利益の増進を図り、食品衛生法、健康増進法、JAS法の措置と相	◎		◎	B

年	施策及び出来事		FVCの段階(注1)			対応策(注2)	
		概要	生産	流通・加工	小売・消費		
		まって、国民の健康保護・増進、食品生産、流通の円滑化等食品生産振興に寄与。					
2014年	[28]	地理的表示法	特定農林水産物等の名称の保護に関する制度を確立することにより、生産業者の利益の保護を図り、もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護する。	◎		◎	B
2015年	[29]	都市農業振興本法	都市農業振興の基本理念及びその実現の基本事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進し、安定的な継続を図り、良好な都市環境の形成に資する。	◎		◎	B
2016年	[30]	オリンピック東京大会調達コード	経済合理性のみならず、公平・公正性等に配慮し、大会開催のために真に必要な物品やサービスを調達し、持続可能性を十分に決定した調達要件(供給元、産地、清算方法、サプライチェーン、資源)。	◎	○	◎	B
2017年	[31]	TPP11協定、大筋合意	アジア太平洋地域でモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野の21世紀型のルール構築の経済連携協定	◎	○	◎	B
2019年	[32]	輸出促進法	農林水産物及び食品の輸出促進のため、輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画策定、輸出事業計画の認定、農林水産物・食品輸出促進団体の認定その他の措置を講ずる。	◎			B
	[33]	スマート農業技術実証プロジェクト着手	ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用した「スマート農業」を実証し、スマート農業の社会実装を加速させていく事業。水田作、畑作、露地野菜、施設園芸、花き、果樹、茶、畜産の作目で着手。	◎			B、C、E
	[34]	農業保険法	農業災害補償法・制度は、自然災害による収量減が対象で、価格低下は対象外、対象品目が限定的等であったが、新法は、農家の売上減少を補償する収入保険となった。	◎			B
	[35]	食品ロス削減推進法	食品ロス削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本事項を定め、削減策を総合的に推進する。			◎	B
2020年	[36]	RCEP	世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占めるASEAN10か国と日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの経済連携協定。	◎		◎	B
	[37]	改正卸売市場法	これまでは、①卸売業者は、仲卸業者や特定の売買参加者以外への販売が禁止され、②仲卸業者は、卸売業者以外から買入れることが禁止されていたが、①卸売業者は、小売業者や消費者に直接販売できるようになり、②仲卸業者も、農家の方から直接仕入れることができるようになった。	◎	◎	◎	B
	[38]	農水産物品質法	農水産物の適切な品質管理を通じて、農水産物の安全性を確保し商品性を向上させ、公正で透明な取り引きを誘導することによって農漁民の所得増大と消費者保護に資する。	◎		◎	B
	[39]	ネットスーパー、料理宅配の増加	コロナ禍において、人々の感染防止奨励対策と飲食業の長期営業制限措置等が実施されてきた中で、ネットスーパーや料理宅配等、小売業や飲食業と消費者を繋ぐビジネスが拡大するに至っている。		◎	◎	C、E
2022年	[40]	みどりの食料システム法	環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食	◎	○	○	B

年	施策及び出来事		FVCの段階(注1)			対応策 (注2)
	概要		生産	流通・ 加工	小売・ 消費	
		料の安定供給の確保に資するとともに、環境負荷の少ない健全な経済発展を目指す。				

注1：FVCの強化に対する影響として、○は「影響あり」、◎は「特に影響あり」とした。

注2：「対応策」は、FVCの対応策区分を示したもので、A人材育成・組織、B政策・制度整備、
C技術革新、Dインフラ整備、E民間投資促進をそれぞれ意味する。

Summary of Policy Documents

List of Summarized Policy Documents

No	Title	Author	Issuance Year	Category	Page
1	AEC Blueprint 2025	ASEC	2015	Economy	App-4-2
2	AEC 2025 Consolidated Strategic Action Plan	AEC	2018	Economy	App-4-4
3	Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in FAF (2016-2025)	ASEC	2015	FVC	App-4-11
4	AIFS Framework and SPA-FS 2021-2025	AMAF	2020	FVC	App-4-13
5	SPA for ASEAN Cooperation on Crops 2016-2020	ASWGC	Not Stated	GAP	App-4-15
6	SPA on ASEAN Cooperation on Fisheries 2021-2025	ASWGF	Not Stated	Fishery	App-4-17
7	SPA of the ASEAN SPS Contact Points 2016-2020	Not Stated	2015/2016	SPS	App-4-18
8	SPA for the ASEAN Cooperation in Agricultural Cooperatives 2021-2025	ASWGAC	2021	Cooperatives	App-4-19
9	ASEAN Framework for FAF and SMEs	ASWGAC/ SOM-AMAF	2021	Cooperatives	App-4-21
10	ASEAN Institutional Framework on Access to Finance for MSME	Not Stated	Not Stated	SME	App-4-23
11	ASEAN Food Safety Policy	ASEC	2016	FVC	App-4-25
12	ASEAN Strategic Action Plan for SME Development 2016-2025	ASEC	2015	Cooperatives	App-4-26
13	ASEAN Digital Masterplan (ADM)	ASEC	2021	DX	App-4-30
14	ASEAN Trade in Goods Agreement	AMS	2009	Trade	App-4-34
15	ASEAN Food Safety Regulatory Framework (AFSRF)	Not Stated	Not Stated	SPA	App-4-39
16	ASEAN Roadmap for Enhancing the Role of Agricultural Cooperatives in Agricultural Global Value Chains 2018 - 2025	ASWGAC	2018	Cooperatives	App-4-41
17	IAI Work Plan IV (2021-2025)	ASEC	2020	ASEAN Integration	App-4-45

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: ASEAN Economic Community (AEC) Blueprint 2025

Date of Issuance: November 2015

Author: ASEAN Secretariat, Jakarta

BACKGROUND

The AEC Blueprint 2025 is issued to follow-up its preceding AEC Blueprint 2015 which enforced strengthening of trade and investment agendas within ASEAN. ASEAN recognizes that regional economic integration is a dynamic, ongoing process as economies as well as domestic and external environments are constantly evolving. Therefore, this blueprint is issued to take measures leading in creating a networked, competitive, innovative, and highly integrated and contestable ASEAN, taking into account its environment movement. The immediate priority is to complete the implementation of measures unfinished under the AEC Blueprint by end-2016. In the next decade, ASEAN will also provide a new emphasis on the development and promotion of micro, small and medium enterprises (MSMEs) in its economic integration efforts including through the utilization of digital technology. The details of each characteristic and elements are explained in the document titled “AEC 2025 Consolidated Strategic Action Plan” which covers possible measure taken to reach each characteristic’s goals.

OBJECTIVE

1. Create a deeply integrated and highly cohesive ASEAN economy;
2. Engender a more equitable and inclusive economic growth in ASEAN that narrows the development gap within each AMS region and among AMS;
3. Foster robust productivity growth through innovation, technology and human resource development, and intensified regional research and development that is designed for commercial application;
4. Promote principles of good governance, transparency, and responsive regulatory regimes;
5. Widen ASEAN people-to-people, institutional, and infrastructure connectivity;
6. Create a more dynamic and resilient ASEAN, capable of responding and adjusting to emerging challenges through robust national and regional mechanism address shocks/ issues;
7. Incorporate a sustainable growth agenda that promotes a science-based use of, and support for, green technology and energy;
8. Promote the use of the ASEAN Protocol on Enhanced Dispute Settlement Mechanism (EDSM);
9. Reinforce ASEAN centrality in the emerging regional economic architecture; and
10. Work towards a common position and enhance ASEAN’s role and voice in global economic fora.

OUTLINE

The characteristics and elements of AEC Blueprint 2025:

A Highly Integrated and Cohesive Economy

This characteristic aims to facilitate the seamless movement of goods, services, investment, capital, and skilled labour within ASEAN and to establish a more unified market for its firms and consumers. Its elements are

- Trade in Goods
- Trade in Services
- Investment Environment
- Financial Integration, Inclusion, and Stability
- Facilitating Movement of Skilled Labour and Business Visitors
- Enhancing participation in Global Value Chains

A Competitive, Innovative and Dynamic ASEAN

This characteristic focuses on elements that contribute to increasing the region's competitiveness and productivity through policy review, protection and creation of knowledge, and regulatory framework and practice of ASEAN for GVCs. Its elements are

- Effective Competition Policy
- Consumer Protection
- Strengthening Intellectual Property Rights Cooperation
- Productivity-Driven Growth, Innovation, Research and Development, and Technology Commercialization
- Taxation Cooperation
- Good Governance
- Effective, Efficient, Coherent and Responsive Regulations, and Good Regulatory Practice
- Sustainable Economic Development
- Global Megatrends and Emerging Trade-Related Issues

Enhance Connectivity and Sectoral Cooperation

The goals of this characteristic are to enhance economic connectivity involving various sectors in support of the Master Plan on ASEAN Connectivity objectives and the strengthening of ASEAN network. Its elements are

- Transport
- Information and Communication Technology
- E-Commerce
- Energy
- Food, Agriculture and Forestry
- Tourism
- Healthcare
- Minerals
- Science and Technology

A Resilient, Inclusive, People-Oriented and People-Centered ASEAN

- Strengthening the Role of MSMEs
- Strengthening the Role of the Private Sector
- Public-Private Partnership (PPP)
- Narrowing the Development Gap
- Contribution of Stakeholder on Regional Integration Efforts

A Global ASEAN

- ASEAN is continuing to make steady progress towards integrating the region into the global economy through FTAs and comprehensive economic partnership agreements (CEPs).
- Building on the gains from ASEAN's global engagement and its economic integration initiatives, ASEAN shall work towards further integrating the AEC into the global economy.

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: ASEAN Economic Community 2025 Consolidated Strategic Action Plan (CSAP)

Date of Issuance: 6 February 2017 (initial), 14 August 2018 (updated)

Author: ASEAN Economic Community (AEC)

BACKGROUND

This document is a complement for AEC's blueprint for the future of ASEAN countries joint economic policy and merits from 2016 until 2025. Mainly, the upheld characteristics through the blueprint are 1) integration and cohesiveness, 2) competitiveness, innovation, and dynamicity, 3) stronger link and cooperation of working sectors, 4) inclusive and people-oriented, and 5) global value—all regarding the ASEAN economic community. This CSAP is to inform stakeholders of the key action lines collected from the development plans of relevant sectors and. CSAP also serves to monitor and report any progress of the implementation and the achievements per its timeline, thus giving relevant feedback for future review or necessary policy update. Additional point of CSAP document is to strategically facilitate cross-sector coordination and identify each need of different ASEAN sectoral bodies to succeed purposes for new focus areas mentioned in the 2025 Blueprint.

OBJECTIVE

For each characteristics mentioned before, there are several elements and different objective(s) respectively. The objective(s) of each element from each characteristic are as follow:

Characteristic 1: A Highly Integrated and Cohesive Economy

1. **Trade in Goods:** To reduce or eliminate border and behind-the-border regulatory barriers that impede trade, so as to achieve competitive, efficient, and seamless movement of goods within the region.
2. **Trade in Services:** To further broaden and deepen services integration within ASEAN, ASEAN's integration into the global supply chains in both goods and services, and enhance AMS competitiveness in services.
3. **Investment Environment:** To enhance further ASEAN's attractiveness as an investment destination globally through the establishment of an open, transparent and predictable investment regime in the region.
4. **Financial Integration, Inclusion, and Stability:** Promote financial integration, inclusion and stability to support ASEAN macroeconomic stability and growth.
5. **Facilitating Movement of Skilled Labor and Business Visitors:** To facilitate the temporary cross-border movement of natural persons and business visitors engaged in the conduct of trade in good, trade in services, and investment.
6. **Enhancing Participation in Global Value Chains:** To develop regional value chains to enhance ASEAN's participation in global value chains.

Characteristic 2: A Competitive, Innovative and Dynamic ASEAN

1. **Effective Competition Policy:** To have operational and effective rules on competition for ASEAN to be a competitive region with well-functioning markets.
2. **Consumer Protection:** To create comprehensive and well-functioning national and regional consumer protections systems enforced through effective legislation, redress mechanisms and public awareness.
3. **Strengthening Intellectual Property Rights Cooperation:** To help AMS move higher up in the technology ladder, encourage transfer of technology and stimulate innovation and creativity.
4. **Production Driven-Growth, Innovation, Research and Development and Technology Commercialization:** To improve labor productivity and total factor productivity performance.
5. **Taxation Cooperation:** To support regional competitiveness in ASEAN by addressing the issue of fiscal barriers.
6. **Good Governance:** To engage various stakeholders to build a more dynamic ASEAN
7. **Effective, Efficient, Coherent and Responsive Regulations and Good Regulatory Practice:** To ensure that the regulatory regime is robust, effective, coherent, transparent, accountable and forward looking in terms of regulatory structure and design as well as implementation processes.
8. **Global Megatrends and Emerging Trade-Related Issues:** To formulate appropriate strategies on emerging trade-related matters and global megatrends.

Characteristic 3: An Enhanced Connectivity and Sectoral Cooperation

1. **Transport:** To move towards greater connectivity, efficiency, integration, safety and sustainability of ASEAN transport to strengthen ASEAN's competitiveness and foster regional inclusive growth and development.
2. **Information and Communication Technology (ICT):** To create a strong ICT infrastructure with pervasive connectivity in ASEAN and to facilitate the creation of a business environment that is conducive to attract and promote trade, investment and entrepreneurship.
3. **E-commerce:** To promote the growth of e-Commerce and facilitate cross-border e-Commerce transactions in ASEAN.
4. **Energy:** To enhance energy connectivity and market integration in ASEAN to achieve energy security, accessibility, affordability and sustainability for all.
5. **Food, Agriculture, and Forestry:** To work towards a competitive, inclusive, resilient and sustainable food, agriculture and forestry sector integrated with the global economy, based on a single market and production base, contributing to food and nutrition security, and prosperity in the ASEAN Community.
6. **Tourism:** To make ASEAN a quality tourism destination offering a unique, diverse experience, and committed to responsible, sustainable and inclusive tourism development, so as to contribute significantly to the socio-economic well-being of ASEAN people.
7. **Healthcare:** To promote the development of a strong healthcare industry that will contribute to better healthcare facilities, products, and services to meet the growing demand for affordable and quality healthcare in the region.
8. **Minerals:** To create a vibrant and competitive ASEAN mineral sector for the well-being of the ASEAN people by enhancing trade and investment and strengthening cooperation and capacity for sustainable mineral development in the region.
9. **Science and Technology:** To sustain ASEAN's economic growth and remain globally competitive would be supported by appropriate science, technology and innovation (STI) applications.

Characteristic 4: Resilient, Inclusive and People-Oriented, People-Centered ASEAN

1. **Strengthening the Role of MSMEs:** To create globally competitive, resilient and innovative MSMEs, seamlessly integrated to ASEAN community and inclusive development in the region.
2. **Strengthening the Role of Private Sector:** To engage the business sector and community-based organizations more effectively to provide easier access to official information on implementation and to obtain timely feedback on policies.
3. **Public-Private Partnership:** To use PPP as a tool for decision makers to strengthen economic and social development through the harnessing of private sector expertise, sharing of risks and provision of additional sources of funding.
4. **Narrowing the Development Gap:** To narrow the development gap by providing support to Cambodia, Lao PDR, Myanmar and Viet Nam (CLMV) to augment their capacity to implement regional agreements and accelerate the regional integration process as a whole, and coordinate closely with other sub-regional cooperation frameworks in the region (e.g. Brunei, Indonesia, Malaysia, Philippines East ASEAN Growth Area (BIMP-EAGA) Indonesia, Malaysia, Thailand Growth Triangle (IMT-GT), Greater Mekong Subregion (GMS), Mekong Initiatives) as part of NDG.
5. **Contribution of Stakeholders on Regional Integration Efforts:** To provide for better transparency of ASEAN activities and progress in ASEAN integration by enhancing engagement with stakeholders.

Characteristic 5: Global ASEAN

To strengthen ASEAN's position as an open and inclusive economic region, and lay the foundation for ASEAN to retain its centrality in global and regional engagements, where possible.

OUTLINE

For each characteristics mentioned before, there are several elements and different measure(s) respectively. The outline of measure(s) of each element from each characteristic are as follow:

Characteristic 1: Highly Integrated and Cohesive Economy

Trade in Goods

- Strengthening ASEAN Trade in Goods Agreement (ATIGA) by assessing effectiveness by promoting intra-ASEAN trade, finding possibilities of applying automatization for import duties and reviewing current trade remedies procedure, strengthening ATIGA notification process by monitoring scheme and reviewing rules to allow cross-notification by AMSs, reducing tariff barriers in ASEAN, addressing trade distorting effect of Non-Tariff Measures (NTMs) through developing effective procedure/guideline for NTMs, strengthening disciplines, updating and reviewing NTMs, address Sanitary and Phytosanitary Standards (SPS)-related activities and allow consultation for its problems.
 - Simplify and strengthen the implementation of the Rules of Origin (ROO) by reviewing ROO to enhance it towards a more trade facilitative and business friendly factor, seeing possibility of full cumulation under ATIGA, simplifying some forms and operations of certification to facilitate global value chain participation and ASEAN wise Self-Certification.
 - Accelerate and deepen the implementation of trade facilitation measures by facilitating trade provision under ATIGA and World Trade Organization (WTO) agreement and improving disciplines for MSMEs and also monitoring activities.
 - Accelerate trade facilitation measures and possible best practices of trade, improving effectiveness of trade goods transport within the region, enhancing more effective responses of trade problems and ASEAN trade related policies, and better coordination and monitoring activities of trade facilitation measures. Improvement in customs related factors such as administration, border procedures, valuation and classification, partnership with businesses, transit system along North-South and East-West Corridor, and modernization through capacity building also becomes the focus in the acceleration of trade facilitation.
 - Standards, Technical Regulations and Conformity Assessment Procedures (STRACAP) implementation would realize support and contribution to the development of securing the standard and quality of market integration, identifying proper approaches to support trade technical regulation for provided services, enforcing strong internal monitoring for necessary reviews (structure and terms-of-reference related), and adopt approaches to get opportunities to enter global/international trade organization.
- **Sectoral Body:** Coordination Committee on ATIGA, ASEAN Trade Facilitation Joint Consultative Committee, ASEAN Consultative Committee for Standards and Quality, IAI Task Force

Trade in Service

- Review existing flexibilities, limitations, thresholds and carveouts ad appropriate
 - Enhance mechanism to attract foreign direct investment (FDI) including but not limited to foreign equity participation to support global value chain activities
 - Explore alternative approaches for further liberalization of services
 - Establish possible disciplines on domestic regulation to ensure competitiveness by considering other non-economic or development or regulatory objectives
 - Enhance technical cooperation for human resources development, joint promotion to attract FDI by organizing regular engagements or joint activities with investment related associations and undertaking technical cooperation activities (*on-going strategic measure*)
- **Sectoral Body:** Coordinating Committee of Services

Investment Environment

- Liberalization, facilitation, and protection should be made as focus through completing built-in agenda of the ACIA, identifying appropriate approaches to minimize ACIA Reservation Lists, and undertaking and enhancing peer review mechanism of the committee.
 - Promotion of ACIA as well as ASEAN as an investment destination should be continued with enhanced and updated knowledge resources on investment promotion.
- **Sectoral Work Plan & Body:** 2016-2025 Investment Work Programme; Coordinating Committee on Investment

Financial Integration, Inclusion, and Stability

- Strengthening financial integration to facilitate intra-ASEAN trade and investment by increasing the role of

ASEAN indigenous banks, integrated insurance markets, and connected capital markets to support more cross-border activities and linkage for ASEAN stock markets.

- Promote financial inclusion to deliver financial products and services to a wider community that is under-served including MSMEs. This way, there will be more public awareness campaign for insurance, retail investor access to government and corporate bonds, efficient use of regional currency, capable real-time Retail Payment Systems (RPS), strategies and policies for consumer protection, and capacity building to enhance financial inclusion ecosystem.
- Ensure financial stability through continuous strengthening of regional infrastructure which realizes regulatory transparency, standards, and coherence. This will also handle supervision and recovery for financial risks and crises. A secure database for policy dialogue reports on capital flow statistic and measure should also be developed.
- Enhance capital account liberalization for greater capital flow to facilitate cross-border investment and lending.
- Enhance Payment and Settlement Systems by promoting standardization and developing settlement infrastructure.
- Capacity Building through learning programmes and exchange of knowledge in areas relevant to financial integration and development.

Facilitating Movement of Skilled Labor and Business Visitors

- Expand and deepen commitments under ASEAN Agreement on Movement of Natural Persons (MNP) and reduce/standardize documentation requirements

Enhancing Participation in Global Value Chains

- Enhance joint marketing strategy with supporting tools, activities and assessments
- More initiatives for imports and exports facilitation with upholding standard harmonization and capacity building
- Better trade information sharing through focusing connectivity and lessening restrictive effects and costs

Characteristic 2: A Competitive, Innovative and Dynamic ASEAN

Effective Competition Policy

- Establish effective competition regimes through competition laws for region that do not have them, and based on international best-practices
- Implement necessary institutional mechanism for competition law enforcement including comprehensive technical assistance by updating the 5-year Regional Capacity Building Roadmap related to CPL
- Establish platforms for regular exchange and engagement supporting a fair competition and enhanced information access for businesses reaching out to relevant stakeholders
- Establish Regional Cooperation Arrangements and best regional strategy on competition policy that deals effectively with cross-border commercial transactions

Consumer Protection

- Establish consumer protection network through improved regulations/policies and monitoring as well as better information exchange system, product safety enforcement, finance, and product transport protection
- Promote consumer empowerment, knowledge, and advocacy as well as improving customer service that could answer concerns effectively

Strengthening Intellectual Property Rights Cooperation

- ASEAN IP offices and infrastructure to be strengthened and the ecosystem should be expanded
- Regional IP platforms, infrastructures, and mechanism to be developed and enhanced to promote asset creation and commercialization especially for MSMEs and to create awareness
- IP mechanism to be protected as Genetic Resources, Traditional Knowledge and Traditional Cultural Expressions (GRTKTCE) mechanism

Production Driven-Growth, Innovation, Research & Development and Technology Commercialization

- Promote strategic partnership among the academia/research institution/government technology research laboratories with networking that stimulates ideas and creativity towards developing capabilities for technology transfer and adaptation at various level

- Focus on enhancing MSMEs in ASEAN competitiveness and commercialization through science and technology tools and methodologies that support a system with human resource which is highly mobile, intelligent, and creative
- Promote programmes that connect ASEAN safe cooperation in science and technology sharing and also ASEAN participation in global and regional value chain and production networks that attract leading technology firms to set up shop in the region

Taxation Cooperation

- Establish complete bilateral Tax Treaty networks among AMS with a proper withholding tax structure and adopting internationally-agreed tax standards for ASEAN
- Explore any possibility of global taxpayers' identification number and collaboration in excise taxation among AMS

Good Governance

- Promote a more responsive ASEAN through transparent and strong government while also engaging with the private sector as well as other stakeholders which could synergize with government policies and business actions across industries and sectors

Effective, Efficient, Coherent and Responsive Regulations and Good Regulatory Practice

- ASEAN regulation(s) related to implementation of programs should be competitive, aligned with objectives, and non-discriminatory, and able to be reviewed for further streamlining and update (or even necessary termination)
- Consultation with various stakeholders including any dialogue with private sector to be conducted regularly as a mean of monitoring and assessment in order to identify problems and come up with the technical solution contributing to regulatory coherence; first at regional/national level and then brought up to ASEAN committee

Sustainable Economic Development

- Policies and frameworks should be developed to support utilization of efficient and low carbon technologies in all ASEAN region including for transportation (such as using biofuels)
- Enhance connectivity through multilateral electricity trade cooperation under the Trans-ASEAN Gas Pipeline
- Any investment for low carbon technologies, best practice and management systems to ensure future demand, food security, and environmental issues should be supported especially for food, agriculture, and forest management sector

Global Megatrends and Emerging Trade-Related Issues

- Promote dialogue and induce awareness on Global Megatrends and Emerging Trade Related Issues in ASEAN covering industrial relations environment, investment in workers and learning centers, expanding interconnected global cross-border flows, and accelerating technology-digital advancement related to trade

Characteristic 3: An Enhance Connectivity and Sectoral Cooperation

Transport

- Land transport: 1) accomplish the implementation of the SKRL main lines and detailed designs for the spur lines, 2) complete ASEAN Highway Network Project, 3) enhance the use of "Intelligent Transport System", 4) develop effective ASEAN dry ports network, 5) reduce road fatalities by 50% in AMS by 2020, 6) develop a database of ASEAN land transport network, and 7) intensify regional cooperation in improving transport safety
- Air transport: 1) aim for efficient and competitive air transport market with various Dialogue Partners while maintaining ASEAN centrality, 2) advance safe skies in ASEAN, 3) enhance aviation security and air traffic management efficiency and capacity, and 4) strengthen ASEAN Search and Rescue (SAR) cooperation
- Maritime transport: Establish and ASEAN Single Shipping Market and promote maritime safety, security, and strategic economic corridors within ASEAN through enhanced navigation system and security measures, necessary policy initiatives and recommendations for a strategic transport logistics, and strong SAR cooperation
- Establish and integrated, efficient and globally competitive logistics multimodal system as well as low carbon modes of transport to support transport facilitation and sustainable transport in ASEAN

Information and Communication Technology (ICT)

- Explore further utilization and coordination of ICT for digital trade in ASEAN while also empowering the

people/community by enhancing Internet broadband penetration and affordability, supporting ICT innovations, utilization of new media, capacity building, and ICT use for trade, services, and investment

- Build a trusted digital ecosystem for the people to use and protect personal data

E-commerce

- Rights and laws for e-commerce in ASEAN should be harmonized
- Establish a user friendly, secure, and effective e-commerce scheme especially for payment and electronic authentication aligned with international standard and best practices

Energy

- Initiate multilateral electricity trade and enhance ASEAN connectivity for energy security via Trans-ASEAN Gas Pipeline
- Advance clean coal technologies (CCT) through more projects and studies with participation from public and private sector
- Conserve energy by reducing the intensity by 20% in medium-term target (30% for long-term) and renewable energy component to be increased through research, studies, and policy planning and updates

Food, Agriculture, and Forestry

- Trade facilitation for these sectors should be enhance with sustainable management, sustainable production (including for organic products), equitable distribution, improved technology, product security, and product quality (including halal food and products) which comply to global market standards
- Increase resilience to climate change, natural disasters and other shocks by implementing Climate Smart Agriculture and other regional initiatives
- Enhance policy and guidelines for all of the above

Tourism

- Enhance ASEAN tourism competitiveness through the best marketing strategy and policy, and promoting sustainable and inclusive tourism pattern with participation of local communities and private sectors with prepared guidelines incorporating environment risk related mitigations

Healthcare

- Public healthcare to partner up with private healthcare through partnership investment provision and all healthcare facilities to conform to best standards of products and services
- Further potential exploration of health tourism and e-healthcare services
- Overall healthcare in ASEAN should be facilitated with strong insurance system promotion, new healthcare product development and issuance, and supportive regulatory actions for its mobility and distribution

Minerals

- Facilitate and enhance trade and investment in minerals while also promote sustainable mineral development through supportive laws and information exchange of up-to-date ASEAN database, best practice, strategies and measures for mineral management
- Strengthen institutional, infrastructure, and human capacities in the mineral sector

Science and Technology (S&T)

- Strengthening existing S&T networks and scientist/researchers' mobility to promote cooperation towards joint technology development, transfer, and commercialization by establishing mechanism and innovative support system that will raise awareness and inclusively empower all part of community (including women and youth) starting from regional level
- Establish new strategies for partnership with dialogue partners & other relevant organizations on mutually beneficial projects of S&T

Characteristic 4: Resilient, Inclusive and People-Oriented, People-Centered ASEAN Strengthening the Role of MSMEs

- Enhance MSMEs productivity and competitiveness by enhancing market access, increase finance access and financial literacy, internalization, promotion of technology utilization (including e-commerce) to follow-up with key trends, promotion of multinational corporation partnerships, and human capital development particularly for youth and women
- Enhance MSME policy and regulatory environment that promotes intra and inter-governmental cooperation and coordination mechanisms, involvement of MSMEs in the decision-making process to enable better representation of MSME interests. Policy index is to be updated every 3 years.

Strengthening the Role of the Private Sector

- Implement a more inclusive and consultative process involving the private sector by reviewing and updating existing rules and procedures document and enhancing coordination between ASEAN Business Advisory Council (ASEAN-BAC) and ASEAN Secretariat

Public Private Partnership

- Review legal and institutional frameworks that supports PPP and identify supporting technical assistance, development facilities, and transaction advisory for PPP
- Establish ASEAN network of PPP agencies and stakeholders to be able to share experience, collaborate, fund, and also promote PPP for infrastructure projects

Narrowing the Development Gap

- Sustain the pace of economic growth among AMS by strengthening capacity-building for productivity in new AMS especially their rural areas/economies, reducing business regulation burdens, and building business opportunities including for MSME development and finance

Contribution of Stakeholders on Regional Integration Efforts

- Continue to enhance engagement with stakeholders on economic issues to promote better understanding of ASEAN economic integration initiatives, promote corporate social responsibility (CSR) activities, and conduct consultation on new initiatives

Characteristic 5: Global ASEAN

- Support ASEAN initiatives in negotiation and implementation of technical barriers to trade to develop a more strategic and coherent approach towards external economic relations
- Continue to review and improve ASEAN FTAs and CEPs to remain modern, comprehensive, high-quality and more responsive to the needs of businesses in ASEAN
- Enhance economic partnership by upgrading trade and investment plans, actively engaging with regional and global partners to pursue strategic engagement with emerging economies with the same values and to pursue multilateral trading system

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture, and Forestry

Date of Issuance: 10 September 2015

Author: the Forest and Climate Change Project (FOR-CC) under the ASEAN-German Program on Response to Climate Change in Agriculture and Forestry (GAP-CC) for the ASEAN Secretariat

BACKGROUND

ASEAN has made major advances in improving living standards and incomes of citizens, and very considerably decreased extreme poverty. It has strengthened food security, substantially reduced the prevalence of undernourishment, and dealt with food insecurity concerns in 2007-2008. Integrated ASEAN market has been accelerated by the elimination of tariffs on intra-ASEAN trade. FAF sector remains a strategic sector in most ASEAN countries, and a major source of employment and incomes.

The Special SOM-34th AMAF, held on 13-14 August 2013 in Pakse, Lao PDR agreed to develop a vision, objectives and goals of the ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry (FAF) sector towards 2020, based on the review of the current framework and Strategic Plan. The Special SOM-35th AMAF, held on 18-19 August 2014 in Kota Kinabalu, Malaysia agreed on a new timeline of 2016-2025 for the new vision of ASEAN Cooperation on Food, Agriculture and Forestry so as to be consistent with the decision of the 26th Meeting of High-Level Task Force on Economic Integration (HLTF-EI) on the adoption of a ten-year time period (2016-2025) for work plans under the AEC Pillar.

The Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture, and Forestry (2016-2025) is an implementation of the post 2015 vision. The SP has been designed to guide ASEAN towards the completion of the Millennium Development Goals (MDGs) and the post-2015 Sustainable Development Goals (SDGs), and to achieve the related goals of the UN Zero Hunger.

OBJECTIVE

- (1) To enhance intra- and extra-ASEAN trade and long-term competitiveness of ASEAN's food, agriculture, and forestry products/commodities;
- (2) To promote cooperation, joint approaches and technology transfer among ASEAN member countries and international and regional organizations and the private sector, and
- (3) To promote ASEAN agricultural cooperatives as a means to empower and enhance market access of agricultural products, to build a network mechanism linking agricultural cooperatives, and to fulfil the purpose of agricultural cooperatives for the benefit of producers in the region.

OUTLINE

Vision:

A competitive, inclusive, resilient and sustainable Food, Agriculture, and Forestry (FAF) sector integrated with the global economy, based on a single market and production base contributing to food and nutrition security and prosperity in the ASEAN Community.

Goals:

- Ensuring equitable, sustainable and inclusive growth: Addresses socio-economic disparities and poverty, ensures gender equality, narrows regional socio-economic disparities and bridges the development gap between Member States.
- Alleviating poverty and eradicating hunger: ASEAN countries have agreed to support UN Secretary General's Zero Hunger Challenge at regional and country level for hunger eradication.
- Ensuring food security, food safety and better nutrition: ASEAN has been able to avoid serious threats to food security. Challenges that have emerged include competing demands for resources, effects of climate change and environmental degradation in food production and pressures on supplies due to growing demand.

- Deepening regional integration: Establish a single market and production base in the FAF sectors must be removed in order to establish fully integrated ASEAN market in food, agricultural and forestry products.
- Enhancing access to global markets: Reducing trade cost is central to fostering competitiveness and market penetration and can be achieved through the elimination of trade impeding regulations and standards that restrict market access, hinder intra-regional trade, and undermine ASEAN's international competitiveness.
- Increasing resilience to, and contributing to mitigation and adaptation of climate change, natural disasters and other shocks: Strengthen mechanism and develop capabilities to prevent and reduce losses due to disasters and emergencies.
- Achieving Sustainable Forest Management (SFM): AMS will strengthen their cooperation and implement national laws and policies and appropriate regional policy frameworks to tackle the challenges of illegal logging, deforestation, and degradation more efficiently and effectively.

Priority areas of cooperation/Strategic Thrust

1. Enhance quantity and quality of production with sustainable, 'green' technologies, resource management systems, and minimize pre- and post-harvest losses and waste;
2. Enhance trade facilitation, economic integration and market access;
3. Ensure food security, food safety, better nutrition and equitable distribution.
4. Increase resilience to climate change, natural disasters and other shocks;
5. Assist resource constrained small producers and SMEs to improve productivity, technology and product quality, to meet global market standards and increase competitiveness.
6. Strengthen ASEAN joint approaches on international and regional issues affecting the FAF sector.
7. Promote sustainable forest management.

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: ASEAN Integrated Food Security (AIFS) Framework and Strategic Plan of Action on Food Security in the ASEAN Region (SPA-FS)

Date of Issuance: 21 October 2020

Author: AMAF

BACKGROUND

In 2009-2020, ASEAN formulated and implemented the ASEAN Integrated Food Security (AIFS) Framework, and two Strategic Plans of Action on Food Security in 2009-2013 and 2015-2020, focusing on a strategic set of measures based on strong commitments and ownership among all AMS. This document means to provide scope and joint pragmatic approaches for cooperation among AMS related to food security and to identify opportunities and new strategies for 2021-2025 and provide guidance to relevant sectoral working groups as well as stakeholders and Dialogue/Development Partners on how to enhance their efficiency and contribution in promoting food security in ASEAN. AIFS shall also implement the 2017 ASEAN Regional Guidelines on Food Security and Nutrition Policy and 2018 ASEAN Guidelines on Promoting Responsible Investment in Food, Agriculture and Forestry.

Other documents related to AIFS are:

- 2015 Statement of ASEAN Ministers on Agriculture and Forestry on Food Security and Nutrition
- 2017 ASEAN PPP Regional Framework for Technology Development in FAF Sector
- 2018 AMAF's Approach to Gender Mainstreaming in the FAF Sector
- Multi Sectoral Framework on Climate Change: Agriculture and Forestry towards Food and Nutrition Security and Achievements of SDGs (MSFCC)
- 2019 Action Plan to Promote and Implement the ASEAN Guidelines on Promoting Responsible Investment in FAF Sectors

OBJECTIVE

The main goal is to ensure long-term food security and nutrition, to improve the livelihoods of farmers in the ASEAN region, provide forum for information, new technology, and knowledge exchange. More details on the objectives:

- To sustain and increase food production;
- To reduce postharvest losses;
- To promote conducive market and trade for agriculture commodities and inputs;
- To ensure food stability, affordability, safety, quality and nutrition;
- To promote availability and accessibility to agriculture inputs; and
- To operationalize regional food emergency relief arrangements.

OUTLINE

The SOM-AMAF, supported by ASEC, is the body with primary responsibility for implementation and review of the AIFS Framework and its SPA-FS. There are 5 (five) principles for sustainable food security in ASEAN which are 1) invest in country-owned plans to channel resources, 2) conduct strategic coordination at national, regional, and global level to improve governance, 3) strive for a comprehensive twin-track approach to food security, 4) ensure the strong role for the multilateral system and institutions through several improvements, and 5) ensure sustained and substantial commitment by all partners. These principles are to tackle existing food security challenges faced by AMS both existing challenges or newly emerging ones. The governance of AIFS framework shall be created adequately to ensure institutional stability, transparency, accountability and rules of law, coherence in policy making and prioritization of supportive policies, and create an open trading system that promote agriculture and rural development.

The SPA-FS 2021-2025 consists of several strategic thrust/ action programmes/ activities as follow

1. Strengthen food security, including emergency/ shortage relief arrangement
2. Promote conducive food market and trade

3. Strengthen integrated food security information systems to effectively forecast, plan and monitor supplies and utilization for basic food commodities
4. Promote sustainable food production
5. Encourage greater investment in food and agri-based industry to enhance food security
6. Identify and address emerging issues related to food security
7. Utilize nutrition information to support evidence-based food security and agriculture policies
8. Identify policies, institutional and governance mechanisms for nutrition-enhancing agriculture development in AMS
9. Develop and strengthen nutrition-enhancing food, agriculture and forestry policies/programs and build capacity for their implementation, monitoring and evaluation

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: Strategic Plan of Action for ASEAN Cooperation on Crops 2016-2020

Date of Issuance: (not stated)

Author: Sectoral Working Group on Crop

BACKGROUND

The Special SOM-34th AMAF, held on 13-14 August 2013 in Pakse, Lao PDR agreed on the need to develop a vision, objectives and goals of the ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry sectors towards 2020 (FAF), based on the review of the current Framework and Strategic Plan. The ASEAN Vision 2020 Statement, agreed at the 2nd Informal ASEAN Summit in December 1997, provided direction to the food, agriculture and forestry sectors to *"enhance food security and international competitiveness of food, agriculture and forest products, to make ASEAN a leading producer of these products, and to promote the forestry sector as a model in forest management, conservation and sustainable development"*. The Strategic Plan of Action for ASEAN Cooperation on Crops (SPA Crops) is developed to implement the Vision and SP-FAF (2016-2025) measures that are relevant to crops sub-sector within a 5-year time frame, covering the period of 2016 – 2020.

OBJECTIVE

The 1st Technical Consultation Meeting on the Development of Strategic Plan of Action for ASEAN Cooperation on Crops (2016-2020), held on 7 May 2015, in Yogyakarta, Indonesia agreed to adopt the overarching FAF's Vision and Goals as the Vision and Goals for the Crops sub-sector. The Technical Consultation Meeting also agreed that the following six 6 STs of the SP FAF (2016-2025) are relevant with the new SPA for ASEAN Cooperation on Crops 2016 – 2020:

- ST 1: Enhance quantity and quality of production with sustainable, 'green' technologies, resource management systems, and minimize pre- and post- harvest losses and waste;
- ST 2: Enhance trade facilitation, economic integration and market access;
- ST 3: Ensure food security, food safety, better nutrition and equitable distribution.
- ST 4: Increase resilience to climate change, natural disasters and other shocks;
- ST 5: Assist resource constrained small producers and SMEs to improve productivity, technology and product quality, to meet global market standards and increase competitiveness.
- ST 6: Strengthen ASEAN joint approaches on international and regional issues affecting the FAF sector.

OUTLINE

Strategic Thrust 1: Enhance quantity and quality of production with sustainable, 'green' technologies, resource management systems, and minimize pre- and post-harvest losses and waste.

- AP 1.1: Identify infrastructure investment requirements to increase production and reduce post-production losses, and address investment needs.
- AP 1.2: Increase private sector participation in policy discussions, programme and project formulation, research and development (R&D) and provide incentives and foster an enabling environment for public-private partnerships (PPPs) towards enhancing productivity and quality, recognizing that the 'private sector' in the context of FAF must refer not only to larger commercial enterprises but must also include the small-scale farmers, fishermen and SMEs.
- AP 1.3: Develop yield and productivity enhancing technologies and best practices that involve land use intensification in a sustainable manner, bearing in mind that expansion of cultivable land rapidly reaches its limits even in the land-abundant AMS.
- AP 1.4: Balance the competing demands for the use of natural resources for food crops, industrial crops and other purposes through land-use planning to ensure ecological sustainability, food security and producer profitability and employment.
- AP 1.5: Develop new and appropriate technologies, best practices and management systems to ensure food safety and address health/disease and environmental issues, particularly in the fast-growing crops sub-sectors.
- AP 1.6: Provide institutional mechanisms and appropriate incentives for PPP in R&D and technology diffusion,

collaborating with the private sector to identify priority, high pay off research issues, and utilize it as a channel for both technology generation and diffusion.

AP 1.7: Identify and document technology, success stories and explore new methods of extension including enhanced use of information and communications technology (ICT) and other communication facilities for dissemination of successful technologies and management systems throughout AMS.

Strategic Thrust 2: Enhance trade facilitation, economic integration and market access.

AP 2.1: Identify and eliminate NTBs that have no economic or scientific rationale and implement trade facilitation measures.

AP 2.2: Harmonize accreditation, inspection and certification so that uniform requirements will prevail ASEAN-wide, enabling the recognition of equivalence.

AP 2.3: Streamline and improve quarantine systems and procedures, and harmonize standards and regulations.

AP 2.4: Involve the private sector in identifying priority products for harmonization of standards and regulations to focus scarce scientific and technical resources on high pay-off products.

Strategic Thrust 3: Ensure food security, food safety, better nutrition and equitable distribution

AP 3.1: Effectively implement the ASEAN Integrated Food Security (AIFS) framework and the strategic plan of action on food security in the ASEAN region (SPA-FS) 2015-2020.

AP 3.2: Collaborate with relevant ASEAN bodies in finalizing and implementing the ASEAN Food Safety Policy (AFSP).

AP 3.3: Accelerate the establishment of food safety standards, and mobilize resources for effective ASEAN wide adoption. one priority is to respond quickly and positively to increasing consumer demands for better food quality and safety as well as better labeling and information.

AP 3.4: Improve food security and nutrition through diversifying food sources and strengthening the quality and variety of food production and improving the food value chains.

Strategy Thrust 4: Increase resilience to climate change, natural disasters and other shocks.

AP 4.1: Promote good agriculture practices incorporating resilient technologies (climate, natural disasters) to minimize the negative effects on natural resources such as soil, and water and reduce the greenhouse gas emission.

AP 4.2: Promote access to climate finance resources to support climate smart/friendly agriculture.

Strategic Thrust 5: Assist resource constrained small producers and SMEs to improve productivity, technology and product quality, to meet global market standards and increase competitiveness.

AP 5.1: Assist small scale producers and SMEs in the FAF sector to become viable and competitive enterprises by provision of better technology, inputs, finance and extension services, access to higher value markets, and by facilitating integration into modern value chains.

AP 5.2: Encourage larger scale enterprises to perform a mentoring role by linking with small scale producers and SMEs through mechanisms such as contract farming to foster adoption of innovations and participation in high value market

Strategic Thrust 6: Strengthen ASEAN joint approaches on international and regional issues.

AP 6.1: Enhance coordination and develop joint approaches through consultations among AMS and related ASEAN bodies in regional and international fora.

AP 6.2: Present ASEAN common position on the issues affecting Crop sector in regional and international fora.

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: Strategic Plan of Action (SPA) on ASEAN Cooperation on Fisheries 2021-2025

Date of Issuance: (not stated)

Author: ASEAN Sectoral Working Group on Fisheries

BACKGROUND

The fisheries sector is vital to food and nutritional security, economy and livelihood of the people in the ASEAN region. The problem of Illegal, Unreported and Unregulated (IUU) fishing and the plethora of effects of climate change further exacerbate the problem of overfishing and overstressed aquatic ecosystems. The SPA-Fisheries (2016-2020) contained 65 activities and sub-activities that are aligned with the 6 strategic thrusts and 19 action programmes of the SP-FAF 2016-2025. From the lists of 65 activities and sub-activities, 31% are completed, 43% are on-going implementation and 26% remain unimplemented. Some of the notable accomplishments include the adoption of several regional guidelines relating to traceability system for aquaculture products, catch documentation scheme, an early warning system for aquatic animal health emergencies and cold chain management for seafood.

The issuance of the ASEAN-SEAFDEC Common Position on the Inclusion of Commercially-exploited Aquatic Species to CITES Appendix, including the Joint Declaration on Regional Cooperation for Combating IUU Fishing and Enhancing the Competitiveness of ASEAN Fish and Fishery Products were also accomplished. Some of the on-going activities are focusing on the conduct of ASEAN General Fisheries Policy feasibility study, developing guidelines and action plan to combat antimicrobials resistance (AMR) in aquaculture, pilot-testing of electronic catch documentation scheme, establishing the Multilateral Arrangement for the Mutual Recognition of Agri-food Standards and Conformity Assessment, and establishing the ASEAN Network for Combating Illegal, Unreported and Unregulated (IUU) Fishing. SPA-Fisheries 2021-2025 was developed taking into account the on-going and unimplemented activities and sub-activities from the previous SPA and recent developments in the ASEAN fisheries sector.

OBJECTIVE

The goal of the SPA-Fisheries 2021-2025 is to ensure a competitive, inclusive, resilient and sustainable fisheries sector contributing towards economic growth, poverty alleviation, food security and nutrition in the ASEAN region.

OUTLINE

The ASEAN Sectoral Working Group on Fisheries (ASWGF_i), supported by SOM-AMAF, will be responsible of the implementation and report of the SPA. Priority activities may be funded by AMS and/or through collaboration with Dialogue Partners and International and Regional Organizations.

The strategic thrusts of SPA-Fisheries 2021-2025 are as follow

1. Enhance quantity and quality of fisheries and aquaculture production with “green” technologies, sustainable resource management systems and minimize pre- and post-harvest losses and waste;
2. Enhance trade facilitation, economic integration and market access (including NTMs, certification, inspection and harmonized standards);
3. Ensure food security, food safety, better nutrition and equitable distribution;
4. Increase resilience of fisheries and aquaculture to climate change, natural disasters and other shocks (by investment in technology R&D);
5. Assist resource constrained small producers and SMEs to improve productivity, technology and product quality, to meet global market standards and increase competitiveness in line with the ASEAN Policy Blueprint on SME Development; and
6. Strengthen ASEAN join approaches on international regional issues (especially regarding trans-boundary fishing and traceability of fishery products in order to combat IUU fishing).

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: Strategic Plan of Action of the ASEAN SPS Contact Points (SPA – ASCP)

Date of Issuance: 2015/2016

BACKGROUND

This document is the final version of the Strategic Plan of Action for the ASEAN SPS Contact Points for 2016-2020 which should be under the ASEAN Standard and Conformance Strategic Plan [even though not stated in this document].

OBJECTIVE

To inform the detailed activities of each strategic thrust on the SPA – ASCP and also their expected outputs.

OUTLINE

Strategic Thrust 1: Strengthening of Coordination Arrangements on SPS in the Region

- a. Enhance capacity of ASCP in coordination SPS-related issues under AMAF by conducting meetings with relevant SWGs/EWGs
- b. Promote close collaboration and coordination with other SPS-related ASEAN bodies through liaising, providing technical information, and enhancing related AMAF working groups' activities to be consistent with SP-FAF 2016-2025

Strategic Thrust 2: Enhancement of SPS Cooperation and Exchange of Information in the Region

- a. Exchange information among the relevant WGs under AMAF and related ASEAN SPS Bodies by promoting information sharing through ASEAN platforms and compiling SPS related national law/regulation.

Strategic Thrust 3: Promotion of Harmonisation of SPS-related Measures in the Region

- a. Ensure coherence and consistency of SPS-related policies and measure by providing advisory support and policy options to SOM-AMAF/AMAF and reviewing and updating SPS-related documents under AMAF.
- b. Promote cooperation and mutual support in SPS capacity building activities including involving SMEs through some compilation and dissemination of SPS workshop/training from relevant WGs as well as SPS-related research.

Strategic Thrust 4: Monitoring of SPS Initiatives Under AMAF

- a. Monitor the implementation of SPS-related policies and measures/the endorsed ASEAN standards at the national and regional level then make the progress report of each AMS' implementation.

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: Strategic Plan of Action for the ASEAN Cooperation in Agricultural Cooperative (2021-2025)

Date of Issuance: 28 January 2021

Author: ASEAN Sectoral Working Group on Agricultural Cooperatives

BACKGROUND

This document complements The ASEAN Cooperation in Agricultural Cooperatives (2021-2025) document.

OBJECTIVE

To explain the identified activities in line with the Strategic Thrusts 2 and 5 of ASEAN Cooperation in related to Agricultural Cooperatives.

OUTLINE

Strategic Thrust 2: Enhance trade facilitation, economic integration and market access.

Established business linkages among the potential agricultural Cooperatives and farmers Organization.

- Exchange knowledge and best practices of agriculture cooperative development in ASEAN.
- Strengthening networking for regional agricultural cooperatives and farmers organization.
- Setting up taskforce/network of experts, stakeholders working on OVOP.
- Exchange knowledge and best practices of development of local and national products (based on the OVOP concept/principles).
- Building a virtual information bank on OVOP products.
- Identify trade regulation among AMS.

Promote direct investment and strategic partnership with ASEAN agricultural cooperatives and farmers organization, producers, consumer and traders.

- To promote direct investment among the AMS.
- Organize annual trade fairs at regional level to display OVOP products by themes.

Empowerment of personnel and stakeholders engaged in OVOP development.

- Learning exchanges for OVOP in ASEAN.

Strengthening the food marketing system of agricultural cooperatives for enhancing food security in ASEAN.

- Strengthen the role of agricultural cooperatives in food marketing chain.
- ASEAN Cooperatives Business Forum (ACBF).

Strategic Thrust 5: Assist resource constrained small producers and SMEs to improve productivity, technology and product quality, to meet global market standards and increase competitiveness in line with the ASEAN Policy Blueprint on SME Development.

Assist small scale producers in the FAF sector to become viable and competitive enterprises by provision of better technology, inputs, finance and extension services, access to higher value markets, and by facilitating integration into modern value chains.

- Capacity building for assisting small scale producers in the FAF sector.

Promote and strengthen cooperatives and farmers organizations so as to better integrate small producers in the value chains and to provide collective platforms to deal with production and market risks.

- Promote e-commerce for agricultural cooperatives in ASEAN.
- Promote the awareness of ASEAN agricultural cooperatives and farmers' organizations on ASEAN process and dynamics
- Promote policy forums between ASEAN farmers' organizations and ASWGAC.
- Facilitate thematic learning exchanges for ASEAN farmers' organizations.
- Promote e-commerce for cooperatives producing OVOP products in ASEAN.
- Enhance Partnership with relevant stakeholders to promote agricultural cooperatives development.
- Capacity building for promoting and strengthen cooperatives and farmers organization.

Empowerment of personnel and leaders of agricultural cooperatives.

- Exchange visit of cooperatives personnel and leaders.
- Policy research and development on cooperative and agriculture policies and regulations.

Establishment of strategic alliances among agricultural cooperatives in ASEAN.

- Identification of cooperatives for strategic alliances.

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: ASEAN Framework: Support Food, Agriculture and Forestry Small Producers, Cooperatives and Micro, Small, and Medium-Sized Enterprises to Improve Product Quality to Meet Regional/International Standards and Ensure Competitiveness

Date of Issuance: 26 February 2021 (approved), 20 March 2021 (adopted)

Author: ASWGAC/ SOM-AMAF

BACKGROUND

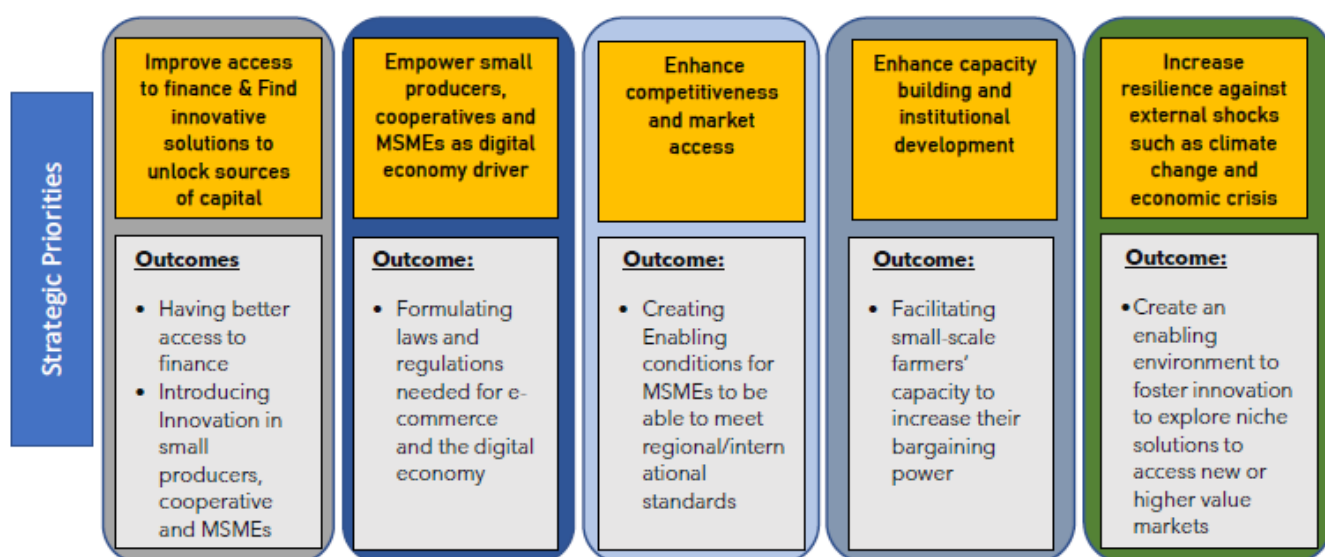
The food, agriculture, and forestry (FAF) sector remain a strategic sector in most ASEAN countries and a major source of employment and income for a large proportion of the population. The ASEAN Framework is based on countries/regional experience and international best practices. They set out different options that serve as reference guides for AMS in their efforts to enhance the quality of food, agriculture and forestry products to meet regional/international standards and to ensure the competitiveness of small producers, cooperatives and MSMEs.

The collaborative development of the ASEAN Framework is one of the key priorities in 2021 to implement the Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry, 2016-2025 which says “A competitive, inclusive, resilient and sustainable Food, Agriculture, and Forestry sector integrated with the global economy, based on a single market and production base contributing to food and nutrition security and prosperity in the ASEAN Community”. One of the seven priority areas of cooperation is to “Assist resource-constrained small producers and SMEs to improve productivity, technology, and product quality, to meet global market standards and increase competitiveness”.

OBJECTIVE

- Providing recommendation on strategic priorities, principles and action programmes to formulate policies and regulations to manage and promote FAF small producers, cooperatives and MSMEs
- Enhancing the capacity/competitiveness of FAF small producers, cooperatives and MSMEs to meet regional and global market standards

OUTLINE



As seen on the figure above, the five strategic priorities are seen on the orange squares. Each principle and action programmes are as follow

Strategic Priority 1: Improve access to finance and solutions for capital

Governments are important financial sources aside from private sources. Public financing can focus on facilitating financial instruments for farmer associations/cooperatives at the rural level/sector. Regulation and awareness programs can play a key role for the needs of smaller players. Actions to take cover developing credit guarantee scheme, improving credit infrastructure, utilizing technology of e-lending, promoting internal and external financing, and monitoring innovative rural financing mechanism.

Strategic Priority 2: Empower small producers, cooperatives, MSMEs as digital economy drivers

ASEAN should encourage small players digitalization by providing digital infrastructure, technical assistance, and financial support. The digital platform could be collaboratively developed by governments and digital developers, who can also expand their business base. Actions to take cover analyzing regulatory gap needed for e-commerce, increasing access to better Internet services, encouraging commercial banks to develop tailored lending practices and products suitable for FAF small players, funding initial technology procurement, and mediating communication with major digital platformers in the region.

Strategic Priority 3: Enhance the competitiveness and market access for FAF products

Governments should realize enabling conditions for small players to be able to meet regional/international standards to participate in GVC by enhancing small players' capacities and capabilities. They could include supporting legislation and regulations, infrastructure standardization, and supportive R&D environment to enhance FAF product. Actions to take cover promoting awareness of regional and international standard of goods, exchanging knowledge and technology, facilitating smaller players integration into modern value chains through e-commerce, mediating partnership for smaller players with bigger enterprises, providing complete and fair market information and QC.

Strategic Priority 4: Enhance capacity building and institutional development

Governments could form cooperatives, associations and networks for small-scale farmers which easy access to research findings, technologies, and market information to increase their bargaining power and implement effective marketing strategies. They should also empower women, youth and marginalized groups to participate in decision making. Actions to take cover holding events to support the developments of small-scale agricultural cooperatives and marketing mechanisms, conducting targeted educational activities, and developing tools benefiting small-scale farmers and cooperatives.

Strategic Priority 5: Increase resilience against external shocks such as climate change and economic crisis

Externals shocks may present both challenges and opportunities for small-scale farmers and cooperatives; lead to decreasing yield and yet enabling environment to foster innovation and niche solutions to access new or higher value markets. Smaller players should be equipped with knowledge and infrastructures to understand risks and mitigation to their crops and market outlets. The knowledge includes economic and technology literacy to be adapted in their agricultural practices. Actions to take cover assessing/mapping current agricultural production scheme, vulnerability and future opportunities, increasing risk management capacity, facilitating production diversification to reduce seasonal food and income fluctuations, and accelerating uptake of climate-resilient innovation and technology through partnership with relevant parties to improve technicalities and co-financing for small-scale players.

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: ASEAN Institutional Framework on Access to Finance for MSME

Date of Issuance: (not stated)

Author: (not stated)

BACKGROUND

This document is made to support ASEAN Blueprint 2025 in increasing access to financing for Micro, Small and Medium Enterprises (MSME) by enhancing the suitable ecosystem in the region through improved policy environment and instituting measure. Improving literacy and strengthening traditional financing infrastructure is the main focus before stepping into the next plan on fostering alternative and non-conventional financing and taking in various outside sources such as private financing and export financing facilities.

OBJECTIVE

1. Provide definition to the work on Goal B – Increase Access to Finance under the ASEAN SAPSMED 2025
2. Provide better understanding of essential ecosystem to produce supporting regulation to enhance MSME access for both traditional and non-traditional financing
3. Identify the needed actions to realize the roles of important stakeholders both public (government) or private
4. Provide inputs for sectoral bodies including ASEAN Coordinating Committee on MSME and the Working Group on Financial Inclusion to address financial access issues

OUTLINE

The adoption of framework is voluntary and non-binding, and it builds on existing international financial principles and guidelines to be able to access diverse range of financing instruments for MSMEs. The principles/ elements are as follows:

Promote Financial Inclusion for MSME and Ease Access to Formal Financial Services

- Elevating financial inclusion would reduce income inequality, alleviate poverty, and enhance economic growth
- Identify the bottleneck(s) with relevant stakeholders by enriching their knowledge on MSME financing needs through improving statistical database and relevant key information, standard definitions, policy design, and regulatory coordination
- Involve improving infrastructure readiness and improving delivery system innovation to reach a good-quality yet affordable financial services with a more effecting and cost-efficient manner
- Explore the chances of tailored microfinancing solutions in developing countries in ASEAN

Comprehensive Financing Ecosystem to Ensure Greater Access for MSMEs Financing

- Enabling financial infrastructure, financing and guarantee schemes and avenues to seek information and redress, debt resolution and management arrangement and outreach and awareness programmes to boost MSME's confidence and understanding in using financial services

Strengthen MSME Access to Traditional Deb-based Bank Financing

- Includes credit guarantees, enables securitization of MSME loans and risk diversification instruments, and ensuring sufficient macroprudential standards to cover potential losses
- A safe bank lending scheme includes improving risk mitigation measure and underwriting risk mechanism, strengthening credit guarantee mechanism, and promoting innovative technology options, and providing affordable and reasonable credit for MSME with appropriate consumer protection
- Ease-access for bank lending by MSME should also consider a more flexible yet careful requirement for the collateral(s)
- The bank side can try to utilize effective credit information and model credit rating technology for screening to improve risk management

Enhance MSME Access to Diverse Non-Traditional Financing Instruments and Channels

- Finding out other form of financing option could complement and provide a more various choice for MSME that could suit their business necessities best

- Non-banks and other channels should offer a competitive, interesting, and affordable credit loans programme(s) which would also attract diverse investors to promote more of MSME markets
- Asset-based finance can be a resort for small firms to obtain capital, supply chain, and trade finance for their business to join global value chains
- Improving policy on development of necessary equity instruments for capital structure and boosting investment, exploring crowd financing, venture/ private equity financing, business stage-based investments, and trading finance instruments

Ensure the Regulation Design Supporting a Range of MSME Financing Instruments while Ensuring Financial Stability and Investor Protection

- Regulation and policy design facilitating MSME financial access should be made in support of financial stability and investor protection for investment return
- Authorities should proportionate risk, avoid undue administrative burdens, be transparent, and facilitate bankruptcy resolutions
- All corporate governance and legal actions for MSME financial access should cover financing flexibility, investor protection, and market integrity which encourage diverse financing sources, including private sectors, and cross-border financing through a properly functioning regulatory coordination

Improve Transparency in Financial Markets

- A clear and honest information, especially credit risk assessment, would affect investor participation, the reduction of MSME financing cost, and credit evaluation accuracy
- The information should be publicly accessible especially for relevant parties providing debt and/or non-debt MSME financing instruments, supporting MSME participation in global value chains
- It should also hold protection value within the legal, regulatory, and supervisory framework to avoid financial frauds, abuses, and errors

Design Public Programmes for MSME Finance which Adds and Ensures Cost Effectiveness and User-friendliness

- Formulation of policies and regulations for financial inclusion by relevant stakeholders regarding MSME finance should be top priority with clearly explained target, requirement, and credit scheme
- Consider a proportionate administrative burden with the provided service, impact on financing firms, economy, and business scale

Monitor and Evaluate Public Programmes to Enhance MSME Finance

- Regular before and after-evaluation based on clear policy objectives and impacts should be undertaken by MSME representative and relevant stakeholders
- The result should be included in policy making process to improve or revise the regulation if necessary
- Policy dialogue, monitoring, and evaluation on MSME public programmes at regional, national, and international levels should be carried out
- MSMEs discussion on regulation and financing should be conducted between the related institution to exchange issues of finance and resolution scheme

Enhance MSME Financial Skills and Strategic Vision

- Prioritize MSME's financial literacy and awareness through public policy and programmes to develop finance and business prospect long-term strategic approach; programmes should be adjusted to the target's needs and literacy levels
- Provide seminars and technical workshops regarding accounting, financing, risk planning, and disclosure respond
- Programmes to be also provided for women, young entrepreneurs, minorities, informal sector, and different SME business cycle stages

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: ASEAN Food Safety Policy

Date of Issuance: May 2016

Author: The ASEAN Secretariat, Jakarta

BACKGROUND

Integrated market for food requires food safety policy providing coordination and common purpose across relevant stakeholders which then results in active participation and collaboration of food chain actors. ASEAN food safety policy addresses all sectors concerned with food safety assurance and control, comprising 10 core principles which provide guidance for the development and implementation of ASEAN bodies initiative responsible with the concerned food safety and regulatory systems in ASEAN Member States. This policy is to support the creation of a single market and production base with beneficial facilitation of goods, services, and investment related necessities which upholds welfare and equitable access and opportunities for ASEAN people—as in ASEAN Charter, Article 1. It also holds the objective of ASEAN Economic Community Blueprint for deeper economic integration of ASEAN regions that includes provisions for food products trade, as well as ASEAN Socio-Cultural Community Blueprint objectives ensuring proper access to and safety of food for ASEAN people which also improve various food safety institution and health outcomes.

OBJECTIVE

1. Establishing and implementing food safety measures
2. Fostering the process of harmonization of food safety measures and control procedures of ASEAN Member States
3. Supporting the efforts of ASEAN Member States in strengthening national food control systems

OUTLINE

1. **Integrated 'Food Chain' Approach** – placing food safety assurance and control systems at every step of food chain through good practice
2. **Systematic Risk Analysis Framework** – capacity building and development of safety risk management recommendations
3. **Science-based, Independent Risk Assessment Process** – transparent and consistent process with participation of related institutions which benefits all food chain steps
4. **Primary Responsibility of Food Business Operators** – implementing appropriate food safety assurance systems supported by relevant parties such as government and scientific institution
5. **Consistency with ATIGA and WTO's SPS and TBT Agreements** – food import/export should be based on mutual recognition of food control requirements and all trade agreements
6. **Equivalence and Mutual Recognition** – member states to participate and implement initiatives for harmonized food safety standards and regulations
7. **Harmonization with International Standards** – adopting internationally accepted standards, guidelines, and recommendation
8. **Reliable Traceability System** – enabling targeted and swift withdrawals of unsafe food products (food recall procedures), identify issues at any stages and food movements especially for high-risk products
9. **Strengthening and Harmonization of Regional and National Food Control Systems** – active support and participation of member states in ASEAN sectoral bodies to ensure comprehensive, well-implemented, effective, and coordinated national food control systems including appropriate border food inspection and certification procedures; also, to implement internationally accepted analytical quality assurance systems by food laboratories with best performance
10. **Transparency** – sharing information on institutional arrangements and food safety measures with all other ASEAN Member States through effective communication with all related stakeholders at national and regional levels who are also informed of food safety measures and invited to contribute to the decision making-process; also, to enhance awareness on food safety for consumer

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: ASEAN Strategic Action Plan for SME Development 2016-2025

Date of Issuance: November 2015

Author: The ASEAN Secretariat, Community Relations Division

BACKGROUND

To cope with competitive environment, ASEAN MSMEs need to take measures based on the time-bound priority of actions under the plan:

- First five years: **To seamlessly integrate with the AEC and the regional value chains;**
 - Subsequent five years: **To become globally competitive, innovative, inclusive, and resilient.**
- The diversity in the definitions and characterizations of MSMEs means that the issues and challenges they face are varied, and one-size-fits all policy measures cannot be applied. As such, action lines under each of the actions will be implemented through two pathways, ensuring that global competitiveness and social inclusion can be realized at the same time:
- Competitive Pathway: Initiatives to enhance the global competitiveness of relatively advanced AMS (ASEAN Member States) in terms of diversification and innovation.
 - Inclusive Pathway: Initiatives to facilitate the transition from the traditional economy through industrialization to raise incomes.

OBJECTIVE

The purpose of the SME Action Plan:

- Action lines under each strategic goal are aligned as part of the implementation roadmap with a view to resolving the current issues (issue-based) and achieving the strategic goals (value-driven) which are to be tracked through key policy indicators (KPIs).
- The action lines should be diverse and well-balanced, and provide opportunities for public-private partnerships in the project design.
- The monitoring and evaluation mechanism is a critical element for the successful implementation of the action lines.

The Post-2015 SAP SMED will serve as a practical implementation guide for the AMS in the following areas:

- To formulate a common vision and strategic goals to realize the vision;
- To define explicit desired outcomes for each strategic goal;
- To provide a set of key policy indicators (“KPIs”) to measure the outcomes and evaluate the achievement of the goals;
- To align actions from a regional perspective and concrete action lines to achieve defined goals;
- To set out an implementation roadmap in relation to the time-bound priority in order to clarify the sequence of action lines;
- To design a high-level monitoring mechanism so that AMS can conduct periodic evaluation and share the results at the SMEWG meetings.

OUTLINE

- Action Plan embodies aspiration that ASEAN wants to realize in the next decade. The vision is **Globally Competitive and Innovative MSMEs** and the mission statement is **By 2025, ASEAN shall create globally competitive, resilient, and innovative MSMEs seamlessly integrated to ASEAN community and inclusive development in the region.**
- Strategic Goals and Desired Outcomes from the Action Plans, are as follow:
 - A) Promote productivity, technology, and innovation.
 - A-1) Productivity will be enhanced
 - A-2) Industry clusters will be enhanced
 - A-3) Innovation will be promoted as a key competitive advantage

- B) Increase access to finance
 - B-1) Institutional framework for access to finance will be developed and enhanced
 - B-2) Financial inclusion and literacy will be promoted, and the ability of MSMEs to engage in the financial system will be enhanced
- C) Enhance market access and internationalization
 - C-1) Support schemes for market access and integration into the global supply chain will be further developed
 - C-2) Export capacity will be promoted
- D) Enhance policy and regulatory environment
 - D-1) Inter and intra-governmental cooperation in terms of policy and regulation will be enhanced
 - D-2) MSMEs' interests will be promoted and involvement in the decision-making processes will be enhanced
 - D-3) Obtaining of permits and business registration will be streamlined
- E) Promote entrepreneurship & human capital development
 - E-1) Entrepreneurial education and learning programmes will be instituted
 - E-2) Human capital development for MSMEs will be enhanced especially for women and youth
- A set of 10 KPIs has been selected for the Post-2015 SAP SMED which the result from these KPIs will provide AMS with useful information on the effectiveness of the plan and for future decision-making.
 - 1) National labor productivity
 - 2) R&D expenditure
 - 3) Percentage of business loans to SMEs
 - 4) Percentage share of SMEs' contribution to national exports
 - 5) Percentage of SMEs with investment overseas
 - 6) Time and cost required to start a business
 - 7) Cost of business start-up procedures
 - 8) Contribution of SMEs to employment
 - 9) Labor force participation rate, female
 - 10) Labor force participation rate for ages 15-24 (youth), total (%)

Actions for Strategic Goals

A) Promote Productivity, Technology, and Innovation

Desired outcomes and Actions:

- A-1) Productivity will be enhanced
 - A-1-1) Develop enhanced understanding of relevant productivity measures
 - A-1-2) Promote capital investment
 - A-1-3) Improve production management skills
- A-2) Industry clusters will be enhanced
 - A-2-1) Enhance industrial linkages among SMEs and between SMEs and large enterprises including MNCs
 - A-2-2) Promote technology and build capabilities to foster industry clustering
- A-3) Innovation will be promoted as a key competitive advantage
 - A-3-1) Promote key technology usage and its application to business for innovation
 - A-3-2) Enhance information on innovation support services
 - A-3-3) Enhance business-academia collaboration

B) Increase Access to Finance

Desired outcomes and Actions:

- B-1) Institutional framework for access to finance will be developed and enhanced
 - B-1-1) Improve understanding and strengthen conventional financing infrastructure
 - B-1-2) Improve policy environment and measures to foster alternative financing through increasing availability of diversified sources of private financing
 - B-1-3) Strengthen export financing facilities
- B-2) Financial inclusion and literacy will be promoted, and the ability of MSMEs to engage in the financial system will be enhanced
 - B-2-1) Enhance outreach to promote financial inclusion to increase access to both conventional and alternative financing

C) Enhance Market Access and Internationalization

Desired outcomes and Actions:

C-1) Support schemes for market access and integration into the global supply chain will be further developed

C-1-1) Increase information on regional and global market access and opportunities

C-1-2) Promote partnership with MNCs/large enterprises to increase market access and opportunities

C-1-3) Enhance the use of e-commerce

C-1-4) Promote adoption of international standards of quality to facilitate market access

C-2) Export capacity will be promoted

C-2-1) Establish mechanism to help SMEs increase exports

D) Enhance Policy and Regulatory Environment

Desired outcomes and Actions:

D-1) Inter and intra-governmental cooperation in terms of policy and regulation will be enhanced

D-1-1) Strengthen the coordination mechanism between public agencies responsible for MSMEs

D-1-2) Develop strategies to align national MSMEs development strategies with the regional strategies

D-2) MSMEs' interests will be promoted and involvement in the decision-making processes will be enhanced

D-2-1) Advocate and promote MSMEs participation in policy formulation

D-3) Obtaining of permits and business registration will be streamlined

D-3-1) Establish a sound system and streamline permit and registration to enable less costly and faster business formation

E) Promote Entrepreneurship and Human Capital Development

E-1) Entrepreneurial education and learning programmes will be instituted

E-1-1) Promote entrepreneurship education

E-2) Human capital development for MSMEs will be enhanced especially for women and youth

E-2-1) Enhance management and/or technical skills of women and youth entering into the workforce

E-2-2) Provide a platform to promote and facilitate women's participation in MSMEs

Implementation of Action Lines

It is important to determine which action lines should be implemented when, by whom, and how under the implementation Roadmap. Changing economic environment such as regional integration, industry structure changes, global supply chains are also taken into account in order to determine the priority actions in light of the post-2015 economic outlook for ASEAN. From the perspective of the current issues and future values, actions lines are formulated in consideration of following essences;

- Be relevant to the time-bound priority of actions
- Follow the Competitive Pathway or the Inclusive Pathway
- Be aware of the availability of funding and technical support from other sectoral bodies, dialogue partners, multilateral organizations, etc.
- Encourage public-private partnership
- Consider types of measures

Types of Measures:

1) Financial Scheme

2) Human Capital

3) Regional-level Harmonization

4) Knowledge Sharing/Networking

5) Information and Technology

6) Laws and Regulations

7) Infrastructure

At the 35th SMEWG Meeting in Siem Reap, Cambodia in November 2014, the Meeting welcomed expressions of interest from the SMEWG members to serve as the 'Country Champions' for each strategic goal.

Country Champions:

- Promote Productivity, Technology, and Innovation: Thailand, Vietnam
- Increase Access to Finance: Malaysia, Lao PDR
- Enhance Market Access and Internationalization: Singapore, Thailand
- Enhance Policy and Regulatory Environment: Cambodia, Indonesia

- Promote Entrepreneurship and Human Capital Development: Brunei Darussalam, the Philippines, Myanmar
- The Country Champions shall take a leading role in initiating and/or coordinating the implementation of action lines
- based on the agreed timelines, in consultations and subject to the agreement of the SMEWG.

Monitoring and Evaluation

Over the course of 10 years, it is critical to conduct a periodic monitoring and evaluation. There are two types of monitoring mechanisms that should be aligned in the Post-2015 SAP SMED:

- Progress Monitoring: Monitoring of action lines against target timeline, budget cost, personnel resources, quality of outputs, and other indicators to ensure the action lines remain on track to deliver expected outputs and to avoid potential failure.
- Achievement Monitoring: Monitoring of the extent of the achievement of the strategic goals to be measured by KPIs in comparison to the base-line data.

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: ASEAN Digital Masterplan (ADM) 2025

Date of Issuance: 2021

Author: ASEAN Secretariat

BACKGROUND

This document is made to push forward the agenda of realizing digital economy and society in ASEAN Member States (AMS) which would benefit the people in enhancing their daily lives needs through digital services utilization. It will also help the economy and business activities to be more productive, quick, cost-effective with partners in their value chains, and offer easy access and quick-to-use services for ASEAN citizens. Digital economy and society would result in a fast and frictionless trade through innovative and efficient business, helping also in recovering from the impact of COVID-19 pandemic in a way which is greener and more sustainable in the long-term.

The envision of ADM 2025 is “ASEAN as a leading digital community and economic bloc, powered by secure and transformative digital services, technologies and ecosystem” and to achieve it, AMS are encouraged to invest in new technologies, remove unneeded regulatory barriers, fund digital inclusion social activities to build trust and awareness in digitals services and its value. To support cross-border digital services, AMS are to improve infrastructure within connected areas and develop connection the underserved areas. The digital services should also be safe and relevant to their end users both business and consumers. For business, the improvement of productivity should be the main focus, while the improvement of basic digital literacy and affordability should be the priority for consumers’ side.

OBJECTIVE

The objective or Desired Outcome (DO) of ADM 2025 are as follow:

- 1. Prioritization of ADM 2025 actions to speed ASEAN’s recovery from COVID-19**
Enables AMS economies to recover more quickly from the pandemic
- 2. Increase in the quality and coverage of fixed and mobile broadband infrastructure**
Ensures that telecommunications infrastructure in ASEAN are upgraded to higher data rates capabilities and resilience that is timely and cost-effective
- 3. The delivery of trusted digital services and prevention of consumer harm**
Ensures adoption of digital services, particularly in health and finance, can be trusted and that cybersecurity and digital data governance best practices are widely adopted
- 4. A sustainable competitive market for the supply of digital services**
Ensures that the market for digital services aims for its sound and sustainable development
- 5. Increase in the quality and use of e-government services**
Provides better e-government services to make government data available to public
- 6. Digital services to connect business and to facilitate cross-border trade**
Leverages telecommunications services and e-commerce to facilitate cross-border trade
- 7. Increased capability for business and people to participate in the digital economy**
Stimulate innovative local supply and creative capabilities
- 8. A digitally inclusive society in ASEAN**
Unlocks full benefit of digital services to tackle problems such as lack of digital skills, unaffordability, lack of relevant services and content, and lack of available connectivity (mainly focused on the first two challenges)

OUTLINE

Three main global issues that shaped ADM 2025 are 1) recovery from COVID-19 pandemic, 2) facing climate change issues, and 3) global technology trends. The first issue became one of the focuses because of its impact on health, social interaction, and economic growth around the world including ASEAN region. AMS governments face challenges in budgeting to support jobs, business, and healthcare with the decreasing government tax revenue. Market players also suffer reduction in revenues and profits yet the demand for services is high. This is caused by end-users (people/citizen) losing jobs due to COVID-19 and could not pay for the demanded services, so there is no income for the market players. During the pandemic, end-users rely more on the use of digital services due to difficulties in meeting needs physically. Therefore, mitigating COVID-19 impacts through digital services is a priority, especially when it also affects the

nation's economy. Important points related to digital services for ASEAN recovery from COVID-19 pandemic are:

- 1) providing support to business seeking to uplift their digital capabilities to help mitigate the impact of COVID-19 pandemic on revenue;
- 2) ensuring that digital devices are affordable to promote digital inclusion (especially for those without Internet access and those located in underserved areas); and
- 3) funding social measures to improve digital inclusion.

Then, ADM 2025 plays an important role in the pandemic recovery with its objectives. Revision of regulations which lifts barriers of digital services across AMS, investment to digital services development facilitation, effort in spreading coverage of mobile broadband, and easy access to e-education and e-health services which are proposed in ADM 2025 have the potential to mitigate the effect of the pandemic and improve the well-being of the people including the rural poor in many AMS.

The issue of climate change can also be answered by ADM 2025 with the use of smart phones and laptops reducing travels and enabling working, shopping, and banking from home. The Internet of Things (IoT) becomes the focus of ADM 2025 as a mean to promote greater use of digital services. Therefore, the reduction in carbon emissions grows as a result of the enable ratio.

The last focus which is global technology trends is what pushes ADM 2025 to be implemented as soon as possible. The future trends that are predicted such as utilization of AI, big data, robotics, auto-vehicles, and 3D printing would require high digital innovation and literacy in every AMS to be able to globally keep up and use those technologies. The trends would also affect business models and organizations, thus affecting the economics of connectivity and regulations that support or will support enhancement of digitalization.

Enabling actions (EA) for ADM 2025's DOs are divided into **High, Medium, and Low** ranks of importance.

DO/ EA	Description	Importance
DO1	Actions of ADM 2025 prioritised to speed ASEAN's recovery from COVID-19	
1.1	Make the economic case for prioritising ADM 2025 actions	H
1.2	Assess the economic case for facilitating use of digital services that would help recovery from the COVID-19 pandemic	M
DO2	Increase in the quality and coverage of fixed and mobile broadband infrastructure	
2.1	Encourage inward investment in digital and ICT	H
2.2	Move towards best practice permission and access rights for local and national infrastructure including submarine cable repair	H
2.3	Facilitate adoption of region wide telecommunications regulation best practices by market players to provide regulatory certainty	M
2.4	Ensure adequate international Internet connectivity.	M
2.5	Reduce the carbon footprint of telecommunications operators in ASEAN	M
2.6	Ensure increased and harmonised spectrum allocation across the region.	H
2.7	Adopt regional policy to deliver best practice guidance on AI governance and ethics, IoT spectrum and technology.	M
2.8	Develop regional mechanisms to encourage skills in integrated and end-to-end services	M
2.9	Establish a centre of excellence for best practice rural connectivity.	H
DO3	The delivery of trusted digital services and the prevention of consumer harm	
3.1	Enable trust through greater and broader use of online security technologies	H
3.2	Build trust through enhanced security for finance, healthcare, education and government	M
3.3	Identify improvements in legal and regulatory measures on the management of protection of data and other data-related activities that could be harmful.	H
3.4	Improve coordination and cooperation for regional computer incident response teams	H

3.5	Promote consumer protection and rights in relation to e-commerce	H
DO4	A sustainable competitive market for the supply of digital services	
4.1	Continue to identify opportunities to harmonise digital regulation to facilitate cross-border data flows	H
4.2	Deepen collaboration between ICT and competition regulatory authorities across ASEAN on the ICT sector and digital economy	M
4.3	Monitor developments in regulation of digital platforms in other jurisdictions	L
DO5	Increase in the quality and use of e-government services	
5.1	Establish ASEAN wide reporting on the level of use of e-government services in line with ITU requirements	H
5.2	Help make key government departments more productive through their internal use of ICT and e-services	H
5.3	Explore how to introduce digital identities in each AMS in a way which safeguards civil liberties	H
5.4	Help developing AMS improve the quality of their e-government e-services	M
5.5	Improve the cohesion of AMS by making key government e-services interoperable across the ASEAN region	L
DO6	Digital services to connect business and to facilitate cross-border trade	
6.1	Facilitate compliance and secure the benefits of telecommunications services and electronic commerce in line with relevant ASEAN trade agreements	H
6.2	Support trade digitalisation through seamless and efficient flow of electronic trade documents (e.g. invoices) and goods within ASEAN	H
6.3	Assess the net benefits of including IR 4.0 technologies in trade facilitation processes	M
6.4	Reduce regional business travel costs, by lowering roaming rates for mobile data services across ASEAN	M
6.5	Promote e-commerce trade in ASEAN, enhance last-mile fulfilment cooperation, and improve competitiveness in the digital economy	M
DO7	Increased capability for business and people to participate in the digital economy	
7.1	Continue to support the advancement and harmonisation of ICT qualifications across ASEAN	L
7.2	Promote development of advanced digital skills, such as coding, hackathons, innovative challenges	M
7.3	Develop a framework that encourages the development and growth of digital start-ups in ASEAN	H
7.4	Progress the work on smart cities begun in AIM 2020	M
DO8	A digitally inclusive society in ASEAN	
8.1	Ensure citizens and businesses have the skills and motivation to use digital services	H
8.2	Reduce affordability barriers to getting online	M
8.3	Reduce accessibility barriers to getting online	M
8.4	Encourage deeper adoption and use of 'vertical' digital services	L

These actions are to be considered at AMS ministerial levels and by regulators of each AMS to make policy(s) which implements better digital services across ASEAN that is effective for the people. At the same time an ASEAN level study is needed to identify where regulations in other sectors might be reformed to stimulate use of key digital services. ASEAN is already carrying out substantive work on digital services such as finance, including payments infrastructures and regulatory initiatives. The ADM 2025 can build upon this by helping to give users (people of AMS) the necessary digital skills to take advantage of digital finance services and other emerging services. The digital inclusion center should include modules for a wide range of digital services e.g., a module on digital financial inclusion, which could provide guides and resources on how to educate users on carrying out digital transactions.

Then, in implementing ADM 2025, a coherent plan is essentially needed. The project management team is led by ASEAN ICT Centre. Managing the implementation of ADM 2025 includes monitoring progress, identifying problems,

suggesting possible remedial actions, arranging timetable, and assessing the success of each DO and overall masterplan. The EAs of ADM 2025 should be detailed down to each of their concept and scope to be commissioned, clear specifications, and set of deliverables. That way, the progress and also issues of each EA can be monitored. The timeline of all EA to be implemented has also been drafted, divided into first and second half of each year from 2021 to 2025 (shown later).

Then, measuring the success of the overall masterplan is also required. Given the overall vision for ADM 2025 this means measuring the level of use of digital services. Such services cannot be widely adopted without infrastructure and skills: hence measuring the adoption of services effectively measure the combined effect of all elements of ADM 2025. The level of digital service utilization by consumers and then by business and governments should be assessed by metrics. The metrics to assess the success of DOs are as follow:

Desired Outcome	Metrics	Source
DO1: Actions of ADM 2025 prioritised to speed ASEAN's recovery from COVID-19	A compelling economic case for increased AMS government spending to promote use of digital services	Not required
DO2: Increase in the quality and coverage of fixed and mobile broadband infrastructure	Presence of national initiative on digital inclusion in each AMS	ASEAN survey
	Improvement in fixed and/or mobile broadband population coverage for those AMS with less than 95% availability.	ITU
DO3: The delivery of trusted digital services and the prevention of consumer harm	Regional survey results showing increase in trust of digital services measured annually.	ASEAN survey
	Reduction in impact of cyber-security issues measured annually.	ASEAN survey
DO4: A sustainable competitive market for the supply of digital services	Growth in number of ASEAN companies providing digital services measured annually.	ASEAN survey
	Growth in spending on digital services measured annually.	ASEAN survey
DO5: Increase in the quality and use of e-government services	UN index on scope and quality of e-Government services	UN
	ITU index on use of e-Government services	ITU
DO6: Digital services to connect business and to facilitate cross-border trade	Annual surveys on impact of trade barriers show reduction.	ASEAN survey
	Annual growth in international trading.	Trade stats
DO7: Increased capability for business & people to participate in the digital economy	Number of graduates with digital skills measured annually.	ASEAN survey
	Number of hackathons arranged and the level of participation from across ASEAN	ASEAN survey
DO8: A digitally inclusive society in ASEAN	Increase in internet use (proportion of the population that uses the internet regularly)	ITU
	Increase in broadband adoption, including key digital verticals	ITU
	Improvement in digital skills across population measured bi-annually.	ITU

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: ASEAN Trade in Goods Agreement

Date of Issuance: February 26th, 2009

Author: Member States of the Association of Southeast Asian Nations

BACKGROUND

Establishing ASEAN as a single market and production base characterized by free flow of goods, services, investment, skilled labor and freer flow of capital envisaged in the ASEAN Charter and the Declaration on the ASEAN Economic Community Blueprint signed by the Leaders on 20 November 2007 in Singapore. Different stages of economic development between and among Member States and the need to address the development gaps and facilitate increasing participation of the Member States, especially Cambodia, Lao PDR, Myanmar and Viet Nam, in the AEC through the provision of flexibility and technical and development co-operation.

OBJECTIVE

Comprehensive ASEAN Trade in Goods Agreement would minimize barriers and deepen economic linkages among Member States, lower business costs, increase trade, investment and economic efficiency, create a larger market with greater opportunities and larger economies of scale for the businesses of Member States and create and maintain a competitive investment area.

OUTLINE

Classification of Goods

- The classification of goods in trade between and among Member States shall be in accordance with the ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature (AHTN) as set out in the Protocol Governing the Implementation of the ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature signed on 7 August 2003 and any amendments thereto.

Most Favoured Nation Treatment

- If a Member State enters into any agreement with a non-Member State where commitments are more favourable than that accorded under this Agreement, the other Member States have the right to request for negotiations with that Member State to request for the incorporation herein of treatment no less favourable than that provided under the aforesaid agreement. The decision to extend such tariff preference will be on a unilateral basis.

Fees and Charges Connected with Importation and Exportation

- Each Member State shall ensure that all fees and charges equivalent to an internal tax or other internal charge imposed with import or export are limited in amount to the approximate cost of service rendered and do not represent an indirect protection to domestic goods or a taxation on imports or exports for fiscal purposes. Member States shall publish details on the fees and such information available on the internet.

General Exceptions

- Such measures are not applied in a manner which would constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination among Member States where the same conditions prevail, nothing in this Agreement shall be construed to prevent the adoption or enforcement by a Member State of measures:
 - a) necessary to protect public morals;
 - b) necessary to protect human, animal, or planet life or earth;
 - c) relating to the importations or exportations of gold or silver;
 - d) necessary to secure compliance with laws or regulations which are not inconsistent with the provisions of this Agreement;
 - e) relating to the products of prison labour;
 - f) imposed for the protection of national treasures of artistic, historic or archaeological value;
 - g) relating to the conservation of exhaustible natural resources;
 - h) undertaken in pursuance of the obligations under any intergovernmental commodity agreement which conforms to criteria submitted to the WTO and not disapproved by it;
 - i) involving restrictions on exports of domestic materials necessary to ensure essential quantities of such materials to a domestic processing industry during periods when the domestic price of such materials is held

- below the world price as part of a governmental stabilization plan;
- j) essential to the acquisition or distribution of products in general or local short supply, provided that any such measures shall be consistent with the principle that all Member State are entitled to an equitable share of the international supply of such products.

Measures to Safeguard the Balance-Of-Payments

- Member State taking any measure for balance-of-payments shall do so in accordance with the conditions established under Article XII of GATT 1994 and the Understanding on Balance-of-Payments Provisions of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994 in Annex 1A to the WTO Agreement. A Member State shall make a notification to Senior Economic Officials Meeting (SEOM) and the ASEAN Secretariat before effecting such action or measure. Notification shall be made at least sixty (60) days before.

ASEAN Trade Repository

- ASEAN Trade Repository containing trade and customs laws and procedures of all Member States shall be established and made accessible to the public through the internet. The ASEAN Trade Repository shall contain trade related information such as (i) tariff nomenclature; (ii) MFN tariffs, preferential tariffs offered under this Agreement and other Agreements of ASEAN with its Dialogue Partners; (iii) Rules of Origin; (iv) non-tariff measures; (v) national trade and customs laws and rules; (vi) procedures and documentary requirements; (vii) administrative rulings; (viii) best practices in trade facilitation applied by each Member State; and (ix) list of authorized traders of Member States.

Confidentiality

- Nothing in this Agreement shall require a Member State to provide confidential information, the disclosure of which would impede law enforcement of the Member State, or otherwise be contrary to the public interest, or which would prejudice legitimate commercial interests of any particular enterprise, public or private. Each Member State shall, in accordance with its laws and regulations, maintain the confidentiality of information provided as confidential by another Member State pursuant to this Agreement.

Regional and Local Government and Non-Government Bodies

- In fulfilling its obligations and commitments under this Agreement, each Member State shall endeavour to ensure their observance by non-governmental bodies in the exercise of powers delegated by central, regional, or local governments or authorities within its territory.

Reduction or Elimination of Import Duties

- Each Member State shall reduce and/or eliminate import duties on originating goods of the other Member States in accordance with the following modalities:

a) Import duties on the products listed in Schedule A of each Member State's tariff liberalization schedule shall be eliminated by 2010 for ASEAN-6 and 2015 for CLMV. Schedule A of each Member State shall ensure the following conditions are met:

- (i) For ASEAN-6, by January 2009:
 - Import duties of at least 80% tariff lines are eliminated;
 - Import duties on all ICT products, as defines in the e-ASEAN Framework Agreement;
 - Import duties on all Priority Integration Sectors products are at 0%, except those listed in the accompanying negative lists to the Protocols of the ASEAN Framework Agreement;
 - Import duties on all products are equal to or less than 5%;

(ii) For Lao PDR, Myanmar, and Vietnam, import duties on all products are equal to or less than 5% by 1 January 2009;

(iii) For Cambodia, import duties of at least 80% tariff lines are equal to or less than 5% by 1 January 2009;

(iv) Import duties on some products of CLMV, not exceeding 7% of tariff lines, shall be eliminated by 2018;

b) Import duties on ICT products listed in Schedule B of each CLMV Member State shall be eliminated in 3 tranches by 2008, 2009, and 2010;

c) Import duties on PIS products listed in Schedule C of each CLMV Member State shall be eliminated by 2012;

d) Import duties on unprocessed agricultural products listed in Schedule D of each Member State on its own accord shall be reduced or eliminated to 0-5% by 2010 for ASEAN-6, 2013 for Vietnam, 2015 for Lao PDR and Myanmar, and 2017 for Cambodia. Import duties on sugar products of Vietnam shall be reduced to 0-5% by 2010;

e) Unprocessed agricultural products placed in Schedule E of each Member State on its own accord shall have their respective applied MFN import duties reduced;

f) The products listed in Schedule F of Thailand and Vietnam, shall have their out-quota tariff rates reduced in

accordance with the tariff reduction schedules;

- g) Import duties on petroleum products listed in Schedule G of Cambodia and Viet Nam, respectively, shall be reduced in accordance with the schedule as mutually agreed by all Member States;
 - h) The products placed in Schedule H of each Member State shall not be subject to import duties reduction or elimination;
 - i) Reduction and elimination of import duties shall be implemented on 1 January of each year;
 - j) The base rates from which import duties are to be reduced or eliminated shall be the Common Effective Preferential Tariffs (CEPT) rates at the time of entry into force of this Agreement.
- Except as otherwise provided in this Agreement, no Member State shall nullify or impair any tariff concessions applied in accordance or increase an existing duty specified in the schedules.

Temporary Modification or Suspension of Concessions

- In exceptional circumstances where a Member State faces unforeseen difficulties in implementing its tariff commitments, that Member State may temporarily modify or suspend a concession contained in its Schedules.
- To invoke the changes, Member State shall notify to the ASEAN Free Trade Area (AFTA) Council at least 180 days prior. The applicant Member State shall maintain a level of reciprocal and mutually advantageous concessions no less favorable to the trade of all other Member States of substantial supplying interest than that provided in this Agreement prior to such negotiations.

Origin Criteria

- For the purpose of this Agreement, a good imported into the territory of a Member State from another Member State shall be treated as an originating good if it conforms to the origin requirements under the conditions of wholly obtained or produced in the exporting Member State and a good not wholly obtained or produced in the exporting Member State.
- Goods shall be deemed to be originating in the Member State where working or processing of the goods have a Regional Value Content (RVC) of not less than 40% calculated (formula as below) or if all non-originating materials used in the production of the goods have undergone a change in tariff classification at four-digit level.

a) Direct Method

$$RVC = \frac{\text{ASEAN Material Cost} + \text{Direct Labour Cost} + \text{Direct Overhead Cost} + \text{Other Cost} + \text{Profit}}{\text{FOB Price}} \times 100 \%$$

b) Indirect Method

$$RVC = \frac{\text{FOB Price} - \text{Value of Non-Originating Materials, Parts or Goods}}{\text{FOB Price}} \times 100 \%$$

- Locally-procured materials produced by established licensed manufacturers, in compliance with domestic regulations, shall be deemed to have fulfilled the origin requirement of this Agreement.

Application of Non-Tariff Measures

- Each Member State shall not adopt or maintain any non-tariff measure on the importation of any good of any other Member State or on the exportation of any good destined for the territory of any other Member State, except in accordance with its WTO rights and obligations or in accordance with this Agreement.

Import Licensing Procedures

- Each Member State shall ensure that all automatic and non-automatic import licensing procedures are implemented in a transparent and predictable manner, and applied in accordance with the Agreement on Import Licensing Procedures as contained in Annex 1A to the WTO Agreement. Each Member State shall notify the other Member State of any existing import licensing procedures.

Trade Facilitations

- Member States shall develop and implement a comprehensive ASEAN Trade Facilitation Work Programme,

which sets out all concrete actions and measures with clear targets and timelines of implementation necessary for creating a consistent, transparent, and predictable environment for international trade transactions that increases trading opportunities and help businesses, including small and medium sized enterprises (SMEs), to save time and reduce costs.

Principles on Trade Facilitation

- a) Transparency: Information to be made available to all interested parties, consistently, and in a timely manner at no cost or a reasonable cost;
- b) Communications and Consultations: The authorities shall endeavour to facilitate and promote effective mechanisms for exchanges with the business and trading community;
- c) Simplification, practicability, and efficiency: Rules and procedures relating to trade to be simplified to ensure that they are no more burdensome or restrictive than necessary;
- d) Non-discrimination: Rules and procedures relating to trade to be applied in a non-discriminatory manner and be based on market principles;
- e) Consistency and predictability: Rules and procedures relating to trade to be applied in a consistent, predictable and uniform manner so as to minimize uncertainty to the trade and trade related parties;
- f) Harmonization, standardization and recognition: While accepting the need of each Member State to regulate or set rules for legitimate objectives affecting the acceptance of goods between Member States to be harmonized as far as possible on the basis of international standards where appropriate;
- g) Modernization and use of new technology: Where new technology is used, relevant authorities shall make best efforts to spread the accompanying benefits to all parties through ensuring the openness of the information on the adopted technologies and extending co-operation to authorities of other economies and the private sector;
- h) Due process: Access to adequate legal appeal procedures;
- i) Co-operation: Member States shall strive to work closely with private sector in the introduction of measures conducive to trade facilitation, including by open channels of communication and co-operation between both governments and business.

Custom Procedures and Control

- Each Member State shall ensure that its customs procedures and practices are predictable, consistent, transparent and trade facilitating, including through the expeditious clearance of goods.

Confidentiality

- Nothing shall construe any Member States to require or allow access to confidential information, pursuant to the disclosure which it considers would:
 - a) be contrary to the public interest as determined by its laws;
 - b) be contrary to any of its laws, including to those protecting personal privacy or the financial affairs and accounts or individual customers of financial institutions;
 - c) impede law enforcement;
 - d) prejudice legitimate commercial interests, which may include competitive position of particular enterprises, public or private.

General Provisions

- Member States shall take any of the following possible measures or their combinations to mitigate, if not totally eliminate, unnecessary technical barriers to trade:
 - a) harmonize national standards with relevant international standards and practices;
 - b) promote mutual recognition of conformity assessment results among Member States;
 - c) develop and implement ASEAN Sectoral Mutual Recognition Arrangements and develop ASEAN Harmonized Regulatory Regimes in the regulated areas where applicable;
 - d) encourage the co-operation among National Accreditation Bodies and National Metrology Institutes (NMIs) including relevant legal metrology authorities in ASEAN.

Standards

- In harmonizing national standards, as the first and preferred option, adopt the relevant international standards when preparing new national standards or revising existing standards. Where international standards are not available, national standards shall be aligned among Member States.
- Member States are encouraged to actively participate in the development of international standards, particularly in those sectors that have trade potential for ASEAN.
- In adopting technical regulations, Member States shall ensure that:

- a) not adopted with a view, to or with the effect of, creating technical barriers to trade;
- b) based on international or national standards that are harmonized to international standards;
- c) alternative means that are least trade restrictive to achieve the desired objectives are considered before a decision is taken on the adoption of technical regulations;
- d) the adoption of prescriptive standards is avoided to ensure that unnecessary obstacles to trade are not introduced, to enhance fair competition in the market or that it does not lead to a reduction of business flexibility;
- e) treatment accorded to products imported from Member States is no less favourable than that accorded to like products of national origin.

Sanitary and Phytosanitary Measures Implementation and Institutional Arrangements

- ASEAN Committee on Sanitary and Phytosanitary Measures (AC-SPS) shall be established to conduct committee meetings at least once a year among Member States.
- The functions of AS-SPS:
 - a) facilitate exchange of information on such matters as occurrences of sanitary or phytosanitary incidents in the Member States and non-Member States;
 - b) facilitates co-operation in the area of sanitary or phytosanitary measures;
 - c) endeavour to resolve sanitary and phytosanitary matters with a view to facilitate trade between and among Member States.
- Each Member State acknowledges the value of exchanging information, particularly in an emergency situation on food safety crisis, interception, control of pests and/or disease outbreaks and its sanitary or phytosanitary measures.

Anti-Dumping and Countervailing Duties

- Member States affirm their rights and obligations with respect to each other relating to the application of anti-dumping under Article VI of GATT 1994 and the Agreement on Implementation of Article VI of General Agreement on Tariffs and Trade 1994 as contained in Annex 1A to the WTO Agreement.

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: ASEAN Food Safety Regulatory Framework (AFSRF)

Date of Issuance: Not stated

Author: Not stated

Source: Internet

BACKGROUND

The ASEAN Economic Community (AEC) Blueprint 2016-2025 adopted the objectives of developing a highly integrated and cohesive economy. It envisions the development of the Food and Agriculture sectors to be competitive, inclusive, resilient and fully integrated with the global economy with the goal of ensuring food security, food safety and better nutrition. The ASEAN Socio-Cultural Community (ASCC) Blueprint for 2016-2025 includes, as its Strategic Measures, the adoption of measures to increase resilience to better respond to health related hazards by strengthening health systems, promote regional standards to strengthen regional institutional and human capacities, and support effective implementation of strategies and programmes in responding to health related hazards in ASEAN Member States. The ASEAN Food Safety Policy was adopted in 2015 by the Ministerial Bodies responsible for health, trade and agriculture with the objective of providing basis for ASEAN Member States to facilitate the free flow of food and enhance protection of consumers' health within ASEAN and ensuring the safety of food.

OBJECTIVE

The AFSRF is intended to:

1. Ensure the protection of consumer's health;
2. Facilitate the free flow of safe food within ASEAN by:
 - (i) Enhancing the harmonisation of sanitary and phytosanitary measures and standards for food;
 - (ii) Minimising technical barriers to intra-ASEAN trade in food; and
 - (iii) Reducing discrepancies of national food control systems among individual ASEAN Member States.

The AFSRF shall address food safety assurance and control from primary production to consumption.

Matters concerning food quality, organic food, animal welfare, sustainability, food security, environmental protection, climate change, inter alia, which do not cause food to be injurious to health or unfit for human consumption, fall outside of the scope of the AFSRF.

OUTLINE

The specific requirements for the numerous and diverse aspects of food safety shall be defined in dedicated protocols appended to the AFSRF. The protocols shall include the existing initiatives on food safety and shall be developed and adopted as necessary.

1 Introduction

2 Objectives

3 Scope

4 Principles

5 Definitions

"Definition for food, food safety and related terminology based on standards harmonised in ASEAN and international standards".

6 General provisions

Statements on the rights and obligations of member states with respect to the provisions of the Framework Agreement, the implementation of the protocols and harmonised ASEAN standards and guidelines.

7 Recognition of results of inspections, certifications and SPS measures

Specific general obligations on recognition of results to facilitate intra ASEAN trade of food.

8 Institutional arrangements

Provisions for the governance of the ASEAN food safety Regulatory Framework through the establishment of the *ASEAN Food Safety Coordinating Committee*.

9 ASEAN bodies for food safety

Identify ASEAN bodies and their role in the AFSRF and define the links of the bodies with the *ASEAN Food Safety Coordinating Committee*.

10 Domestic legislation and competent authorities in Member States

Definition of the obligations for the Member States to ensure consistent with the AFSRF.

11 Protocols to the ASEAN Food Safety Regulatory Framework

Provisions for the development of protocols, including incorporation existing commitments and ongoing initiatives. the protocols are developed by the relevant subsidiary bodies under the coordination of ASEAN Food Safety Coordinating Committee. The protocols are to be an integral part of the AFSRF.

12 International affairs

Definition of the relationship to international agreements and managing ASEAN engagement in international bodies.

13 Transparency

Obligations to ensure transparency of domestic legislation for food safety.

14 Implementation

Definition of the process for implementation of the AFSRF. Definition of the process for the development and implementation of the protocols.

15 Disputes settlement

Reference to ASEAN EDSM.

16 Final provisions

Provisions for the coming into force of the AFSRF and the protocols and for amendments to the framework.

The “*ASEAN Food Safety Coordinating Committee*” will be established to oversee the implementation of AFSRF and its associated protocols. The Coordinating Committee will commence its operations upon the finalisation of the instruments for implementation of the AFSRF by the PFPWG task force. The task force will be disbanded upon the completion of its tasks.

The ASEAN Food Safety Coordinating Committee shall undertake the following:

I. Planning and overseeing the implementation of the AFSRF and its protocol;

II. Liaising with the relevant subsidiary ASEAN bodies under AEM, AMAF and AHMM for the development of protocols to the AFSRF;

III. Periodic reporting of progress on the implementation of the AFSRF.

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: ASEAN Roadmap for Enhancing the Role of Agricultural Cooperatives in Agricultural Global Value Chains 2018 - 2025

Date of Issuance: 11 October 2018

Author: ASEAN Sectoral Group on Agricultural Cooperatives

BACKGROUND

Based on the study conducted among ASEAN Member States (AMSs), the most important support needed by agricultural cooperatives are in the areas of institutional and capacity building, competitiveness, access to markets and access to finance to improve their positions in specific value chains.

OBJECTIVE

1. Provide guidance for enhancing participation of ASEAN agricultural cooperatives in the agricultural global value chains;
2. Advance the implementation of Strategic Thrusts 2 (Enhance trade facilitation, economic integration and market access) and 5 (Assist resource-constrained small producers and SMEs to improve productivity, technology, and product quality, to meet global standards and increase competitiveness in line with the ASEAN policy Blueprint on SME development) of the ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry 2016-2025 (FAF 2025);
3. Serve as a framework to harmonize agricultural cooperatives' legal structures and institutional arrangements within and among ASEAN member countries and share best practices.

OUTLINE

ASWGAC shall be the overall coordinating and monitoring body, while the AMSs will give updates on its implementation during its annual meeting. Following principles should be embraced by ASEAN:

1. Working with agricultural cooperatives should be embedded in all agricultural projects in ASEAN to increase their sustainability and inclusiveness;
2. Focus should be on creating showcases and success stories by investing in practical projects with clear expected outcomes for agricultural cooperatives taking part in the roadmap;
3. A common message and joint vision on agricultural cooperatives should be continuously shared under the roadmap.

Four main pillars

1. Institutional and capacity development

Measure 1 – Improve access to good quality advisory services

Actions:

- Conduct trainings for government officials on the management and operation of agricultural cooperatives so that they can play the needed facilitation role in the provision of services.
- Benchmark the classification and support systems for agricultural cooperatives against the standard of excellence in order to attract investments and partnerships with business.
- Collect or develop materials for training and support to agricultural cooperatives in the field of production, management, finance and business development, especially in the areas where they are most lacking.

Option:

- Provide access to specialized advisory services by agricultural cooperatives in the areas of feasibility studies, business planning, financial management, governance and marketing.

Measure 2 – Peer-to-peer learning and knowledge sharing

Actions:

- Gather all available information on agricultural cooperative expertise in ASEAN and make them widely accessible through a centralized database system.
- Set up an exchange program on thematic agricultural cooperative policy issues (e.g. by-laws, taxation, financing instruments), especially for young agricultural cooperative managers and board members.
- Share information on youth programs in ASEAN countries that are directed at agricultural cooperatives.
- Improve the use of online learning tools on agricultural cooperatives that were developed by ASEAN

sectoral working groups or those from reliable sources like the International Fund for Agricultural Development (IFAD) and European Union (EU).

Options:

- Organize an expert pool at national and ASEAN levels that can provide hands-on advisory services to agricultural cooperatives.
- Invite agricultural cooperative practitioners into the ACEDAC network and transform it into a structure for formulating policies that are based on actual practices of agricultural cooperatives.

2. Competitiveness

Measure 1 – Create resilient cooperatives

Actions:

- Promote a systemic and comprehensive approach to risk management for agricultural cooperatives, including diversification, insurance schemes and internal control mechanism.
- Expose and support agricultural cooperatives to access markets for high-value, organic and Geographical Indication (GI) food produce.

Options:

- Collect tools for agricultural cooperatives to train and assist members in tackling climate challenges in key commodities in line with the priorities of the different ASEAN working groups.
- Support the development and promotion of climate-resilient varieties and agriculture technologies such as agroecology and make them available to agricultural cooperatives through the ASEAN network.
- Promote an integrated area development approach by agricultural cooperatives based on a combination of tourism, biodiversity, local economy and global markets with Geographical Indications (GIs).
- Support farm advisory and extension services of agricultural cooperative for their members on sustainable agriculture.

Measure 2 – Create an enabling environment for agricultural cooperatives growth and viability

Actions:

- Allocate budget for capacity building and professionalization of agricultural cooperatives.
- Develop a strategic agenda in ASWGAC to strengthen the position of agricultural cooperatives in the AEC and to develop policies at ASEAN and national levels to enable agricultural cooperative development.
- AMSs to share experiences, improve regulations and intensify efforts in:
 - a) Regional infrastructure;
 - b) Tax policies;
 - c) Rural education on financial literacy, management and business;
 - d) Knowledge transfer through good academic and vocational networks in rural areas;
 - e) Land consolidation and ownership; and,
 - f) Streamlining of regulations and their costs.

Options:

- Provide policy guidelines and incentives for the consolidation or merger of small agricultural cooperatives to attain economies of scale.
- Support national agricultural cooperative federations in building their capacities to provide services to their member agricultural cooperatives.
- Improve auditing systems for agricultural cooperatives to ensure good governance and internal control.
- Encourage ASEAN governments to establish a clear and uniform legal framework for agricultural cooperatives and preferential treatment for ambitious and well-performing ones.
- Develop policies to require and support training for officers and staff of agricultural cooperatives.

Measure 3 – Simulate commodity-specific agricultural cooperation

Action:

- Study the potential impact of agricultural cooperative federations in ASEAN and gather lessons learned from different countries.

Options:

- Design commodity-specific trainings for agricultural cooperatives.
- Research possibilities for cooperative-cooperative trading schemes to decrease costs and increase solidarity.

Measure 4 – Promotion and ‘marketing’ of agricultural cooperatives development

Actions:

- Set up an ASEAN Agricultural Cooperative Network based on existing agricultural cooperative federation structures to represent agricultural cooperatives and their members in networking events and policy dialogues.

- Expand the relationship of ASGWAC with donors, companies and financiers in the ASEAN region, such as Grow Asia, EU, IFAD, USAID agri-agencies and others.

- Claim a bigger role for agricultural cooperatives in public-private partnerships and development programs in the region.

Options:

- Develop a marketing and fundraising plan towards 2025.

- Promote agricultural cooperative development in ASEAN through the production of brochures and flyers for donors and financing institutions.

- Develop a computerized and centralized database of agricultural cooperatives in ASEAN for benchmarking, marketing and fundraising.

- Define Key Performance Indicators (KPIs) for the database and establish a baseline for all agricultural cooperatives that will be updated annually.

- Mainstream agricultural cooperatives as important institutions for development programs in the ASEAN Economic Community.

- Develop voluntary guidelines on agricultural project financing by third parties involving agricultural cooperatives.

3. Access to Finance

Measure 1 – Promote sustainable financing systems for agricultural cooperatives

Actions:

- Promote internal capital mobilization within agricultural cooperatives.

- Provide preferential credit to agricultural cooperatives and farmer associations through soft loans from government or financial institutions.

Options:

- Establish collateral security and create transparency in lending mechanisms for agricultural cooperatives.

- Provide guidelines, benchmarks or examples for agricultural cooperatives regarding the need for collateral, business plan and member capital.

4. Access to Market

Measure 1 – Access to existing and to new markets, and outreach to business by agricultural cooperatives

Actions:

- Support agricultural cooperatives in using market information systems on consumer patterns, new business opportunities and competitiveness.

- Allocate R&D funding for development of new products by agricultural cooperatives identified through the market information systems.

- Support and attend business fora and match-making events between businesses and agricultural cooperatives.

- Develop a code of conduct for agribusiness in relation to working with smallholders and their cooperatives, e.g. regional certifications and the use of a “cooperative and smallholder benefit logo”.

Implementation Guide at National and Local Level

1. Advisory trajectory for individual agricultural cooperatives and recommended eight steps to set-up a cooperative towards global value chains.

Basic Steps:

1. Developing the initiative

2. Building consensus

3. Establishing a steering committee

4. Feasibility study and member survey

5. Organizational design

6. Member commitment

7. Involving other stakeholders

8. Starting up the enterprise

2. Thematic milestones for an efficient cooperative promotion and support roadmap at country level.

- Planning the cooperative and its business
- Leadership and members' commitment
- Cooperatives management
- Information management

Abstract form for Policy/Measures/Guidelines of FVC Strengthening for ASEAN Region

Name of Document: Initiative for ASEAN Integration (IAI) Work Plan IV (2021-2025)

Date of Issuance: 2020

Author: ASEAN Secretariat

BACKGROUND

This document is made as a result of the Fourth Informal Summit in Singapore in 2000 and Ha Noi Declaration on Narrowing Development Gap for Closer ASEAN Integration in 2001, which provided direction on collective efforts in ASEAN to narrow the development gap within ASEAN and between ASEAN and the rest of the world to enhance ASEAN's competitiveness as a region. The Hanoi Declaration called for special assistance to Cambodia, Lao PDR, Myanmar, and Viet Nam (CLMV countries) to further regional integration to close the development gap. The fourth work plan is encouraged by the significant progress achieved by the CLMV countries under IAI Work Plans I, II, and III. Since the emergence of challenges and priorities brought about by global and regional developments and trends, such as the Fourth Industrial Revolution and the adverse impact of the COVID-19 pandemic, there are more reasons to assist the CLMV countries to implement IAI Work Plan IV (2021-2025). The IAI Work Plan IV's strategic areas are relevant to some ASEAN plans namely Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry (2016-2025), ASEAN Standards and Conformance Strategic Plan 2016-2025, AEC 2025 trade Facilitation Action Plan, 2018 ASEAN Work Programme on Trade Facilitation ATF-JCC Priorities, 2020 ASEAN Work Programme and Priorities on Trade Facilitation, ASEAN Strategic Action Plan for SME Development 2016-2025, ASEAN 5 Year Work Plan on Education (2016-2020), and ASEAN Post-2015 Health Development Agenda.

OBJECTIVE

To strengthen efforts and cooperation in advancing regional integration and reducing developmental gap through, among others, the Initiative ASEAN Integration; To contribute towards the implementation of the ASEAN Comprehensive Recovery Framework in increasing the capacity and resilience of public health systems, education systems, MSMEs as well as key economic sectors such as agriculture and trade, in preparing ASEAN, particularly the CLMV countries, for economic and social transformation towards a comprehensive recovery from the impact of the COVID-19 pandemic and stronger ASEAN resilience.

OUTLINE

The structure of IAI Work Plan IV is composed of two parts which are strategic framework (vision, strategic areas and objectives, and actions) and the implementation plan. Aside from the strategic framework, IAI Work Plan IV also brings up three other potential themes which are Industry 4.0, Gender and Social Inclusion (GESI), and Environmental Sustainability, Sustainable Urbanization and Infrastructure Development which cross-cut with the framework.

Strategic Framework for IAI Work Plan IV

A. Food and Agriculture

Increasing the adoption of sustainable agricultural practices, agricultural productivity, and trade in agricultural products is possible by exchanging best practices and capacity building in improving water management and water-use efficiency in agriculture, disseminating techniques and technologies to reduce post-harvest losses in crop production, including in food processing, and completing the development and implementation of sustainable agricultural approaches including GAP, GAqP and GAHP by raising awareness and training farmers. Supporting smallholder farmers to increase their productivity and market access will also contribute to the previous objective as well as increasing the income of the farmers. Lastly, introducing agricultural techniques and technologies that safeguard the sector against potential negative effects of climate will improve farmers' income and food security.

B. Trade Facilitation

The objective to increase market access by harmonizing standards of mutually recognizing conformity assessment

results by improving the said harmonization and its implementation. Completing national commitments to multilateral trade facilitation agreements by accelerating the implementation of trade facilitation measures, which have been accepted by international institutions (WTO and/or WCO). Lowering the incidence of trade distorting non-tariff measure by improving technical capacity related to non-tariff measures and barriers to enable more effective trade facilitation. Increasing adoption of e-commerce to support trade by promoting, adopting, and including technical capacity building to strengthen legal and regulatory frameworks for e-commerce.

C. MSMEs

The objective of increasing access to finance for MSMEs can be done through broadening access to financial literacy and productivity training for MSMEs—with focus on women and youth. To reduce time and cost to start a business, they should enhance the registration process to start a business by streamlining permits and registration procedures and promoting Good Regulatory Practices as well as build up capacity of business associations to better represent MSME interests in policy making processes and to partner with government for a conducive environment. Supporting the awareness and adoption of relevant technology and digital tools will help raising the productivity of MSMEs. Lastly, supporting the integration of MSMEs into global value chains including establishing mechanisms to help MSMEs increase exports is a mean to support MSMEs' internationalization.

D. Education

The objectives are to improve the quality of TVET education and maximize employment opportunities of TVET graduates, support regional mobility of students, promote alternative delivery channels of education to increase access and strengthen resilience of the education sector, increase quality of basic educational level, and improve English language across all level through inter alia. Those can be achieved by providing technical and capacity support for TVET education quality and awareness of TVET, supporting CLMV countries to reduce intra-regional student mobility, assisting CLMV countries to develop programs adopting online learning and other delivery channels, improving the quality of teaching and school leadership, and delivering English language training to government officials and basic education teachers.

E. Health and Well-being

Strengthening public health security through developing national core capacities in prevention, detection, responses, adoption of digital technologies, awareness on disease outbreaks as well as providing technical and capacity support to improve the quality of access to rural health services would promote a more effective and responsive healthcare system. CLMV countries should also be supported to implement programs that improve and enhance food safety. Reducing deaths caused by non-communicable disease could be done by strengthening the capacity of healthcare systems to address its increasing prevalence. Lastly, CLMV countries should be supported to end all forms of malnutrition by scaling up nutrition surveillance and developing effective mechanisms to address areas of concerns.

Enabling actions for the above framework are 1) raise awareness of and promote sustainable development, particularly in areas related to urbanization, the circular economy, and energy system; 2) capacity building for government officials to share best practices in administration, public policy, governance, and regulatory development; 3) improve data collection and analysis capabilities to enable more effective policymaking, and; 4) strengthening the role of social work in realizing a people-oriented, people-centered, and inclusive ASEAN Community.

The implementation approaches for IAI Work Plan IV are 1) clear governance and ownership; 2) effective project delivery; 3) proactive stakeholder engagement, and; 4) robust performance management. These are all supported by clear monitoring, reporting and evaluation channels, and responsibilities. Progress and the input and output level will be reported regularly to the IAI Task Force while progress at the outcome level will be assessed on three occasions – 2021, 2024, and 2027.